## 福祉環境委員会

平成 31 年 3 月 1 日(金) 10 時 00 分~ 時 分 全 員 協 議 会 室

## 【委員】柳楽委員長、上野副委員長

村武委員、布施委員、芦谷委員、田畑委員、澁谷委員、西村委員

#### 【議 長・委員外議員】

【福祉環境委員会 所管管理職】

近重副市長

〔健康福祉部〕前木健康福祉部長、井上地域福祉課長、白根地域医療対策課長、

湯浅統括保健師、久保健康長寿課長、河上子育て支援課長

[市民生活部] 斗光市民生活部長、猪木迫医療保険課長、塙総合窓口課長、野田環境課長 [金城支所] 吉永金城支所長、大崎金城支所市民福祉課長

[旭 支 所]塚田旭支所長、西川旭支所市民福祉課長

[弥栄支所]河上弥栄支所長、小池弥栄支所市民福祉課長

[三隅支所]斎藤三隅支所長、田城三隅支所市民福祉課長

[上下水道部]河野上下水道部長、坂田管理課長、新森工務課長、桑原下水道課長

## 【事務局】新開書記

#### 議題

#### 1 議案

- 議案第 4 号 浜田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例に ついて (地域福祉課)
- 議案第 5 号 浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について (医療保険課)
- 議案第 6 号 浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 の一部を改正する条例について (子育て支援課)
- 議案第7号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(医療保険課)

- 議案第9号 浜田市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部を改正する条例 について (環境課)
- 議案第12号 浜田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について (工務課)
- 議案第13号 浜田市水道事業審議会条例の制定について (管理課)
- 議案第 14 号 浜田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道 技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について (工務課)

#### 2 陳情審査

陳情第92号 病児保育の補助金の返還についての状況説明を求める陳情について 陳情第93号 家庭保育の推進を求める陳情について

(裏面へ)

## 3 執行部報告事項

(1) はまだ健康チャレンジ(はまチャレ)事業について (地域医療対策課)

(2) 浜田市子ども・子育てに関する市民実態調査の結果について【速報値】

(子育て支援課)

(3)子育て支援センター建設地の検討状況について

(子育て支援課)

(4) 幼児教育・保育の無償化について

(子育て支援課)

(5)水道事業の連携に関する検討状況について

(管理課)

(6) 平成 31 年度浜田市街地水道管路更新工事について

(工務課)

(7)下府町における下水道管破損事故について

(下水道課)

(配布物)

• 浜田市自死対策総合計画

(地域医療対策課)

・浜田市人口状況(平成30年11月末~平成31年1月末)

(総合窓口課)

## 4 所管事務調査

(1)民生児童委員に関する状況について

(地域福祉課)

(2) 胃がんリスク検査 (ピロリ菌検査) 事業について

(地域医療対策課)

(3)ひとり親家庭支援対策について

(子育て支援課)

(4)「ウィンドファーム浜田」に対する住民の意見等について(環境課)

5 その他

# 平成31年3月浜田市議会定例会 条例議案新旧対照表

(福祉環境委員会)

## 新旧対照表の見方

- 1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。
- 2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。
  - (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後(案)」が改正後の内容
  - (2) 改正のある条のみ表記
  - (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
  - (4) 変更のある箇所を下線で表記

## 〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例(平成●●年浜田市条例第●●号)新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

現行	改正後(案)					
	(見出し) 第●条 市長は、○○○○○○、 <u>▲▲▲▲</u> とする。 2 〔略〕					

## 目 次

議案第4号	浜田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	•••	1ペーシ
議案第5号	浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について		2ペーシ
議案第6号	浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正す る条例について	•••	3ペーシ
議案第7号	浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について		4ペーシ
議案第9号	浜田市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部を改正する条例について		7ペーシ
議案第12号	浜田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について		8~->
議案第14号	浜田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の 資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	•••	9ペーシ

浜田市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年浜田市条例第125号)新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

現行	改正後 (案)
(利率)	(利率 <b>及び保証人</b> )
第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後	第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後
は <b>その利率を、延滞の場合を除き年3パーセント</b>	は <u>、延滞の場合を除き、その利率を年3パーセント以内で規則で定め</u>
とする。	<u>る率</u> とする。
〔新設〕	2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなけれ
	<u>ばならない。</u>
〔新設〕	3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務
	を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含する
	<u>ものとする。</u>
(償還等)	(償還等)
第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。	第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。
2 〔略〕	2 〔略〕
3 償還免除 <u>、保証人</u> 、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予につい	3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予につい
ては、法第13条第1項、令第8条から <b>第12条</b> までの規定によるものと	ては、法第13条第1項、令第8条から <b>第11条</b> までの規定によるものと
する。	する。

(下線部分が改正箇所)

現行 (定義)

## 2•3 [略]

[略]

第2条

- 4 この条例において「被保険者等」とは、社会保険各法の規定による 被保険者、組合員若しくは被扶養者(これらの者であった者を含む。) 又は社会保険各法以外の法令等の規定による医療費で規則で定める ものを負担する扶養義務者若しくは民法(明治29年法律第89号)第8 77条第1項に定める扶養義務者をいう。ただし、次の各号に掲げる者 を除く。
  - (1) [略]
  - (2) 第1項第3号に掲げる乳幼児等の生計維持者について、同号に掲げる入院をした最終日の属する年の前年の所得(当該日が1月1日から6月30日までの間にあるものに係る申請を行う生計維持者については、前々年の所得)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する**控除対象配偶者**及び扶養親族の有無及び数に応じて、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第1条から第3条までの規定により算出して得た額以上の者

改正後 (案)

(定義)

第2条 〔略〕

2 • 3 〔略〕

- 4 この条例において「被保険者等」とは、社会保険各法の規定による 被保険者、組合員若しくは被扶養者(これらの者であった者を含む。) 又は社会保険各法以外の法令等の規定による医療費で規則で定める ものを負担する扶養義務者若しくは民法(明治29年法律第89号)第8 77条第1項に定める扶養義務者をいう。ただし、次の各号に掲げる者 を除く。
  - (1) [略]
  - (2) 第1項第3号に掲げる乳幼児等の生計維持者について、同号に掲げる入院をした最終日の属する年の前年の所得(当該日が1月1日から6月30日までの間にあるものに係る申請を行う生計維持者については、前々年の所得)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第1条から第3条までの規定により算出して得た額以上の者

浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年浜田市条例第34号)新旧対照表 (	(下線部分が改正箇所)
---	-------------

現行	改正後(案)
(職員)	(職員)
第11条 〔略〕	第11条 〔略〕
2 〔略〕	2 〔略〕
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、 都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)~(4) [略] (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号) による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、 社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当 する課程を修めて卒業した者	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、 都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)~(4) [略] (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号) による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、 社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当 する課程を修めて卒業した者 (当該学科又は当該課程を修めて同 法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
$(6) \sim (10)$ [略]	(6)~(10) 〔略〕
4 • 5 〔略〕	4•5 〔略〕

現行

(基礎賦課限度額)

第18条の6 第15条又は第18条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の基礎賦課額と第18条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第21条及び第22条第1項において同じ。)は、**58万円**を超えることができない。

(保険料の減額)

- 第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課 額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の2の基礎賦課額から、そ れぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た 額が**58万円**を超える場合には、**58万円**)とする。
  - (1) [略]
  - (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に**27万5,000円**に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
    - ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分 の5を乗じて得た額
    - イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の

改正後 (案)

(基礎賦課限度額)

第18条の6 第15条又は第18条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の基礎賦課額と第18条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第21条及び第22条第1項において同じ。)は、**61万円**を超えることができない。

(保険料の減額)

- 第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課 額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の2の基礎賦課額から、そ れぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た 額が**61万円**を超える場合には、**61万円**)とする。
  - (1) [略]
  - (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に**28万円** に当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
  - ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額
  - イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の

現行

5を乗じて得た額

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に50万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
  - ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分 の2を乗じて得た額
  - イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の 2を乗じて得た額
- 2 〔略〕
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の6の3又は第18条の6の7」と、「**58万円**」とあるのは「19万円」と、前項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」とする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の8」

## 改正後 (案)

5を乗じて得た額

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に51万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
  - ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分 の2を乗じて得た額
  - イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の 2を乗じて得た額
- 2 〔略〕
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の6の3又は第18条の6の7」と、「**61万円**」とあるのは「19万円」と、前項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」とする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条又は第18条の2」とあるのは「第18条の8」

## 浜田市国民健康保険条例(平成17年浜田市条例第151号)新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

現行	改正後(案)
と、「 <b>58万円</b> 」とあるのは「16万円」と、第2項中「第18条」とある	と、「 <u><b>61万円</b></u> 」とあるのは「16万円」と、第2項中「第18条」とある
のは「第18条の11」とする。	のは「第18条の11」とする。

浜田市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例(平成17年浜田市条例第157号)新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

現行

(市が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)

第19条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1)~(5) 〔略〕

(6) 学校教育法に基づく短期大学

者しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(同令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後

\_\_\_\_\_\_、4年以上廃棄物の処理に関 する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学\_

\_\_\_\_\_、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務 に従事した経験を有する者

 $(8) \sim (11)$  「略]

改正後 (案)

(市が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)

第19条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1)~(5) 〔略〕

- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期 課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。) 若しくは 高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく 専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課 程において衛生工学(同令に基づく専門学校にあっては、土木工 学。次号において同じ。) 若しくは化学工学に関する科目を修め て卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有す る者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学 (専門職大学前期課程を含む。) 若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理 学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛 生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業し た後 (専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、5年以上廃 棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

 $(8) \sim (11)$  「略]

## 浜田市水道事業の設置等に関する条例(平成17年浜田市条例第260号)新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

現行	改正後(案)
(経営の基本)	(経営の基本)
第2条 〔略〕	第2条 〔略〕
2 〔略〕	2 〔略〕
3 給水人口は、 <b>5万5,180人</b> とする。	3 給水人口は、 <b>5万2,119人</b> とする。
4 1日最大給水量は、 <b>2万8,649.3立方メートル</b> とする。	4 1日最大給水量は、 <b>2万7,744.4立方メートル</b> とする。

浜田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年浜田市条例第52号) 新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

現行

(布設工事監督者の資格)

- **第3条** 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。
  - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号) **による** 大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号) **による** 大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (2) 学校教育法**による** 大学の土木工学科又はこれに相当する 課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目 を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事し た経験を有する者
  - (3) 学校教育法による短期大学

若しく

は高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号) <u>による</u> **専門学校** において土木科又はこれに相当する課程を修めて 卒業した後 、5年以 上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法**による** 高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)**による** 中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

改正後 (案)

(布設工事監督者の資格)

- **第3条** 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。
  - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号) <u>に規定する</u>大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号) <u>に規定する</u>大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (2) 学校教育法<u>に規定する</u>大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (3) 学校教育法<u>に規定する短期大学(同法に規定する専門職大学の</u>前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。) 若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号) <u>に規定する専門学校</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後<u>(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)</u>、5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (4) 学校教育法**に規定する**高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)**に規定する**中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

浜田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年浜田市条例第52号) 新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

現行

- (5) [略]
- (6) 第1号又は第2号に規定する卒業をした者であって、学校教育法**による** 大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する卒業をした者にあっては1年以上、第2号に規定する卒業をした者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (7) 〔略〕
- (8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道**又は水道環境**を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(平29条例40・一部改正)

(水道技術管理者の資格)

- 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。
  - (1) 「略〕
  - (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工 学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又は これらに相当する学科目を修めて卒業した後

\_\_\_\_\_、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者

改正後 (案)

- (5) [略]
- (6) 第1号又は第2号に規定する卒業をした者であって、学校教育 法**に規定する**大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水 道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生 工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する卒業をした者にあっては1年以上、第2号に規定する卒業をした者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験 を有するもの
- (7) 「略〕
- (8) 技術士法 (昭和 58 年法律第 25 号) 第 4 条第 1 項の規定による 第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水 道及び工業用水道 \_\_\_\_\_\_を選択した者に限る。) であって、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (平 29 条例 40・一部改正)

(水道技術管理者の資格)

- 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。
  - (1) [略]
  - (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後 (専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者

浜田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年浜田市条例第52号) 新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

改正後 (案) 現行 については6年以上、 (専門職大学前期課程にあっては、修了した者) については 6 年 同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に 以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上 関する技術上の実務に従事した経験を有する者 水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 「略〕 (3)「略〕 (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、 (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、 理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する 理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する 学科目以外の学科目を修めて卒業した後 学科目以外の学科目を修めて卒業した後 (専門職大学前期課程に 、同条第1号に規定する学校を卒業した者に あっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者 ついては5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者 については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専 については7年以上、同 門職大学前期課程にあっては、修了した者) については7年以上、 条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関 同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に する技術上の実務に従事した経験を有する者 関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定 (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定 する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校 する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校 において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号 において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号 の卒業した者 ごとに の卒業した者 (専門職大学前期課程を修了した者を含む。) ごとに 規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した 規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した 経験を有する者 経験を有する者

[略]

(6)

[略]

(6)

平成 31 年 3 月 1 日 福祉環境委員会資料 健康福祉部地域医療対策課

## はまだ健康チャレンジ(はまチャレ)事業について

健康寿命を延ばすための…

## 健康づくりにチャレンジ!

- ○適度な運動にはウォーキングが最適
  - ·一日 8,000 歩を目指すと高血圧や糖尿病などの生活習慣 病の予防につながります
  - ・歩き慣れていない人は、無理なく、まずはスクワットなど筋 トレをして一日 5,000 歩を目指しましょう
  - ストレッチ体操やラジオ体操などもチャレンジしましょう
- ○今より歩数を増やす工夫を!
  - ・エレベーターを使わずに階段を歩きましょう
  - ・徒歩 10 分の距離は自転車や車を使わずに歩いてみましょう
  - ・好きな音楽3曲分を歩いてみましょう

## 適切な食生活

- 〇朝食を欠かさずに、1日3食を食べましょう
  - ・朝食は、寝ている間に消費したエネルギーを補充し、脳を活性化させる ことで身体を目覚めさせる役割があります
  - ・睡眠中に低下した体温を高めることや生活リズムを整える役割がありま
- ○野菜を1日350g食べましょう
  - 野菜料理を毎食2皿ずつ食べましょう
- ○薄味にこころがけましょう
  - ・一日の塩分量:男性8g未満 女性7g未満
  - ・食品の塩分やナトリウム量の表示を見てみましょう

## 加

- ○地域で何らかの役割を担ったり、人との交流を しましょう
  - ・自分の好きな趣味やいきがい、自分に合ったボランティア 活動などを見つけましょう
  - ・近所や友人との交流を大切にしましょう



## 次のページで早速「はまチャレ」

浜田市の介護が必要な期間は、男性は約2年、女性は約4年となっています。

(島根県健康指標データベースシステム 2014年を中間年とした 65歳の平均自立期間と平均余命から算出) 浜田市ではこの期間を短くし、健康寿命の延伸を目指しています。



# 右ページのポイント記録表(兼応募用紙)に ポイントを記入して「はまチャレ」に応募してね!



まずは1日5,000歩から

ポイントを貯めて 浜田市共通商品券を当てよう

久はまチャレ

記録表のそれぞれの項目を達成できたらポイントゲット 1か月で100ポイント以上貯めると応募可能! 第1期•第2期各100名、合計200名に2,000円分の商品券が当選!

.

# **大期間**

第1期→5月~7月分 第2期→10月~12月分

応募期限→2019年9月2日(月) 応募期限→222年2月3日(月) ※当日消印有効

ě

.

期間中3か月連続でチャレンジすると、最大3回応募できます。 1か月だけの応募、3か月まとめての応募も可能◎

## **人** 応募方法

●郵送の場合 〒697-8501

FAX送信の場合 0855-23-3440 宛

浜田市殿町1番地 健康医療対策課 宛

●応募箱への投函の場合 切手不要の投函箱設置場所 浜田市役所 及び各支所窓口 子盲て支援センターすくすく 市立公民館

○記録表は浜田市ホームページからExcelデータで ダウンロード可。ポイント計算が簡単になります。

- ○当選者の氏名は浜田市のホームページ上で 発表いたします。
- ○記録表の個人情報は厳守いたします。 また、浜田市の健康づくりの情報として 活用させていただきます。
- ○歩きすぎには注意しましょう。

#### 問合せ

浜田市健康医療対策課 TEL / 0855-25-9311 Mail / kenko@city.hamada.lg.jp

はまチャレ 浜田市 Q 検索



.

WALKI

1 Chek it! 1

下記のとおり、「はまだ健康チャレンジ」 2019年度に応募します。

			「品のという、「はなんに足がノイレンン」という一人文に心分しなす。
	郵便	番号	住所
応	ふり	がな	電話番号
募者	氏	名	会社名・学校名等さしつかえがなければご記入ください
19	取り組ん	んだ感想	
Oウォーキングポイント			Oいろいろポイント加算 (1日につき)

歩数	付与ポイント		内容				
0 ~1,999歩	0ポイント	運動·体操	運動・体操 体操・グラウンドゴルフ・運動教室・水泳・ゴルフなどの運動等を実施				
2,000 ~3,999歩	1ポイント	ポイント	した場合	1ポイント			
4,000 ~5,999歩	2ポイント	朝ごはん	朝食を食べた場合	1ポイント			
6,000 ~7,999歩	3ポイント	ポイント					
8,000 ~9,999歩	4ポイント	22	目的を持って外へ出かけた場合 (通勤・通学を除く)	1ポイント			
10,000 歩~	5ポイント	,	(社会参加) 例) 趣味の活動、ボランティア、講演会、子育て支援センター				
※1 000 歩 一約10公一	- \$5700m	ぱんシト ポイント	サロン、子育でサロン、買い物など				

	×1,00	<u>0歩=約10分=</u>	約700m	<b>ホイント</b>	ソロハ 丁月(	ツレス 貝が物	۲C		
		2019年	ウォ-	ーキング	運動	朝ごはん	お出かけ	1日合計	累計
	記	月	歩数又は歩行	時間 ポイン	<u>ト</u> 体操	別こはん	の団がり	ポイント	ポイント
	録	1日 ( )							
	表	2日 ( )							
		3日 ( )							
		4日 ( )							
		5日 ( )							
		6日 ( )							
		7日 ( )							
		8日 ( )							
		9日 ( )							
		10日 ( )							
		11日 ( )							
		12日 ( )							
		13日 ( )							
		14日 ( )							
		15日 ( )							
	$\overline{}$	16日 ( )							
	·月 (	17日 ( )							
	日は \	18日 ( )							
	の日」	19日 ( )							
စ၊		20日 ( )							
+ ·	,,,	21日 ( )							
	<u>'ント</u>	22日 ( )							
<u> 21</u>	<u>\$!!</u>	23日 ( )							
		24日 ( )							
		25日 ( )							
		26日 ( )							
		27日 ( )							
		28日 ( )							
		29日 ( )							
		30日 ( )							
		31日 ( )							
		ニュナナナ ロハンボ	ΔΩΓ	E 22 '	2440 -				

※FAXで応募できます。FAX番号は **0855-23-3440** です。

応募には100ポイント以上必要です。

おかけ間違えのないよう、ご注意ください。

第1期(5月~7月分)応募期限:2019年9月2日(月) 第2期(10月~12月分)応募期限:2020年2月3日(月)

記入例



## ポイント記録表(兼応募用紙)

#### 裏面の記録表に記入して、あなたも「はまだ健康チャレンジ」に応募を!

	を描いる。またでは、これでは、これでは、これである。 これにものできた。 これにものができた。 これにもののできた。 これにもののできんのできんのできんのできんのできんのできんのできんのできんのできんのでき							
応		郵便番号	郵便番号 697-8501		住 克	沂	浜田市殿町1番地	
		ふりがな	はまだ たろう	まだ たろう		号	0855-22-2612	
募		氏 名	浜田 太郎(45歳)		所原	耟	会社名・学校名等さしつかえがなければご記入ください 近田市役所	
	者	取り組んだ感想	して歩いた。歩き始めより楽に歩かれるようになって、体を動かしやすくなった。			に歩かれるようになって、体を動かしやすくなった。		

<u>○ウォーキングポイント</u> に座って足踏みも可 いろいろポイント加算 (1日につき)

歩数	付与ポイント		内容			
0歩~1,999歩	0ポイント	運動·体操	体操・グラウンドゴルフ・運動教室・水泳・ゴルフなどの運動等を実施	1ポイント		
2,000歩~3,999歩	1ポイント	ポイント	した場合	1/1/1/1		
4,000歩~5,900歩	2ポイント	朝ごはん	朝食を食べた場合	1ポイント		
6,000歩~7,999歩	3ポイント	ボイント				
8,000歩~9,999歩	4ポイント		目的を持って外へ出かけた場合(通勤・通学を除く)	1ポイント		
10,000歩~	5ポイント	,,	(社会参加) 例) 趣味の活動、ボランティア、講演会、子育て支援センター			
×1 000 生 — 約10公 — 約	7000	ポイント	サロン、子育てサロン、買い物など	ĺ		

X1.0	000歩=	=約10分=約70	0m	不	イント	ガリン・子育(	叩ろ買い物は	rc .		
,,,,		2019年	ウォ	ーキン		運動	朝ごはん	お出かけ	1日合計	累計
	記	1月	歩数又は歩行			体操	+/10/0/	0.000000	ポイント	ポイント
	録	1日 (火)	8,000	步	4	1	1	1	7	7
	表	2日 (水)					1	1	2	9
		3日 (木)					1	1	2	11
	_	4日 (金)	9,000	歩	4		1	1	6	17
	目	5日 (土)					1	1	2	19
	指	6日 (日)					1		1	20
1	世	7日 (月)	8,000		4	1	1	1	7	27
日	1	8日 (火)		分	0		1	1	2	29
	-	9日 (水)	20		1		1	1	3	32
8		10日 (木)	8,000	歩	4		1	1	6	38
0		11日 (金)	40	分	2		1	1	4	42
		12日 (土)					1	1	2	44
0		13日 (日)					1		1	45
0		14日 (月)				1	1		2	47
	<u>1</u>	15日 (火)	40	分	2		1	1	4	51
步		16日 (水)	40	分	2		1	1	4	55
毎月	$\Box$	17日 (木)		分	0		1	1	2	57
	\	18日 (金)	40	分	2		1	1	4	61
19日	V	19日 (土)	8,000	歩	4		1	1	12	73
日月		20日 (日)					1		1	74
"	'	21日 (月)	40	分	2	1	1	1	5	79
ポイン	<b>ル</b>	22日 (火)		分	0		1	1	2	81
2倍		23日 (水)	8,000	歩	4		1	1	6	87
		24日 (木)	40	分	2		1	1	4	91
		25日 (金)	40	分	2		1	1	4	95
		26日 (土)					1	1	2	97
		27日 (日)					1		1	98
		28日 (月)	40		2	1	1	1	5	103
		29日 (火)	8,000	歩	4		1	1	6	109
		30日 (水)		分	0		1	1	2	111
		31日 (木)	40	分	2		1	1	4	115
	•		00		22.2	440	بر )	÷ □ / <del>==</del> □ #	)の広草に1	_

※FAXで応募できます。FAX番号は **0855-23-3440**です。

賞品(商品券)の応募には 100ポイント以上必要です。

おかけ間違えのないよう、ご注意ください。 第1期(5月~7月分)応募期限:2019年9月2日(月)

第2期(10月~12月分)応募期限: 2020年2月3日(月)

平成31年3月1日 福祉環境委員会資料 健康福祉部子育て支援課

# 浜田市子ども・子育てに関する市民実態 調査の結果について【速報値】

平成31年2月 浜田市

## 目 次

I	ア	~ンケート調査の実施概要	1
	1	調査の目的	1
2	2	調査の概要	1
;	3	報告書の見方	2
Π	京	t学前児童保護者版アンケート調査結果	3
	1	お住まいの地域について	3
2	2	お子さんとご家族の状況について	4
;	3	お子さんの育ちをめぐる環境について	7
4	4	お子さんの保護者の就労状況について	17
į	5	平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について	29
(	6	幼児教育・保育の無償化について	53
-	7	地域の子育て支援事業の利用状況について	54
8	8	土曜日、日曜日・祝日、夜間や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望につい	て 77
Ç	9	病気の際の対応について	88
1	0	不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について	
1	1	小学校就学後の放課後の過ごし方について	101
1	2	児童虐待に関することについて	107
1	3	育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について	110
1	4	子どもの生活実態について	125
1	5	子どもの教育や地域での子育てについて	128
1	6	浜田市の子育て支援施策全般について	134
Ш	/]	N学生児童保護者版アンケート調査結果	135
	1	お住まいの地域について	135
2	2	お子さんとご家族の状況について	137
;	3	お子さんの育ちをめぐる環境について	141
4	4	お子さんの保護者の就労状況について	145
į	5	お子さんの放課後の過ごし方について	154
(	6	お子さんの日常生活について	169
-	7	お子さんの病気の際の対応について	174
8	8	不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について	180
Ç	9	児童虐待に関することについて	187
1	0	子どもの教育や地域での子育てについて	190
1	1	子どもの生活実態について	196
1	2	子どもの進学に係る奨学金貸与希望について	198
1	3	子どもの食について	199
1	4	浜田市の子育て支援施策全般について	202

## l アンケート調査の実施概要

## 1 調査の目的

この調査は、子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたって、市民の子育てに関する生活実態や意見・要望を確実に把握するために実施したものです。

## 2 調査の概要

	就学前児童保護者調査	小学生保護者調査			
調査地域	浜田市全域				
調査対象	市内在住で就学前児童(0~5歳)のいる 世帯	市内在住で小学生のいる世帯			
調査数	1,912 名	1,910 名			
調査方法	・幼稚園・保育所(園)・認定こども園を通じ て配布・回収 ・郵送による配布・回収	・学校を通じて配布・回収・郵送による配布・回収			
調査票回収数	1,536	1,510			
回収率	80.3%	79.1%			

## 3 報告書の見方

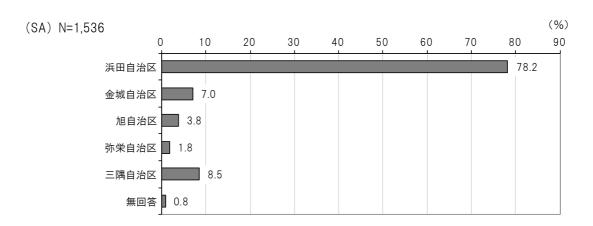
- 回答結果は、有効サンプル数に対して、少数第2位を四捨五入したそれぞれの割合を示しています。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%をこえる場合があります。
- 図表中おいて、「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。
- グラフおよび表のN数は有効標本数(集計対象者総数)、(SA)は単数回答の設問、(MA)は複数回答の設問、(NA)は数量を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。
- ●就学前児童調査票と小学生児童調査票で共通している設問は1つのグラフで比較できるように表しており、その際、設問の番号は就学前児童調査票に準じて掲載しています。また、共通の設問は前半にまとめて掲載しているため、途中で設問番号が連続しない箇所があります。
- ●年齢については、年月から学齢として算出しています。

## Ⅱ 就学前児童保護者版アンケート調査結果

## 1 お住まいの地域について

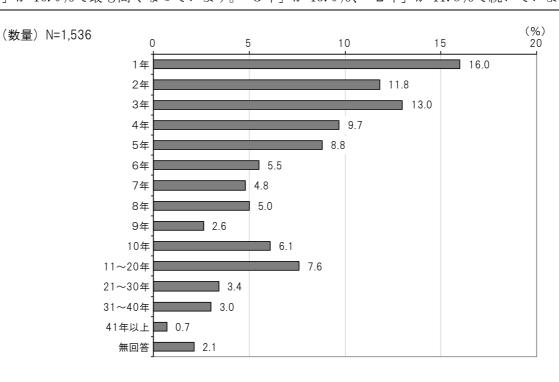
## 問1 あなたのお住まいの地域はどちらですか。(SA)

「浜田自治区」が 78.2%で突出しています。「三隅自治区」が 8.5%、「金城自治区」が 7.0%で続いています。



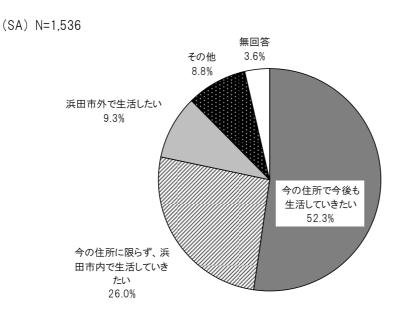
## 問2 あなたは現在の住所にどのくらいお住まいですか。(数量)

「1年」が16.0%で最も高くなっています。「3年」が13.0%、「2年」が11.8%で続いています。



## 問3 あなたは現在お住まいの地域、または浜田市で今後も暮らしたいと思いますか。(SA)

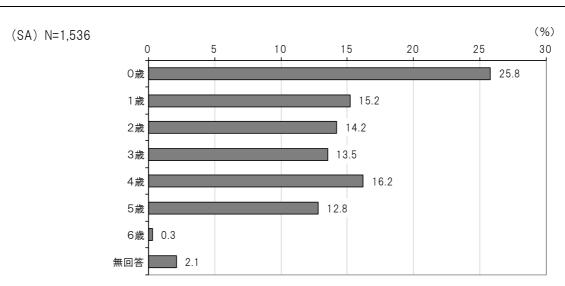
「今の住所で今後も生活していきたい」が52.3%を占めています。



## 2 お子さんとご家族の状況について

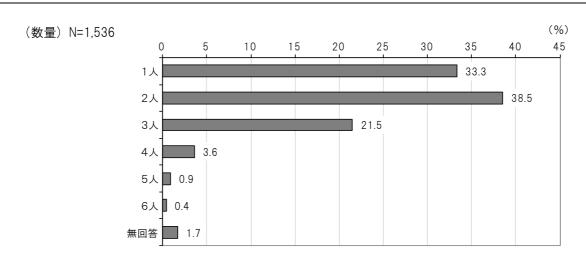
## 問4 お子さんの年齢(学齢)(SA)

「0歳」が 25.8%で最も高くなっています。次いで「4歳」が 16.2%、「1歳」が 15.2%で続いています。



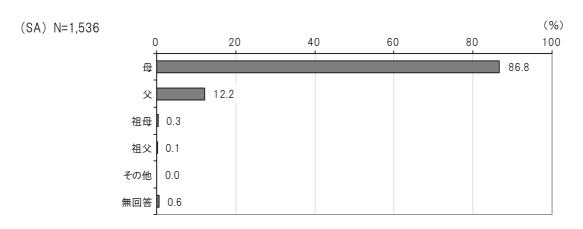
## 問5 お子さんを含めた兄弟姉妹は何人いらっしゃいますか。(数量)

「2人」が 38.5%で最も高くなっています。次いで「1人」が 33.3%、「3人」が 21.5%で続いています。



問6 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。お子さんからみた関係でお答えください。 (SA)

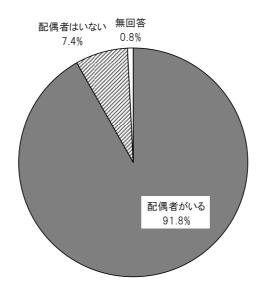
「母」が86.8%で突出しています。「父」が12.2%、「祖母」が0.3%で続いています。



## 問7 この調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。(SA)

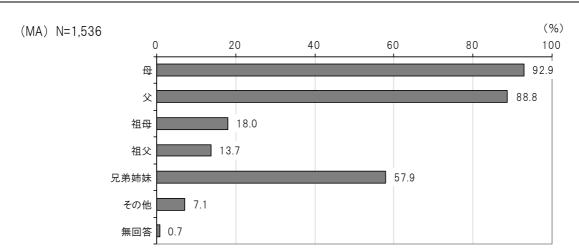
「配偶者がいる」が91.8%を占めています。





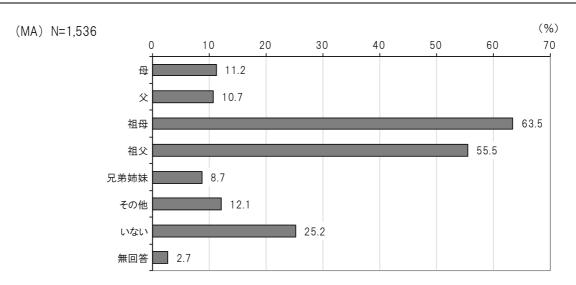
## 問8 お子さんと同居している方は誰ですか。続柄はお子さんからみた関係です。 (MA)

「母」が 92.9%で最も高くなっています。次いで「父」が 88.8%、「兄弟姉妹」が 57.9%で続いています。



## 問9 お子さんの近所 (おおむね30分以内に行き来できる範囲) に住んでいる方は誰ですか。続柄 はお子さんからみた関係です。 (MA)

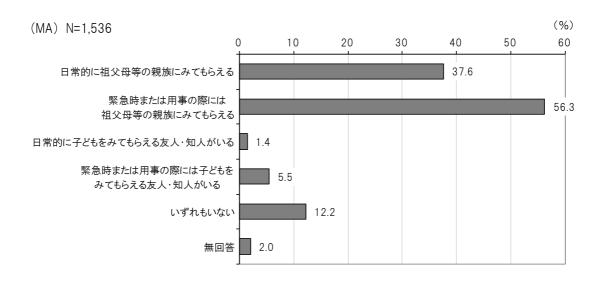
「祖母」が 63.5%で最も高くなっています。次いで「祖父」が 55.5%、「いない」が 25.2%で続いています。



## 3 お子さんの育ちをめぐる環境について

問11 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。 (MA)

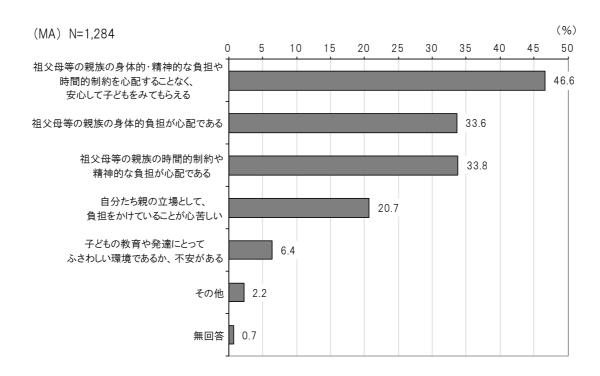
「緊急時または用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 56.3%で最も高くなっています。次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 37.6%、「いずれもいない」が 12.2%で続いています。



## 問 11 で「1」または「2」に〇をつけた方にうかがいます。

#### 問11-1 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。 (MA)

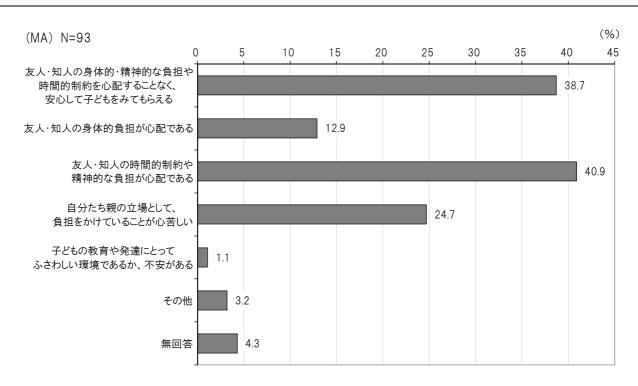
「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が 46.6%で最も高くなっています。次いで「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が心配である」が 33.8%、「祖父母等の親族の身体的負担が心配である」が 33.6%で続いています。



## 問 11 で「3」または「4」に〇をつけた方にうかがいます。

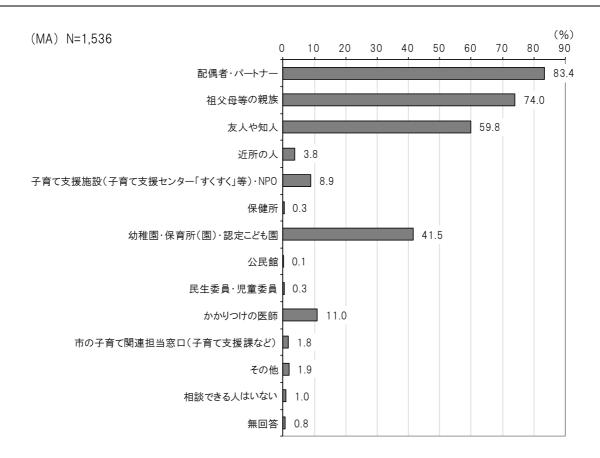
#### 問11-2 友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。 (MA)

「友人・知人の時間的制約や精神的な負担が心配である」が 40.9%で最も高くなっています。次いで「友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が 38.7%、「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」が 24.7%で続いています。



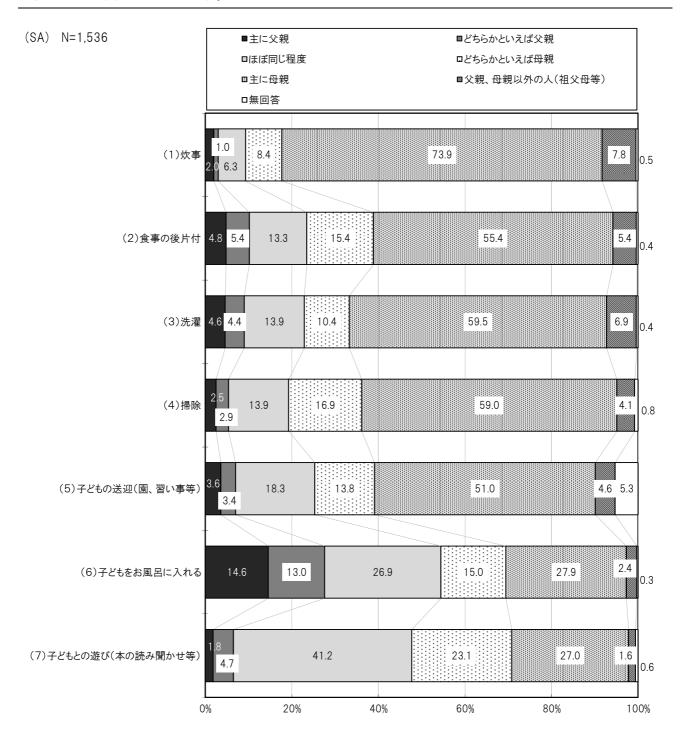
## 問12 お子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。 (MA)

「配偶者・パートナー」が83.4%で最も高くなっています。次いで「祖父母等の親族」が74.0%、「友人や知人」が59.8%で続いています。



## 問13 平日の家事や育児を父親と母親でどのように役割分担していますか。(SA)

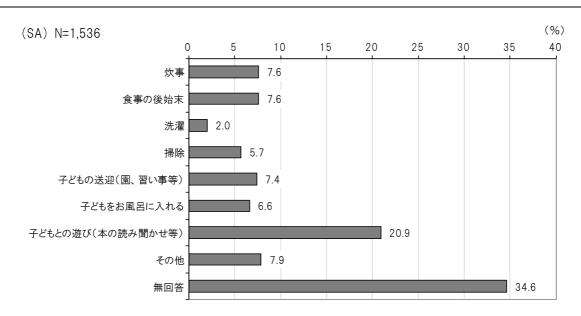
「(6) 子どもをお風呂に入れる」では、「主に父親」「どちらかといえば父親」を合わせて 27.6%と他と比べて高くなっています。「(7) 子どもとの遊び (本の読み聞かせ等)」では、「ほぼ同じ程度」が 41.2% で他と比べて高くなっています。



## あなたが問10の「主に子育てを行っている方」である場合、お答えください。

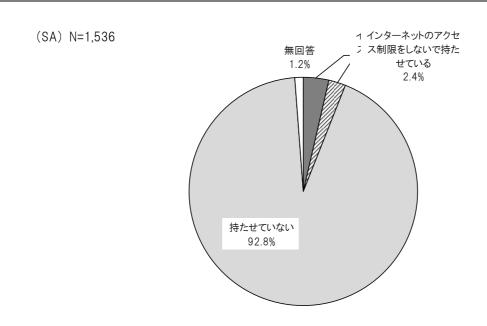
## 問14 父親(または母親)に協力してもらいたい家事や育児は何ですか。(SA)

「子どもとの遊び(本の読み聞かせ等)」が20.9%で突出しています。次いで「炊事」「食事の後始末」が7.6%で続いています。



## 問15 お子さんに携帯電話、スマートフォン、タブレット端末などを持たせていますか。 (SA)

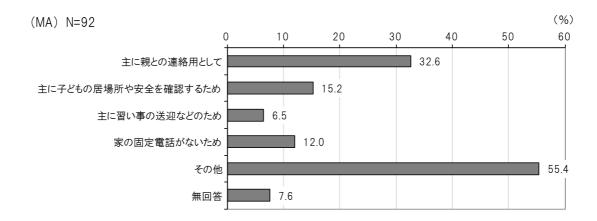
「持たせていない」が92.8%を占めています。



## 問 15 で「1」または「2」に〇をつけた方にうかがいます。

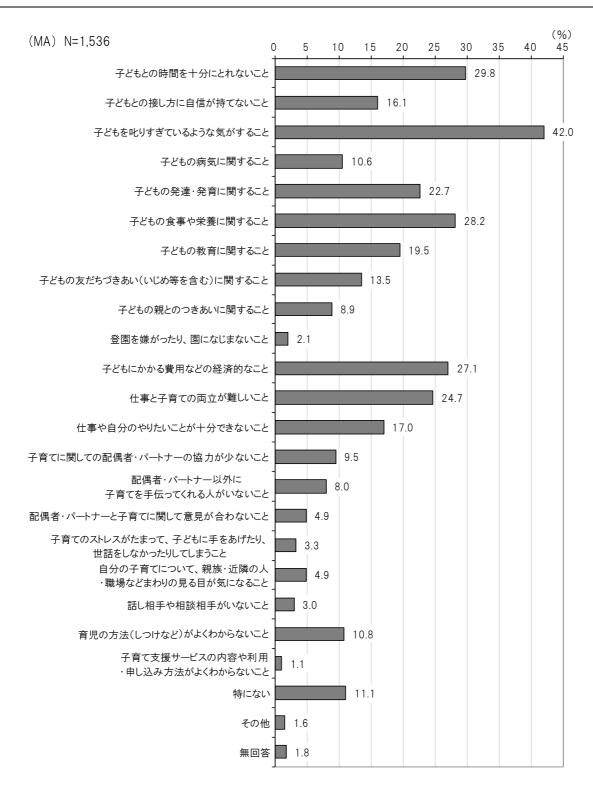
## 問15-1 主にどのような目的で持たせていますか。 (MA)

「その他」が 55.4%で突出しています。「主に親との連絡用として」が 32.6%、「主に子どもの居場所 や安全を確認するため」が 15.2%で続いています。



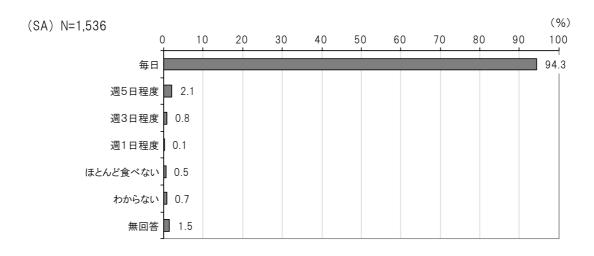
#### 問16 子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。(MA)

「子どもを叱りすぎているような気がすること」が 42.0%で最も高くなっています。次いで「子ども との時間を十分にとれないこと」が 29.8%、「子どもの食事や栄養に関すること」が 28.2%で続いていま す。



### 問17 お子さんは週にどれくらい朝食を食べていますか。(SA)

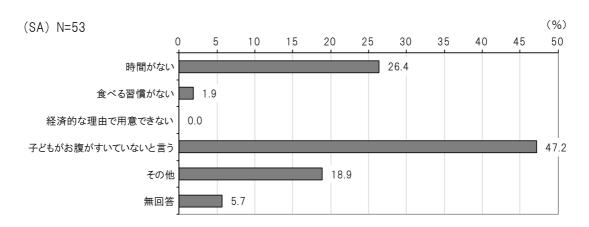
「毎日」が94.3%で突出しています。「週5日程度」が2.1%、「週3日程度」が0.8%で続いています。



### 問 17 で「2~5」に〇をつけた方にうかがいます。

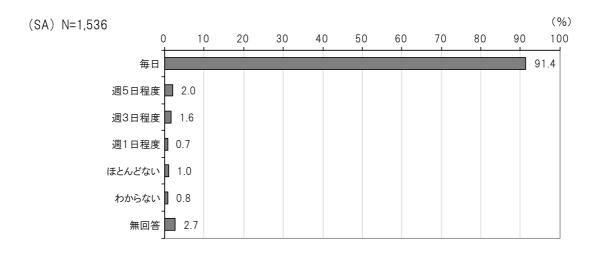
#### 問17-1 お子さんが朝食を食べない主な理由は何ですか。(SA)

「子どもがお腹がすいていないと言う」が 47.2%で突出しています。「時間がない」が 26.4%で続いています。



### 問18 お子さんは週にどれくらい家の大人の人と夕食を食べていますか。(SA)

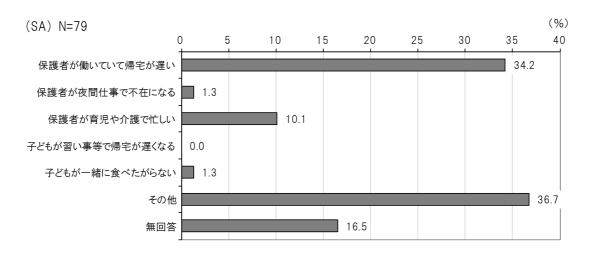
「毎日」が91.4%で突出しています。「週5日程度」が2.0%、「週3日程度」が1.6%で続いています。



### 問 18 で「2~5」に〇をつけた方にうかがいます。

#### 問18-1 お子さんだけで夕食を食べる主な理由は何ですか。(SA)

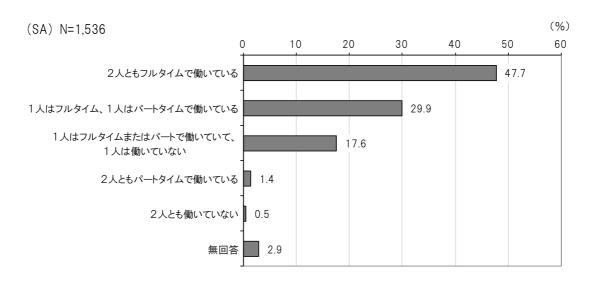
「その他」が 36.7%、「保護者が働いていて帰宅が遅い」が 34.2%で群を抜いて高くなっています。 「保護者が育児や介護で忙しい」が 10.1%で続いています。



# 4 お子さんの保護者の就労状況について

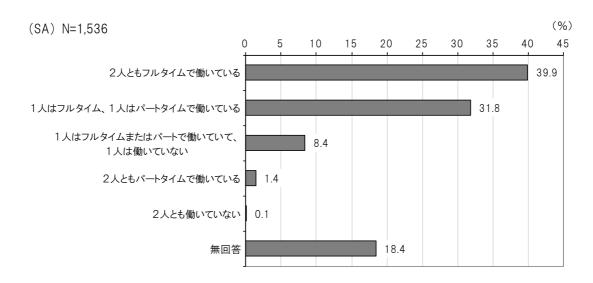
#### 問19(1) お子さんの保護者の『現在の就労状況』を教えてください。(SA)

「2人ともフルタイムで働いている」が 47.7%で最も高くなっています。次いで「1人はフルタイム、1人はパートタイムで働いている」が 29.9%、「1人はフルタイムまたはパートで働いていて、1人は働いていない」が 17.6%で続いています。



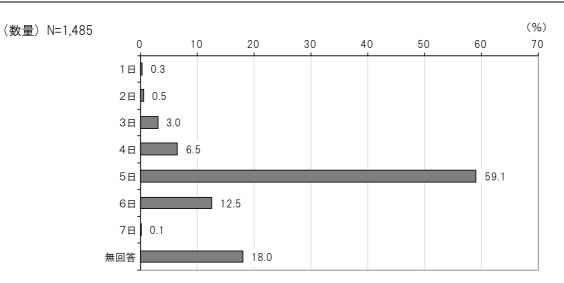
### 問19(2) お子さんの保護者の『1年以内に希望する就労状況』を教えてください。(SA)

「2人ともフルタイムで働いている」が39.9%で最も高くなっています。次いで「1人はフルタイム、1人はパートタイムで働いている」が31.8%、「1人はフルタイムまたはパートで働いていて、1人は働いていない」が8.4%で続いています。



### 問19-1(1)① 『母親』の「就労日数」は1週当たり何日ですか。(数量)

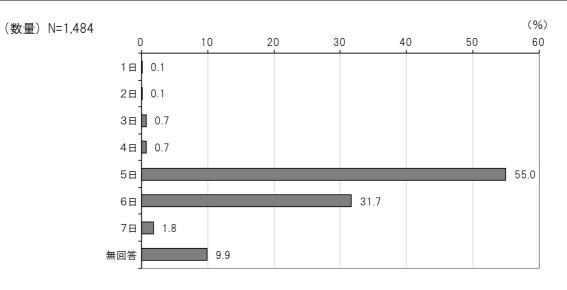
「5日」が59.1%で突出しています。「6日」が12.5%、「4日」が6.5%で続いています。



# 問 19 で現在働いていると答えた方(問 19 (1)で「1 $\sim$ 4」に〇をつけた方)におうかがいします。

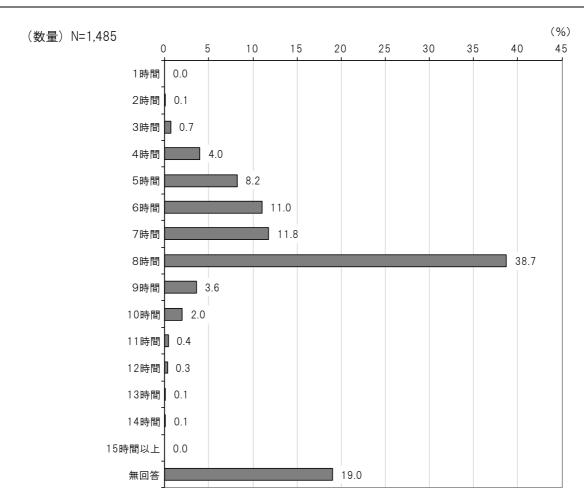
### 問19-1(1)② 『父親』の「就労日数」は1週当たり何日ですか。(数量)

「5日」が55.0%で突出しています。「6日」が31.7%、「7日」が1.8%で続いています。



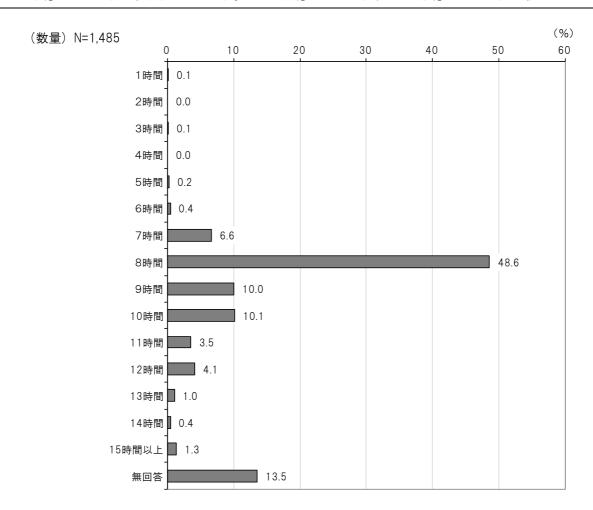
問19-1(2)① 『母親』の「就労時間」は1日当たり何時間何分ですか。(時間.分) (数量)

「8時間」が38.7%で突出しています。「7時間」が11.8%、「6時間」が11.0%で続いています。



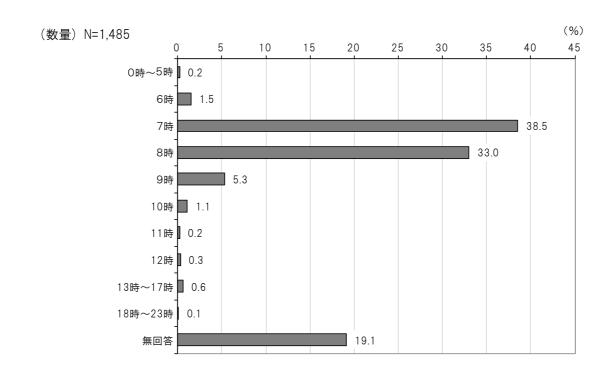
問19-1(2)② 『父親』の「就労時間」は1日当たり何時間何分ですか。(時間.分) (数量)

「8時間」が48.6%で突出しています。「10時間」が10.1%、「9時間」が10.0%で続いています。



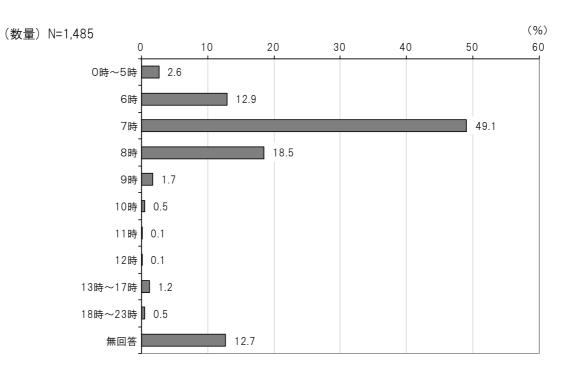
# 問19-1(3)① 『母親』の「家を出る時刻」は何時何分ですか。(数量)

「7時」が 38.5% で最も高くなっています。次いで「8時」が 33.0%、「9時」が 5.3% で続いています。



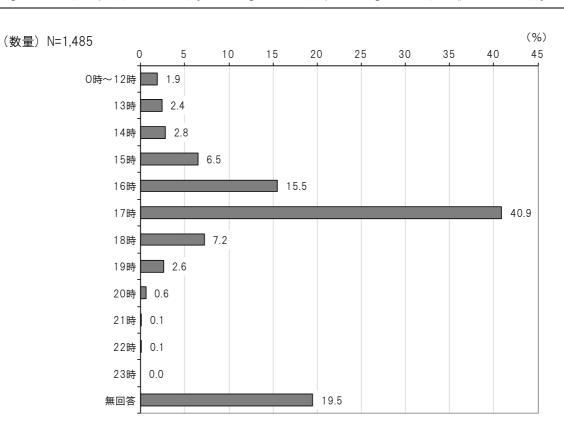
## 問19-1(3)② 『父親』の「家を出る時刻」は何時何分ですか。(数量)

「7時」が49.1%で突出しています。「8時」が18.5%、「6時」が12.9%で続いています。



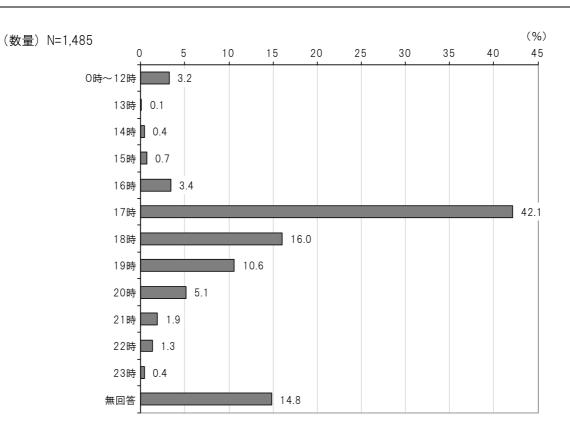
## 問19-1(4)① 『母親』の「勤務終了時刻」は何時何分ですか。(数量)

「17時」が40.9%で突出しています。「16時」が15.5%、「18時」が7.2%で続いています。



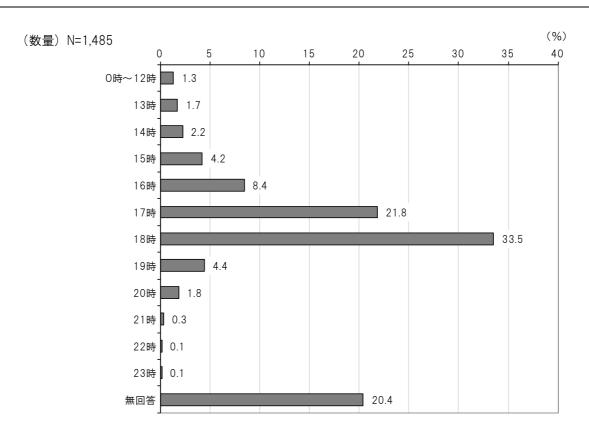
## 問19-1(4)② 『父親』の「勤務終了時刻」は何時何分ですか。(数量)

「17時」が42.1%で突出しています。「18時」が16.0%、「19時」が10.6%で続いています。



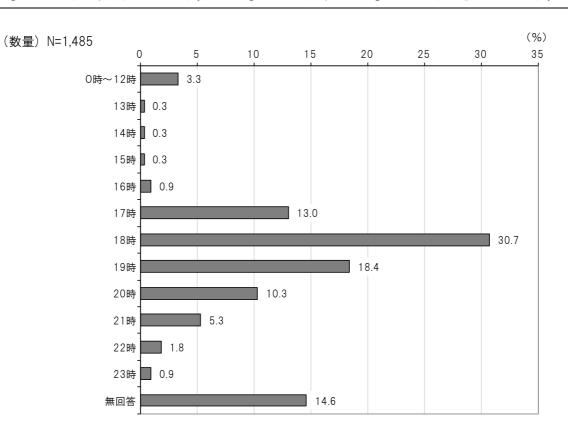
# 問19-1(5)① 『母親』の「帰宅時刻」は何時何分ですか。(数量)

「18 時」が 33.5%で最も高くなっています。次いで「17 時」が 21.8%、「16 時」が 8.4%で続いています。



問19-1(5)② 『父親』の「帰宅時刻」は何時何分ですか。(数量)

「18 時」が30.7%で突出しています。「19 時」が18.4%、「17 時」が13.0%で続いています。

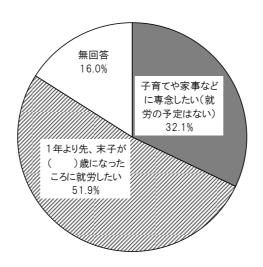


## 問 19 (2) 1 年以内の就労希望で「働いていない」と答えた方 (問 19 (2) で「3」または「5」 に〇をつけた方) におうかがいします。

### 問19-2(1) 『母親』の1年後以降の就労希望についておうかがいします。(SA)

「1年より先、末子が ( ) 歳になったころに就労したい」が51.9%を占めています。

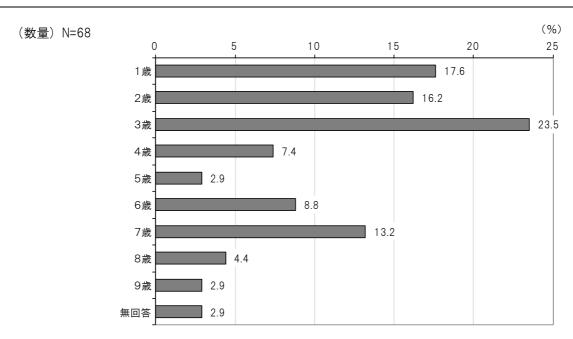
(SA) N=131



## 問 19 (2) 1 年以内の就労希望で「働いていない」と答えた方 (問 19 (2) で「3」または「5」 に〇をつけた方) におうかがいします。

#### 問19-2(1) 『母親』は、「1年より先、末子が何歳になったころに就労したい」ですか。(数量)

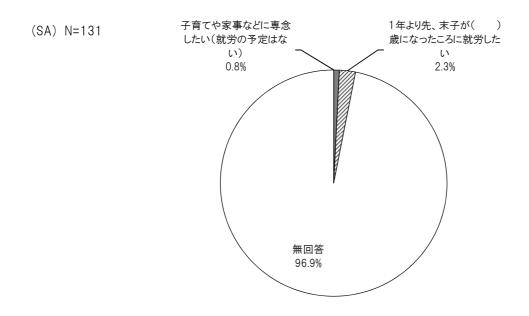
「3歳」が23.5%で最も高くなっています。次いで「1歳」が17.6%、「2歳」が16.2%で続いています。



## 問 19 (2) 1 年以内の就労希望で「働いていない」と答えた方 (問 19 (2) で「3」または「5」 に〇をつけた方) におうかがいします。

### 問19-2(2) 『父親』の1年後以降の就労希望についておうかがいします。(SA)

「1年より先、末子が ( ) 歳になったころに就労したい」が 2.3%、「子育てや家事などに専念したい (就労の予定はない)」が 0.8%で拮抗しています。



## 問 19 (2) 1 年以内の就労希望で「働いていない」と答えた方 (問 19 (2) で「3」または「5」 に〇をつけた方)におうかがいします。

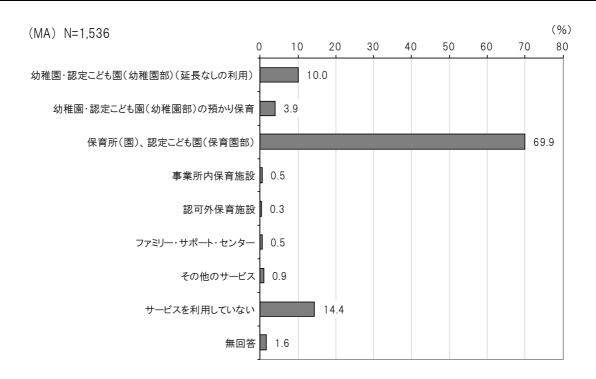
問19-2(2) 『父親』は、「1年より先、末子が何歳になったころに就労したい」ですか。(数量)

「7歳」が2件、「1歳」が1件となっています。

# 5 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

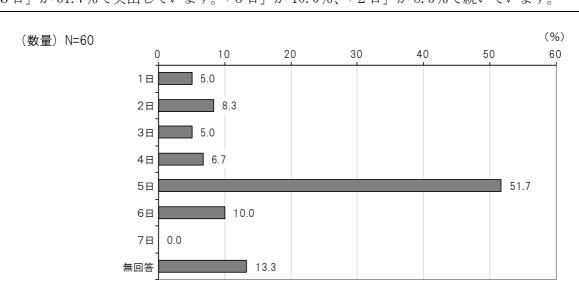
問20 お子さんは現在、平日にどのようなサービスを、どのくらい利用していますか。年間を通じて「定期的」に利用しているサービスをお答えください。 (MA)

「保育所(園)、認定こども園(保育園部)」が69.9%で突出しています。「サービスを利用していない」が14.4%、「幼稚園・認定こども園(幼稚園部)(延長なしの利用)」が10.0%で続いています。



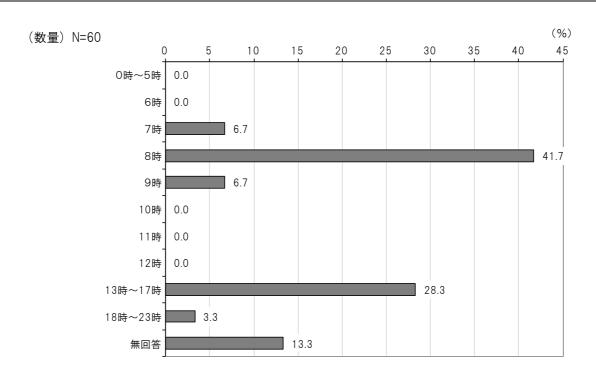
問20 2「幼稚園・認定こども園(幼稚園部)の預かり保育」の場合、週何日ですか。(数量)

「5日」が51.7%で突出しています。「6日」が10.0%、「2日」が8.3%で続いています。



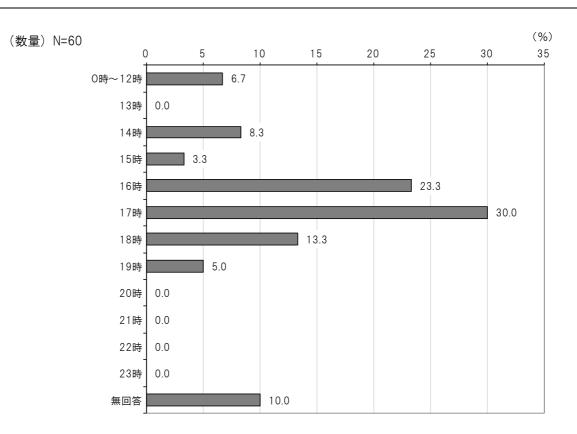
## 問20 2「幼稚園・認定こども園(幼稚園部)の預かり保育」【開始時刻】(数量)

「8時」が41.7%で最も高くなっています。次いで「13 時~17 時」が28.3%、「7 時」「9 時」が6.7%で続いています。



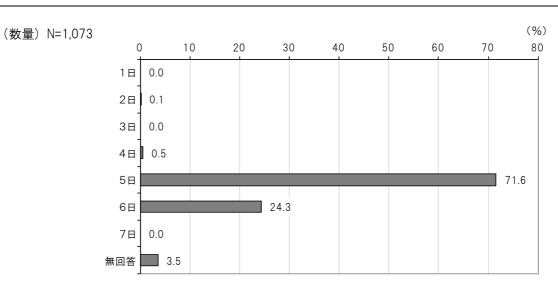
## 問20 2「幼稚園・認定こども園(幼稚園部)の預かり保育」【終了時刻】(数量)

「17 時」が 30.0%で最も高くなっています。次いで「16 時」が 23.3%、「18 時」が 13.3%で続いています。



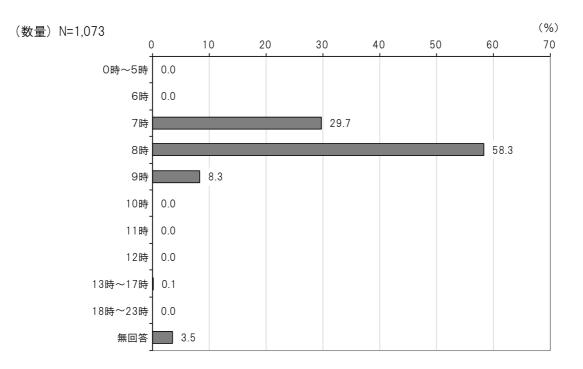
問20 3A 「保育所(園)、認定こども園(保育園部)」の場合、週何日ですか。(数量)

「5日」が71.6%で突出しています。「6日」が24.3%で続いています。



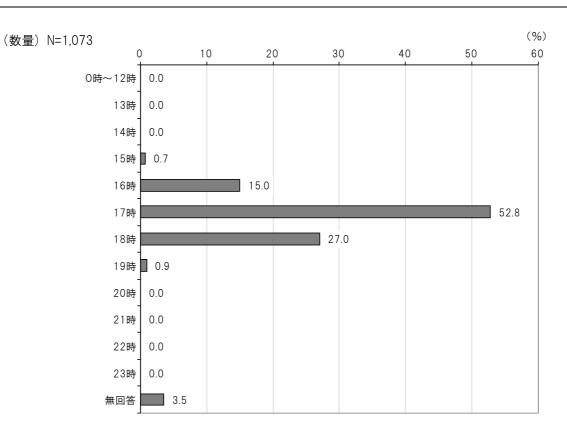
問20 3 「保育所(園)、認定こども園(保育園部)」【開始時刻】(数量)

「8時」が58.3%で突出しています。「7時」が29.7%、「9時」が8.3%で続いています。



問20 3 「保育所(園)、認定こども園(保育園部)」【終了時刻】(数量)

「17時」が52.8%で突出しています。「18時」が27.0%、「16時」が15.0%で続いています。



### 問20 4A 「事業所内保育施設」の場合、週何日ですか。(数量)

「5日」が5件、「6日」が1件となっています。

#### 問20 4 「事業所内保育施設」【開始時刻】 (数量)

「8時」が4件、「7時」が2件となっています。

#### 問20 4 「事業所内保育施設」【終了時刻】 (数量)

「18時」が4件、「16時」「17時」が1件となっています。

#### 問20 5A 「認可外保育施設」の場合、週何日ですか。(数量)

「5日」が3件、「6日」が1件となっています。

#### 問20 5 「認可外保育施設」【開始時刻】 (数量)

「7時」「8時」が2件となっています。

#### 問20 5 「認可外保育施設」【終了時刻】(数量)

「17時」「18時」が2件となっています。

## 問20 6A 「ファミリー・サポート・センター」の場合、週何日ですか。(数量)

「2日」が3件、「1日」が1件となっています。

#### 問20 6 「ファミリー・サポート・センター」【開始時刻】 (数量)

「10 時」「13 時~17 時」が 2 件となっています。

### 問20 6 「ファミリー・サポート・センター」【終了時刻】 (数量)

「0時~12時」「13時」、「14時」「17時」が1件となっています。

#### 問20 7A 「その他のサービス」の場合、週何日ですか。(数量)

「2日」が5件、「1日」が3件、「5日」が2件、「3日」が1件となっています。

#### 問20 7 「その他のサービス」【開始時刻】 (数量)

「9時」が4件、「10時」が3件、「8時」「13~17時」「18~23時」が1件となっています。

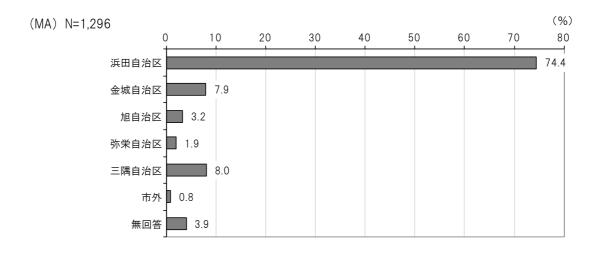
#### 問20 7 「その他のサービス」【終了時刻】 (数量)

「0時~12時」が5件、「14時」「16時」が2件、「19時」が1件となっています。

### サービス利用者(問20で「1~7」に〇をつけた方)にうかがいます。

#### 問20-1 現在、平日に定期的に利用している教育・保育施設はどの自治区内にありますか。 (MA)

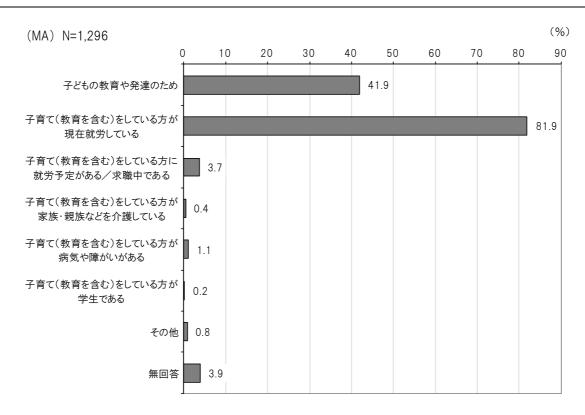
「浜田自治区」が 74.4%で突出しています。「三隅自治区」が 8.0%、「金城自治区」が 7.9%で続いています。



## サービス利用者(問20で「1~7」に〇をつけた方)にうかがいます。

#### 問20-2 平日に定期的に教育・保育の事業を利用している理由はなんですか。 (MA)

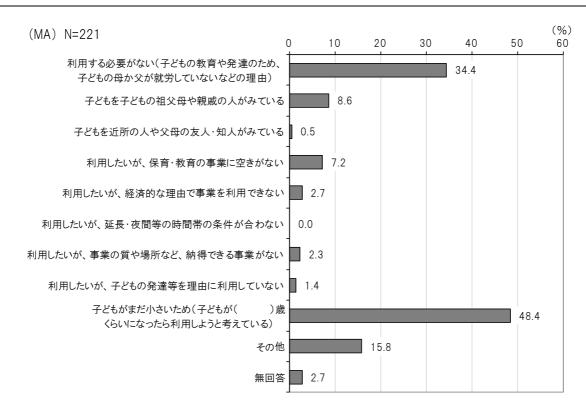
「子育て(教育を含む)をしている方が現在就労している」が81.9%で突出しています。「子どもの教育や発達のため」が41.9%、「子育て(教育を含む)をしている方に就労予定がある/求職中である」が3.7%で続いています。



## サービスを利用していない方(問20で「8」に〇をつけた方)にうかがいます。

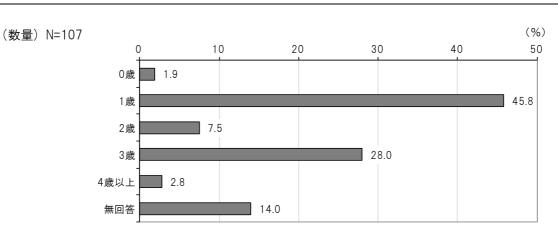
#### 問20-3 利用していない理由は何ですか。(MA)

「子どもがまだ小さいため (子どもが ( ) 歳くらいになったら利用しようと考えている)」が 48.4%で最も高くなっています。次いで「利用する必要がない (子どもの教育や発達のため、子どもの母か父が就労していないなどの理由)」が 34.4%で続いています。



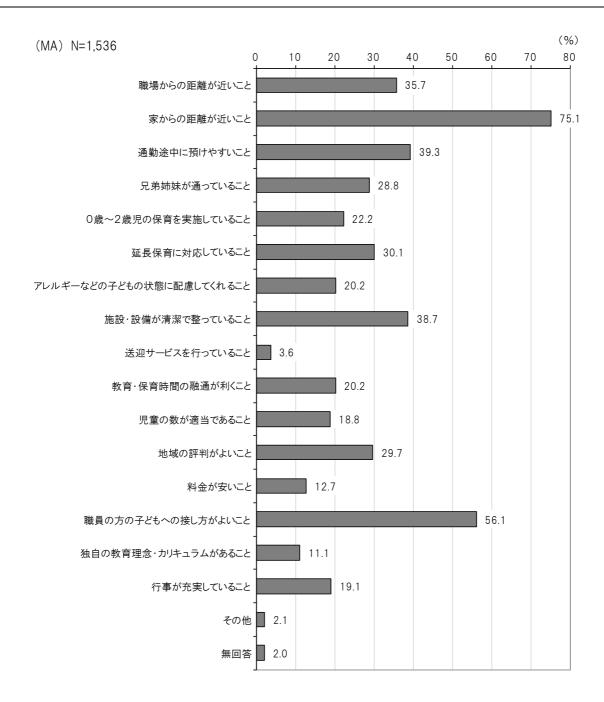
問20-3 9 「子どもがまだ小さいため(子どもが何歳くらいになったら利用しようと考えている)」 のは何歳ですか。(数量)

「1 歳」が 45.8%で最も高くなっています。次いで「3 歳」が 28.0%、「2 歳」が 7.5%で続いています。



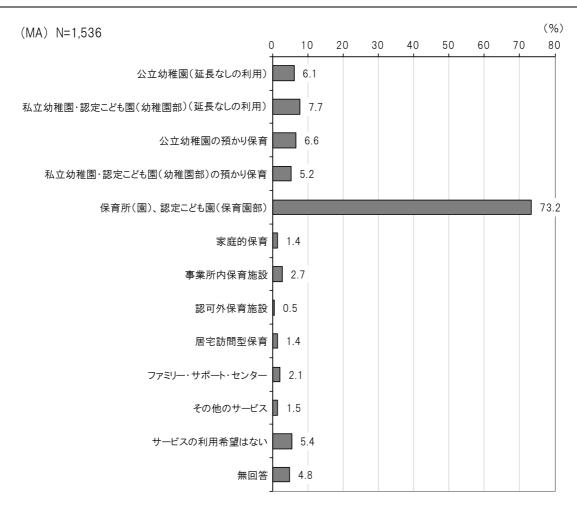
# 問21 現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんを平日に預ける施設やサービスを選ぶ際に、重視する点はどのようなことですか。 (MA)

「家からの距離が近いこと」が 75.1%で最も高くなっています。次いで「職員の方の子どもへの接し 方がよいこと」が 56.1%、「通勤途中に預けやすいこと」が 39.3%で続いています。



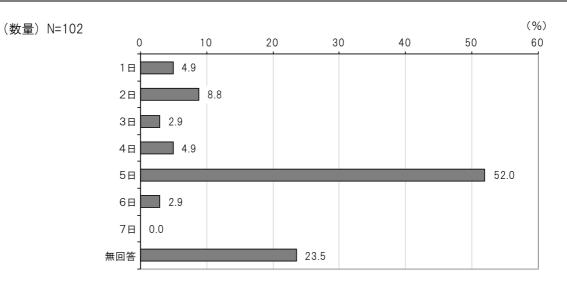
# 問22 現在、利用している、利用していないにかかわらず、利用を希望するサービス(継続利用を含む)をお答えください。 (MA)

「保育所(園)、認定こども園(保育園部)」が73.2%で突出しています。「私立幼稚園・認定こども園(幼稚園部)(延長なしの利用)」が7.7%、「公立幼稚園の預かり保育」が6.6%で続いています。



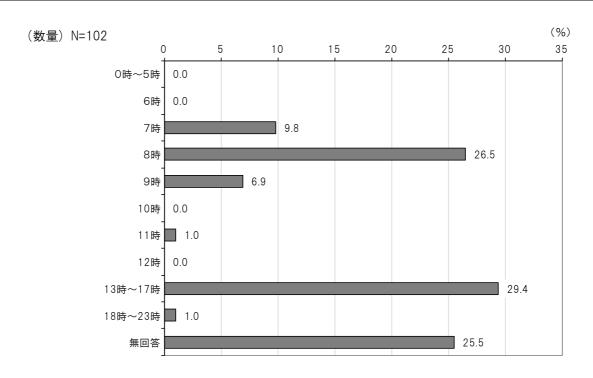
問22 3A 「公立幼稚園の預かり保育」の場合、週何日ですか。(数量)

「5日」が52.0%で突出しています。「2日」が8.8%、「1日」が4.9%で続いています。



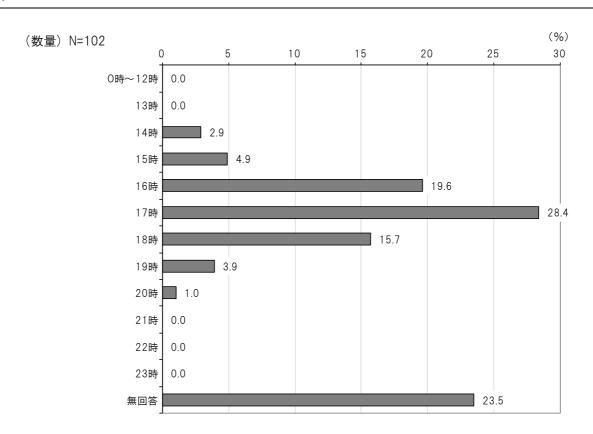
問22 3 「公立幼稚園の預かり保育」【開始時刻】 (数量)

「13 時~17 時」が 29.4%、「8 時」が 26.5%で群を抜いて高くなっています。「7 時」が 9.8%で続いています。



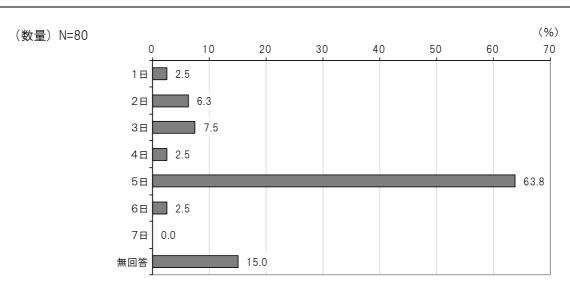
### 問22 3「公立幼稚園の預かり保育」【終了時刻】(数量)

「17 時」が 28.4%で最も高くなっています。次いで「16 時」が 19.6%、「18 時」が 15.7%で続いています。



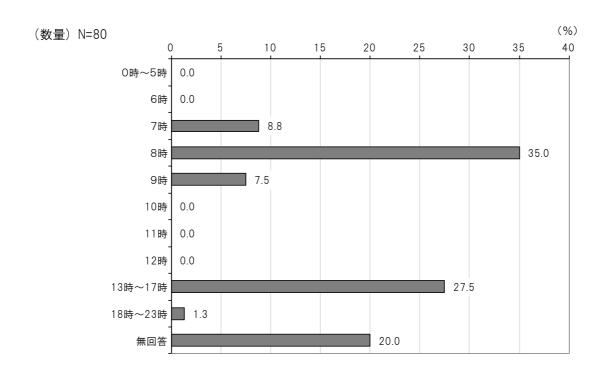
問22 4A 「私立幼稚園・認定こども園(幼稚園部)の預かり保育」の場合、週何日ですか。(数量)

「5日」が63.8%で突出しています。「3日」が7.5%、「2日」が6.3%で続いています。



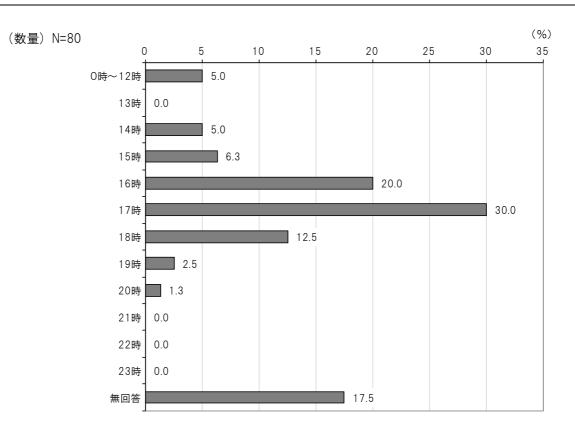
## 問22 4「私立幼稚園・認定こども園(幼稚園部)の預かり保育」【開始時刻】(数量)

「8時」が35.0%で最も高くなっています。次いで「13 時~17 時」が27.5%、「7時」が8.8%で続いています。



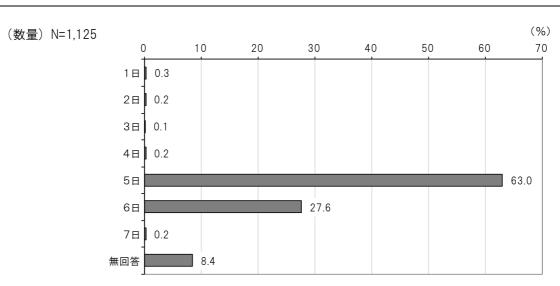
### 問22 4 「私立幼稚園・認定こども園(幼稚園部)の預かり保育」【終了時刻】(数量)

「17 時」が 30.0%で最も高くなっています。次いで「16 時」が 20.0%、「18 時」が 12.5%で続いています。



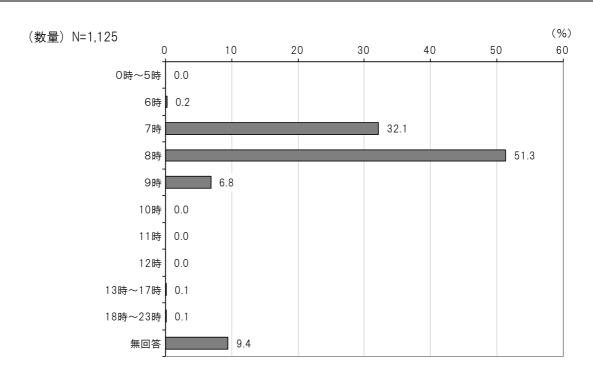
問22 5A 「保育所(園)、認定こども園(保育園部)」の場合、週何日ですか。(数量)

「5日」が63.0%で突出しています。「6日」が27.6%、「1日」が0.3%で続いています。



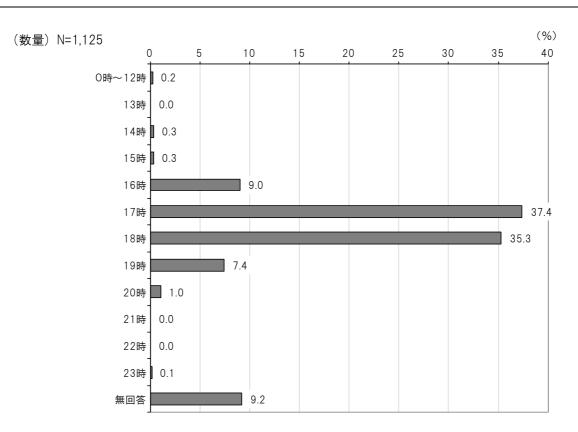
# 問22 5 「保育所(園)、認定こども園(保育園部)」【開始時刻】(数量)

「8時」が51.3%で最も高くなっています。次いで「7時」が32.1%、「9時」が6.8%で続いています。



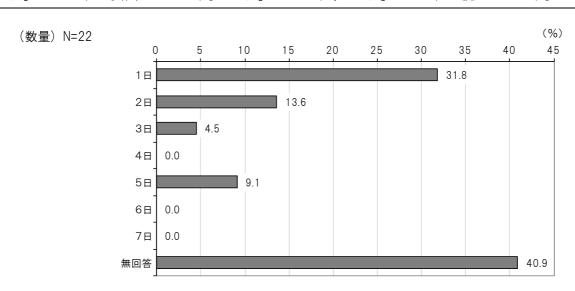
### 問22 5 「保育所(園)、認定こども園(保育園部)」【終了時刻】(数量)

「17 時」が 37.4%、「18 時」が 35.3%で群を抜いて高くなっています。「16 時」が 9.0%で続いています。



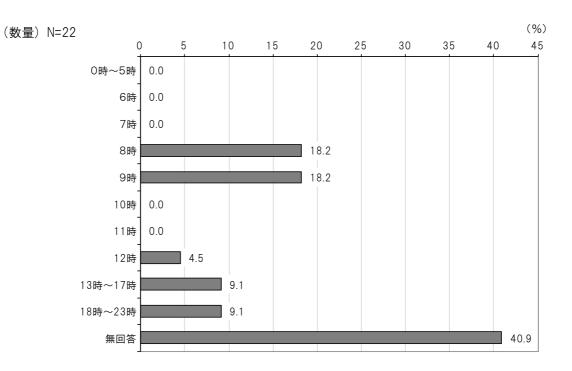
問22 6A 「家庭的保育」の場合、週何日ですか。(数量)

「1日」が31.8%で突出しています。「2日」が13.6%、「5日」が9.1%で続いています。



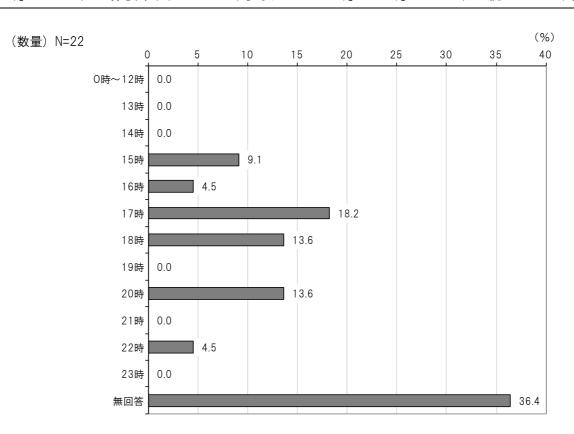
## 問22 6 「家庭的保育」【開始時刻】(数量)

「8時」「9時」が18.2%で高くなっています。



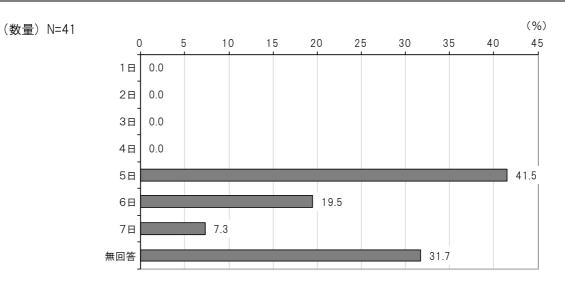
問22 6 「家庭的保育」【終了時刻】 (数量)

「17 時」が 18.2%で最も高くなっています。次いで「18 時」「20 時」が 13.6%で続いています。



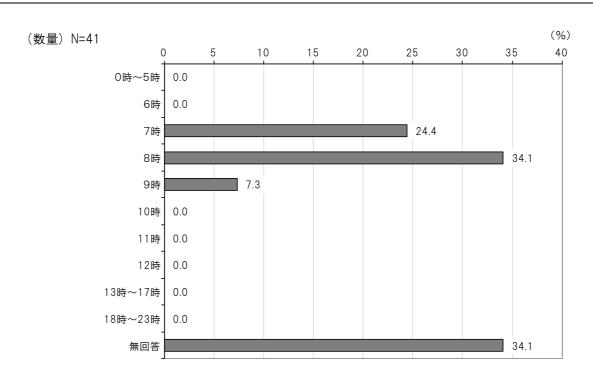
問22 7A 「事業所内保育施設」の場合、週何日ですか。(数量)

「5日」が41.5%で突出しています。「6日」が19.5%、「7日」が7.3%で続いています。



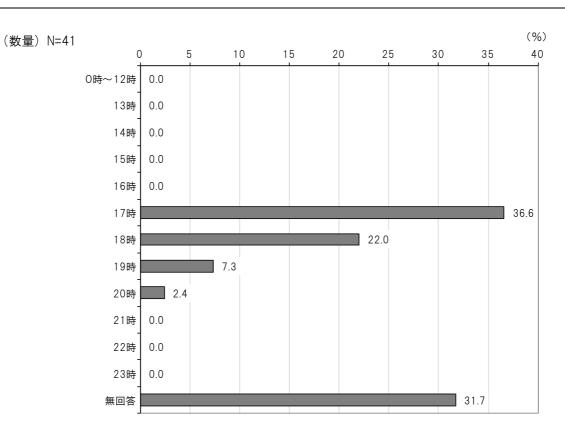
問22 7 「事業所内保育施設」【開始時刻】 (数量)

「8時」が34.1%で最も高くなっています。次いで「7時」が24.4%、「9時」が7.3%で続いています。



## 問22 7 「事業所内保育施設」【終了時刻】(数量)

「17 時」が 36.6%で最も高くなっています。次いで「18 時」が 22.0%、「19 時」が 7.3%で続いています。



問22 8A 「認可外保育施設」の場合、週何日ですか。(数量)

「6日」が2件、「1日」「5日」が1件となっています。

## 問22 8 「認可外保育施設」【開始時刻】 (数量)

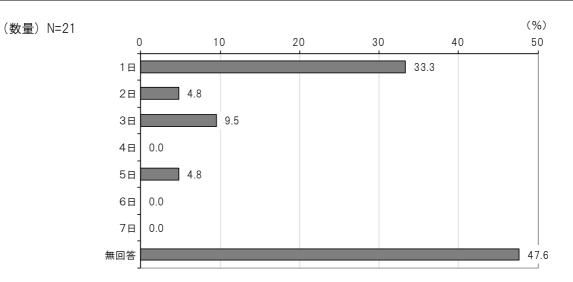
「7時」が2件、「9時」「13時~17時」が1件となっています。

#### 問22 8 「認可外保育施設」【終了時刻】(数量)

「17時」が2件、「19時」「20時」が1件となっています。

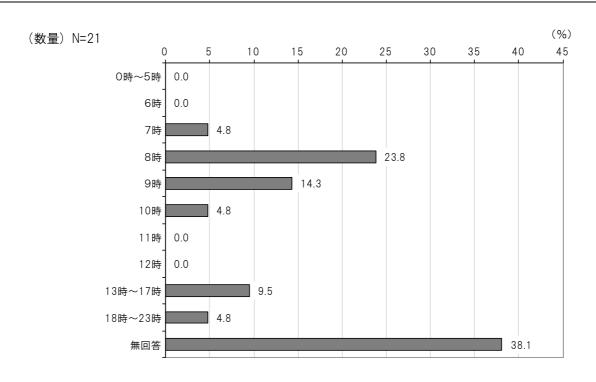
問22 9A 「居宅訪問型保育」の場合、週何日ですか。(数量)

「1日」が33.3%で突出しています。「3日」が9.5%で続いています。



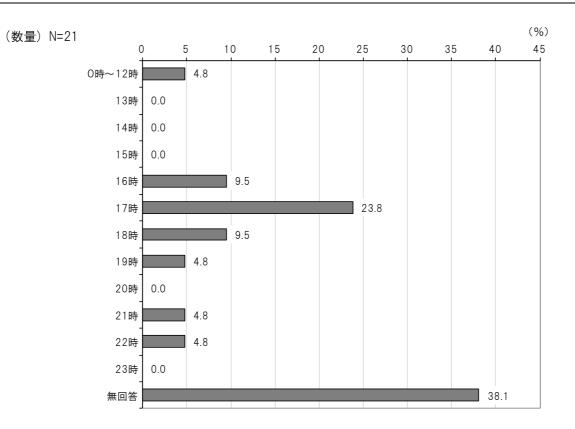
問22 9 「居宅訪問型保育」【開始時刻】 (数量)

「8時」が23.8%で最も高くなっています。次いで「9時」が14.3%、「13 時~17 時」が9.5%で続いています。



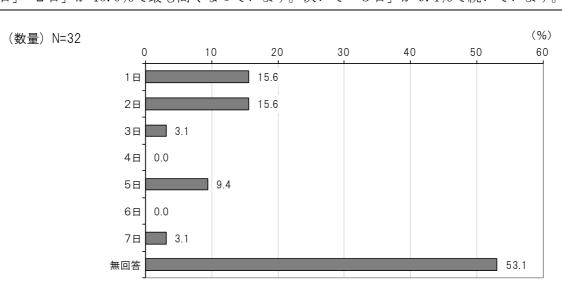
### 問22 9 「居宅訪問型保育」【終了時刻】(数量)

「17時」が23.8%で突出しています。「16時」「18時」が9.5%で続いています。



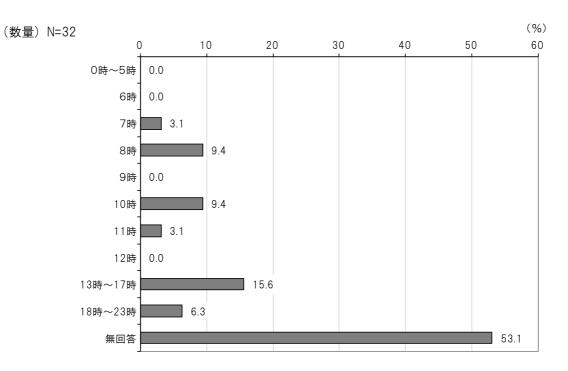
問22 10A 「ファミリー・サポート・センター」の場合、週何日ですか。(数量)

「1日」「2日」が15.6%で最も高くなっています。次いで「5日」が9.4%で続いています。



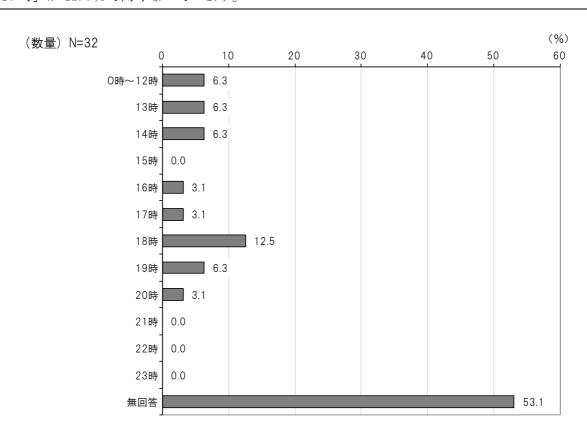
問22 10 「ファミリー・サポート・センター」【開始時刻】 (数量)

「13 時~17 時」が 15.6%で最も高くなっています。次いで「8 時」「10 時」が 9.4%で続いています。



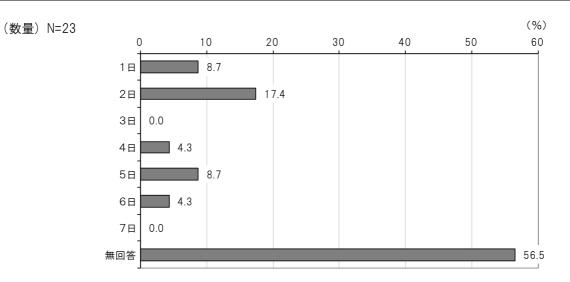
問22 10 「ファミリー・サポート・センター」【終了時刻】 (数量)

「18時」が12.5%で高くなっています。



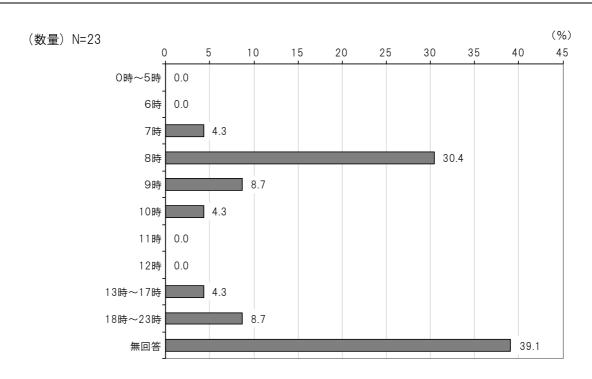
問22 11A 「その他のサービス」の場合、週何日ですか。(数量)

「2日」が17.4%で突出しています。「1日」「5日」が8.7%で続いています。



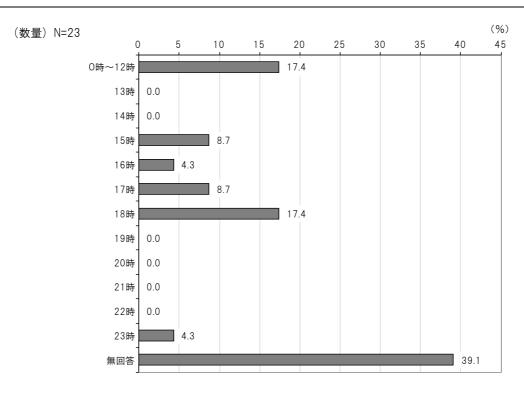
問22 11 「その他のサービス」【開始時刻】 (数量)

「8時」が30.4%で突出しています。「9時」「18時~23時」が8.7%で続いています。



問22 11 「その他のサービス」【終了時刻】 (数量)

「0時~12時」「18時」が17.4%で高くなっています。

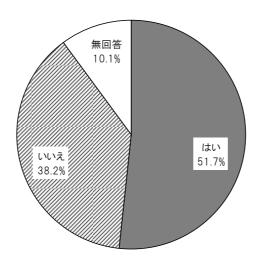


幼稚園と保育所(園)などの両方について利用希望のある方(問22で「1~4」のいずれかに〇をつけ、かつ「5~11」のいずれかにも〇をつけた方)にうかがいます。

問22-1 特に幼稚園(幼稚園の預かり保育を合わせて利用する場合を含む)の利用を強く希望しますか。(SA)

「はい」が51.7%を占めています。

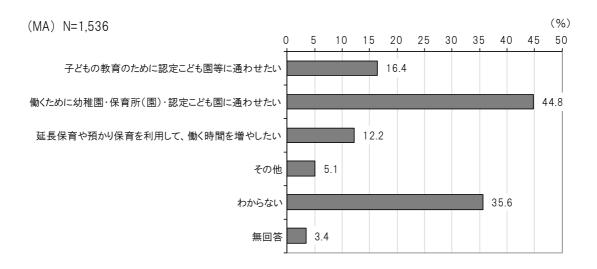
(SA) N=89



## 6 幼児教育・保育の無償化について

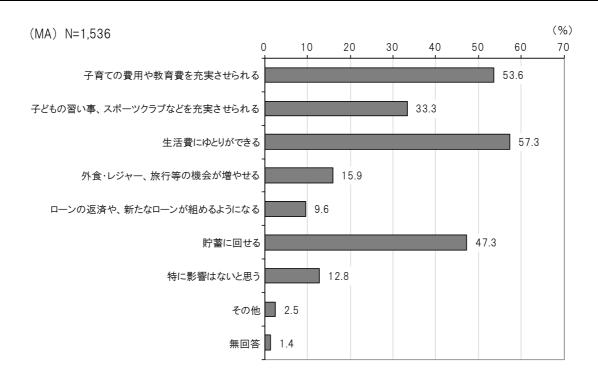
問23 幼児教育・保育の無償化が実施されたら、教育・保育サービスの希望に変化があると思いますか。 (MA)

「働くために幼稚園・保育所(園)・認定こども園に通わせたい」が44.8%で最も高くなっています。 次いで「わからない」が35.6%、「子どもの教育のために認定こども園等に通わせたい」が16.4%で続いています。



問24 幼児教育・保育の無償化によって、暮らしが変わると思われますか。 (MA)

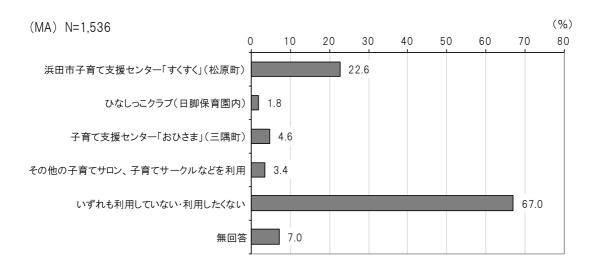
「生活費にゆとりができる」が 57.3%で最も高くなっています。次いで「子育ての費用や教育費を充実させられる」が 53.6%、「貯蓄に回せる」が 47.3%で続いています。



## 7 地域の子育て支援事業の利用状況について

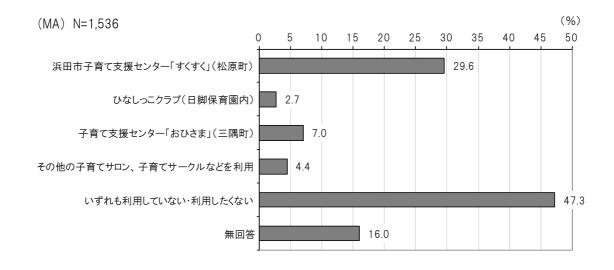
問25 (1) お子さんの、『現在、浜田市の子育て支援センター等で利用しているもの』はありますか。 (MA)

「いずれも利用していない・利用したくない」が 67.0%で突出しています。「浜田市子育て支援センター「すくすく」(松原町)」が 22.6%、「子育て支援センター「おひさま」(三隅町)」が 4.6%で続いています。



問25(2) 『今後、新たに利用したい、利用を増やしたいと思うセンター等』はありますか。(MA)

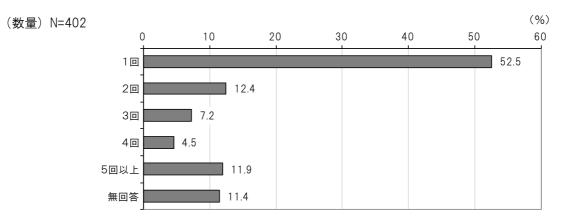
「いずれも利用していない・利用したくない」が 47.3%で最も高くなっています。次いで「浜田市子育て支援センター「すくすく」(松原町)」が 29.6%、「子育て支援センター「おひさま」(三隅町)」が 7.0%で続いています。



## 問 25 の(1)(2) で「1~4」に〇をつけた方にうかがいます。

#### 問25-1(1) 子育て支援センター等の現在の利用回数を教えてください。(数量)

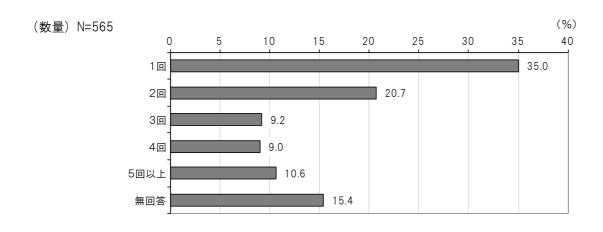
「1回」が52.5%で突出しています。「2回」が12.4%、「5回以上」が11.9%で続いています。



#### 問 25 の(1)(2) で「1~4」に〇をつけた方にうかがいます。

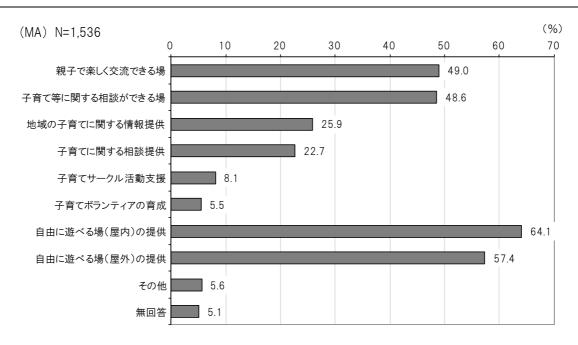
#### 問25-1(2) 子育て支援センター等の利用希望の回数を教えてください。(数量)

「1回」が35.0%で突出しています。「2回」が20.7%、「5回以上」が10.6%で続いています。



#### 問26 子育て支援センター等に求めるものは何ですか。 (MA)

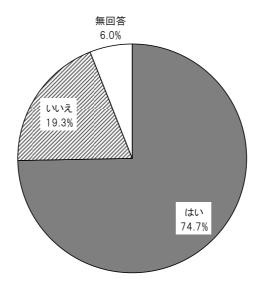
「自由に遊べる場(屋内)の提供」が64.1%で最も高くなっています。次いで「自由に遊べる場(屋外)の提供」が57.4%、「親子で楽しく交流できる場」が49.0%で続いています。



問27 (1) ① 「母親学級・両親学級 (「ママパパ学級」)」を知っていますか。 (SA)

「はい」が74.7%を占めています。

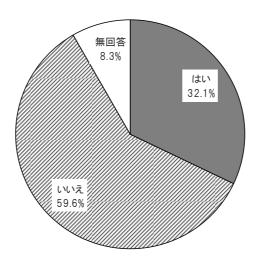
(SA) N=1,536



## 問27(1)② 「母親学級・両親学級 (「ママパパ学級」)」をこれまでに利用したことがありますか。 (SA)

「いいえ」が59.6%を占めています。

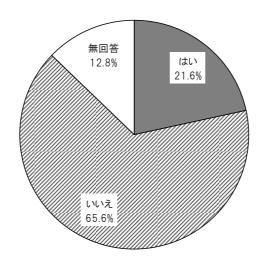
(SA) N=1,536



#### 問27(1)③ 「母親学級・両親学級(「ママパパ学級」)」を今後、利用したいと思いますか。(SA)

「いいえ」が65.6%を占めています。

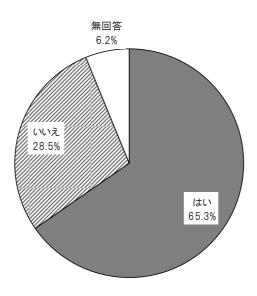
(SA) N=1,536



## 問27(2)① 「子育て支援センターの育児講座等」を知っていますか。(SA)

「はい」が65.3%を占めています。

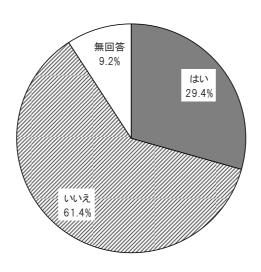
(SA) N=1,536



問27(2)② 「子育て支援センターの育児講座等」をこれまでに利用したことがありますか。(SA)

「いいえ」が61.4%を占めています。

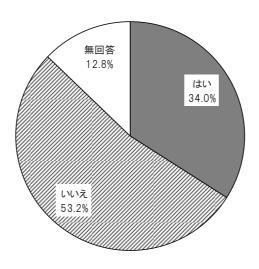
(SA) N=1,536



## 問27(2)③ 「子育て支援センターの育児講座等」を今後、利用したいと思いますか。(SA)

「いいえ」が53.2%を占めています。

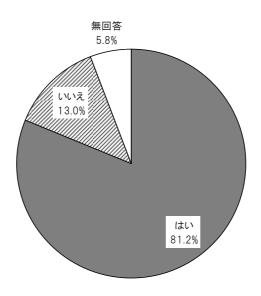
(SA) N=1,536



問27(3)① 「子育て支援センターでの相談」を知っていますか。(SA)

「はい」が81.2%を占めています。

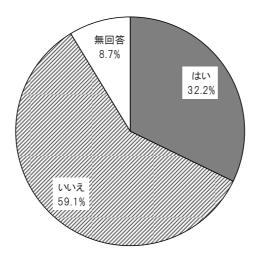
(SA) N=1,536



## 問27(3)② 「子育て支援センターでの相談」をこれまでに利用したことがありますか。(SA)

「いいえ」が59.1%を占めています。

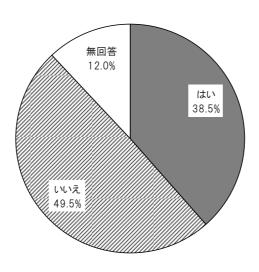
(SA) N=1,536



問27(3)③ 「子育て支援センターでの相談」を今後、利用したいと思いますか。(SA)

「いいえ」が49.5%、「はい」が38.5%となっています。

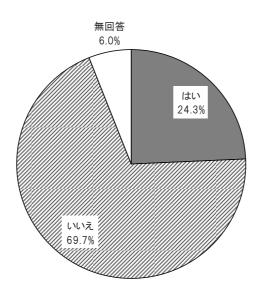
(SA) N=1,536



#### 問27(4)① 「家庭教育に関する学級・講座」を知っていますか。(SA)

「いいえ」が69.7%を占めています。

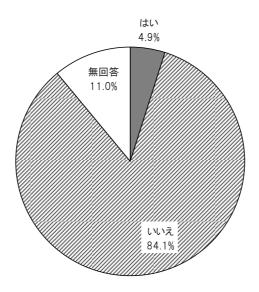
(SA) N=1,536



問27 (4)② 「家庭教育に関する学級・講座」をこれまでに利用したことがありますか。 (SA)

「いいえ」が84.1%を占めています。

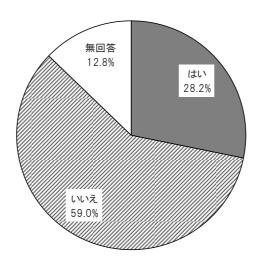
(SA) N=1,536



## 問27(4)③ 「家庭教育に関する学級・講座」を今後、利用したいと思いますか。(SA)

「いいえ」が59.0%を占めています。

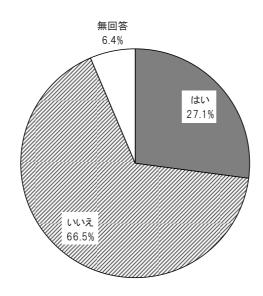
(SA) N=1,536



問27(5)① 「教育センターでの教育相談」を知っていますか。(SA)

「いいえ」が66.5%を占めています。

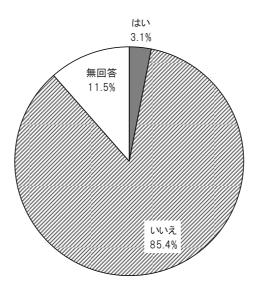
(SA) N=1,536



## 問27(5)② 「教育センターでの教育相談」をこれまでに利用したことがありますか。(SA)

「いいえ」が85.4%を占めています。

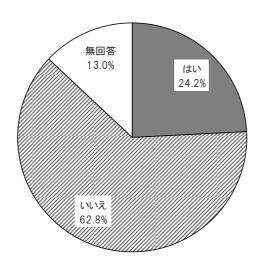
(SA) N=1,536



問27(5)③ 「教育センターでの教育相談」を今後、利用したいと思いますか。(SA)

「いいえ」が62.9%を占めています。

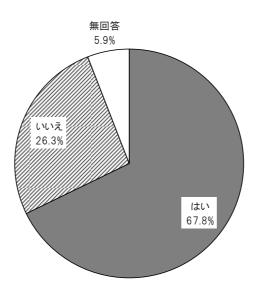
(SA) N=1,536



## 問27(6)① 「保育所(園)や幼稚園等の園庭開放」を知っていますか。(SA)

「はい」が67.8%を占めています。

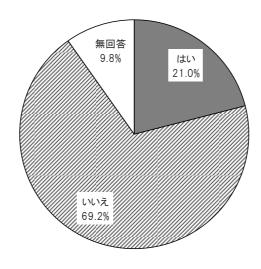
(SA) N=1,536



問27(6)② 「保育所(園) や幼稚園等の園庭開放」をこれまでに利用したことがありますか。 (SA)

「いいえ」が69.2%を占めています。

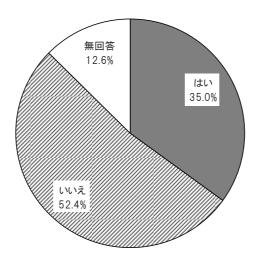
(SA) N=1,536



## 問27(6)③ 「保育所(園)や幼稚園等の園庭開放」を今後、利用したいと思いますか。(SA)

「いいえ」が52.4%を占めています。

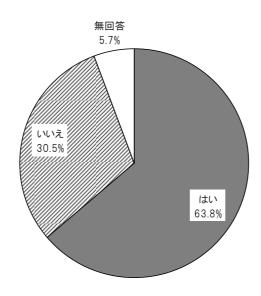
(SA) N=1,536



問27(7)① 「浜田市ホームページ「子育て支援サイト」」を知っていますか。(SA)

「はい」が63.8%を占めています。

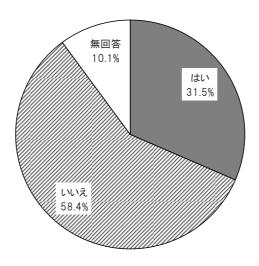
(SA) N=1,536



## 問27 (7)② 「浜田市ホームページ「子育て支援サイト」」をこれまでに利用したことがありますか。 (SA)

「いいえ」が58.4%を占めています。

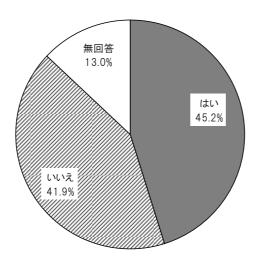
(SA) N=1,536



## 問27(7)③ 「浜田市ホームページ「子育て支援サイト」」を今後、利用したいと思いますか。(SA)

「はい」が45.2%、「いいえ」が41.9%で拮抗しています。

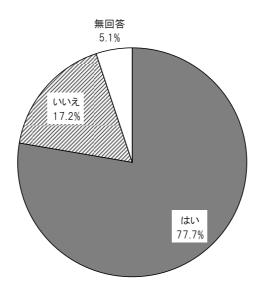
(SA) N=1,536



## 問27(8)① 「子育て支援センター発行情報誌「すくすく」」を知っていますか。(SA)

「はい」が77.7%を占めています。

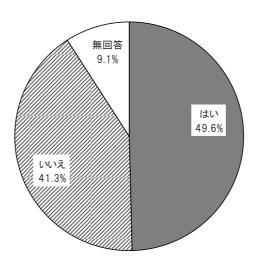
(SA) N=1,536



問27(8)② 「子育て支援センター発行情報誌「すくすく」」をこれまでに利用したことがありますか。(SA)

「はい」が49.6%、「いいえ」が41.3%となっています。

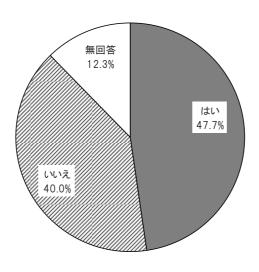
(SA) N=1,536



問27(8)③ 「子育て支援センター発行情報誌「すくすく」」を今後、利用したいと思いますか。 (SA)

「はい」が47.7%、「いいえ」が40.0%となっています。

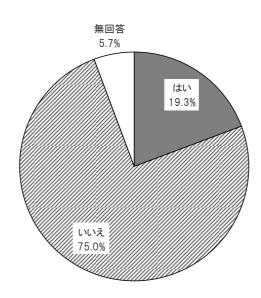
(SA) N=1,536



問27(9)① 「ひなしっこクラブ発行情報誌」を知っていますか。(SA)

「いいえ」が75.0%を占めています。

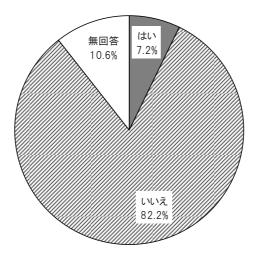
(SA) N=1,536



## 問27(9)② 「ひなしっこクラブ発行情報誌」をこれまでに利用したことがありますか。(SA)

「いいえ」が82.2%を占めています。

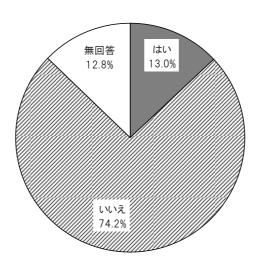
(SA) N=1,536



問27(9)③ 「ひなしっこクラブ発行情報誌」を今後、利用したいと思いますか。(SA)

「いいえ」が74.2%を占めています。

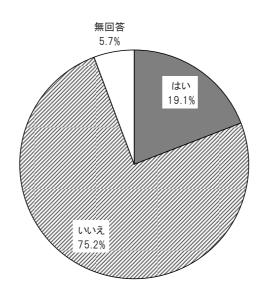
(SA) N=1,536



## 問27(10)① 「子育て支援センターおひさま発行情報誌」を知っていますか。(SA)

「いいえ」が 75.2%を占めています。

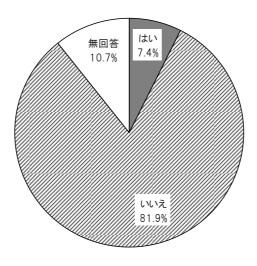
(SA) N=1,536



問27 (10) ② 「子育て支援センターおひさま発行情報誌」をこれまでに利用したことがありますか。 (SA)

「いいえ」が81.9%を占めています。

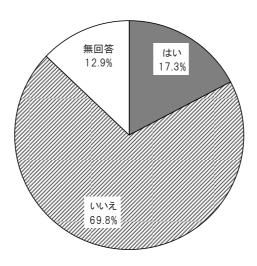
(SA) N=1,536



## 問27(10)③ 「子育て支援センターおひさま発行情報誌」を今後、利用したいと思いますか。(SA)

「いいえ」が69.8%を占めています。

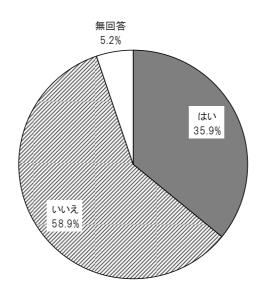
(SA) N=1,536



問27 (11) ① 「教育委員会発行情報誌「はまだ子どもニュース」」を知っていますか。 (SA)

「いいえ」が58.9%を占めています。

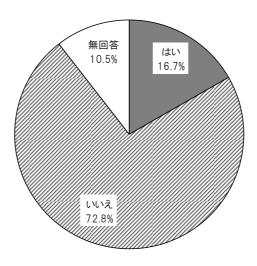
(SA) N=1,536



## 問27 (11) ② 「教育委員会発行情報誌「はまだ子どもニュース」」をこれまでに利用したことがありますか。 (SA)

「いいえ」が72.8%を占めています。

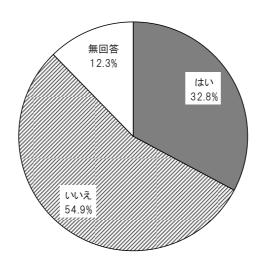
(SA) N=1,536



問27 (11) ③ 「教育委員会発行情報誌「はまだ子どもニュース」」を今後、利用したいと思いますか。 (SA)

「いいえ」が54.9%を占めています。

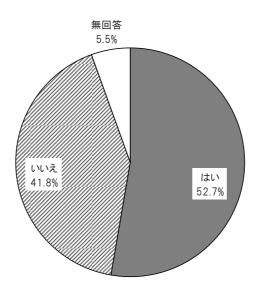
(SA) N=1,536



## 問27 (12) ① 「発達に関する健診・相談事業」を知っていますか。 (SA)

「はい」が52.7%を占めています。

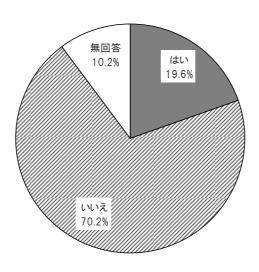
(SA) N=1,536



問27 (12) ② 「発達に関する健診・相談事業」をこれまでに利用したことがありますか。 (SA)

「いいえ」が70.2%を占めています。

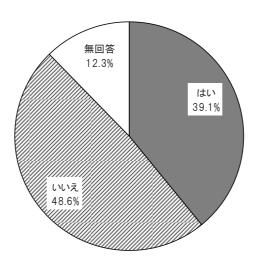
(SA) N=1,536



## 問27(12)③ 「発達に関する健診・相談事業」を今後、利用したいと思いますか。(SA)

「いいえ」が48.6%、「はい」が39.1%となっています。

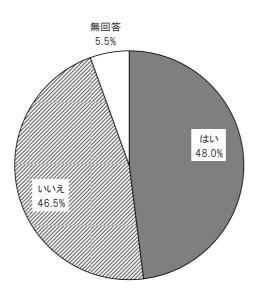
(SA) N=1,536



問27(13)① 「産前産後家事支援サポーター派遣事業」を知っていますか。(SA)

「はい」が48.0%、「いいえ」が46.5%で拮抗しています。

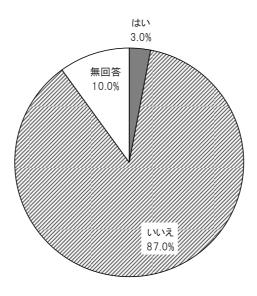
(SA) N=1,536



問27(13)② 「産前産後家事支援サポーター派遣事業」をこれまでに利用したことがありますか。 (SA)

「いいえ」が87.0%を占めています。

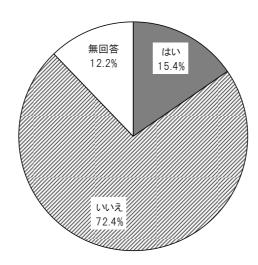
(SA) N=1,536



問27(13)③ 「産前産後家事支援サポーター派遣事業」を今後、利用したいと思いますか。(SA)

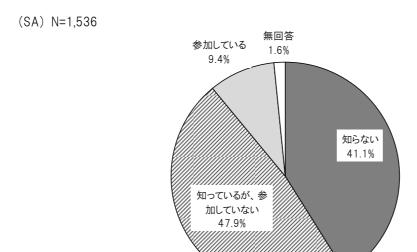
「いいえ」が72.4%を占めています。

(SA) N=1,536



## 問28 浜田市内で活動している民間の子育て支援団体(NPOなど)や子育てサークル(公民館での子育て広場など)を知っていますか。また、参加していますか。(SA)

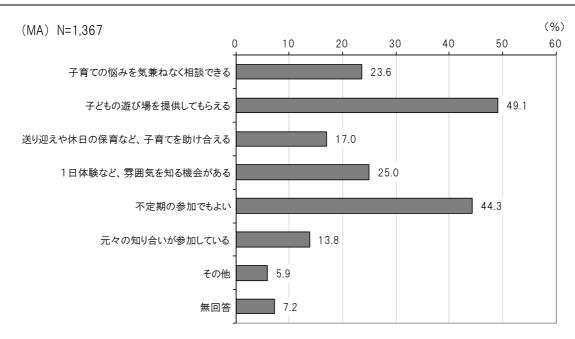
「知っているが、参加していない」が 47.9%で最も高く、次いで「知らない」が 41.1%となっています。



#### 問 28 で「1」または「2」に〇をつけた方にうかがいます。

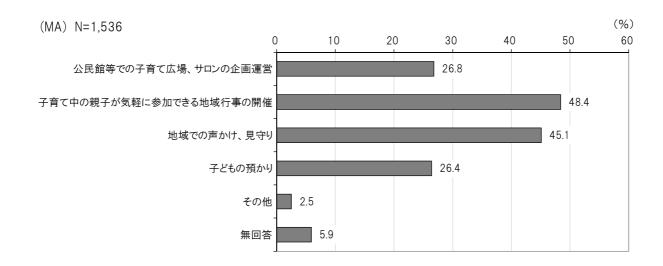
#### 問28-1 子育てサークルがどのようなものであったら今後参加してみたいですか。 (MA)

「子どもの遊び場を提供してもらえる」が 49.1%、「不定期の参加でもよい」が 44.3%で群を抜いて高くなっています。「1日体験など、雰囲気を知る機会がある」が 25.0%で続いています。



## 問29 浜田市では、地域で子育て支援の取組が充実するよう、ボランティアによる子育て応援隊活動を行っています。応援隊の活動として求めるものを選んでください。 (MA)

「子育て中の親子が気軽に参加できる地域行事の開催」が 48.4%、「地域での声かけ、見守り」が 45.1% で群を抜いて高くなっています。「公民館等での子育て広場、サロンの企画運営」が 26.8%で続いています。

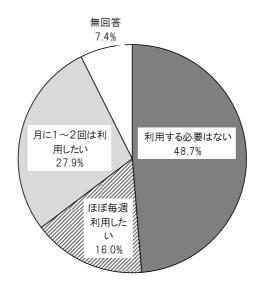


# 8 土曜日、日曜日・祝日、夜間や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について

問30(1) お子さんについて、『土曜日』に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか。 (SA)

「利用する必要はない」が 48.7%で最も高く、次いで「月に  $1 \sim 2$  回は利用したい」が 27.9%となっています。

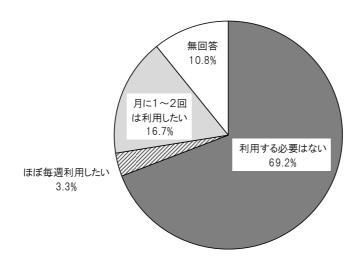




問30(2) お子さんについて、『日曜日・祝日』に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか。 (SA)

「利用する必要はない」が69.2%を占めています。

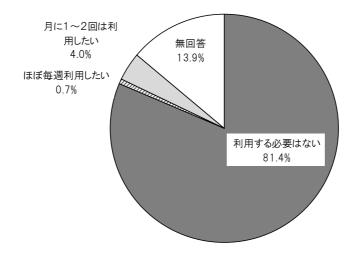
(SA) N=1,536



問30 (3) お子さんについて、『夜間』に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか。 (SA)

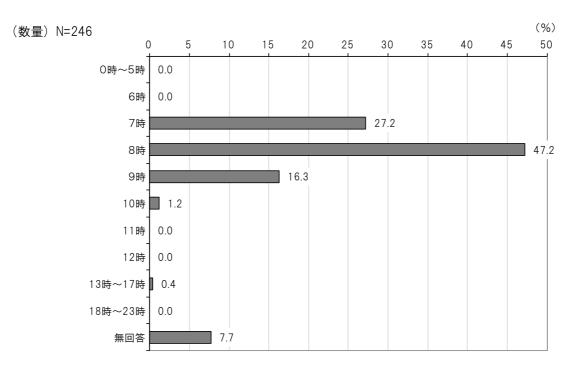
「利用する必要はない」が81.4%を占めています。

(SA) N=1,536



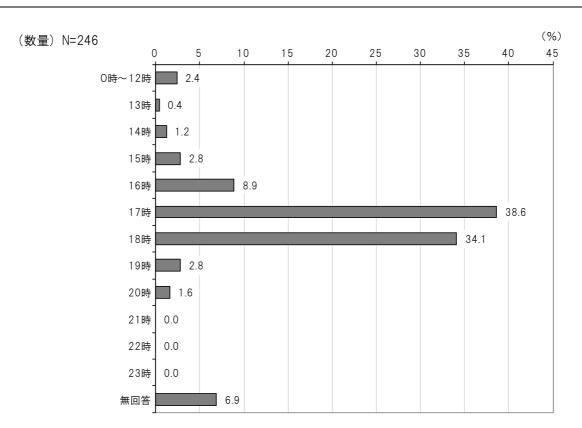
問30(1) 2 『土曜日』に、「ほぼ毎週利用したい」場合、何時からですか。【開始時刻】(数量)

「8時」が47.2%で突出しています。「7時」が27.2%、「9時」が16.3%で続いています。



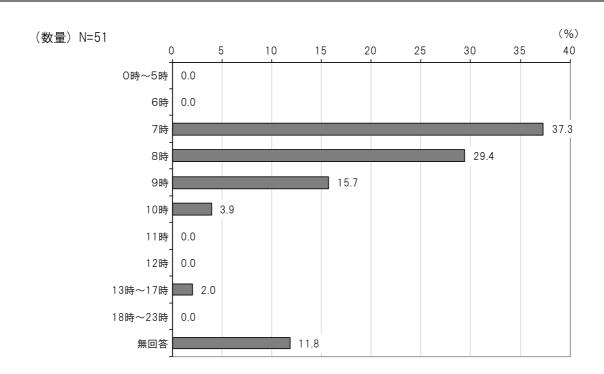
## 問30(1) 2 『土曜日』に、「ほぼ毎週利用したい」場合、何時までですか。【終了時刻】(数量)

「17 時」が 38.6%で最も高くなっています。次いで「18 時」が 34.1%、「16 時」が 8.9%で続いています。



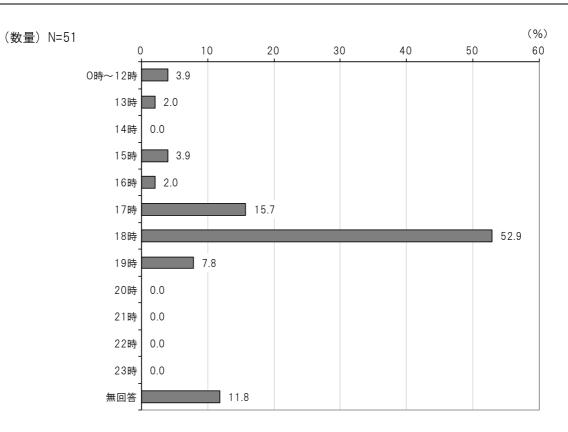
問30(2) 2 『日曜日・祝日』に、「ほぼ毎週利用したい」場合、何時からですか。【開始時刻】 (数量)

「7時」が37.3%で最も高くなっています。次いで「8時」が29.4%、「9時」が15.7%で続いています。



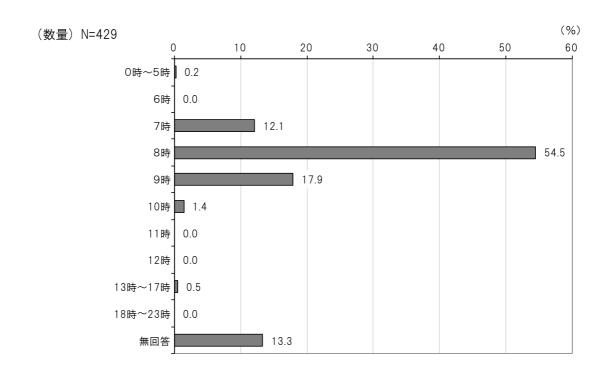
問30(2) 2 『日曜日・祝日』に、「ほぼ毎週利用したい」場合、何時までですか。【終了時刻】 (数量)

「18 時」が 52.9%で突出しています。「17 時」が 15.7%、「19 時」が 7.8%で続いています。



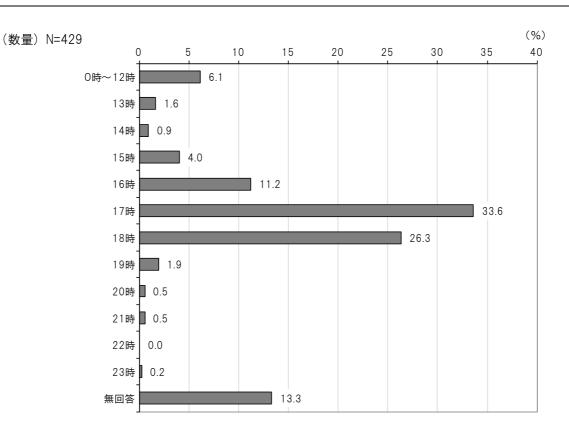
問30(1) 3 『土曜日』に、「月に1~2回は利用したい」場合、何時からですか。【開始時刻】 (数量)

「8時」が54.5%で突出しています。「9時」が17.9%、「7時」が12.1%で続いています。



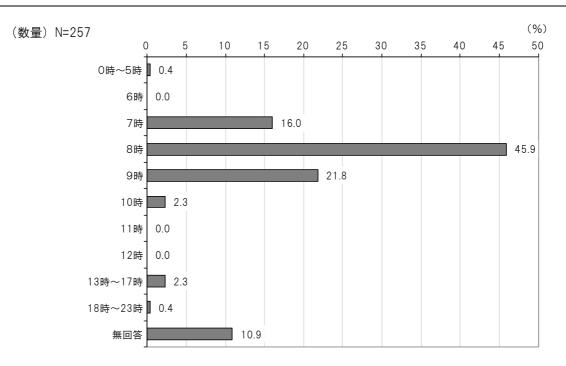
問30(1) 3 『土曜日』に、「月に1~2回は利用したい」場合、何時までですか。【終了時刻】 (数量)

「17 時」が 33.6%で最も高くなっています。次いで「18 時」が 26.3%、「16 時」が 11.2%で続いています。



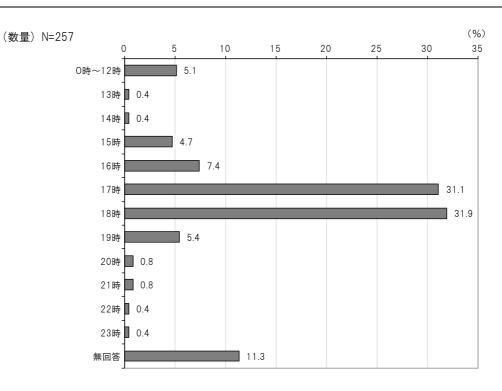
問30(2) 3 『日曜日・祝日』に、「月に1~2回は利用したい」場合、何時からですか。【開始時刻】(数量)

「8時」が45.9%で突出しています。「9時」が21.8%、「7時」が16.0%で続いています。



問30(2) 3 『日曜日・祝日』に、「月に1~2回は利用したい」場合、何時までですか。【終了時刻】(数量)

「18 時」が 31.9%、「17 時」が 31.1%で群を抜いて高くなっています。「16 時」が 7.4%で続いています。

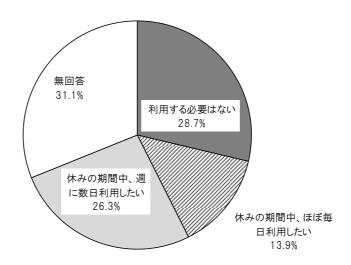


#### 「幼稚園」を利用している方にうかがいます。

## 問31 お子さんについて、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育の事業の利用を希望しますか。(SA)

「利用する必要はない」が28.7%で最も高く、次いで「休みの期間中、週に数日利用したい」が26.3%となっています。

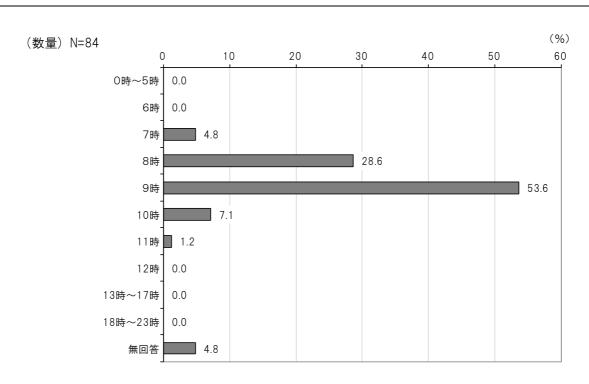
(SA) N=209



#### 「幼稚園」を利用している方にうかがいます。

#### 問31 2~3 利用したい時間帯は、何時からですか。【開始時刻】 (数量)

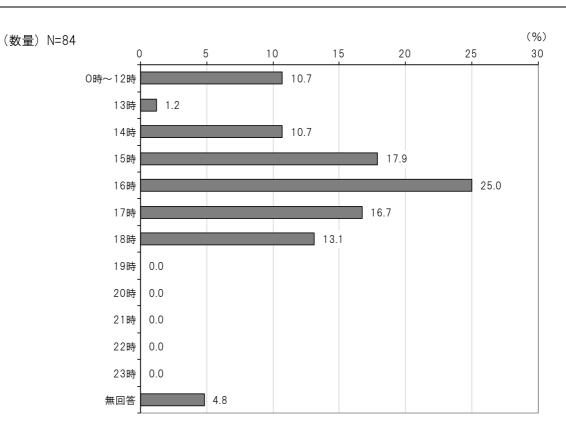
「9時」が53.6%で突出しています。「8時」が28.6%、「10時」が7.1%で続いています。



## 「幼稚園」を利用している方にうかがいます。

#### 問31 2~3 利用したい時間帯は、何時までですか。【終了時刻】 (数量)

「16 時」が 25.0%で最も高くなっています。次いで「15 時」が 17.9%、「17 時」が 16.7%で続いています。

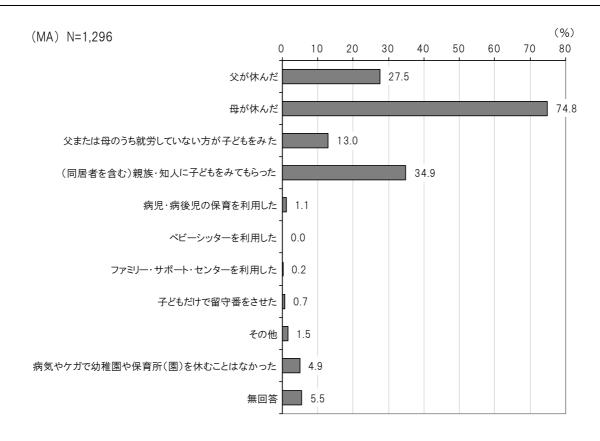


## 9 病気の際の対応について

〈平日の定期的な教育・保育の事業を利用していると答えた保護者の方(問 20 で「1~7」にOをつけた方)にうかがいます。利用していない方は、問 33 にお進みください〉

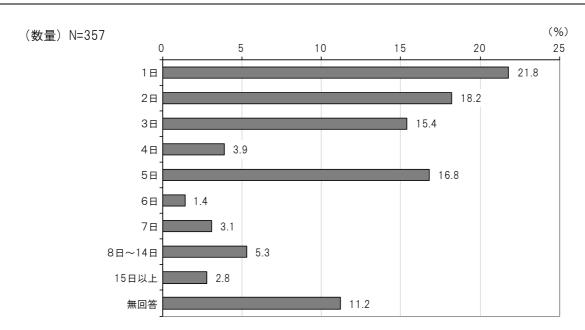
問32 お子さんが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法をお答えください。 (MA)

「母が休んだ」が 74.8%で突出しています。「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」が 34.9%、「父が休んだ」が 27.5%で続いています。



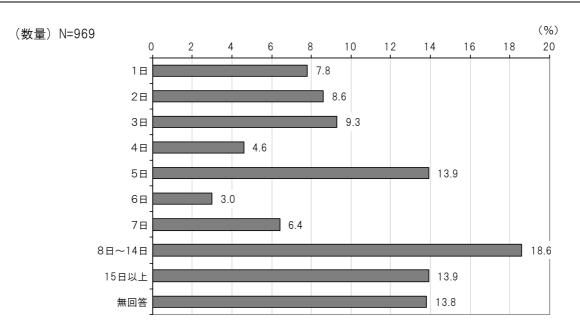
#### 問32 1 「父が休んだ」のは年何日ですか。(数量)

「1日」が 21.8%で最も高くなっています。次いで「2日」が 18.2%、「5日」が 16.8%で続いています。



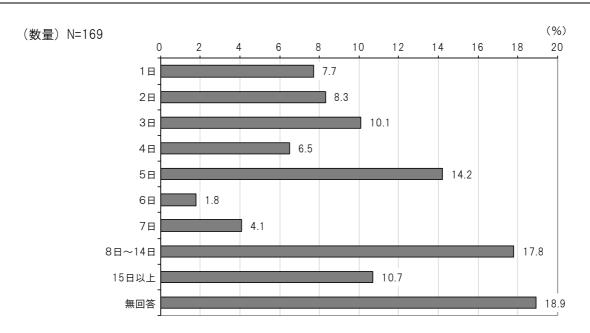
問32 2 「母が休んだ」のは年何日ですか。(数量)

「8日~14日」が 18.6%で最も高くなっています。次いで「5日」「15日以上」が 13.9%で続いています。



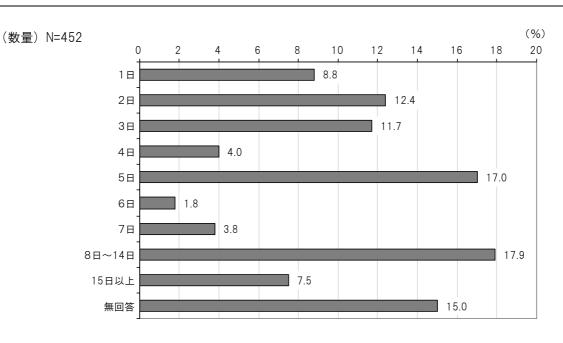
#### 問32 3 「父または母のうち就労していない方が子どもをみた」のは年何日ですか。(数量)

「8日~14日」が 17.8%で最も高くなっています。次いで「5日」が 14.2%、「15日以上」が 10.1% で続いています。



問32 4 「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」のは年何日ですか。(数量)

「8日~14日」が 17.9%で最も高くなっています。次いで「5日」が 17.0%、「2日」が 12.4%で続いています。



#### 問32 5 「病児・病後児の保育を利用した」のは年何日ですか。(数量)

「1日」「5日」が4件、「2日」「7日」「8日~14日」「15日以上」が1件となっています。

#### 問32 6 「ベビーシッターを利用した」のは年何日ですか。(数量)

回答はありません。

#### 問32 7 「ファミリー・サポート・センターを利用した」のは年何日ですか。(数量)

「2日」が2件、「1日」が1件となっています。

#### 問32 8 「子どもだけで留守番をさせた」のは年何日ですか。(数量)

「1日」が4件、「3日」「5日」が2件、「4日」が1件となっています。

#### 問32 9 「その他」のは年何日ですか。(数量)

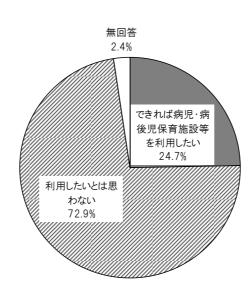
「5日」が5件、「3日」が4件、「8日~14日」が3件、「7日」「1日」が1件で続いています。

#### 問32で「1」または「2」に〇をつけた方にうかがいます。

#### 問32-1 その際、どのように思われましたか。(SA)

「利用したいとは思わない」が72.9%を占めています。

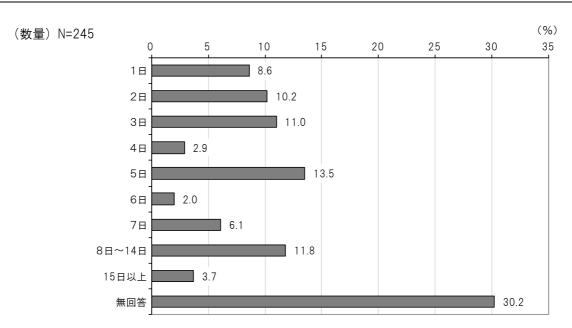
(SA) N=993



## 問32で「1」または「2」に〇をつけた方にうかがいます。

#### 問32-1 1 「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」場合何日ですか。(数量)

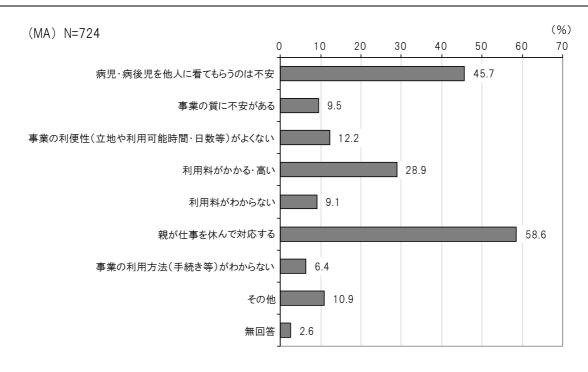
「5日」が13.5%で最も高くなっています。次いで「8日 $\sim$ 14日」が11.8%、「3日」が11.0%で続いています。



問32-1で「2. 利用したいと思わない」に〇をつけた方にうかがいます。

#### 問32-2 「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」理由は何ですか。(MA)

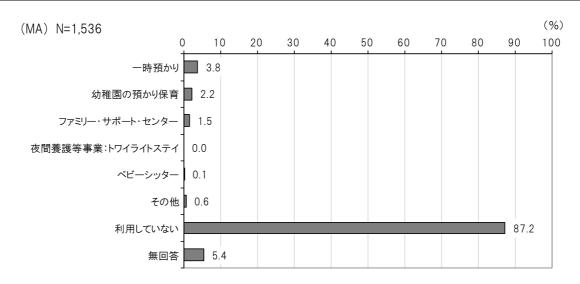
「親が仕事を休んで対応する」が 58.6%で最も高くなっています。次いで「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が 45.7%、「利用料がかかる・高い」が 28.9%で続いています。



# 10 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

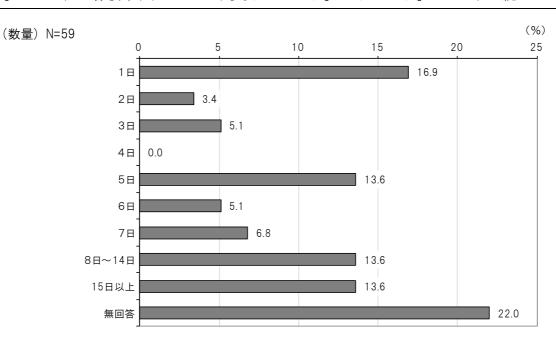
問33 お子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。 (MA)

「利用していない」が 87.2%で突出しています。「一時預かり」が 3.8%、「幼稚園の預かり保育」が 2.2%で続いています。



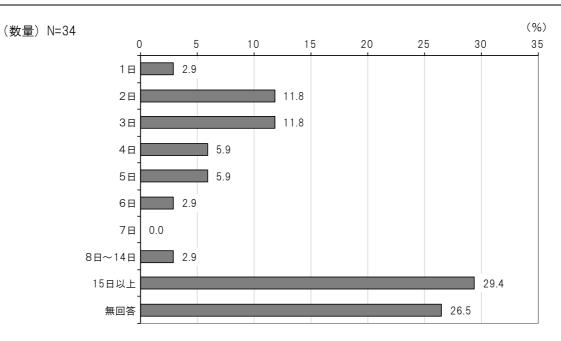
問33 1 「一時預かり」は、年何日ですか。(数量)

「1日」が16.9%で最も高くなっています。次いで「5日」「8日~14日」が13.6%で続いています。



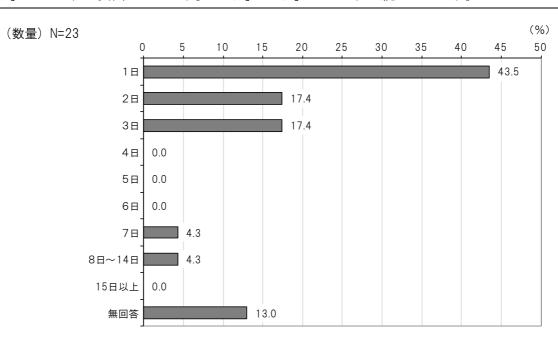
問33 2 「幼稚園の預かり保育」は、年何日ですか。(数量)

「15日以上」が29.4%で突出しています。「2日」「3日」が11.8%で続いています。



問33 3 「ファミリー・サポート・センター」は、年何日ですか。(数量)

「1日」が43.5%で突出しています。「2日」「3日」が17.4%で続いています。



問33 5 「ベビーシッター」は、年何日ですか。(数量)

「1日」「5日」が1件となっています。

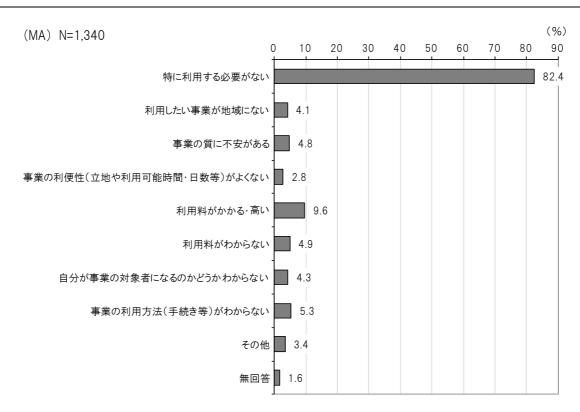
## 問33 6 「その他」は、年何日ですか。(数量)

「5日」が1件となっています。

## 問33で「7.利用していない」と回答した方にうかがいます。

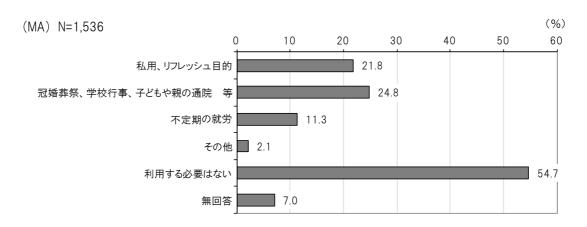
## 問33-1 現在利用していない理由は何ですか。 (MA)

「特に利用する必要がない」が82.4%で突出しています。「利用料がかかる・高い」が9.6%、「事業の利用方法(手続き等)がわからない」が5.3%で続いています。



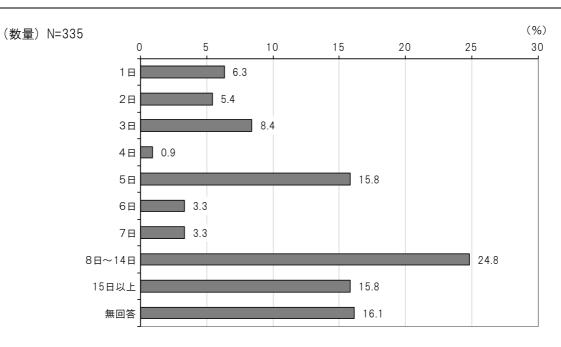
# 問34 お子さんについて、どういった目的で、年間何日くらい問33の事業を利用する必要があると思いますか。 (MA)

「利用する必要はない」が 54.7%で突出しています。「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院 等」が 24.8%、「私用、リフレッシュ目的」が 21.8%で続いています。



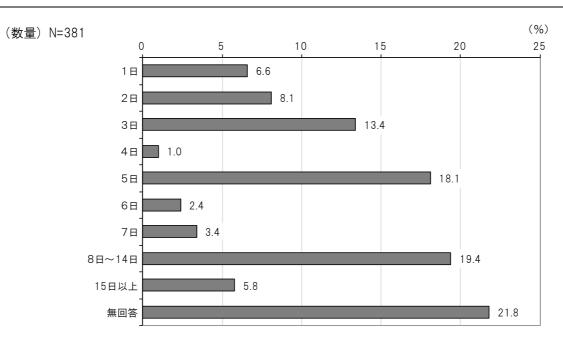
問34 1 「私用、リフレッシュ目的」の場合、年何日ですか。(数量)

「8日~14日」が24.8%で最も高くなっています。次いで「5日」「15日以上」が15.8%で続いています。



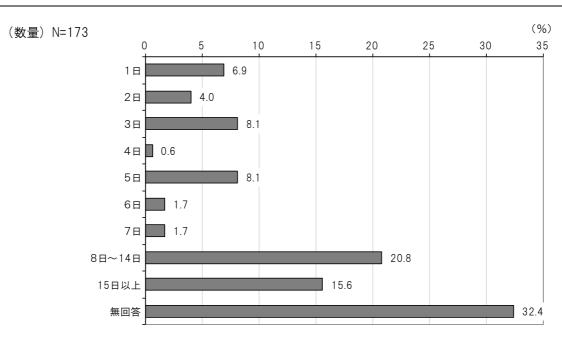
## 問34 2 「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院 等」の場合、年何日ですか。(数量)

「8日~14日」が 19.4%で最も高くなっています。次いで「5日」が 18.1%、「3日」が 13.4%で続いています。



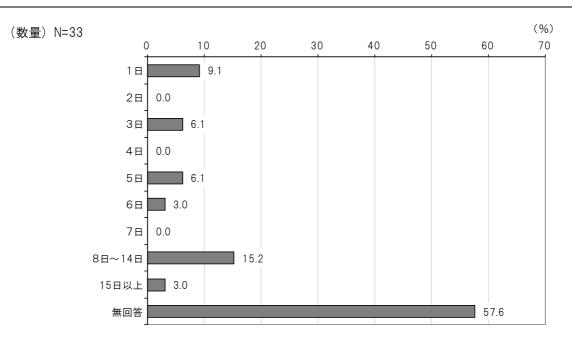
問34 3 「不定期の就労」の場合、年何日ですか。(数量)

「8日~14日」が 20.8%で最も高くなっています。次いで「15日以上」が 15.6%、「3日」「5日」が 8.1%で続いています。



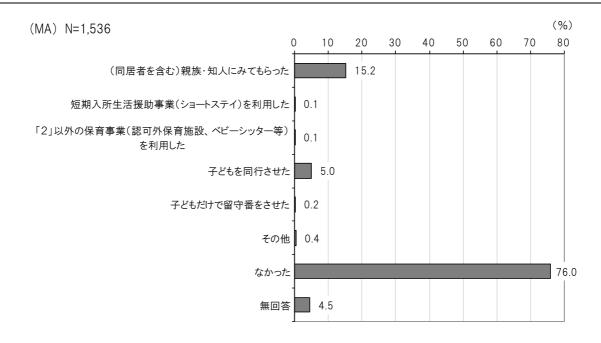
問34 4 「その他」の場合、年何日ですか。(数量)

「8日~14日」が15.2%で突出しています。次いで「1日」が9.1%で続いています。



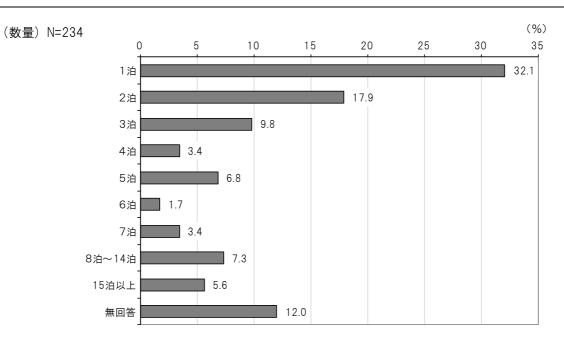
問35 この1年間に、保護者の用事(冠婚葬祭、保護者・家族の病気など)により、お子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか。(MA)

「なかった」が 76.0%で突出しています。「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」が 15.2%、「子どもを同行させた」が 5.0%で続いています。



問35 1 「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」の場合、年何泊ですか。(数量)

「1泊」が32.1%で突出しています。「2泊」が17.9%、「3泊」が9.8%で続いています。



問35 2 「短期入所生活援助事業(ショートステイ)を利用した」の場合、年何泊ですか。 (数量)

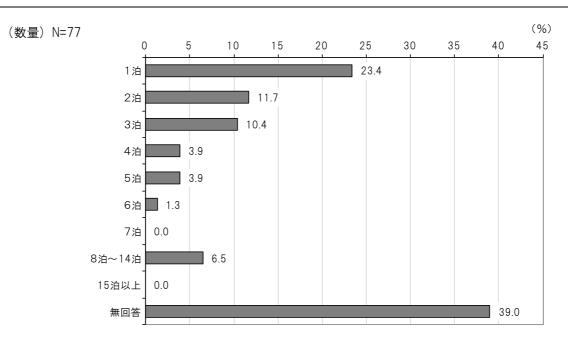
回答はありません。

問35 3 「「2」以外の保育事業(認可外保育施設、ベビーシッター等)を利用した」の場合、年何泊ですか。(数量)

「1泊」が2件となっています。

## 問35 4 「子どもを同行させた」の場合、年何泊ですか。(数量)

「1泊」が23.4%で突出しています。「2泊」が11.7%、「3泊」が10.4%で続いています。



問35 5 「子どもだけで留守番をさせた」の場合、年何泊ですか。(数量)

「2泊」が1件となっています。

## 問35 6 「その他」の場合、年何泊ですか。(数量)

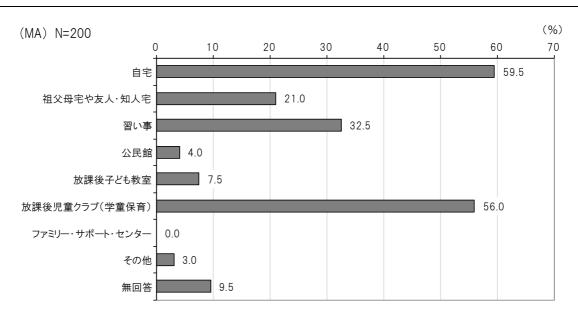
「1泊」「3泊」「8泊~14泊」「15泊以上」が1件となっています。

#### お子さんが来年度小学校に入学する方のみ回答

## 11 小学校就学後の放課後の過ごし方について

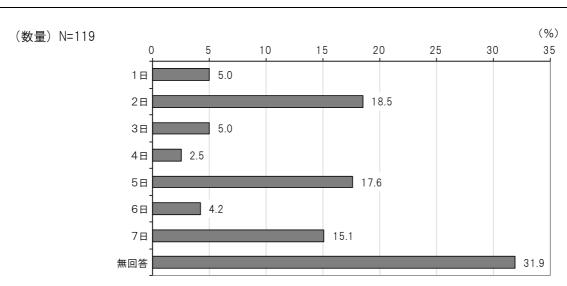
問36 お子さんについて、小学校就学後の放課後の時間をどこで過ごさせたいと思いますか。(MA)

「自宅」が 59.5%、「放課後児童クラブ (学童保育)」が 56.0%で群を抜いて高くなっています。「習い事」が 32.5%で続いています。



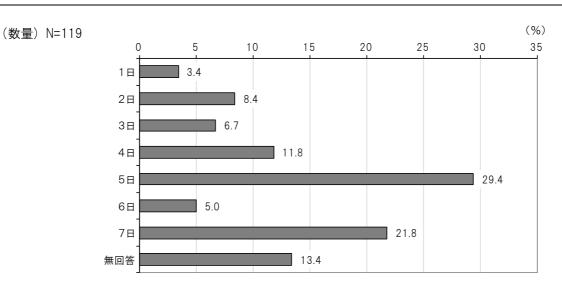
問36(1) 1 『低学年では』「自宅」で過ごさせたい場合、週何日ですか。(数量)

「2日」が18.5%で最も高くなっています。次いで「5日」が17.6%、「7日」が15.1%で続いています。



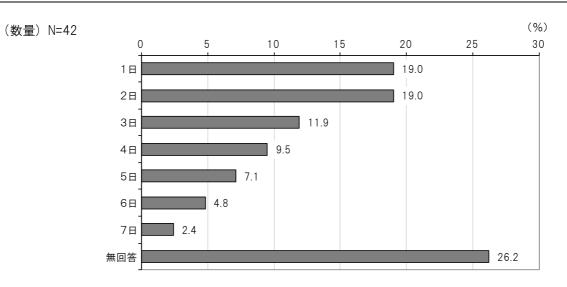
## 問36(2) 1 『高学年になったら』「自宅」で過ごさせたい場合、週何日ですか。(数量)

「5日」が 29.4%で最も高くなっています。次いで「7日」が 21.8%、「4日」が 11.8%で続いています。



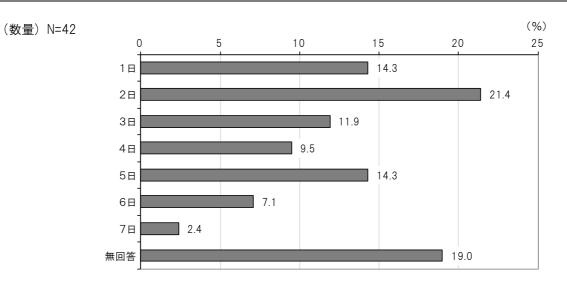
問36(1) 2 『低学年では』「祖父母宅や友人・知人宅」で過ごさせたい場合、週何日ですか。 (数量)

「1日」「2日」が19.0%で高くなっています。次いで「3日」が11.9%で続いています。



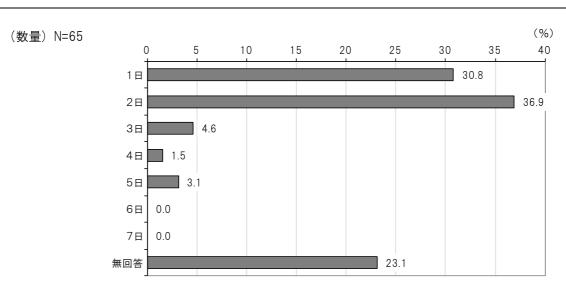
問36(2) 2 『高学年になったら』「祖父母宅や友人・知人宅」で過ごさせたい場合、週何日で すか。(数量)

「2日」が21.4%で最も高くなっています。次いで「1日」「5日」が14.3%で続いています。



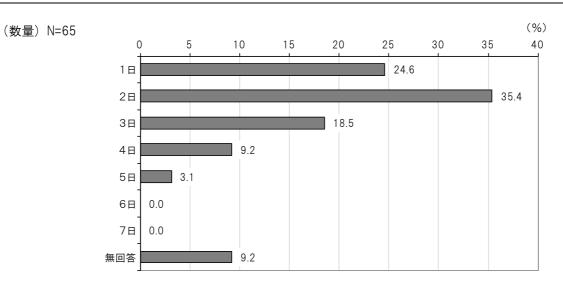
問36(1) 3 『低学年では』「習い事」で過ごさせたい場合、週何日ですか。(数量)

「2日」が36.9%で最も高くなっています。次いで「1日」が30.8%、「3日」が4.6%で続いています。



#### 問36(2) 3 『高学年になったら』「習い事」で過ごさせたい場合、週何日ですか。(数量)

「2日」が 35.4%で最も高くなっています。次いで「1日」が 24.6%、「3日」が 18.5%で続いています。



問36(1) 4 『低学年では』「公民館」で過ごさせたい場合、週何日ですか。(数量)

「1日」が2件、「5日」1件となっています。

#### 問36(2) 4 『高学年になったら』「公民館」で過ごさせたい場合、週何日ですか。(数量)

「1日」が3件となっています。

#### 問36(1) 5 『低学年では』「放課後子ども教室」で過ごさせたい場合、週何日ですか。(数量)

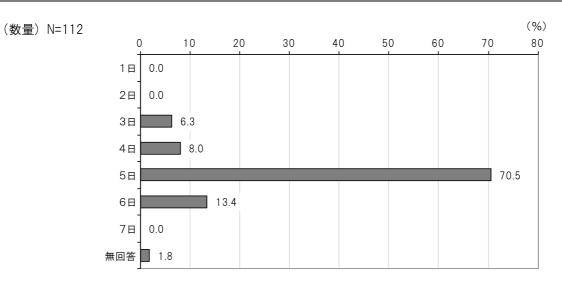
「1日」が8件、「4日」が2件、「2日」「5日」「6日」が1件となっています。

## 問36(2) 5 『高学年になったら』「放課後子ども教室」で過ごさせたい場合、週何日ですか。 (数量)

「1日」が8件、「2日」「3日」「4日」「6日」が1件で続いています。

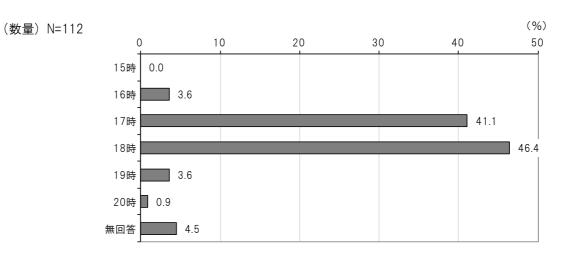
問36(1) 6A 『低学年では』「放課後児童クラブ(学童保育)」で過ごさせたい場合、週何日ですか。(数量)

「5日」が70.5%で突出しています。「6日」が13.4%、「4日」が8.0%で続いています。



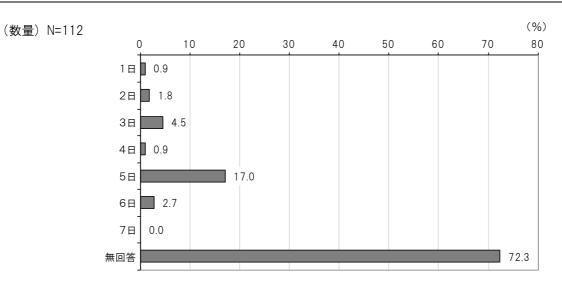
問36(1) 6B 『低学年では』「放課後児童クラブ(学童保育)」で過ごさせたい場合、何時何分までですか。【終了時刻】(数量)

「18 時」が 46.4%で最も高くなっています。次いで「17 時」が 41.1%、「16 時」が 3.6%で続いています。



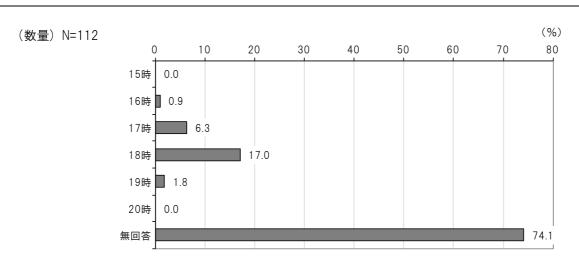
問36(2) 6A 『高学年になったら』「放課後児童クラブ(学童保育)」で過ごさせたい場合、週何日ですか。(数量)

「5日」が17.0%で突出しています。「3日」が4.5%、「6日」が2.7%で続いています。



問36(2) 6B 『高学年になったら』「放課後児童クラブ(学童保育)」で過ごさせたい場合、何時何分までですか。【終了時刻】(数量)

「18 時」が17.0%で突出しています。「17 時」が6.3%、「19 時」が1.8%で続いています。



問36(1) 8 『低学年では』「その他」で過ごさせたい場合、週何日ですか。(数量)

「5日」が4件、「2日」「6日」が1件となっています。

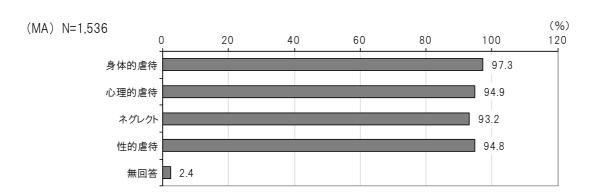
## 問36(2) 8 『高学年になったら』「その他」で過ごさせたい場合、週何日ですか。(数量)

「5日」が4件「1日」「6日」が1件となっています。

## 12 児童虐待に関することについて

#### 問37 児童虐待の4種類の中で知っているものはどれですか。 (MA)

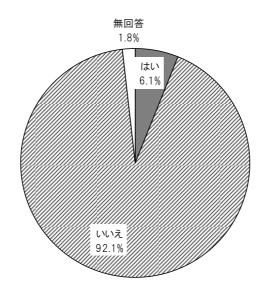
「身体的虐待」が 97.3%で最も高くなっています。次いで「心理的虐待」が 94.9%、「性的虐待」が 94.8%で続いています。



#### 問38 児童虐待について相談しようと思ったことはありますか。 (SA)

「いいえ」が92.1%を占めています。

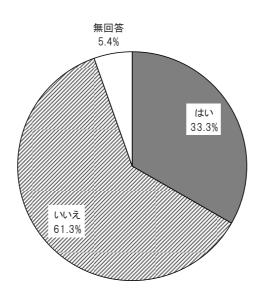




#### 問38 1 実際に相談されましたか (SA)

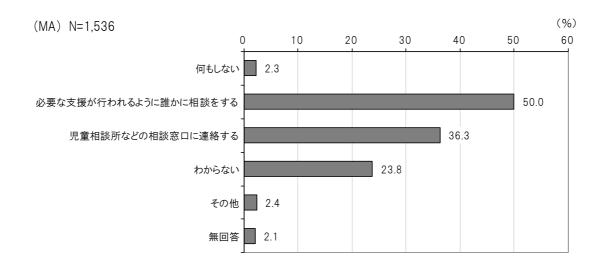
「いいえ」が61.3%を占めています。





問39 児童虐待を受けているのではないかと心配な子どもを見聞きした場合、どのような対応をしますか。 (MA)

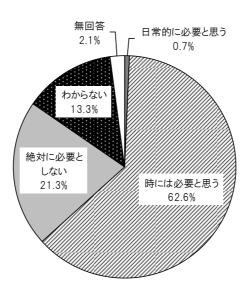
「必要な支援が行われるように誰かに相談をする」が 50.0%で最も高くなっています。次いで「児童相談所などの相談窓口に連絡する」が 36.3%、「わからない」が 23.8%で続いています。



## 問40 子どもをしつけとしてたたいたりすることをどう思われますか。 (SA)

「時には必要と思う」が62.6%を占めています。

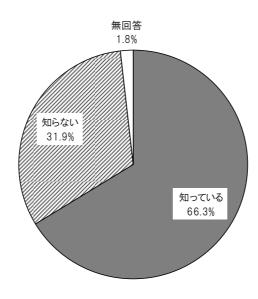
(SA) N=1,536



問41 児童虐待に関する相談窓口が浜田市の子育て支援課か児童相談所であることを知っていますか。 (SA)

「知っている」が66.3%を占めています。

(SA) N=1,536

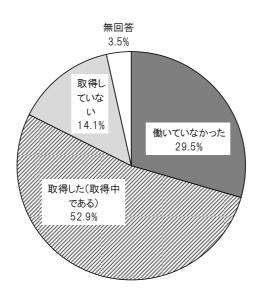


## 13 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

問42① 『母親』は、お子さんが生まれた時、育児休業を取得しましたか。(SA)

「取得した(取得中である)」が52.9%を占めています。

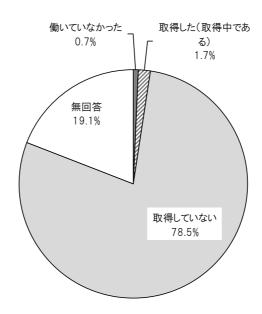
(SA) N=1,536



問42② 『父親』は、お子さんが生まれた時、育児休業を取得しましたか。(SA)

「取得していない」が78.5%を占めています。

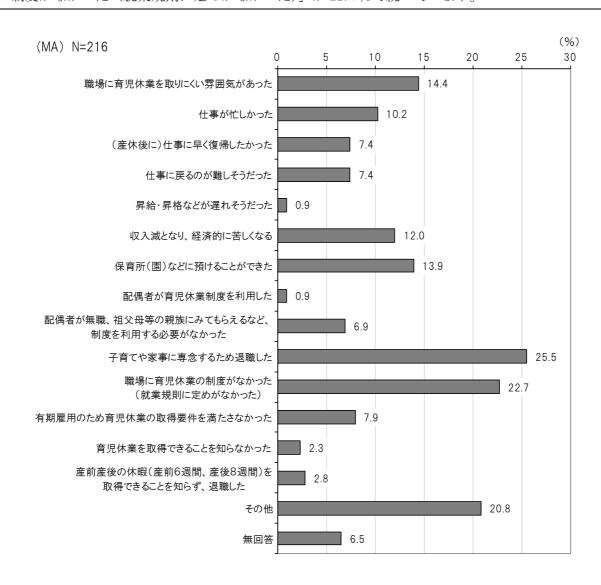
(SA) N=1,536



## 問 42 で「3. 取得していない」に〇をつけた方にうかがいます。

#### 問42① 3 『母親』が取得していない理由はなんですか。 (MA)

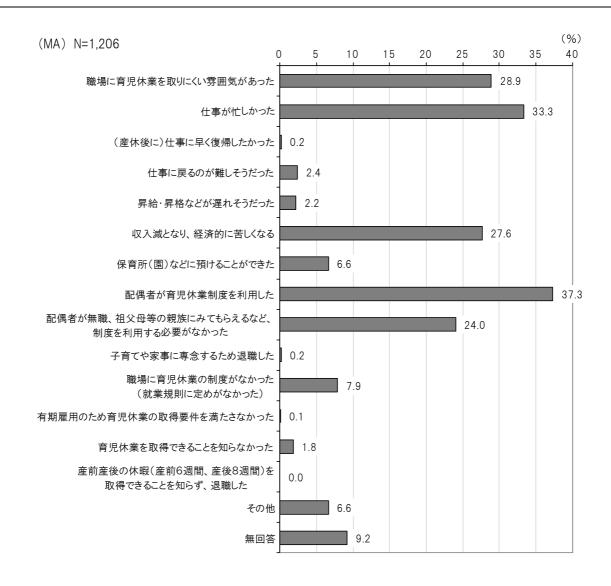
「子育てや家事に専念するため退職した」が 25.5%で最も高くなっています。次いで「職場に育児休業の制度がなかった (就業規則に定めがなかった)」が 22.7%で続いています。



## 問 42 で「3. 取得していない」に〇をつけた方にうかがいます。

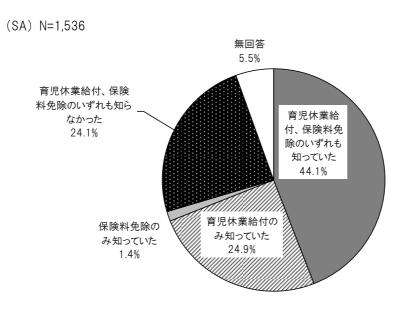
#### 問42② 3 『父親』が取得していない理由はなんですか。 (MA)

「配偶者が育児休業制度を利用した」が37.3%で最も高くなっています。次いで「仕事が忙しかった」が33.3%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が28.9%で続いています。



#### 問42-1 育児休業給付、保険料免除の制度についてご存じですか。(SA)

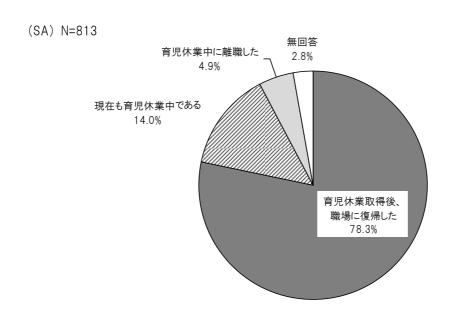
「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」が 44.1%で最も高く、次いで「育児休業給付の み知っていた」が 24.9%、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」が 24.1%で続いています。



#### 問 42 で育児休業を「2. 取得した(取得中である)」と回答した方にうかがいます。

#### 問42-2① 『母親』は、育児休業取得後、職場に復帰しましたか。(SA)

「育児休業取得後、職場に復帰した」が78.3%を占めています。

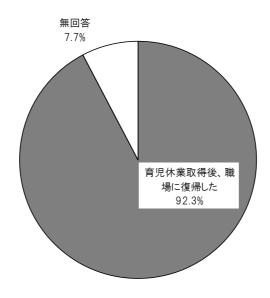


## 問 42 で育児休業を「2. 取得した(取得中である)」と回答した方にうかがいます。

#### 問42-2② 『父親』は、育児休業取得後、職場に復帰しましたか。(SA)

「育児休業取得後、職場に復帰した」が92.3%となっています。

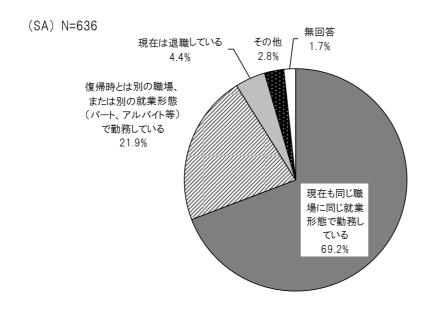
(SA) N=26



## 問 42-2 で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。

#### 問42-3 (1) ① 『母親』の職場復帰後の状況についてうかがいます。 (SA)

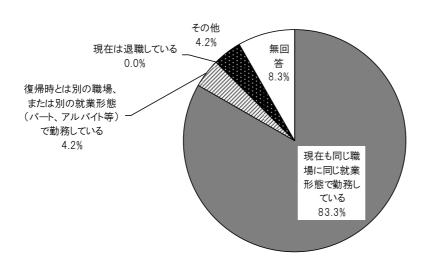
「現在も同じ職場に同じ就業形態で勤務している」が69.2%を占めています。



#### 問42-3(1)② 『父親』の職場復帰後の状況についてうかがいます。(SA)

「現在も同じ職場に同じ就業形態で勤務している」が83.3%を占めています。

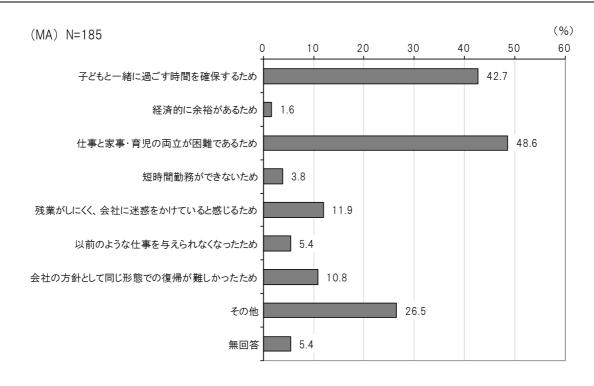
#### (SA) N=24



#### 問 42-3 で「2~4」に〇をつけた方にうかがいます。

#### 問42-3(2)① 『母親』の場合、その理由をお答えください。 (MA)

「仕事と家事・育児の両立が困難であるため」が 48.6%で最も高くなっています。次いで「子どもと一緒に過ごす時間を確保するため」が 42.7%、「その他」が 26.5%で続いています。



## 問 42-3 で「2~4」に〇をつけた方にうかがいます。

## 問42-3(2)② 『父親』の場合、その理由をお答えください。 (MA)

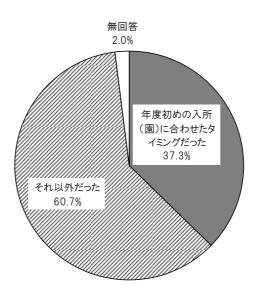
「会社の方針として同じ形態での復帰が難しかったため」1件、「その他」が1件となっています。

## 問 42-2 で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。

問42-4① 『母親』が育児休業から職場に復帰したのは、年度初めの保育所(園)入所(園)に合わせたタイミングでしたか。あるいはそれ以外でしたか。(SA)

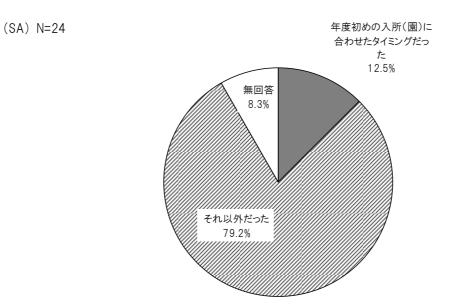
「それ以外だった」が60.7%を占めています。

(SA) N=636



問42-4② 『父親』が育児休業から職場に復帰したのは、年度初めの保育所(園)入所(園)に合わせたタイミングでしたか。あるいはそれ以外でしたか。(SA)

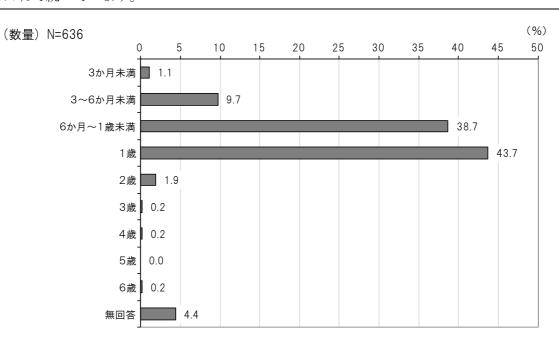
「それ以外だった」が79.2%を占めています。



#### 問 42-2 で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。

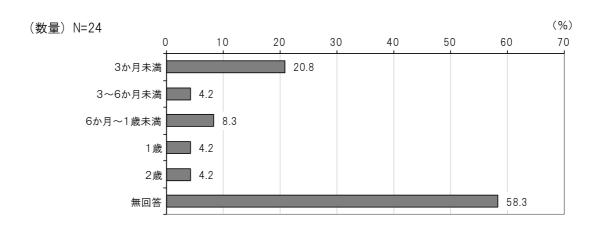
問42-5(1)① 『母親』は、育児休業からは、「実際」にお子さんが何歳何か月のときに職場復帰しましたか。(歳. か月) (数量)

「1歳」が 43.7%で最も高くなっています。次いで「6か月~1歳未満」が 38.7%、「3~6か月未満」が 9.7%で続いています。



問42-5(1)② 『父親』は、育児休業からは、「実際」にお子さんが何歳何か月のときに職場復帰しましたか。(歳. か月) (数量)

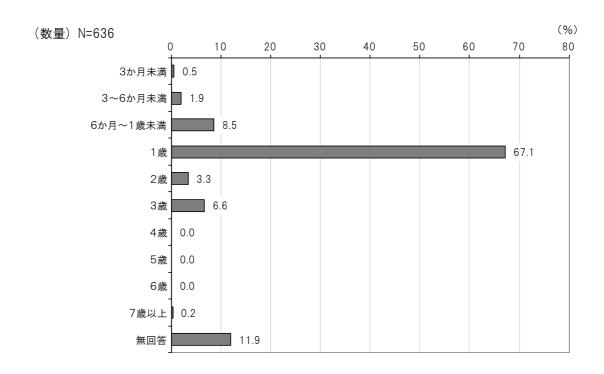
「3か月未満」が 20.8%で突出しています。「6か月~1歳未満」が 8.3%、「3~6か月未満」が 4.2% で続いています。



## 問 42-2 で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。

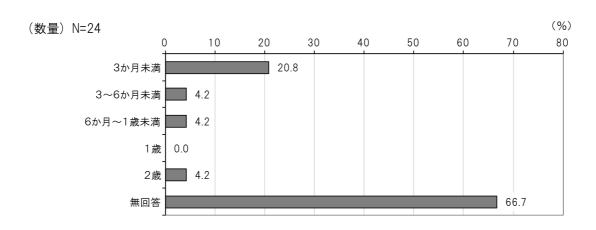
問42-5(2)① 『母親』は、お勤め先の育児休業の制度の期間内で、何歳何か月のときまで取りたかったですか。(歳. か月) (数量)

「1歳」が67.1%で突出しています。「6か月~1歳未満」が8.5%、「3歳」が6.6%で続いています。



問42-5(2)② 『父親』は、お勤め先の育児休業の制度の期間内で、何歳何か月のときまで取りたかったですか。(歳. か月) (数量)

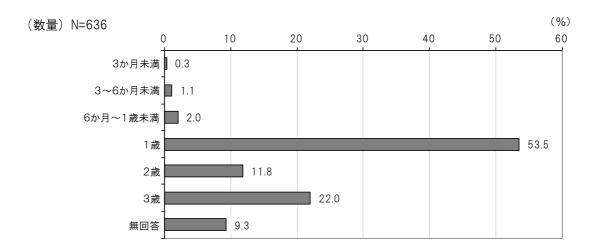
「3か月未満」が 20.8%で突出しています。「3~6か月未満」「6か月~1歳未満」が 4.2%で続いています。



## 問 42-2 で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。

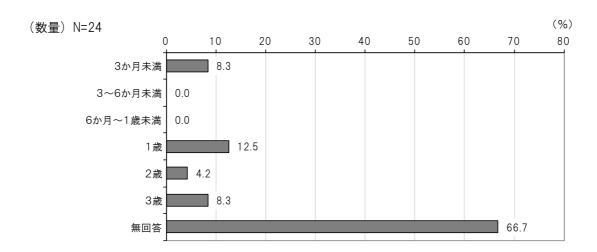
問42-6① 『母親』は、お勤め先に、育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合、「希望」としてはお子さんが何歳何か月のときまで取りたかったですか。(歳. か月) (数量)

「1歳」が53.5%で突出しています。「3歳」が22.0%、「2歳」が11.8%で続いています。



問42-6② 『父親』は、お勤め先に、育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合、「希望」としてはお子さんが何歳何か月のときまで取りたかったですか。(歳. か月) (数量)

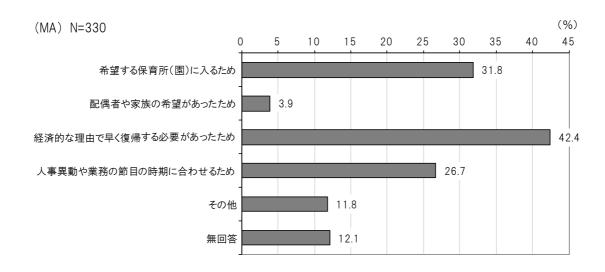
「1歳」が12.5%で最も高くなっています。次いで「3か月未満」「3歳」が8.3%で続いています。



## 問 42-5 で実際の復帰と希望が異なる方にうかがいます。

#### 問42-7(1)① 『母親』が「希望」より早く復帰した理由はなんですか。(MA)

「経済的な理由で早く復帰する必要があったため」が 42.4%で最も高くなっています。次いで「希望する保育所(園)に入るため」が 31.8%、「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」が 26.7%で続いています。



## 問 42-5 で実際の復帰と希望が異なる方にうかがいます。

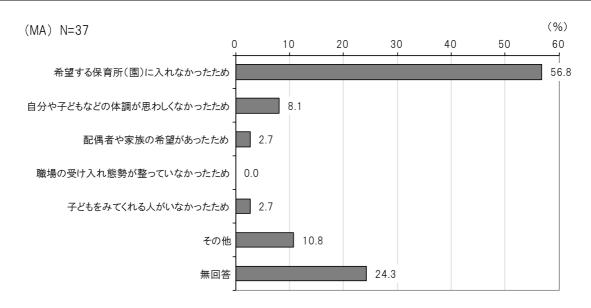
#### 問42-7(1)② 『父親』が「希望」より早く復帰した理由はなんですか。 (MA)

「経済的な理由で早く復帰する必要があったため」が1件、「その他」が1件となっています。

#### 問 42-5 で実際の復帰と希望が異なる方にうかがいます。

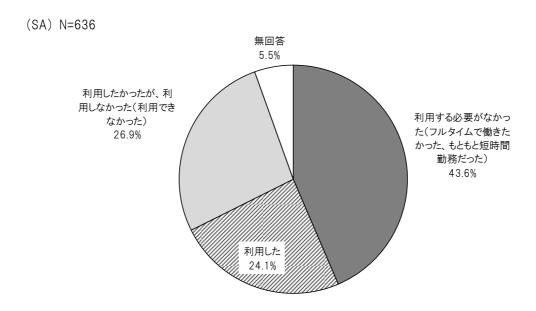
#### 問42-7(2)① 『母親』が「希望」より遅く復帰した理由はなんですか。(MA)

「希望する保育所(園)に入れなかったため」が 56.8%で突出しています。次いで「自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため」が 8.1%で続いています。



#### 問42-8① 『母親』は、育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたか。(SA)

「利用する必要がなかった (フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった)」が 43.6%で最も高く、次いで「利用したかったが、利用しなかった (利用できなかった)」が 26.9%となっています。

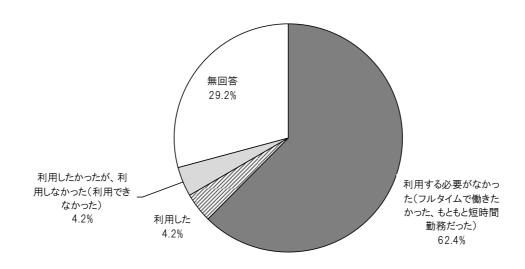


#### 問 42-2 で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。

#### 問42-8② 『父親』は、育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたか。(SA)

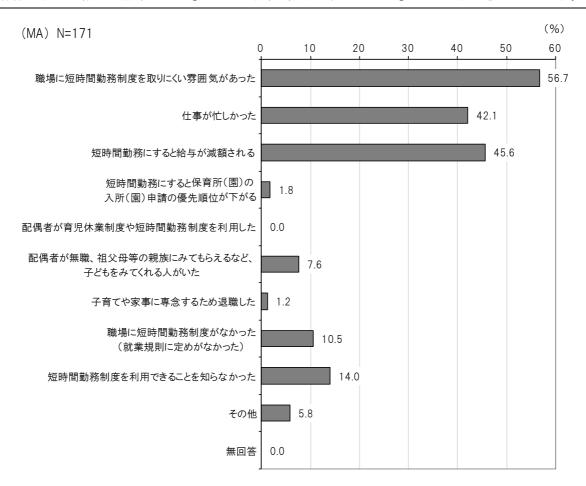
「利用する必要がなかった (フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった)」が 62.4%を占めています。

#### (SA) N=24



## 問 42-8で「3. 利用したかったが、利用しなかった(利用できなかった)」と回答した方にうかがいます。 問42-9① 『母親』が短時間勤務制度を利用しなかった(利用できなかった)理由は何ですか。(MA)

「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」が56.7%で最も高くなっています。次いで「短時間勤務にすると給与が減額される」が45.6%、「仕事が忙しかった」が42.1%で続いています。



## 問 42-8で「3. 利用したかったが、利用しなかった(利用できなかった)」と回答した方にうかがいます。 問42-9② 『父親』が短時間勤務制度を利用しなかった(利用できなかった)理由は何ですか。(MA)

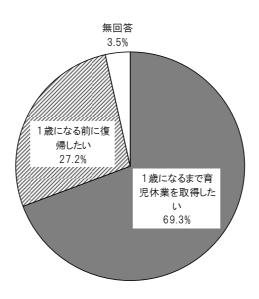
「仕事が忙しかった」「短時間勤務にすると給与が減額される」「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、子どもをみてくれる人がいた」が1件となっています。

### 問 42-2で「2. 現在も育児休業中である」と回答した方にうかがいます。

問42-10① 『母親』は、お子さんが1歳になったときに必ず利用できる事業(保育所(園)等)があれば、1歳になるまで育児休業を取得しますか。または、預けられる事業があっても1歳になる前に復帰しますか。(SA)

「1歳になるまで育児休業を取得したい」が69.3%を占めています。

(SA) N=114



問42-10② 『父親』は、お子さんが1歳になったときに必ず利用できる事業(保育所(園)等)があれば、1歳になるまで育児休業を取得しますか。または、預けられる事業があっても1歳になる前に復帰しますか。(SA)

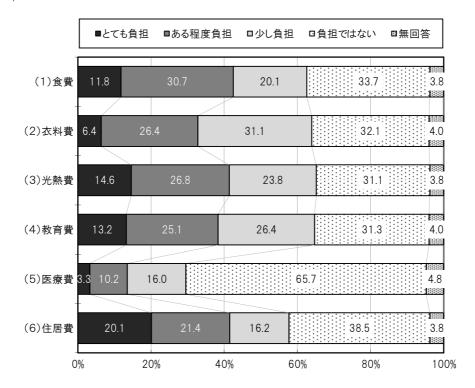
回答はありません。

### 14 子どもの生活実態について

#### 問43 次の生活費について、どの程度経済的な負担を感じていますか。(SA)

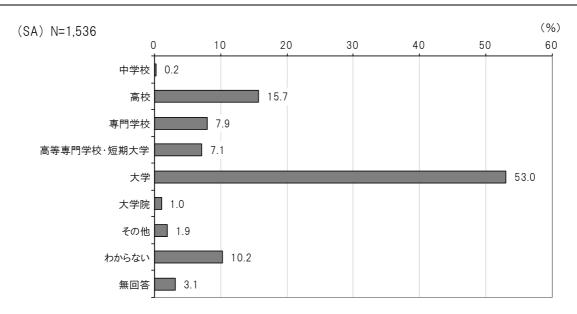
「(6) 住居費」では「とても負担」が 20.1%で他と比べて高くなっています。「(5) 医療費」では、「負担ではない」が 65.7%と他と比べて高くなっています。

#### (SA) N=1,536



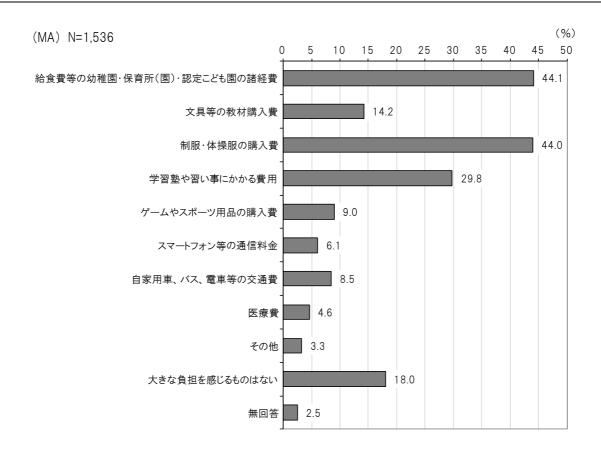
#### 問44 お子さんについて、最終学歴としてどのくらいまで学ばせたいと思いますか。 (SA)

「大学」が53.0%で突出しています。「高校」が15.7%、「わからない」が10.2%で続いています。



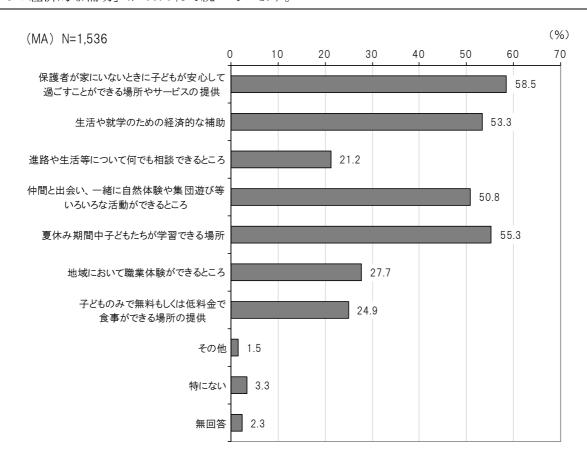
問45 お子さんにかかる費用のうち、経済的に負担が大きいと感じるものは何ですか。 (MA)

「給食費等の幼稚園・保育所(園)・認定こども園の諸経費」が44.1%で最も高くなっています。次いで「制服・体操服の購入費」が44.0%、「学習塾や習い事にかかる費用」が29.8%で続いています。



## 問46 お子さんにとって、現在または将来的に、次のような支援があった場合、利用したいと思いますか。 (MA)

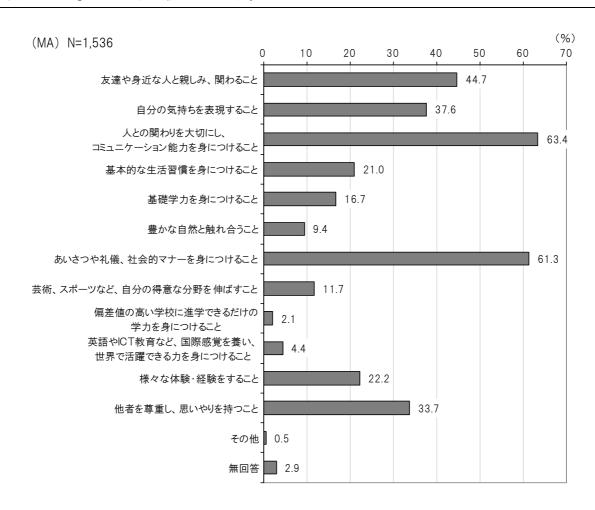
「保護者が家にいないときに子どもが安心して過ごすことができる場所やサービスの提供」が 58.5% で最も高くなっています。次いで「夏休み期間中子どもたちが学習できる場所」が 55.3%、「生活や就学のための経済的な補助」が 53.3%で続いています。



### 15 子どもの教育や地域での子育てについて

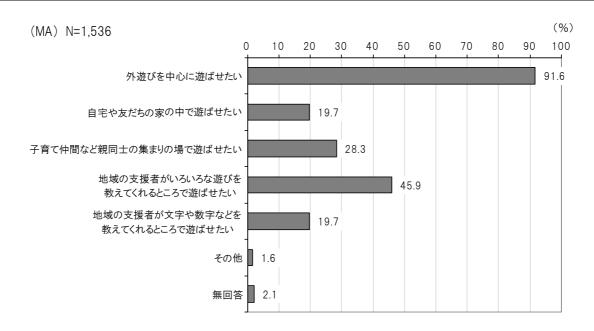
問47 次のうち、子どもに特に身につけてほしい力や大切にしてほしいと思うことは何ですか。 (MA)

「人との関わりを大切にし、コミュニケーション能力を身につけること」が 63.4%で最も高くなっています。次いで「あいさつや礼儀、社会的マナーを身につけること」が 61.3%、「友達や身近な人と親しみ、関わること」が 44.7%で続いています。



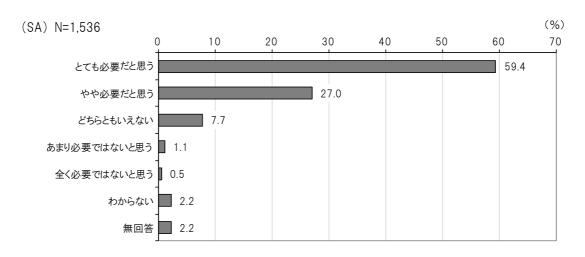
#### 問48 地域の中でお子さんをどのような場所で遊ばせたいと思っていますか。 (MA)

「外遊びを中心に遊ばせたい」が 91.6%で突出しています。「地域の支援者がいろいろな遊びを教えてくれるところで遊ばせたい」が 45.9%、「子育て仲間など親同士の集まりの場で遊ばせたい」が 28.3%で続いています。



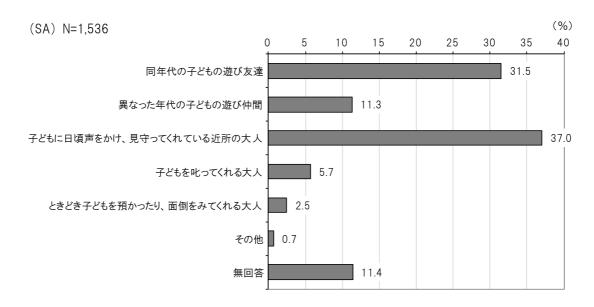
#### 問49 子育てをする人にとって、地域の支えは必要だと思いますか。(SA)

「とても必要だと思う」が 59.4%で突出しています。「やや必要だと思う」が 27.0%、「どちらともいえない」が 7.7%で続いています。



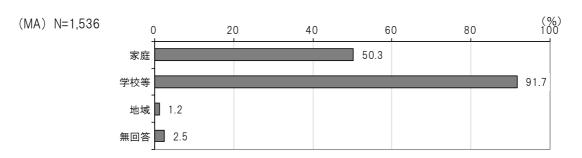
#### 問50 子どもの健やかな育ちや子育てのために地域に求めるものは何ですか。(SA)

「子どもに日頃声をかけ、見守ってくれている近所の大人」が 37.0%で最も高くなっています。次いで「同年代の子どもの遊び友達」が 31.5%、「異なった年代の子どもの遊び仲間」が 11.3%で続いています。



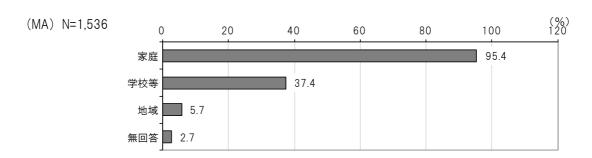
問51(1) 「基本的な学力」を子どもたちに育んでいく役目を担うのは誰だと思いますか。家庭、 学校等(幼稚園や保育所(園)等)、地域のいずれかお選びください。(MA)

「学校等」が91.7%で突出しています。「家庭」が50.3%、「地域」が1.2%で続いています。



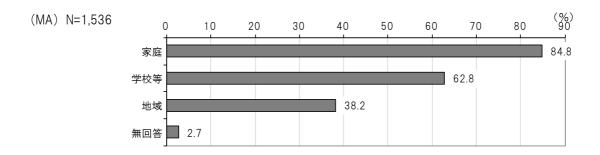
問51(2) 「基本的な生活習慣」を子どもたちに育んでいく役目を担うのは誰だと思いますか。家庭、学校等(幼稚園や保育所(園)等)、地域のいずれかお選びください。(MA)

「家庭」が95.4%で突出しています。「学校等」が37.4%、「地域」が5.7%で続いています。



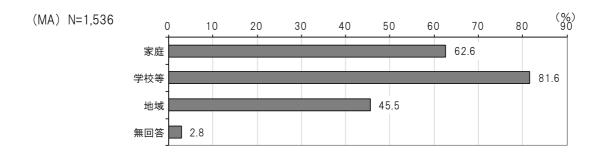
問51(3) 「社会的ルールや礼儀作法」を子どもたちに育んでいく役目を担うのは誰だと思いますか。家庭、学校等(幼稚園や保育所(園)等)、地域のいずれかお選びください。(MA)

「家庭」が 84.8%で最も高くなっています。次いで「学校等」が 62.8%、「地域」が 38.2%で続いています。



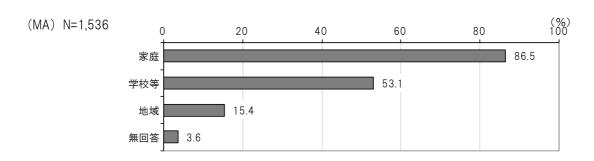
問51(4) 「コミュニケーション能力」を子どもたちに育んでいく役目を担うのは誰だと思いますか。家庭、学校等(幼稚園や保育所(園)等)、地域のいずれかお選びください。(MA)

「学校等」が 81.6%で最も高くなっています。次いで「家庭」が 62.6%、「地域」が 45.5%で続いています。



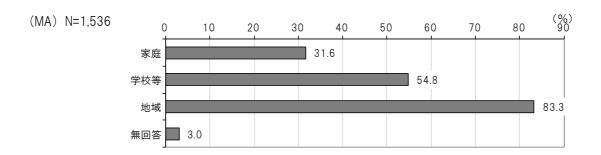
## 問51(5) 「自己肯定感(自尊感情)」を子どもたちに育んでいく役目を担うのは誰だと思いますか。家庭、学校等(幼稚園や保育所(園)等)、地域のいずれかお選びください。(MA)

「家庭」が 86.5%で最も高くなっています。次いで「学校等」が 53.1%、「地域」が 15.4%で続いています。



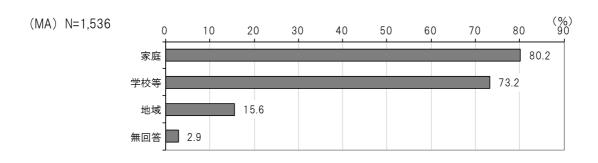
問51(6) 「伝統や文化の伝承」を子どもたちに育んでいく役目を担うのは誰だと思いますか。家庭、学校等(幼稚園や保育所(園)等)、地域のいずれかお選びください。(MA)

「地域」が 83.3%で最も高くなっています。次いで「学校等」が 54.8%、「家庭」が 31.6%で続いています。



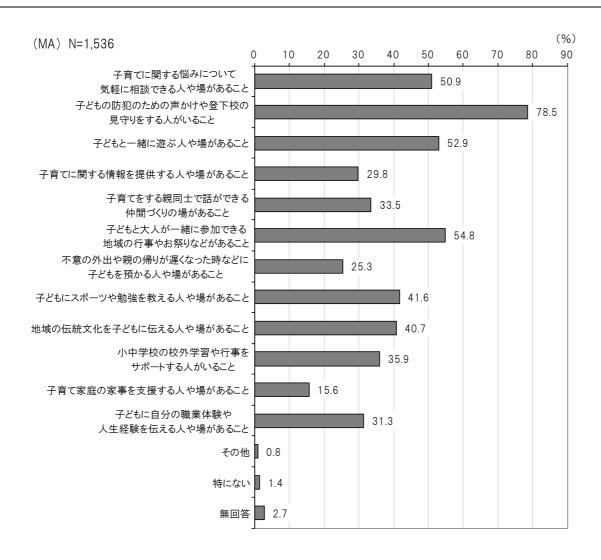
問51(7) 「健康管理や体力づくり」を子どもたちに育んでいく役目を担うのは誰だと思いますか。家庭、学校等(幼稚園や保育所(園)等)、地域のいずれかお選びください。(MA)

「家庭」が80.2%、「学校等」が73.2%で群を抜いて高くなっています。「地域」が15.6%で続いています。



#### 問52 地域で子育てを支えるために、どんなことが必要だと思いますか。 (MA)

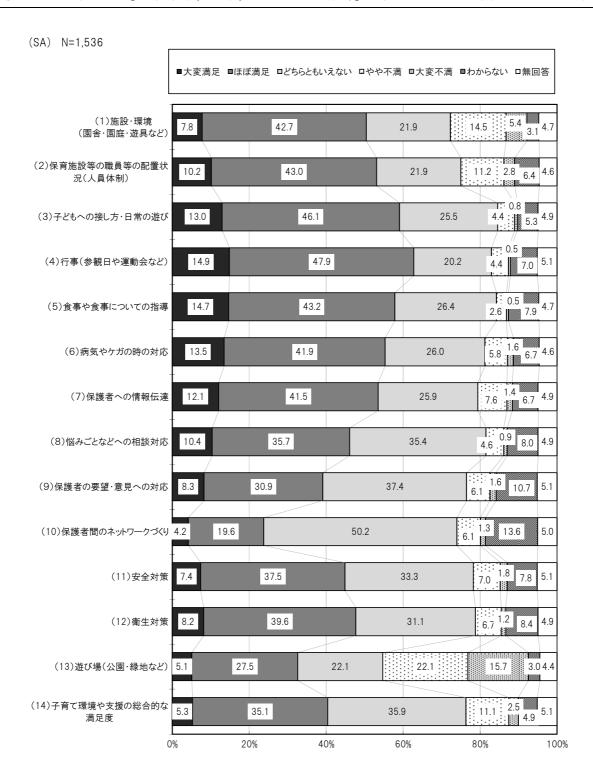
「子どもの防犯のための声かけや登下校の見守りをする人がいること」が 78.5%で最も高くなっています。次いで「子どもと大人が一緒に参加できる地域の行事やお祭りなどがあること」が 54.8%、「子どもと一緒に遊ぶ人や場があること」が 52.9%で続いています。



### 16 浜田市の子育て支援施策全般について

#### 問53 お住まいの地域における子育ての環境や支援の満足度をお答えください。(SA)

満足している層「大変満足」+「ほぼ満足」では、「(4) 行事(参観日や運動会など)」「(3) 子ども への接し方・日常の遊び」「(5) 食事や食事についての指導」が他と比べてやや高くなっています。

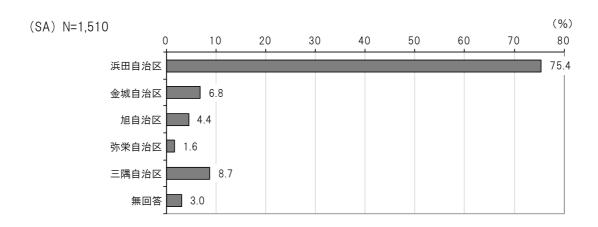


## Ⅲ 小学生児童保護者版アンケート調査結果

## 1 お住まいの地域について

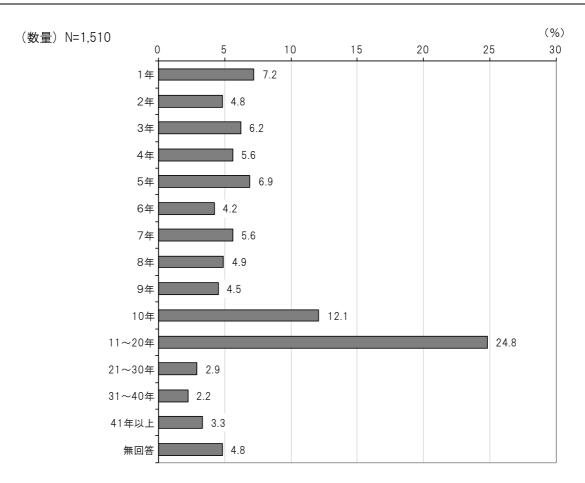
問1 あなたのお住まいの地域はどちらですか。浜田自治区にお住まいの方は、「町名」までご記入ください。(SA)

「浜田自治区」が 75.4%で突出しています。「三隅自治区」が 8.7%、「金城自治区」が 6.8%で続いています。



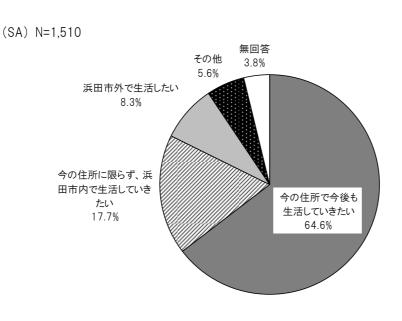
#### 問2 あなたは現在の住所にどのくらいお住まいですか。(数量)

「11~20年」が24.8%で突出しています。「10年」が12.1%、「1年」が7.2%で続いています。



問3 あなたは現在お住まいの地域、または浜田市で今後も暮らしたいと思いますか。 (SA)

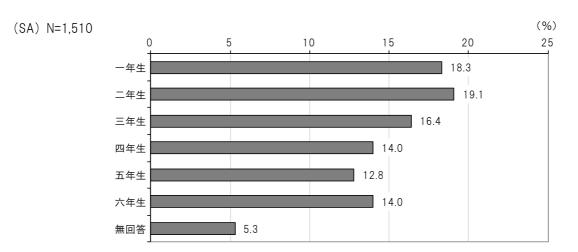
「今の住所で今後も生活していきたい」が64.6%を占めています。



### 2 お子さんとご家族の状況について

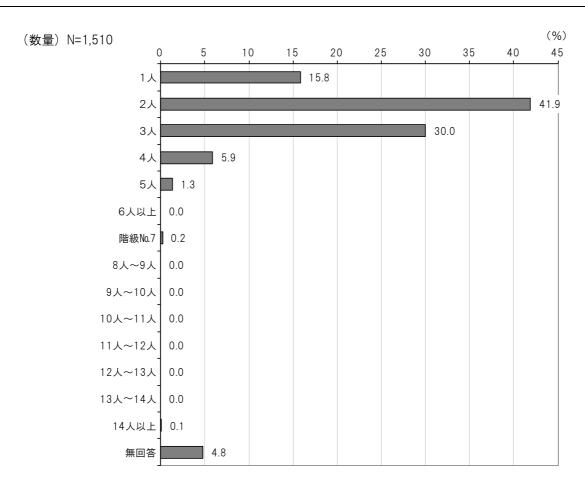
#### 問4 お子さんの学年についてお答えください。(SA)

「二年生」が 19.1%で最も高くなっています。次いで「一年生」が 18.3%、「三年生」が 16.4%で続いています。



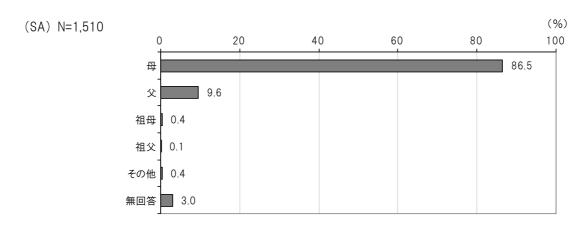
問5 お子さんを含めた兄弟姉妹は何人いらっしゃいますか。(数量)

「2人」が 41.9%で最も高くなっています。次いで「3人」が 30.0%、「1人」が 15.8%で続いています。



問6 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。お子さんからみた関係でお答えください。 (SA)

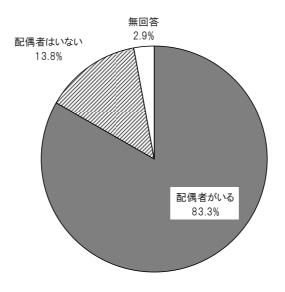
「母」が86.5%で突出しています。「父」が9.6%、「祖母」が0.4%で続いています。



問7 この調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。(SA)

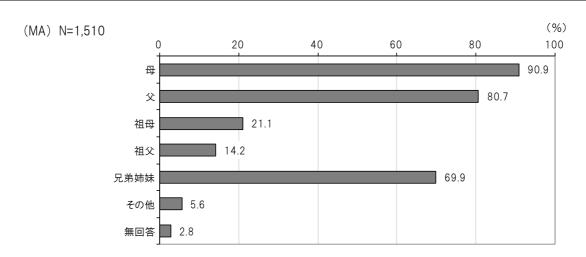
「配偶者がいる」が83.3%を占めています。





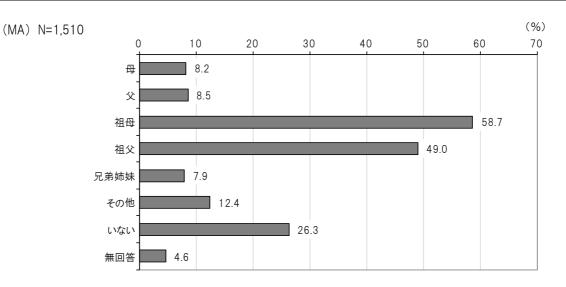
#### 問8 お子さんと同居している方は誰ですか。続柄はお子さんからみた関係です。 (MA)

「母」が 90.9%で最も高くなっています。次いで「父」が 80.7%、「兄弟姉妹」が 69.9%で続いています。



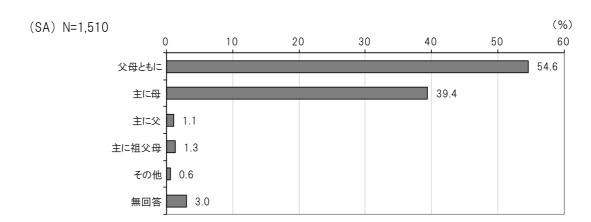
問9 お子さんの近所(おおむね30分以内に行き来できる範囲)に住んでいる方は誰ですか。続柄はお子さんからみた関係です。(MA)

「祖母」が 58.7%で最も高くなっています。次いで「祖父」が 49.0%、「いない」が 26.3%で続いて います。



### 問10 お子さんの子育て(教育を含む)を、家庭で主に行っているのはどなたですか。お子さんから みた関係でお答えください。(SA)

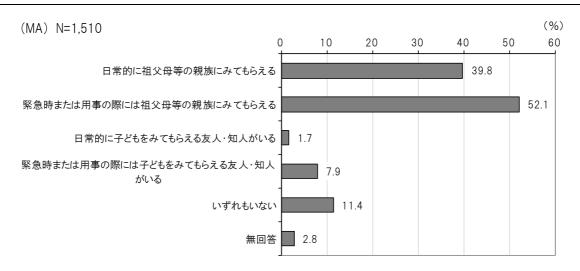
「父母ともに」が54.6%で最も高くなっています。次いで「主に母」が39.4%、「主に祖父母」が1.3%で続いています。



### 3 お子さんの育ちをめぐる環境について

#### 問11 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。 (MA)

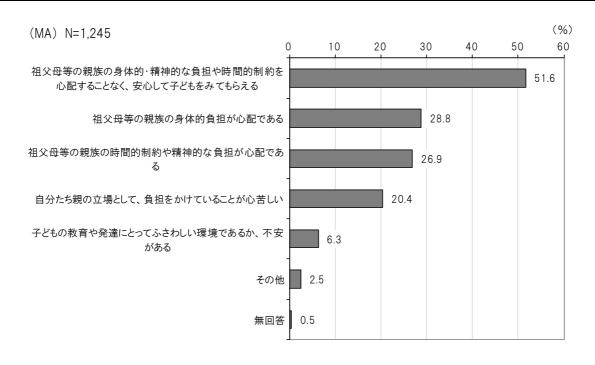
「緊急時または用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 52.1%で最も高くなっています。次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 39.8%、「いずれもいない」が 11.4%で続いています。



#### 問 11 で「1」または「2」に〇をつけた方にうかがいます。

#### 問11-1 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。 (MA)

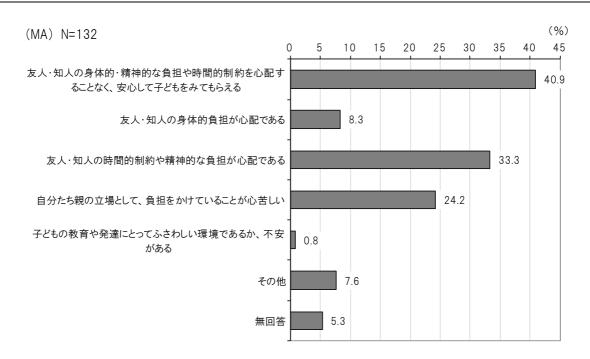
「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が 51.6%で突出しています。「祖父母等の親族の身体的負担が心配である」が 28.8%、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が心配である」が 26.9%で続いています。



#### 問 11 で「3」または「4」に〇をつけた方にうかがいます。

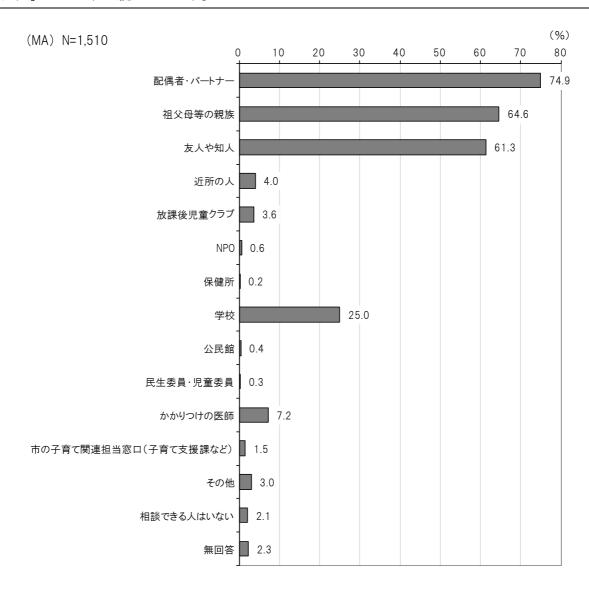
#### 問11-2 友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。 (MA)

「友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が 40.9%で最も高くなっています。次いで「友人・知人の時間的制約や精神的な負担が心配である」が 33.3%、「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」が 24.2%で続いています。



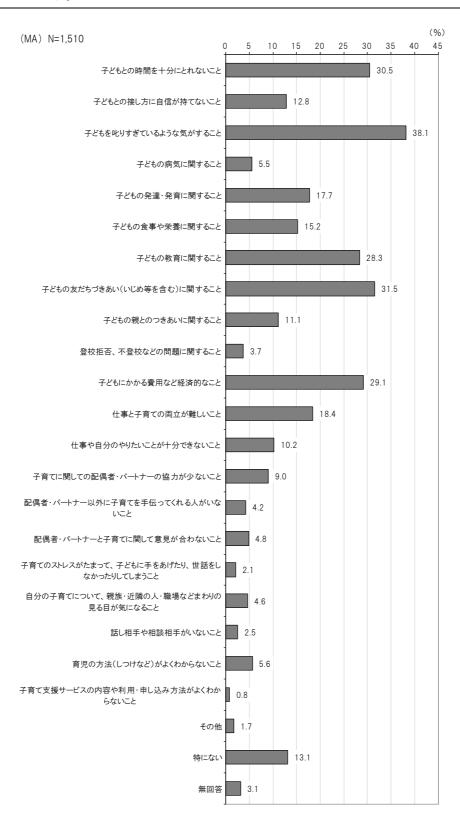
## 問12 お子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。 (MA)

「配偶者・パートナー」が 74.9%で最も高くなっています。次いで「祖父母等の親族」が 64.6%、「友 人や知人」が 61.3%で続いています。



#### 問13 子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。(MA)

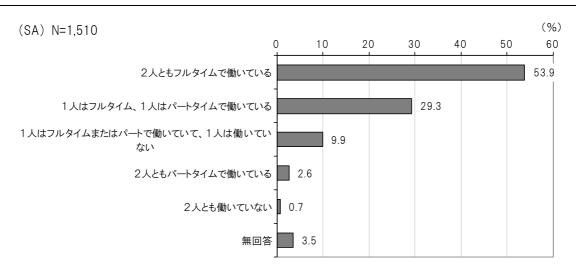
「子どもを叱りすぎているような気がすること」が 38.1%で最も高くなっています。次いで「子どもの友だちづきあい (いじめ等を含む) に関すること」が 31.5%、「子どもとの時間を十分にとれないこと」が 30.5%で続いています。



### 4 お子さんの保護者の就労状況について

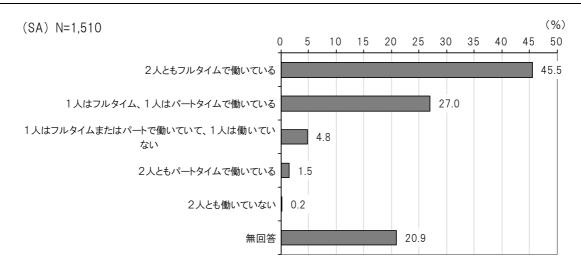
#### 問14(1) お子さんの保護者の『現在の就労状況』を教えてください。(SA)

「2人ともフルタイムで働いている」が53.9%で突出しています。「1人はフルタイム、1人はパートタイムで働いている」が29.3%、「1人はフルタイムまたはパートで働いていて、1人は働いていない」が9.9%で続いています。



#### 問14(2) お子さんの保護者の『1年以内に希望する就労状況』を教えてください。(SA)

「2人ともフルタイムで働いている」が 45.5%で突出しています。「1人はフルタイム、1人はパートタイムで働いている」が 27.0%、「1人はフルタイムまたはパートで働いていて、1人は働いていない」が 4.8%で続いています。



#### 問14-1(1)① 『母親』の就労日数は1週当たり何日ですか。(数量)

「5日」が60.2%で突出しています。「6日」が17.5%、「4日」が6.5%で続いています。

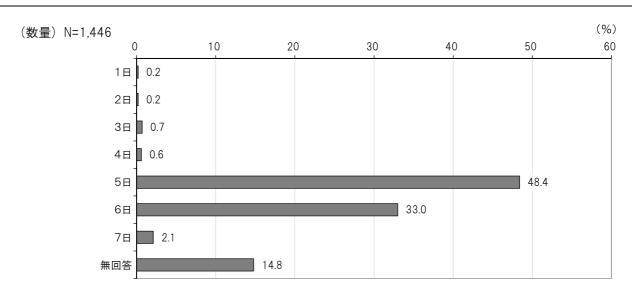
(数量) N=1,446 (%) 70 0 10 20 30 40 50 60 1日 0.1 2日 0.7 3日 2.9 4日 6.5 5日 60.2 17.5 6日 7日 0.4

# 問 14 で現在働いていると答えた方(問 14(1)で「1~4」に〇をつけた方)におうかがいします。

#### 問14-1(1)② 『父親』の就労日数は1週当たり何日ですか。(数量)

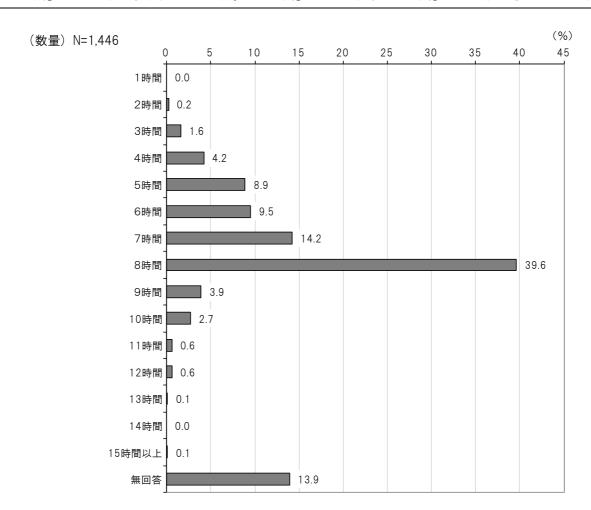
無回答 11.6

「5日」が48.4%で最も高くなっています。次いで「6日」が33.0%、「7日」が2.1%で続いています。



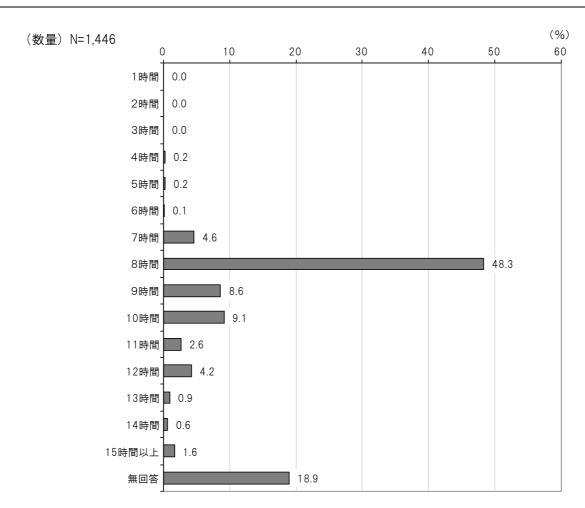
問14-1(2)① 『母親』の就労時間は1日当たり何時間何分ですか(時間.分)(数量)

「8時間」が39.6%で突出しています。「7時間」が14.2%、「6時間」が9.5%で続いています。



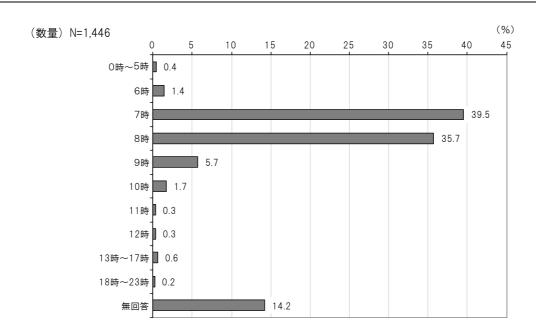
問14-1(2)② 『父親』の就労時間は1日当たり何時間何分ですか(時間.分)(数量)

「8時間」が48.3%で突出しています。「10時間」が9.1%、「9時間」が8.6%で続いています。



#### 問14-1(3)① 『母親』の家を出る時刻は何時何分ですか(時.分)(数量)

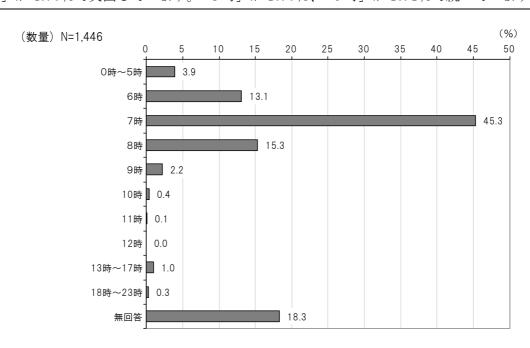
「7時」が39.5%、「8時」が35.7%で群を抜いて高くなっています。「9時」が5.7%で続いています。



# 問 14 で現在働いていると答えた方(問 14 (1)で「1 $\sim$ 4」に〇をつけた方)におうかがいします。

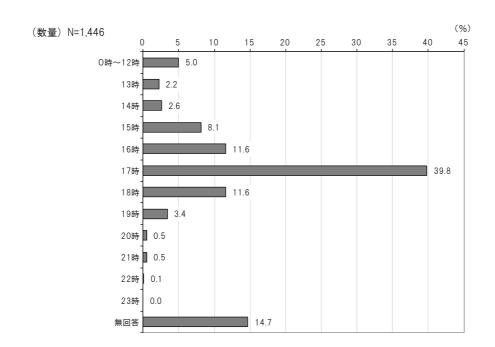
#### 問14-1(3)② 『父親』の家を出る時刻は何時何分ですか(時.分)(数量)

「7時」が45.3%で突出しています。「8時」が15.3%、「6時」が13.1%で続いています。



#### 問14-1(4)① 『母親』の勤務終了時刻は何時何分ですか。(時.分) (数量)

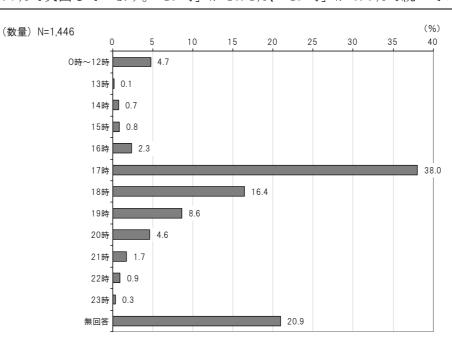
「17時」が39.8%で突出しています。「16時」「18時」が11.6%で続いています。



# 問 14 で現在働いていると答えた方(問 14(1)で「1~4」に〇をつけた方)におうかがいします。

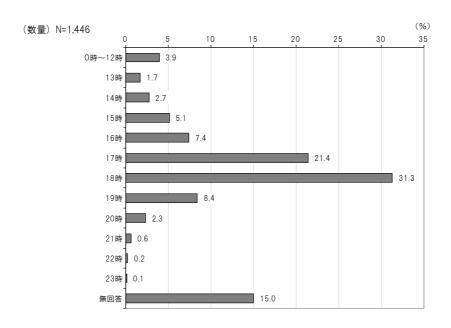
#### 問14-1(4)② 『父親』の勤務終了時刻は何時何分ですか。(時.分)(数量)

「17時」が38.0%で突出しています。「18時」が16.4%、「19時」が8.6%で続いています。



#### 問14-1(5)① 『母親』の帰宅時刻は何時何分ですか。(時.分) (数量)

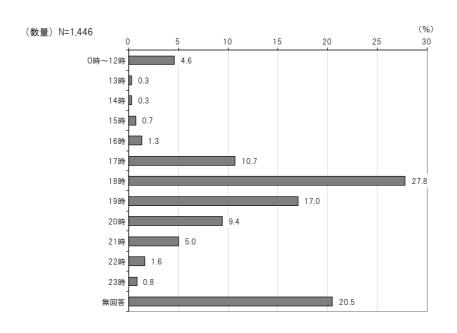
「18 時」が 31.3%で最も高くなっています。次いで「17 時」が 21.4%、「19 時」が 8.4%で続いています。



# 問 14 で現在働いていると答えた方(問 14(1)で「1~4」に〇をつけた方)におうかがいします。

#### 問14-1(5)② 『父親』の帰宅時刻は何時何分ですか。(時.分) (数量)

「18 時」が 27.8%で最も高くなっています。次いで「19 時」が 17.0%、「17 時」が 10.7%で続いています。

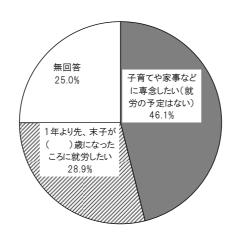


### 問 14(2)1年以内の就労希望で「働いていない」と答えた方(問 14(2)で「3」または「5」 に〇をつけた方)におうかがいします。

#### 問14-2(1) 『母親』の1年後以降の就労希望についておうかがいします。(SA)

「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」が 46.1%、「1年より先、末子が( )歳になったころに就労したい」が 28.9%となっています。

(SA) N=76

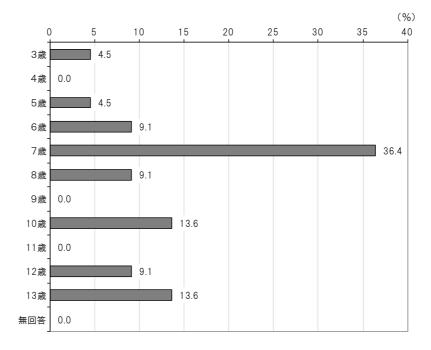


### 問 14 (2) 1 年以内の就労希望で「働いていない」と答えた方 (問 14 (2) で「3」または「5」 に〇をつけた方) におうかがいします。

## 問14-2(1) 2 『母親』は「1年より先、末子が何歳になったころに就労したい」ですか (数量)

「7歳」が36.4%で突出しています。「10歳」「13歳」が13.6%で続いています。

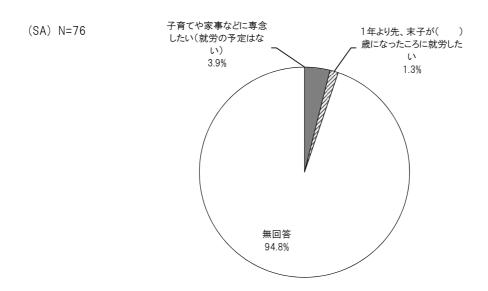




### 問 14 (2) 1 年以内の就労希望で「働いていない」と答えた方 (問 14 (2) で「3」または「5」 に〇をつけた方) におうかがいします。

#### 問14-2(2) 『父親』の1年後以降の就労希望についておうかがいします。(SA)

「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」が 3.9%、「1年より先、末子が ( ) 歳になったころに就労したい」が 1.3%で拮抗しています。



### 問 14(2)1年以内の就労希望で「働いていない」と答えた方(問 14(2)で「3」または「5」 に〇をつけた方)におうかがいします。

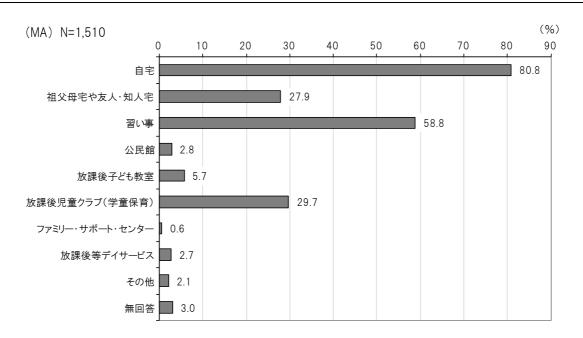
問14-2(2) 2 『父親』は「1年より先、末子が何歳になったころに就労したい」ですか (数量)

「7歳」が1件となっています。

### 5 お子さんの放課後の過ごし方について

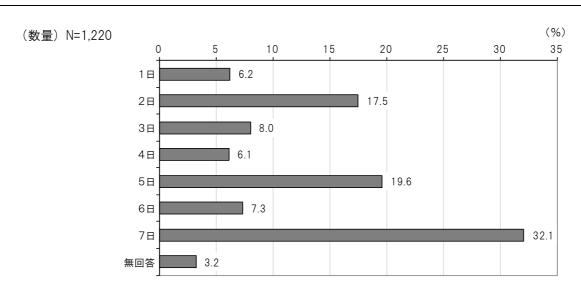
問15 お子さんは平日の放課後や休日を、主にどのように過ごしていますか。また、あなたはお子さんにどのように過ごしてほしいですか。 (MA)

「自宅」が 80.8%で最も高くなっています。次いで「習い事」が 58.8%、「放課後児童クラブ (学童保育)」が 29.7%で続いています。



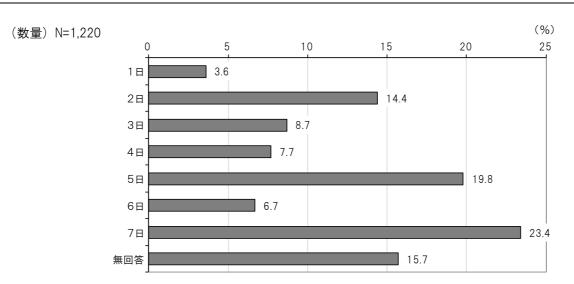
問15(1) 1 「自宅」でお子さんが過ごしている場合、週何日くらいですか。(数量)

「7日」が 32.1%で最も高くなっています。次いで「5日」が 19.6%、「2日」が 17.5%で続いています。



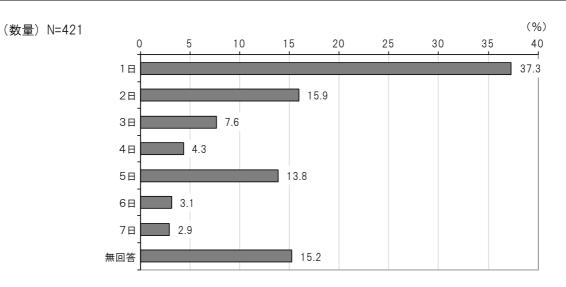
### 問15(2) 1 「自宅」でお子さんが過ごしてほしい場合、週何日くらいですか。(数量)

「7日」が 23.4%で最も高くなっています。次いで「5日」が 19.8%、「2日」が 14.4%で続いています。



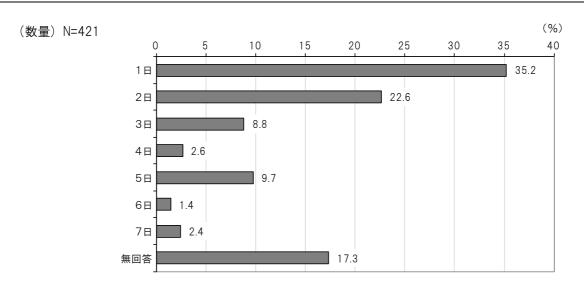
問15(1) 2 「祖父母宅や友人・知人宅」でお子さんが過ごしている場合、週何日くらいですか。 (数量)

「1日」が37.3%で突出しています。「2日」が15.9%、「5日」が13.8%で続いています。



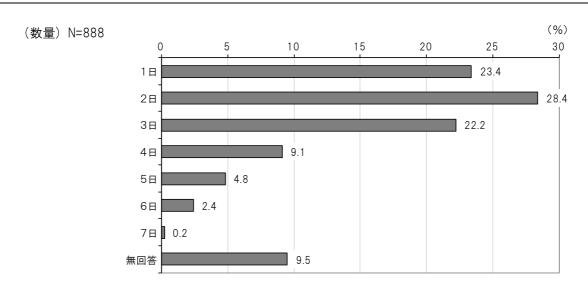
# 問15(2) 2 「祖父母宅や友人・知人宅」でお子さんが過ごしてほしい場合、週何日くらいですか。(数量)

「1日」が 35.2%で最も高くなっています。次いで「2日」が 22.6%、「5日」が 9.7%で続いています。



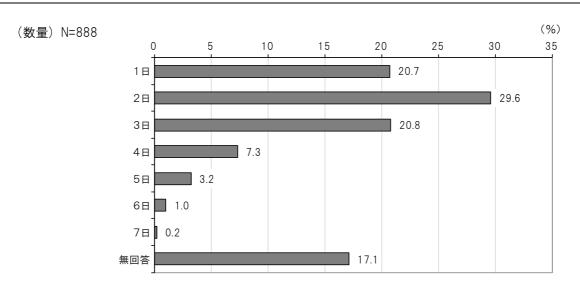
問15(1) 3 「習い事」でお子さんが過ごしている場合、週何日くらいですか。(数量)

「2日」が28.4%で最も高くなっています。次いで「1日」が23.4%、「3日」が22.2%で続いています。



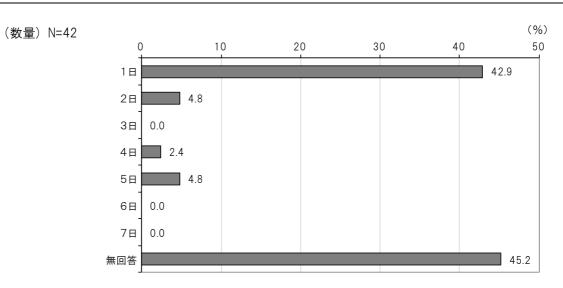
### 問15(2) 3 「習い事」でお子さんが過ごしてほしい場合、週何日くらいですか。(数量)

「2日」が 29.6%で最も高くなっています。次いで「3日」が 20.8%、「1日」が 20.7%で続いています。



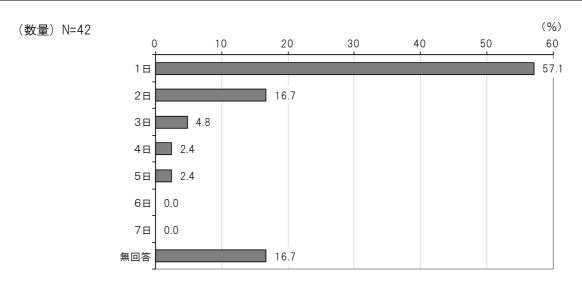
問15(1) 4 「公民館」でお子さんが過ごしている場合、週何日くらいですか。(数量)

「1日」が42.9%で突出しています。「2日」「5日」が4.8%で続いています。



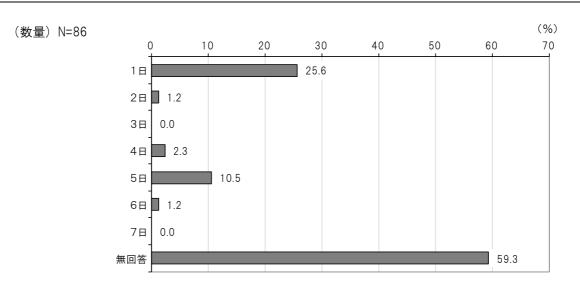
#### 問15(2) 4 「公民館」でお子さんが過ごしてほしい場合、週何日くらいですか。(数量)

「1日」が57.1%で突出しています。「2日」が16.7%、「3日」が4.8%で続いています。



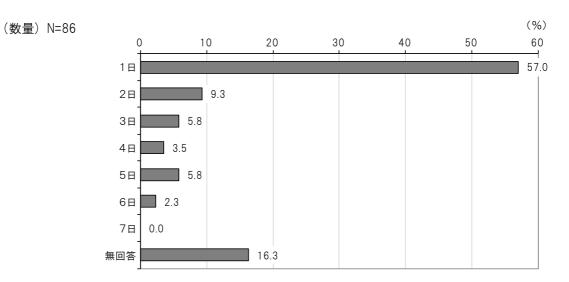
問15(1) 5 「放課後子ども教室」でお子さんが過ごしている場合、週何日くらいですか。(数量)

「1日」が25.6%で突出しています。「5日」が10.5%、「4日」が2.3%で続いています。



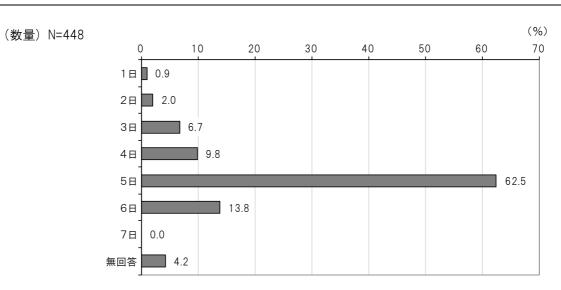
問15(2) 5 「放課後子ども教室」でお子さんが過ごしてほしい場合、週何日くらいですか。 (数量)

「1日」が57.0%で突出しています。「2日」が9.3%、「3日」が5.8%で続いています。



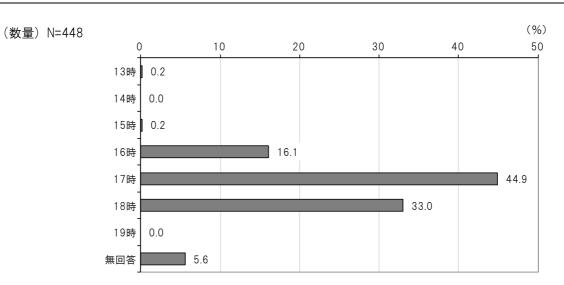
問15(1) 6A 「放課後児童クラブ(学童保育)」でお子さんが過ごしている場合、週何日くらいですか。(数量)

「5日」が62.5%で突出しています。「6日」が13.8%、「4日」が9.8%で続いています。



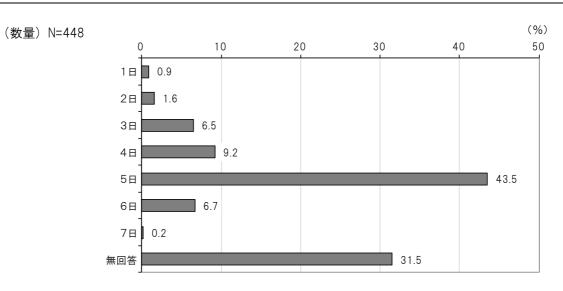
## 問15(1) 6B 「放課後児童クラブ(学童保育)」でお子さんが過ごしている場合、何時何分頃までですか。(時.分)【終了時間】(数量)

「17 時」が 44.9%で最も高くなっています。次いで「18 時」が 33.0%、「16 時」が 16.1%で続いています。



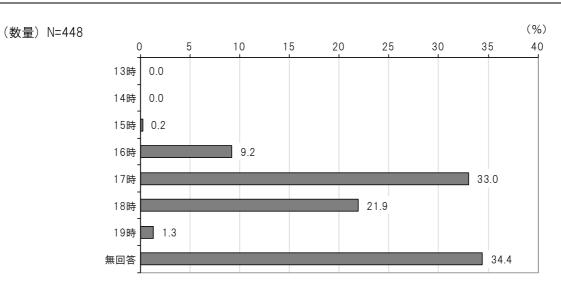
問15(2) 6A 「放課後児童クラブ(学童保育)」でお子さんが過ごしてほしい場合、週何日くらいですか。(数量)

「5日」が43.5%で突出しています。「4日」が9.2%、「6日」が6.7%で続いています。



## 問15(2) 6B 「放課後児童クラブ(学童保育)」でお子さんが過ごしてほしい場合、何時何分頃までですか。(時.分)【終了時間】(数量)

「17 時」が 33.0%で最も高くなっています。次いで「18 時」が 21.9%、「16 時」が 9.2%で続いています。



問15(1) 7 「ファミリー・サポート・センター」でお子さんが過ごしている場合、週何日くらいですか。(数量)

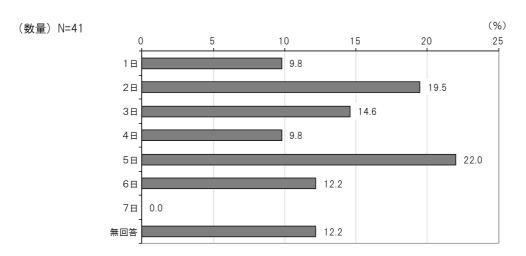
「1日」「3日」「6日」が1件となっています。

## 問15(2) 7 「ファミリー・サポート・センター」でお子さんが過ごしてほしい場合、週何日くらいですか。(数量)

「1日」が2件、「3日」「5日」「7日」が1件となっています。

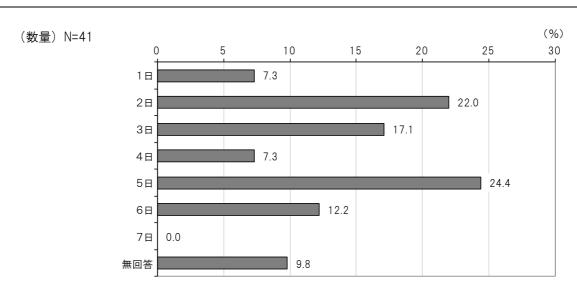
## 問15(1) 8 「放課後等デイサービス」でお子さんが過ごしている場合、週何日くらいですか。 (数量)

「5日」が 22.0%で最も高くなっています。次いで「2日」が 19.5%、「3日」が 14.6%で続いています。



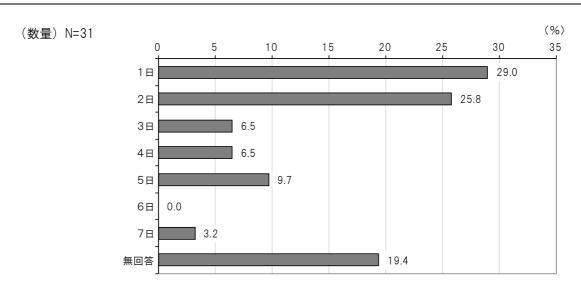
問15(2) 8 「放課後等デイサービス」でお子さんが過ごしてほしい場合、週何日くらいですか。(数量)

「5日」が 24.4%で最も高くなっています。次いで「2日」が 22.0%、「3日」が 17.1%で続いています。



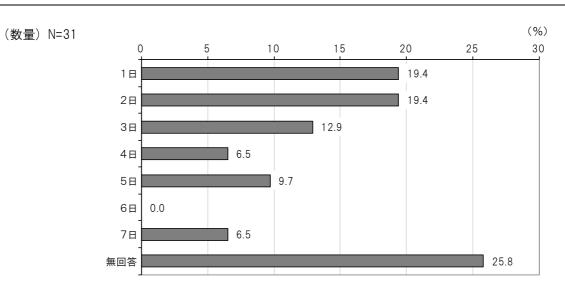
## 問15(1) 9 「その他」でお子さんが過ごしている場合、週何日くらいですか。(数量)

「1日」が 29.0%で最も高くなっています。次いで「2日」が 25.8%、「5日」が 9.7%で続いています。



問15(2) 9 「その他」でお子さんが過ごしてほしい場合、週何日くらいですか。(数量)

「1日」「2日」が19.4%で高くなっています。次いで「3日」が12.9%で続いています。

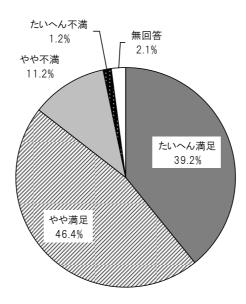


## 問 15(1)で「6. 放課後児童クラブ」に〇をつけた方にうかがいます。

## 問15-1 放課後児童クラブについて、どのように感じていますか。(SA)

「やや満足」が 46.4%で最も高く、次いで「たいへん満足」が 39.2%、「やや不満」が 11.2%で続いています。

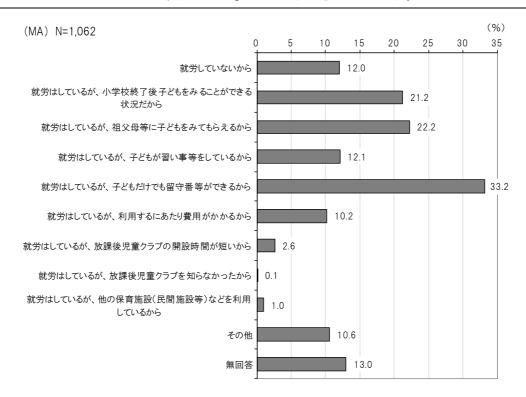
(SA) N=429



## 放課後児童クラブを<u>利用していない・希望していない方</u>(問 15 で「6. 放課後児童クラブ」にOをつけていない方)にうかがいます。

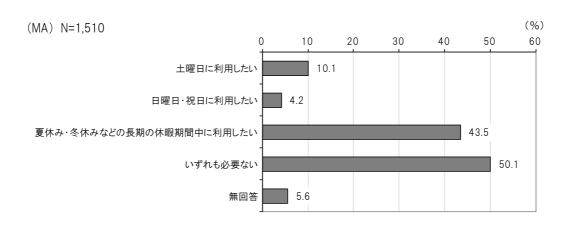
#### 問15-2 放課後児童クラブを利用していない(希望していない)理由はなんですか。(MA)

「就労はしているが、子どもだけでも留守番等ができるから」が 33.2%で最も高くなっています。次いで「就労はしているが、祖父母等に子どもをみてもらえるから」が 22.2%、「就労はしているが、小学校終了後子どもをみることができる状況だから」が 21.2%で続いています。



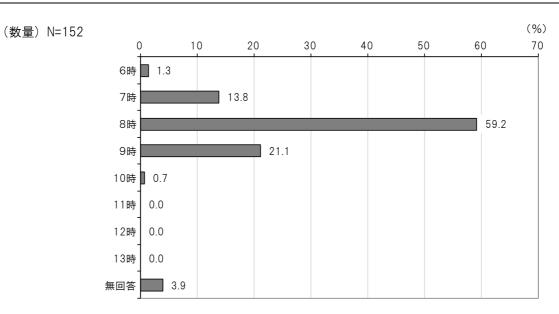
問16 お子さんについて、土曜日、日曜日・祝日、夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。 (MA)

「いずれも必要ない」が 50.1%で最も高くなっています。次いで「夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中に利用したい」が 43.5%、「土曜日に利用したい」が 10.1%で続いています。



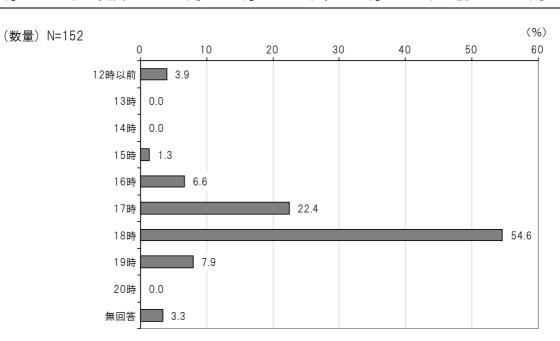
問16 1A1 「土曜日に利用したい」場合、何時からですか。【開始時刻】(数量)

「8時」が59.2%で突出しています。「9時」が21.1%、「7時」が13.8%で続いています。



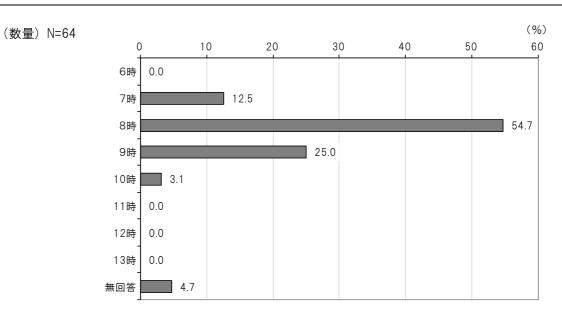
問16 1A2 「土曜日に利用したい」場合、何時までですか。【終了時刻】 (数量)

「18 時」が54.6%で突出しています。「17 時」が22.4%、「19 時」が7.9%で続いています。



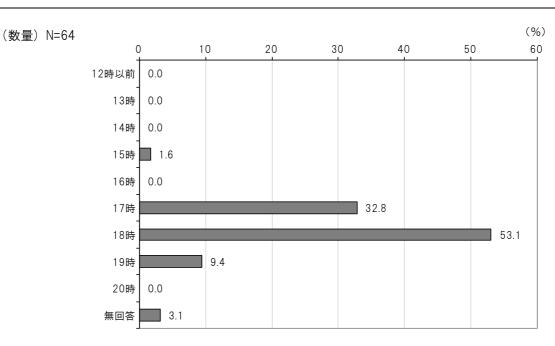
問16 2A1 「日曜日・祝日に利用したい」場合、何時からですか。【開始時刻】(数量)

「8時」が54.7%で突出しています。「9時」が25.0%、「7時」が12.5%で続いています。



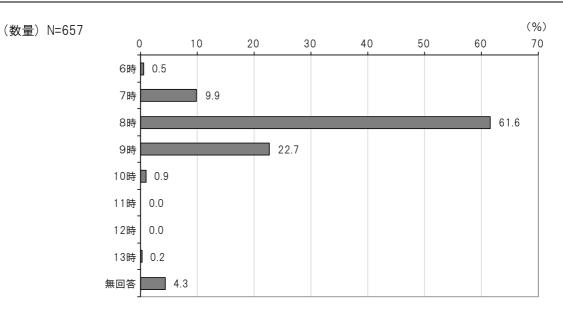
問16 2A2 「日曜日・祝日に利用したい」場合、何時までですか。【終了時刻】(数量)

「18 時」が 53.1%で最も高くなっています。次いで「17 時」が 32.8%、「19 時」が 9.4%で続いています。



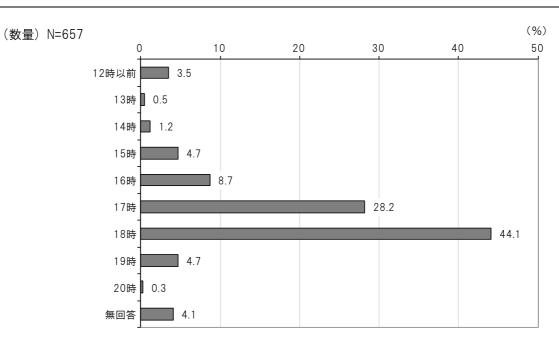
問16 3A1 「夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中に利用したい」場合、何時からですか。【開始時刻】(数量)

「8時」が61.6%で突出しています。「9時」が22.7%、「7時」が9.9%で続いています。



問16 3 A2 「夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中に利用したい」場合、何時までですか。【終 了時刻】 (数量)

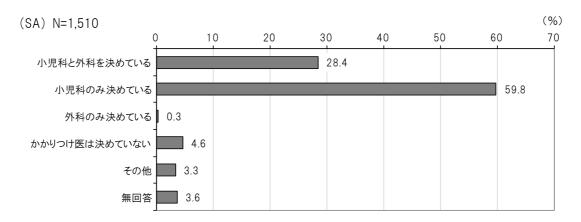
「18 時」が 44.1%で最も高くなっています。次いで「17 時」が 28.2%、「16 時」が 8.7%で続いています。



## 6 お子さんの日常生活について

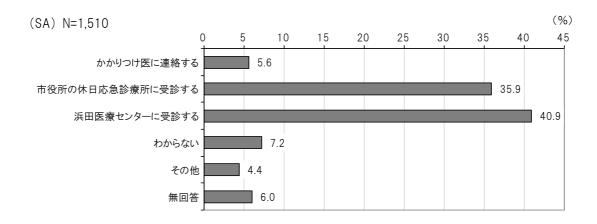
## 問17 お子さんのかかりつけ医を決めていますか。(SA)

「小児科のみ決めている」が 59.8%で突出しています。「小児科と外科を決めている」が 28.4%、「かかりつけ医は決めていない」が 4.6%で続いています。



問18 休日や夜間の子どもの急病への対応は、主にどのようにしていますか。(SA)

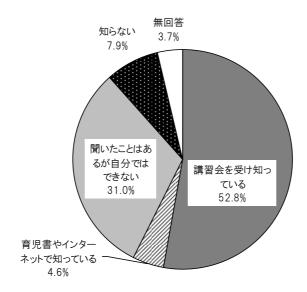
「浜田医療センターに受診する」が 40.9%で最も高くなっています。次いで「市役所の休日応急診療所に受診する」が 35.9%、「わからない」が 7.2%で続いています。



## 問19 子どもの心肺蘇生法を知っていますか。(SA)

「講習会を受け知っている」が52.8%を占めています。

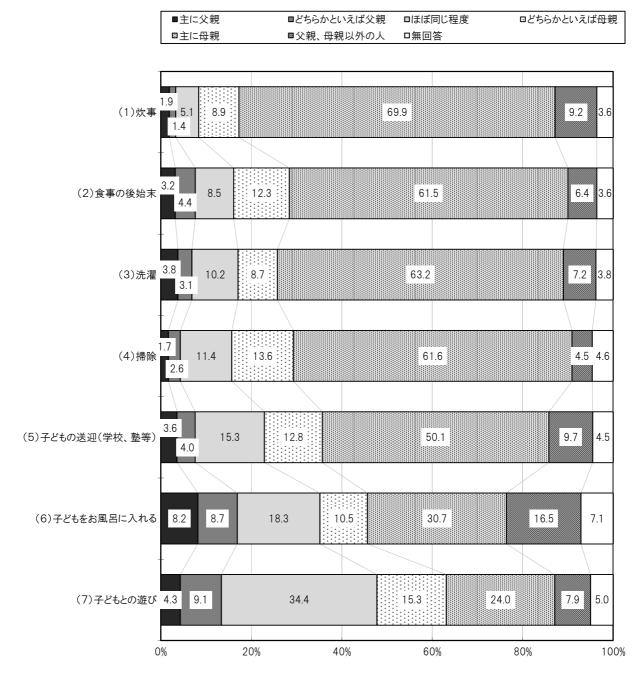




## 問20 平日の家事や育児を父親と母親でどのように役割分担していますか。(SA)

「(6)子どもをお風呂に入れる」では、「主に父親」「どちらかといえば父親」を合わせて 16.9%で他と比べて高くなっています。「(7)子どもとの遊び」では、「ほぼ同じ程度」が 34.4%で他と比べて高くなっています。

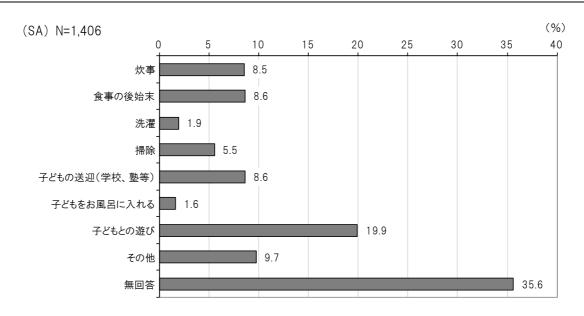
#### (SA) N=1,510



## あなたが問10の「主に子育てを行っている方」の場合、お答えください。

### 問21 父親(もしくは母親)に協力してもらいたい家事や育児は何ですか。(SA)

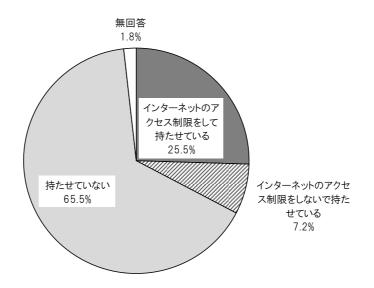
「子どもとの遊び」が19.9%で突出しています。次いで「食事の後始末」が8.6%で続いています。



### 問22 お子さんに携帯電話、スマートフォン、タブレット端末などを持たせていますか。 (SA)

「持たせていない」が65.5%を占めています。

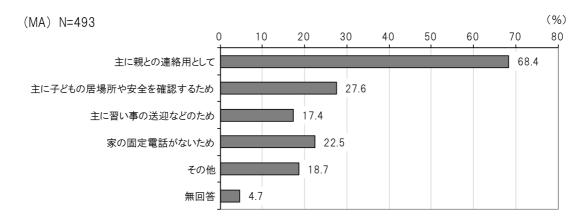




## 問22で「1」または「2」に〇をつけた方にうかがいます。

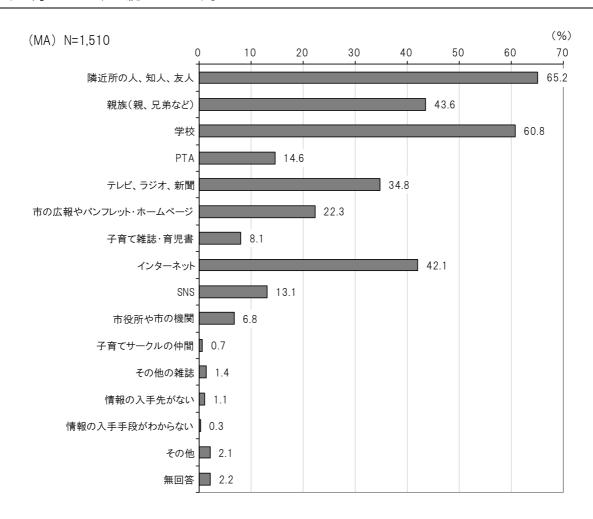
### 問22-1 主にどのような目的で持たせていますか。 (MA)

「主に親との連絡用として」が 68.4%で突出しています。「主に子どもの居場所や安全を確認するため」 が 27.6%、「家の固定電話がないため」が 22.5%で続いています。



問23 日ごろ、子育てに関する情報をどのように入手されていますか。 (MA)

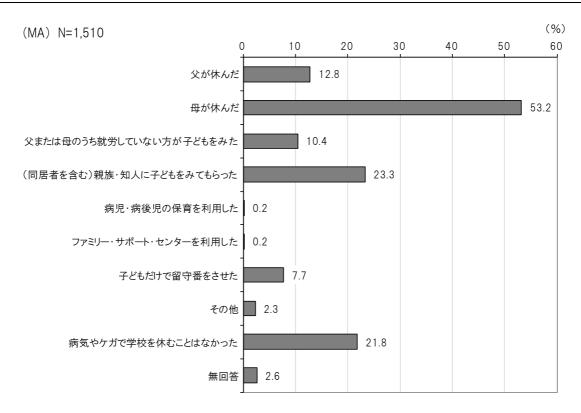
「隣近所の人、知人、友人」が 65.2%で最も高くなっています。次いで「学校」が 60.8%、「親族 (親、兄弟など)」が 43.6%で続いています。



## 7 お子さんの病気の際の対応について

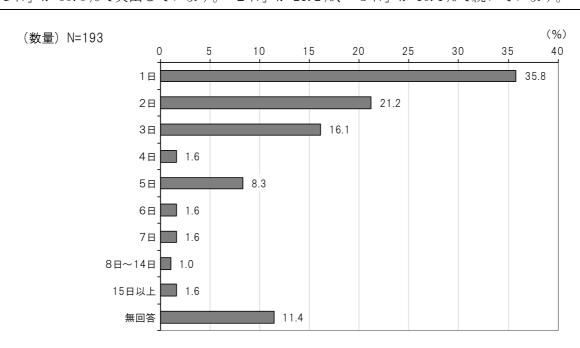
問24 お子さんが病気やケガで学校等に通学できなかった場合に、この1年間に行った対処方法はどれですか。(MA)

「母が休んだ」が 53.2%で突出しています。「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」が 23.3%、「病気やケガで学校を休むことはなかった」が 21.8%で続いています。



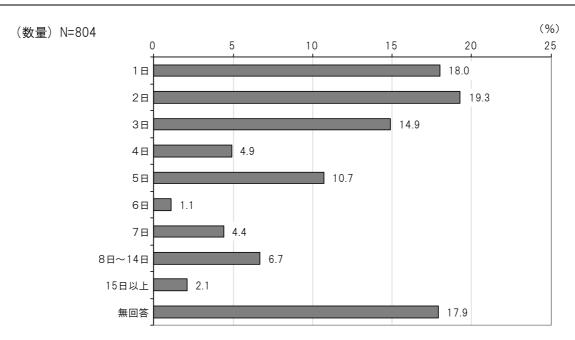
問24 1 「父が休んだ」日数は何日ですか。(数量)

「1日」が35.8%で突出しています。「2日」が21.2%、「3日」が16.1%で続いています。



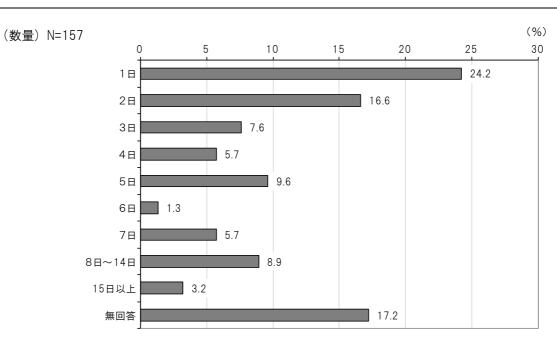
## 問24 2 「母が休んだ」日数は何日ですか。(数量)

「2日」が 19.3%で最も高くなっています。次いで「1日」が 18.0%、「3日」が 14.9%で続いています。



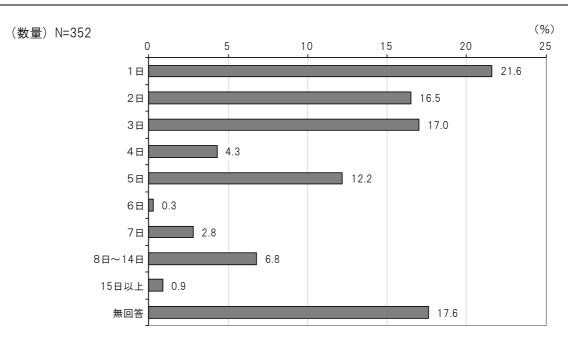
問24 3 「父または母のうち就労していない方が子どもをみた」日数は何日ですか。(数量)

「1日」が24.2%で最も高くなっています。次いで「2日」が16.6%、「5日」が9.6%で続いています。



## 問24 4 「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」日数は何日ですか。(数量)

「1日」が 21.6%で最も高くなっています。次いで「3日」が 17.0%、「2日」が 16.5%で続いています。



問24 5 「病児・病後児の保育を利用した」日数は何日ですか。(数量)

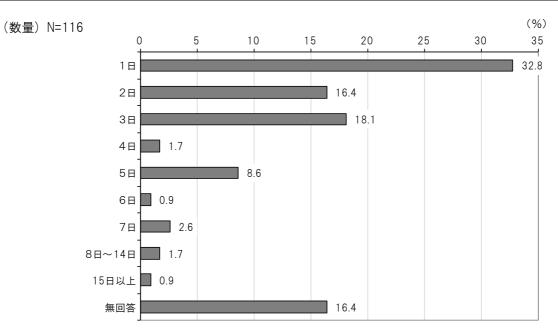
「1日」「2日」「3日」が1件となっています。

## 問24 6 「ファミリー・サポート・センターを利用した」日数は何日ですか。(数量)

「2日」「3日」が1件となっています。

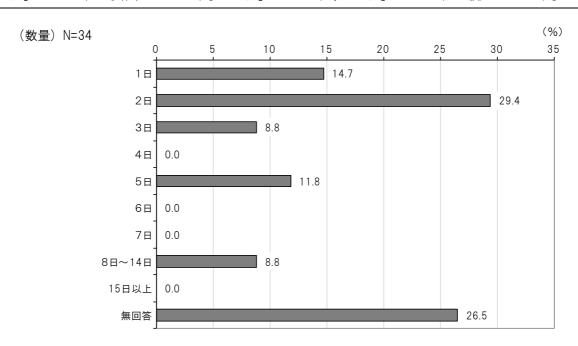
問24 7 「子どもだけで留守番をさせた」日数は何日ですか。(数量)

「1日」が32.8%で突出しています。「3日」が18.1%、「2日」が16.4%で続いています。



問24 8 「その他」日数は何日ですか。(数量)

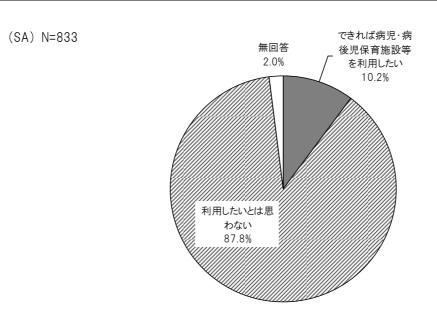
「2日」が29.4%で突出しています。「1日」が14.7%、「5日」が11.8%で続いています。



## 問24で「1. 父が休んだ」「2. 母が休んだ」のいずれかに〇をつけた方にうかがいます。

### 問24-1 その際、どのように思われましたか。(SA)

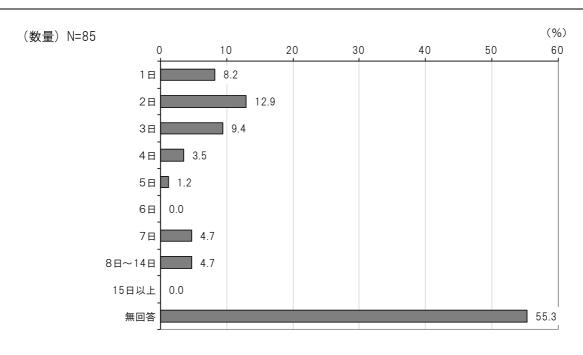
「利用したいとは思わない」が87.8%を占めています。



## 問 24 で「1. 父が休んだ」「2. 母が休んだ」のいずれかに〇をつけた方にうかがいます。

### 問24-1 1 「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」場合、何日ですか。(数量)

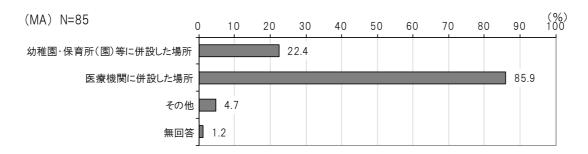
「2日」が 12.9%で最も高くなっています。次いで「3日」が 9.4%、「1日」が 8.2%で続いています。



## 問24-1で「1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」 に〇をつけた方にうかがいます。

### 問24-2 病児・病後児保育施設等は、下記のいずれの場所が望ましいと思われますか。 (MA)

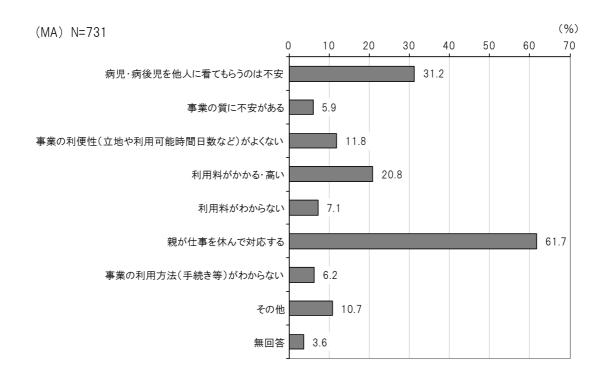
「医療機関に併設した場所」が 85.9%で突出しています。「幼稚園・保育所(園)等に併設した場所」が 22.4%で続いています。



## 問 24-1 で「2. 利用したいとは思わない」に〇をつけた方にうかがいます。

### 問24-3 そう思われる理由はなんですか。 (MA)

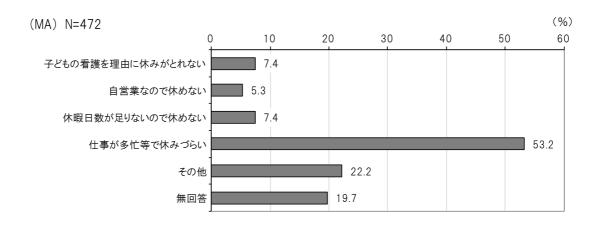
「親が仕事を休んで対応する」が 61.7%で突出しています。「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が 31.2%、「利用料がかかる・高い」が 20.8%で続いています。



## 問24で「4~8」のいずれかに〇をつけた方にうかがいます。

#### 問24-4 仕事を休めなかった理由はなんですか。(MA)

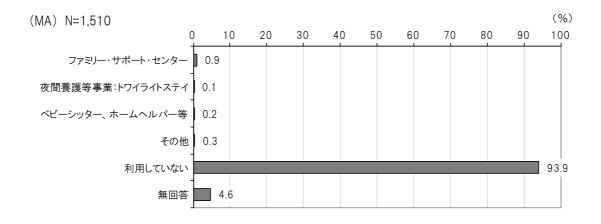
「仕事が多忙等で休みづらい」が 53.2%で突出しています。次いで「子どもの看護を理由に休みがとれない」が 7.4%で続いています。



# 8 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

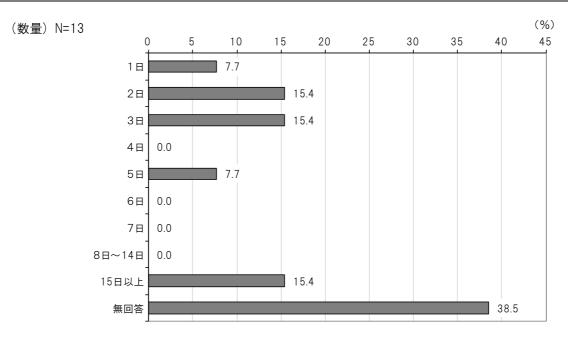
問25 お子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で「不定期」に利用している事業はありますか。 (MA)

「利用していない」が93.9%で突出しています。「ファミリー・サポート・センター」が0.9%で続いています。



## 問25 1 「ファミリー・サポート・センター」の場合、年何日ですか。(数量)

「2日」「3日」「15日以上が15.4%で高くなっています。



問25 2 「夜間養護等事業:トワイライトステイ」の場合、年何日ですか。(数量)

「15日以上」が1件となっています。

### 問25 3 「ベビーシッター、ホームヘルパー等」の場合、年何日ですか。(数量)

「5日」「8日~14日」が1件となっています。

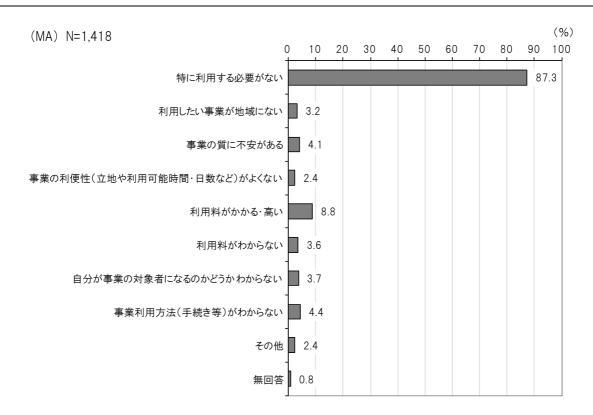
## 問25 4 「その他」の場合、年何日ですか。(数量)

「2日」「3日」「15日以上」1件となっています。

## 問25で「5. 利用していない」と回答した方にうかがいます。

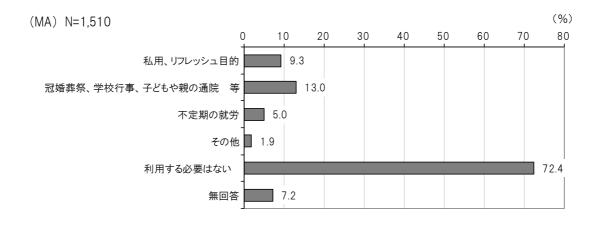
### 問25-1 現在利用していない理由は何ですか。 (MA)

「特に利用する必要がない」が87.3%で突出しています。「利用料がかかる・高い」が8.8%、「事業利用方法(手続き等)がわからない」が4.4%で続いています。



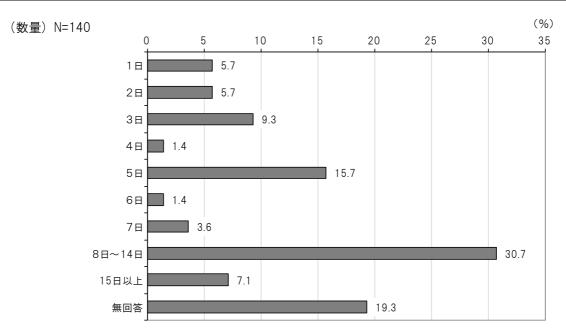
問26 お子さんについて、どういった目的で、年間何日くらい問25の事業を利用する必要があると 思いますか。 (MA)

「利用する必要はない」が 72.4%で突出しています。「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院 等」が 13.0%、「私用、リフレッシュ目的」が 9.3%で続いています。



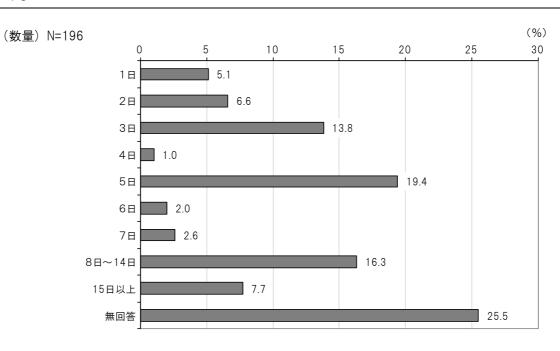
問26 1 「私用、リフレッシュ目的」の場合、何日ですか。(数量)

「8日~14日」が30.7%で突出しています。「5日」が15.7%、「3日」が9.3%で続いています。



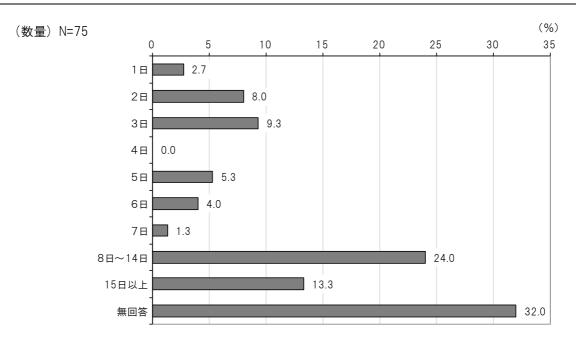
問26 2 「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院 等」の場合、何日ですか。(数量)

「5日」が19.4%で最も高くなっています。次いで「8日~14日」が16.3%、「3日」が13.8%で続いています。



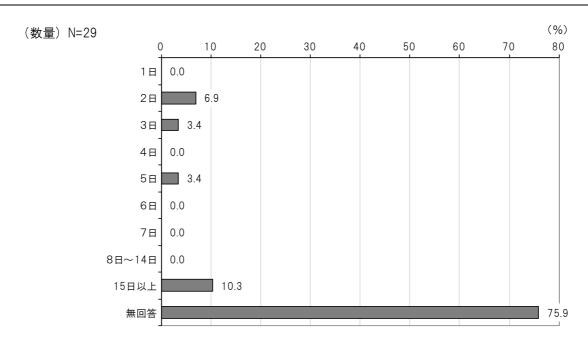
問26 3 「不定期の就労」の場合、何日ですか。(数量)

「8日~14日」が24.0%で突出しています。「15日以上」が13.3%、「3日」が9.3%で続いています。



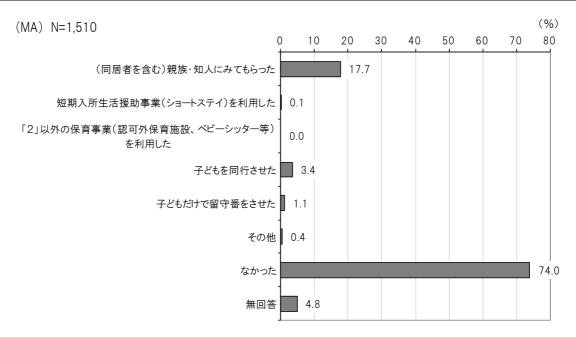
問26 4 「その他」の場合、何日ですか。(数量)

「15 日以上」が 10.3%で最も高くなっています。次いで「2 日」が 6.9%、「3 日」が 3.4%で続いています。



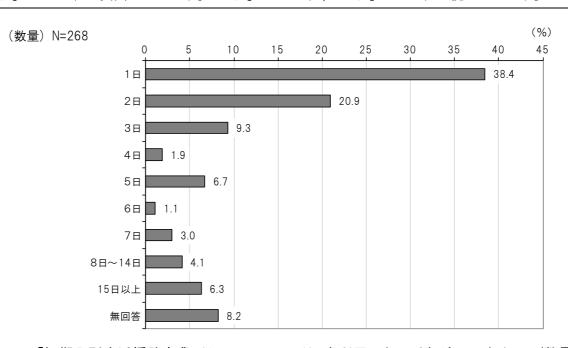
## 問27 この1年間に、保護者の用事などにより、お子さんを泊りがけで預けなければならないことはありましたか。 (MA)

「なかった」が 74.0%で突出しています。「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」が 17.7%、「子どもを同行させた」が 3.4%で続いています。



問27 1 「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」は何泊でしたか。(数量)

「1日」が38.4%で突出しています。「2日」が20.9%、「3日」が9.3%で続いています。

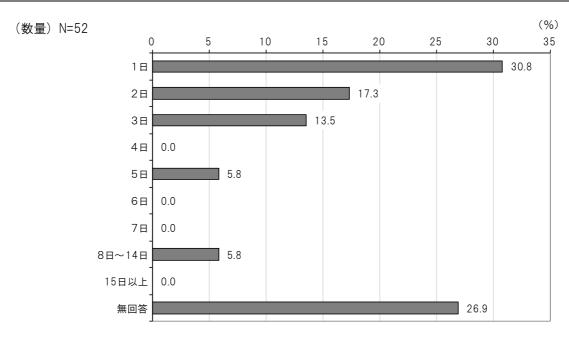


問27 2 「短期入所生活援助事業(ショートステイ)を利用した」は何泊でしたか。(数量)

「1日」が1件となっています。

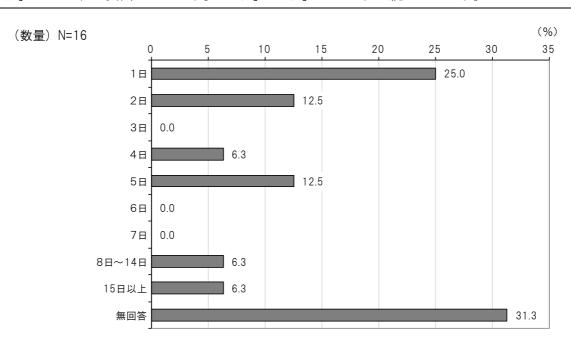
## 問27 4 「子どもを同行させた」は何泊でしたか。(数量)

「1日」が30.8%で突出しています。「2日」が17.3%、「3日」が13.5%で続いています。



問27 5 「子どもだけで留守番をさせた」は何泊でしたか。(数量)

「1日」が25.0%で突出しています。「2日」「5日」が12.5%で続いています。



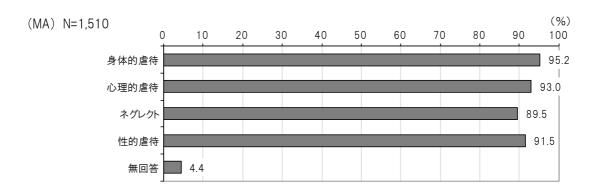
問27 6 「その他」は何泊でしたか。(数量)

「1日」が4件、「2日」「15日以上」が1件となっています。

## 9 児童虐待に関することについて

## 問28 児童虐待の4種類の中で知っているものはどれですか。 (MA)

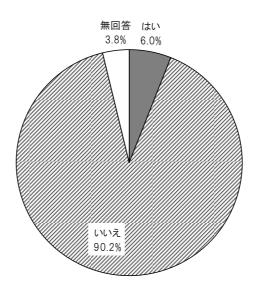
「身体的虐待」が 95.2%で最も高くなっています。次いで「心理的虐待」が 93.0%、「性的虐待」が 91.5%で続いています。



問29 児童虐待について相談しようと思ったことはありますか。 (SA)

「いいえ」が90.2%を占めています。

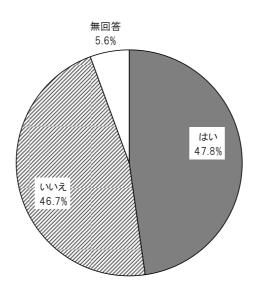
(SA) N=1,510



## 問29 1 実際に相談されましたか。(SA)

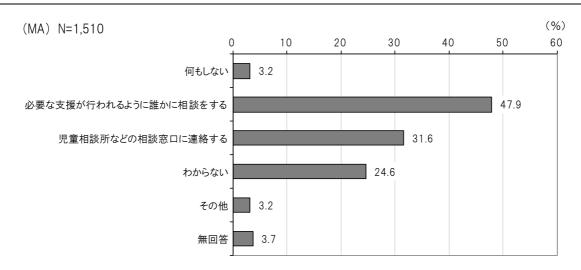
「はい」が47.8%、「いいえ」が46.7%で拮抗しています。





問30 児童虐待を受けているのではないかと心配な子どもを見聞きした場合、どのような対応をしますか。 (MA)

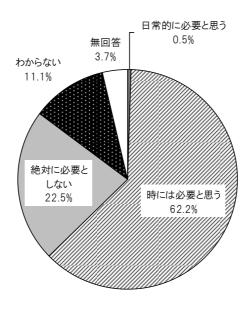
「必要な支援が行われるように誰かに相談をする」が 47.9%で最も高くなっています。次いで「児童相談所などの相談窓口に連絡する」が 31.6%、「わからない」が 24.6%で続いています。



## 問31 子どもをしつけとしてたたいたりすることをどう思われますか。 (SA)

「時には必要と思う」が62.2%を占めています。

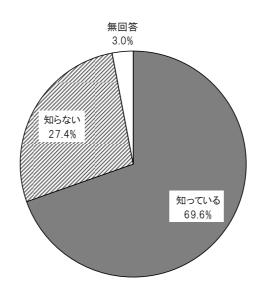




問32 児童虐待に関する相談窓口が浜田市の子育て支援課か児童相談所であることを知っていますか。 (SA)

「知っている」が69.6%を占めています。

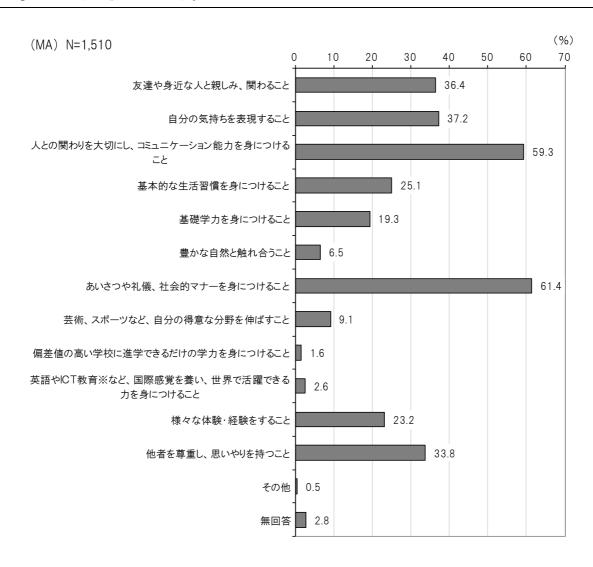
(SA) N=1,510



## 10 子どもの教育や地域での子育てについて

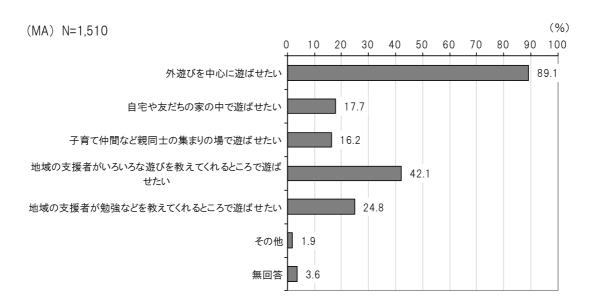
問33 次のうち、子どもに特に身につけてほしい力や大切にしてほしいと思うことは何ですか。 (MA)

「あいさつや礼儀、社会的マナーを身につけること」が 61.4%で最も高くなっています。次いで「人 との関わりを大切にし、コミュニケーション能力を身につけること」が 59.3%、「自分の気持ちを表現すること」が 37.2%で続いています。



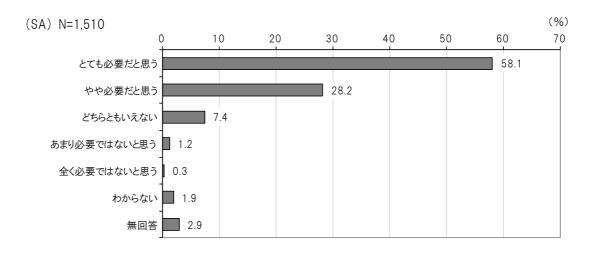
## 問34 地域の中でお子さんをどのような場所で遊ばせたいと思っていますか。 (MA)

「外遊びを中心に遊ばせたい」が89.1%で突出しています。「地域の支援者がいろいろな遊びを教えてくれるところで遊ばせたい」が42.1%、「地域の支援者が勉強などを教えてくれるところで遊ばせたい」が24.8%で続いています。



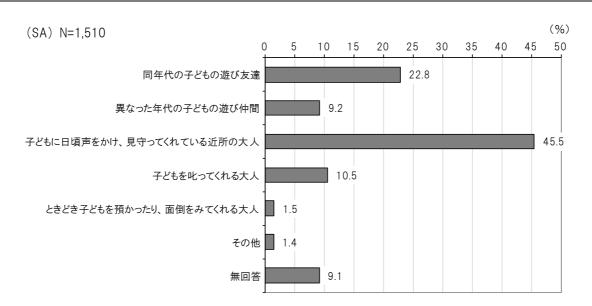
問35 子育てをする人にとって、地域の支えは必要だと思いますか。(SA)

「とても必要だと思う」が 58.1%で突出しています。「やや必要だと思う」が 28.2%、「どちらともいえない」が 7.4%で続いています。



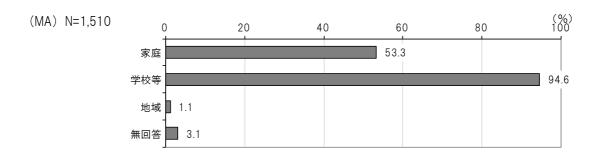
### 問36 子どもの健やかな育ちや子育てのために地域に求めるものは何ですか。(SA)

「子どもに日頃声をかけ、見守ってくれている近所の大人」が 45.5%で突出しています。「同年代の子どもの遊び友達」が 22.8%、「子どもを叱ってくれる大人」が 10.5%で続いています。



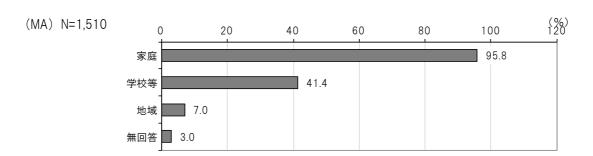
問37(1) 「基本的な学力」を子どもたちに育んでいく役目を担うのは誰だと思いますか。(MA)

「学校等」が94.6%で突出しています。「家庭」が53.3%、「地域」が1.1%で続いています。



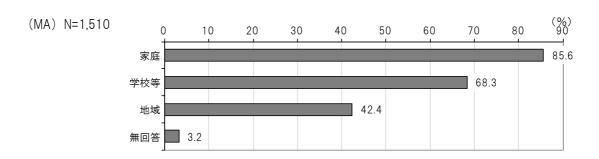
問37(2) 「基本的な生活習慣」を子どもたちに育んでいく役目を担うのは誰だと思いますか。 (MA)

「家庭」が95.8%で突出しています。「学校等」が41.4%、「地域」が7.0%で続いています。



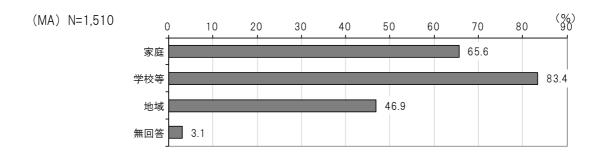
## 問37(3) 「社会的ルールや礼儀作法」を子どもたちに育んでいく役目を担うのは誰だと思いますか。 (MA)

「家庭」が 85.6%で最も高くなっています。次いで「学校等」が 68.3%、「地域」が 42.4%で続いています。



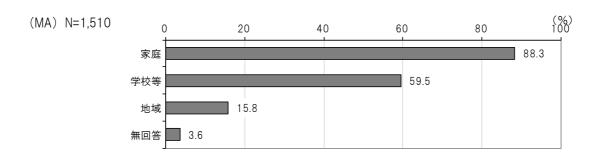
問37(4) 「コミュニケーション能力」を子どもたちに育んでいく役目を担うのは誰だと思いますか。 (MA)

「学校等」が 83.4%で最も高くなっています。次いで「家庭」が 65.6%、「地域」が 46.9%で続いています。



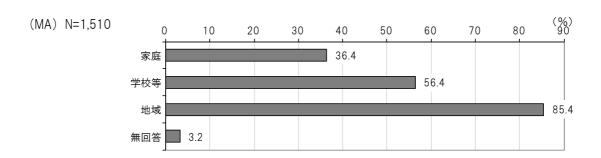
問37(5) 「自己肯定感(自尊感情)」を子どもたちに育んでいく役目を担うのは誰だと思いますか。 (MA)

「家庭」が 88.3%で最も高くなっています。次いで「学校等」が 59.5%、「地域」が 15.8%で続いています。



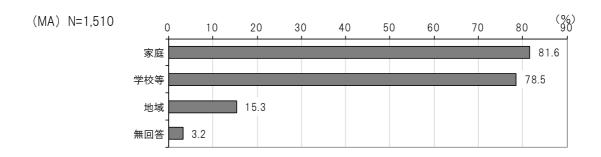
## 問37(6) 「伝統や文化の伝承」を子どもたちに育んでいく役目を担うのは誰だと思いますか。 (MA)

「地域」が 85.4%で最も高くなっています。次いで「学校等」が 56.4%、「家庭」が 36.4%で続いています。



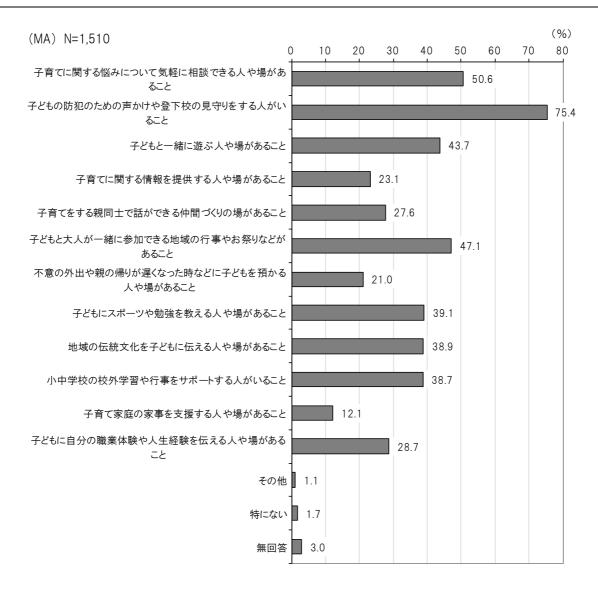
問37(7) 「健康管理や体力づくり」を子どもたちに育んでいく役目を担うのは誰だと思いますか。 (MA)

「家庭」が81.6%、「学校等」が78.5%で群を抜いて高くなっています。「地域」が15.3%で続いています。



# 問38 地域で子育てを支えるために、どんなことが必要だと思いますか。 (MA)

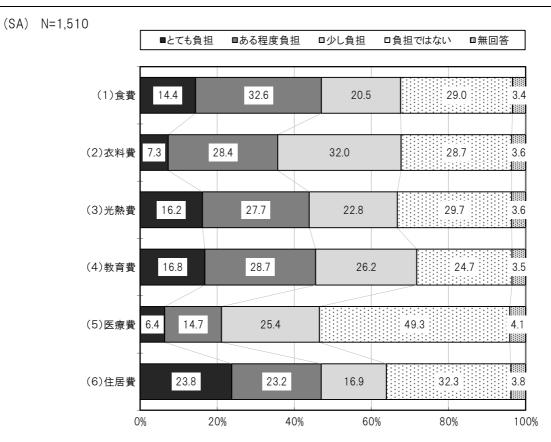
「子どもの防犯のための声かけや登下校の見守りをする人がいること」が 75.4%で最も高くなっています。次いで「子育てに関する悩みについて気軽に相談できる人や場があること」が 50.6%、「子どもと大人が一緒に参加できる地域の行事やお祭りなどがあること」が 47.1%で続いています。



# 11 子どもの生活実態について

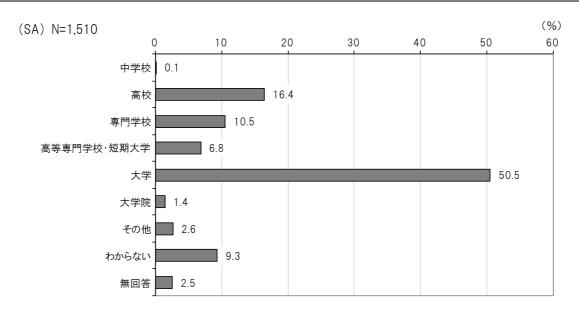
# 問39 次の生活費について、どの程度経済的な負担を感じていますか。(SA)

「(6)住居費」では、「とても負担」が23.8%で他と比べて高くなっています。「(5)医療費」では、「負担ではない」が49.3%で他と比べて高くなっています。



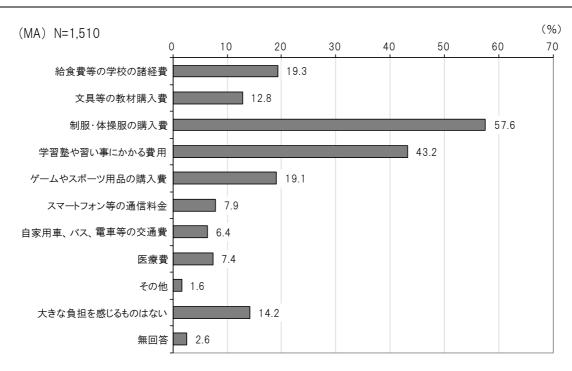
# 問40 お子さんについて、最終学歴としてどのくらいまで学ばせたいと思いますか。 (SA)

「大学」が50.5%で突出しています。「高校」が16.4%、「専門学校」が10.5%で続いています。



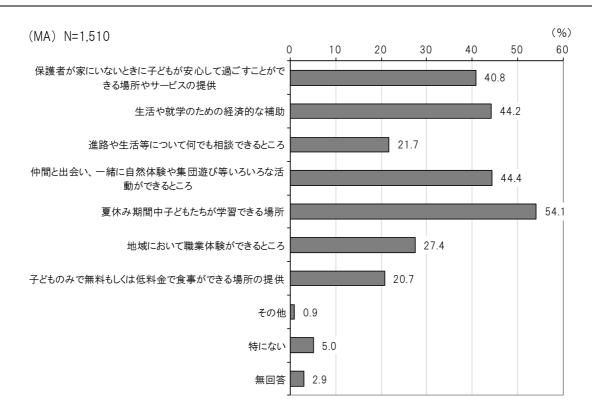
問41 お子さんにかかる費用のうち、経済的に負担が大きいと感じるものは何ですか。 (MA)

「制服・体操服の購入費」が 57.6%で最も高くなっています。次いで「学習塾や習い事にかかる費用」が 43.2%、「給食費等の学校の諸経費」が 19.3%で続いています。



# 問42 お子さんにとって、現在または将来的に、次のような支援があった場合、利用したいと思いますか。 (MA)

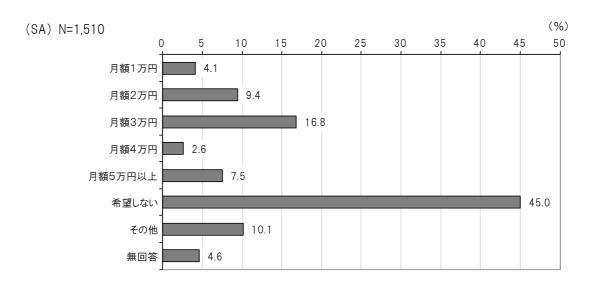
「夏休み期間中子どもたちが学習できる場所」が 54.1%で最も高くなっています。次いで「仲間と出会い、一緒に自然体験や集団遊び等いろいろな活動ができるところ」が 44.4%、「生活や就学のための経済的な補助」が 44.2%で続いています。



# 12 子どもの進学に係る奨学金貸与希望について

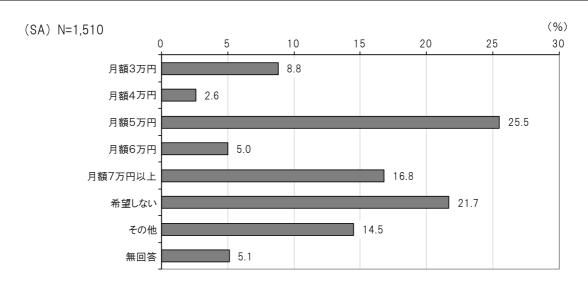
問43 お子さんが高校入学にあたり、月額どのくらいの額の奨学金貸与を在学期間中に希望されますか。(SA)

「希望しない」が45.0%で突出しています。「月額3万円」が16.8%で続いています。



# 問44 お子さんが大学、短期大学、専門学校等に入学にあたり、月額どのくらいの額の奨学金貸与を在学期間中に希望されますか。(SA)

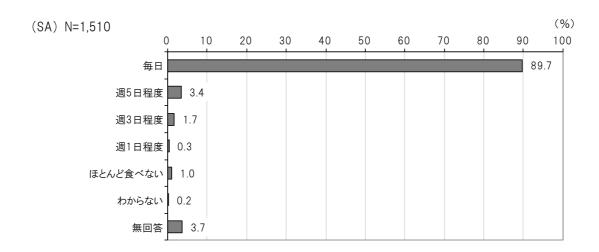
「月額5万円」が 25.5%で最も高くなっています。次いで「希望しない」が 21.7%、「月額7万円以上」が 16.8%で続いています。



# 13 子どもの食について

問45 お子さんは週にどれくらい朝食を食べていますか。(SA)

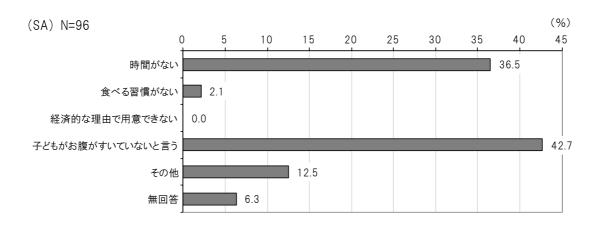
「毎日」が89.7%で突出しています。「週5日程度」が3.4%、「週3日程度」が1.7%で続いています。



# 問45で「2~5」に〇をつけた方にうかがいます。

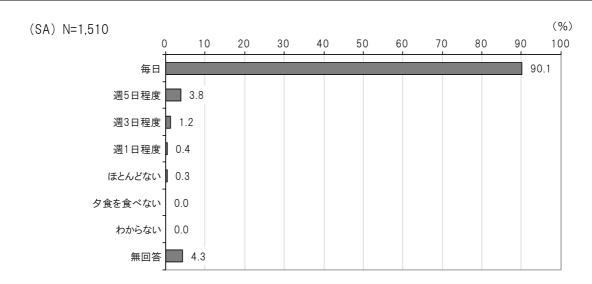
# 問45-1 お子さんが朝食を食べない主な理由は何ですか。(SA)

「子どもがお腹がすいていないと言う」が 42.7%で最も高くなっています。次いで「時間がない」が 36.5%で続いています。



# 問46 お子さんは週にどれくらい家の大人の人と夕食を食べていますか。(SA)

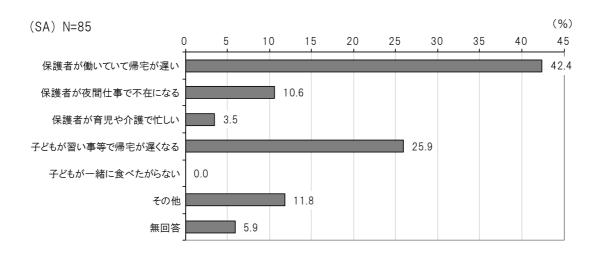
「毎日」が90.1%で突出しています。「週5日程度」が3.8%、「週3日程度」が1.2%で続いています。



# 問46で「2~5」に〇をつけた方にうかがいます。

## 問46-1 お子さんだけで夕食を食べる主な理由は何ですか。(SA)

「保護者が働いていて帰宅が遅い」が 42.4%で最も高くなっています。次いで「子どもが習い事等で帰宅が遅くなる」が 25.9%で続いています。



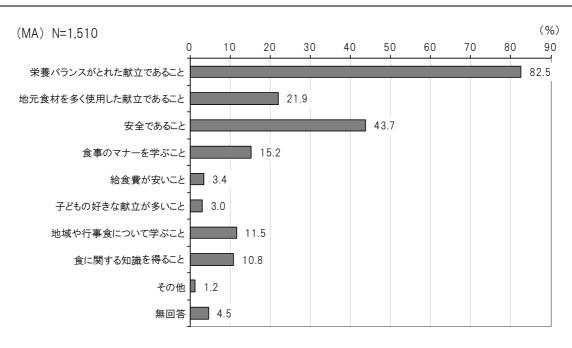
# 問46で「6. 夕食を食べない」に〇をつけた方にうかがいます。

# 問46-2 お子さんが夕食を食べない主な理由は何ですか。(SA)

回答はありません。

#### 問47 学校給食に求めるものは何ですか。(MA)

「栄養バランスがとれた献立であること」が82.5%で突出しています。「安全であること」が43.7%、「地元食材を多く使用した献立であること」が21.9%で続いています。

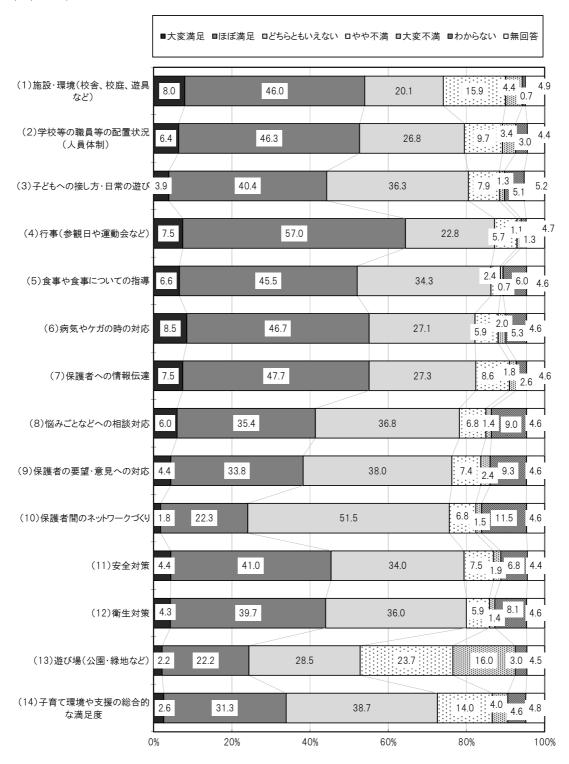


# 14 浜田市の子育て支援施策全般について

# 問48 お住まいの地域における子育ての環境や支援の満足度をお答えください。(SA)

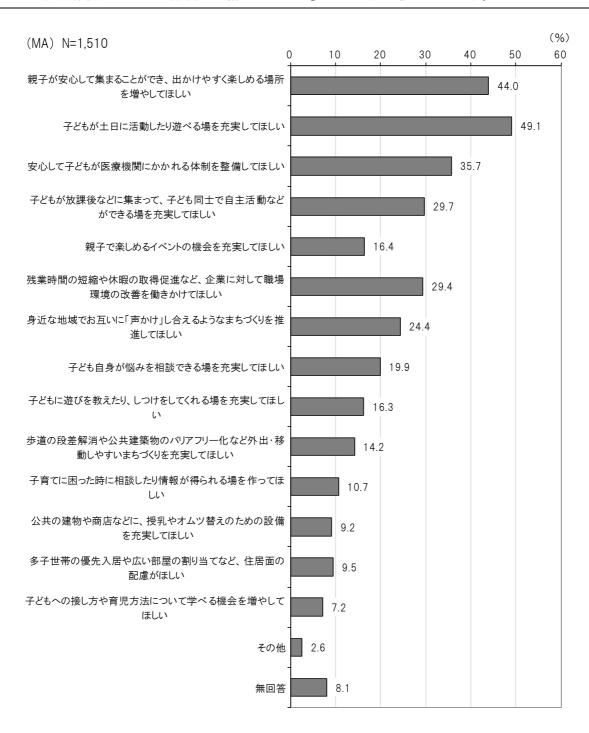
満足している層「大変満足」+「ほぼ満足」では、「(4) 行事(参観日や運動会など)」が 64.5%で他と比べてやや高くなっています。

(SA) N=1,510



# 問49 浜田市に対して、今後どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待しますか。 (MA)

「子どもが土日に活動したり遊べる場を充実してほしい」が 49.1%で最も高くなっています。次いで 「親子が安心して集まることができ、出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が 44.0%、「安心し て子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が 35.7%で続いています。



平成 31年 3月1日 福祉環境委員会資料 健康福祉部子育て支援課

# 子育で支援センター建設地の検討状況について

子育て支援センターの建設地については、次の3か所に絞って、子ども・子育て支援専門部会等でご意見を伺い、 検討してまいります。

# 1 整備候補地の基本情報

候補地	浜田医療センター横	総合福祉センター横	現地
所在地	浅井町	野原町	松原町
敷地面積	約 2,400 m²	約 2,000 ㎡ (駐車場を除く)	約 3,300 ㎡ (市有地)
	民有地	市有地	市有地
駐車台数	40 台	約 160 台(専用はなし)	41 台
		(福祉センター、こども美術館と兼用)	
用途地域等	商業地域	第1種中高層住居専用地域	第2種住居地域
	容積率 400%、建蔽率 80%	容積率 200%、建蔽率 60%	容積率 200%、建蔽率 60%
	準防火地域		
防災性	津波の浸水想定なし	津波の浸水想定なし	津波の浸水想定約 1m
	水害の浸水可能性低い	水害の浸水可能性ない	水害の浸水可能性低い
アクセス	浜田駅まで約 100m	浜田駅まで約 2.8 km	浜田駅まで約 1.4 km
(公共交通)	医療センターバス停まで	こども美術館前バス停まで	浜田市役所前バス停まで
	約 100m	約 100m	約 450m
備考		敷地が市道に面していない。	敷地内を赤道が通っている。

2 想定施設 ※「基本構想」(浜田市子育て支援センター建設検討委員会策定)より 構 造 鉄骨造平屋建

延床面積 600 m<sup>2</sup>

3 子育て支援センター整備費用(概算) ※「基本構想」の建築内容での試算

候補地	浜田医療センター横	総合福祉センター横	現地
建物 (本体工事のみ)	1億9千万円	1億9千万円	1億9千万円
土 地 (賃借費用)	年間 650 万円 (推計)	_	_

※ 土地の賃借費用は、固定資産評価額を参考に試算

# 4 その他

「病後児保育事業」のスペースは、基本構想において、子育て支援センターの機能の一部として確保してある。「病児保育事業」の併設を求める意見が出た場合は、延床面積、整備費の変更が生じる。

平成 31年3月1日 福祉環境委員会資料 健康福祉部子育で支援課

# 幼児教育・保育の無償化について

平成31年度保育料は、10月からの無償化を踏まえ、次のとおりとする予定です。

# 1 平成31年度の変更点

平成31年10月から幼児教育無償化が予定されており、3歳以上児の保育料と非課税世帯の3歳未満児の保育料が無料になります。

無償化に伴い、これまで保育料に含まれていた保育認定の3歳以上児の副食費については、年収360万円未満となる世帯の児童又は第3子以降となる児童を除き、施設に対し実費として支払う予定となっております。

また、無認可保育所の3歳以上児については、37,000円を上限に補助する予定です。

なお、平成31年4月から平成31年9月までの保育料については、平成30年度からの変更はありません。

# 2 平成 31 年 9 月までの保育料 ※平成 30 年度から変更なし

【浜田市保育所及び私立幼稚園保育料算定の方針】

- ① 保育料は、現行保育所保育料の基準を基本に、国基準の60%を基本に設定する。
- ② 保育料の階層区分は、国基準のとおりとする。
- ③ 「多子軽減に係る区分判定」は、国基準のとおりとする。
- ④ 島根県の事業を活用し、保育所等利用の3歳未満児の第 $2\sim6$  階層の保育料をさらに $1/3\sim1/6$  軽減する。

# 3 平成31年10月からの保育料

1号認定:教育標準時間認定の子ども(対象施設:私立幼稚園、認定こども園幼児部) 別表1 ※保育料は全て無料となる。

2号認定:保育認定の子ども(対象施設:私立保育所、認定こども園保育部) 3歳以上

※保育料は全て無料となる。これまで保育料に含まれていた副食費が 一部世界を除き宝典負担となる。

一部世帯を除き実費負担となる。

3号認定:保育認定の子ども(対象施設:私立保育所、認定こども園保育部)3歳未満

別表3 ※非課税世帯の保育料が無料となる。

# 平成31年度保育料(教育認定を受けた3歳以上の子どもに係る保育料)

# 平成31年9月まで

〔月額〕

階層	ш	:帯の状況	名之权满户	系る区分判定	国基準額	浜田市	基準額
区分	※祖父母のいずれか	の所得割課税額を含む場合あり	罗丁牲/队[⊂]	米る区グ刊足	基本	基本	半額
第1	生活保護世帯		第1子允	いら無料	0 円	0円	0 円
第2		ひとり親世帯 又は 在宅障がい児(者)のいる世帯	   第1子 <i>た</i>	nら無料	0 円	0円	0円
- 第4	(所得割非課税世	特含む)		第1子:基本		1,800 円	0円
第3	市町村民税 所得割課税額	ひとり親世帯 又は 在宅障がい児(者)のいる世帯	同一生計の子(年齢制限なし)について出生順位を数える	<mark>し)について出生</mark>	3,000 円	1,800 円	0円
おり	77,100円以下				10,100 円	6,060 円	3,030 円
第4	中町村氏税所待割課税額 211,200円以下 同一生計の小学校3年 第		第1子:基本 第2子:半額 第3子以降:無料	20,500 円	12,300 円	6,150 円	
第5	市町村民税所得 211,201円以上	<b>导割課税額</b>	生以下の子について <sup>第3子以降・無料</sup> 出生順位を数える		25,700 円	15,420 円	7,710 円

※主食費、副食費負担有り



# 平成31年10月以降

階層	世	:帯の状況	タフロボル	3.7 G 八 M I 中	国基準額	浜田市	<b>基準額</b>	
区分	※祖父母のいずれか	の所得割課税額を含む場合あり	多丁程减1~1	系る区分判定	基本	基本	半額	
第1	生活保護世帯		第1子允	いら無料				
第2		ひとり親世帯 又は 在宅障がい児(者)のいる世帯	第1子允	nら無料				
<b>第</b> 4	(所得割非課税世	第1子:基本						
第3		ひとり親世帯 又は 在宅障がい児(者)のいる世帯	同一生計の子(年齢制限なし)について出生順位を数える	第2子以降:無料	(主食費	l l担有り)		
<del>///</del> 20	77,100円以下							
第4	市町村民税所得 211,200円以下	·····································	同一生計の小学校3年 生以下の子について	第1子:基本 第2子:半額 第3子以降:無料				
第5	市町村民税所得 211,201円以上		生以下の子にういて  出生順位を数える					

# 平成31年度保育料(保育認定を受けた3歳以上(平成31年3月31日現在)の子ども)

# 平成31年9月まで

					国			浜田市				
階層 区分		世帯の状況	多子軽減に係る区	多子軽減に係る区分判定		基準	基準額		第3子以降軽減後 (別途申請必要)			
				基本	基本	半額	軽減率	基本	半額			
第1	生活保護世帯	;	第1子から無料	1	0円	0 円	0 円	_	-	-		
第2	巾町村氏柷	ひとり親世帯 又は 在宅障がい児(者)のいる世帯	第1子から無料	<b>斗</b>	0円	0円	0円	_	_	_		
<b>新</b> 4	非課税世帯			第1子:基本	6,000 円	3,600 円	0 円	_	-	_		
第3	市町村民税 所得割課税	ひとり親世帯 又は 在宅障がい児(者)のいる世帯		第2子以降:無料	6,000 円	3,600 円	0円	_	-	_		
-	額 48,600円未満		同一生計の子(年齢制限なし)について出生順位を数える		16,500 円	9,900 円	4,950 円	_	-	-		
	市町村民税	ひとり親世帯又は在宅障がい 児(者)のいる世帯で市町村民 税所得割課税額77,101円未満			6,000 円	3,600 円	0円	_	_	-		
- 第4	TC / B chil = B 11/	上記以外の世帯で市町村民税 所得割課税額57,700円未満			27,000 円	16,200 円	8,100 円	_	-	_		
	37,000   17K/mj			第1子:基本 第2子:半額	27,000 円	16,200 円	8,100 円	2/3軽減	5,400 円	2,700 円		
第5	市町村民税所 169,000円未満			第3子以降:無料	41,500 円	24,900 円	12,450 円	1/2軽減	12,450 円	6,220 円		
第6		市町村民税所得割課税額 301,000円未満 本のでは、 が稚園や保育所 る同一生計の未 て出生順位を数			58,000 円	34,000 円	17,000 円	1/2軽減	17,000 円	8,500 円		
第7	- m - 1 1 m x v = x / m + v = m x v + x				77,000 円	34,000 円	17,000 円	1/2軽減	17,000 円	8,500 円		
第8	市町村民税所 397,000円以上	得割課税額 =	1		101,000 円	34,000 円	17,000 円	1/2軽減	17,000 円	8,500 円		

※主食費負担有り、<u>副食費負担無し</u>

※原則として生計を一にする18歳未満の 子を数える。ただし、他に生計の途がない 大学生等は含む。

# 平成31年10月以降



					玉	浜田	市
階層 区分		世帯の状況	多子軽減に係る区	基準額 (参考)			
					基本	基本	半額
第1	生活保護世帯	:	第1子から無料				
第2	市町村民税	ひとり親世帯 又は 在宅障がい児(者)のいる世帯	第1子から無料	时			
<b>新</b> 2	非課税世帯			第1子:基本	/5	로 보기 4m 기	k:
第3	市町村民税所得割課税	ひとり親世帯 又は 在宅障がい児(者)のいる世帯		第2子以降:無料	保育料無料 (主食費負担有り、 <u>副食費負担無し)</u>		
	額 48,600円未満		同一生計の子(年齢制限なし)に ついて出生順位を数える				
	市町村民税	ひとり親世帯又は在宅障がい 児(者)のいる世帯で市町村民 税所得割課税額77,101円未満					
第4	所得割課税額 97.000円未満	上記以外の世帯で市町村民税 所得割課税額57,700円未満					
	37,0001 1N(NIII)			第1子:基本 第2子:半額	保育	料無料	
第5	市町村民税所 169,000円未満			第3子以降:無料	(主	食費負担 食費負担	
第6	市町村民税所 301,000円未満		幼稚園や保育所などを利用している同一生計の未就学の子について出生順位を数える				
第7	市町村民税所 397,000円未満	民税所得割課税額		分判定」に	「多子軽減! よる出生順	位が <u>第3</u>	
第8	市町村民税所 397,000円以上				<u>子以降の均</u> し。	合は副食	費負担無

# 平成31年度保育料(保育認定を受けた3歳未満(平成31年3月31日現在)の子ども)

#### 平成31年9月まで

					国				浜田市			
階層 区分		世帯の状況	多子軽減に係	る区分判定	基準額	基準	<b>準額</b>	第1子•第2	?子軽減後	第3子以降	軽減後 (別途	申請必要)
					基本	基本	半額	基本	半額	軽減率	基本	半額
第1	生活保護世	<b>#</b> 带	第1子から	5無料	0 円	0 円	0 円	-	-	_	-	_
筝り	市町村民税非課税	ひとり親世帯 又は 在宅障がい児(者)のい る世帯	第1子から	5無料	0円	0 円	0 円	-	_	_	_	_
<i>≯</i> 72	世帯			第1子:基本	9,000 円	5,400 円	0 円	3,600 円	-	_	-	_
<b>⇔</b> 0	市町村民 税所得割 課税額	ひとり親世帯 又は 在宅障がい児(者)のい る世帯		第2子以降:無料	9,000 円	5,400 円	0 円	3,600 円	-	1	_	_
弗3	課税額 48,600円未 満		同一生計の子(年齢制限 なし)について出生順位を 数える		19,500 円	11,700 円	5,850 円	7,800 円	3,900 円	_	_	_
	市町村民	ひとり親世帯又は在宅 障がい児(者)のいる世 帯で市町村民税所得割 課税額77,101円未満			9,000円	5,400 円	0円	3,600 円	-	_	-	_
第4	税所得割 課税額 97,000円未 満	上記以外の世帯で市町 村民税所得割課税額 57,700円未満			30,000 円	18,000 円	9,000 円	12,000 円	6,000 円	_	-	_
				第1子:基本 第2子:半額	30,000 円	18,000 円	9,000 円	12,000 円	6,000 円	2/3軽減	6,000 円	3,000 円
第5	市町村民科 169,000円5	於所得割課税額 未満	4.WE 1. 10 + 74. 134.74	第3子以降:無料	44,500 円	26,700 円	13,350 円	21,500 円	10,750 円	1/2軽減	13,350 円	6,670 円
第6	市町村民科 301,000円5	於所得割課税額 未満	幼稚園や保育所などを利 用している同一生計の未 就学の子について出生順 位を数える		61,000 円	36,600 円	18,300 円	30,600 円	15,300 円	1/2軽減	18,300 円	9,150 円
第7	市町村民科 397,000円	说所得割課税額 未満			80,000 円	40,000 円	20,000 円	ı	-	1/2軽減	20,000 円	10,000 円
第8	市町村民科 397,000円以	前所得割課税額 以上			104,000 円	52,000 円	26,000 円	- 公在松却四か	_	1/2軽減	26,000 円	13,000 円

※主食費、副食費負担無し

※年齢制限なし。別生計であっ ※原則として生計を一にする18歳未満の ても数える。ただし、離婚により 子を数える。ただし、他に生計の途がない 別生計になった場合は除く。 大学生等は含む。

# 無償化

# 平成31年10月以降

階層					玉				浜田市				
区分		世帯の状況	多子軽減に係	る区分判定	基準額	基準額		第1子·第2子軽減後			第3子以降軽減後 (別途		
					基本	基本	半額	基本	半額		軽減率	基本	半額
第1	生活保護世	帯	第1子から	5無料		保育料無料 (主食費、副食費負担無し)					-	-	-
笙り		ひとり親世帯 又は 在宅障がい児(者)のい る世帯	第1子から	5無料	-						_	_	-
<b>第</b> 4	世帯			第1子:基本							_	_	_
笙3	市町村民	ひとり親世帯 又は 在宅障がい児(者)のい る世帯		第2子以降:無料	9,000 円	5,400 円	0 円	3,600 円	_		_	-	_
Ř	48,600円未 満		同一生計の子(年齢制限なし)について出生順位を 数える		19,500 円	11,700 円	5,850 円	7,800 円	3,900 円		_	-	-
	市町村民	ひとり親世帯又は在宅 障がい児(者)のいる世 帯で市町村民税所得割 課税額77,101円未満			9,000円	5,400 円	0円	3,600 円	_		_	-	_
第4	税所得割 課税額 97,000円未 満	上記以外の世帯で市町 村民税所得割課税額 57,700円未満			30,000 円	18,000 円	9,000 円	12,000 円	6,000 円	********	_	-	-
	11-3			第1子:基本 第2子:半額	30,000 円	18,000 円	9,000 円	12,000 円	6,000 円		2/3軽減	6,000 円	3,000 円
第5	市町村民税 169,000円未	所得割課税額 :満		第3子以降:無料	44,500 円	26,700 円	13,350 円	21,500 円	10,750 円		1/2軽減	13,350 円	6,670 円
第6	市町村民税 301,000円未	所得割課税額 :満	幼稚園や保育所などを利 用している同一生計の未 就学の子について出生順 位を数える		61,000 円	36,600 円	18,300 円	30,600 円	15,300 円		1/2軽減	18,300 円	9,150 円
第7	市町村民税所得割課税額 397,000円未満				80,000 円	40,000 円	20,000 円	İ	_		1/2軽減	20,000 円	10,000 円
第8	市町村民税所得割課税額 397,000円以上				104,000 円	52,000 円	26,000 円	-	_		1/2軽減	26,000 円	13,000 円

※主食費、副食費負担無し

※年齢制限なし。別生計であっ ※原則として生計を一にする18歳未満の ても数える。ただし、離婚により 子を数える。ただし、他に生計の途がない 別生計になった場合は除く。 大学生等は含む。

# 島根県水道事業の連携に関する検討会報告書

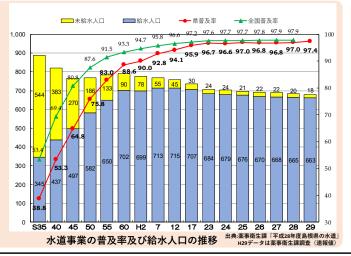
# ○県内水道事業の現状

#### 1 給水人口と水道普及率

給水人口:66.3万人 普及率:97.4%:平成29年度末 (全国97.9%:平成28年度末)

水道普及率は、昭和35~45年度まで は約15ポイントあった全国平均との 差も縮小され、近年は1ポイント前 後の差となっている。

水道普及率は維持しているものの、 平成12年度頃から給水人口は徐々に 減少している。



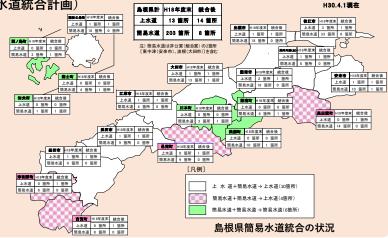
#### 2. 県内の水道事業数 (簡易水道統合計画)

上水道:14箇所、簡易水道8箇所 (平成30年4月1日時点)

厚生労働省より、平成19年度から 平成28年度までの期限をもって簡易 水道の統合が推進され、この期間内 に統合を完了しない場合は原則、国 庫補助が受けられないとされた。

これを受け、島根県内の簡易水道 は平成18年度末に203箇所あったも のが、平成30年度に8箇所まで大幅 に減少した。

しかしながら、統合の実態として は、地理的な要因等により施設の統 合(ハード統合)を伴わない統合 (ソフト統合)となっている事業体 が多数存在する。



# ○県内水道事業の将来予測と課題

#### 1. 人口減少に伴う水需要の減少

#### 島根県の人口将来予測

・69.4万人(2015年) → 47万人(2060年) △32%

人口減少に伴い、水需要(有収水量)は大幅に減少 ·72.5百万m3(2015年) → 57.1百万m3(2055年) △21%



料金収入の減少による経営の悪化



県内水道事業全体の水需要予測

#### 2. 施設の老朽化に伴う更新需要の増大

経年化率(法定耐用年数40年を超えた管路割合)

- ・17.9%(平成28年度末:上水道、用水供給事業) 管路更新状況
- ・0.55%(平成28年度末:上水道、用水供給事業) 単純計算で全ての管路を更新するのに

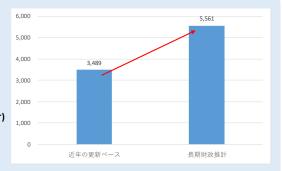
約180年 (1÷0.55)

更新時期のピーク到来による建設改良費の増加

・3,489億円(近年の更新ベース) → 5,561億円(長期財政推計)



漏水事故など安定的な水供給に支障が発生



今後40年間の更新投資(億円)

#### 3 施設の耐震化の遅れ

島根県西部を震源とする地震(平成30年4月9日発生)では、 耐震適合性のない管路の被災により、1,000戸を超える 断水が発生

#### 基幹管路の耐震適合率

・35.5%(平成28年度末:上水道、用水供給事業)



地震時に断水等が広範囲に発生するおそれ



出典:公益社団法人日本水道協会「水道統計調査」から作成

#### 4. 技術職員の減少

#### 県内水道職員の推移

- ・403人(平成16年度末) → 301人(平成28年度末)
- 事業体毎の水道職員数(平成28年度末)
- ・最小1人~最大80人
- 水道職員の年齢構成(平成28年度末)
- ・20歳代:9.8%、30歳代:15.0%、40歳代:48.4%、

50歳代:26.1%、60歳以上:0.7%



施設の更新需要に対応できる専門職員が不足



県内の水道職員数の推移

# 島根県水道事業の連携に関する検討会報告書【概要】

# ○連携に関する検討

# ※内容については、水道担当課長レベルで検討したものであり、連携方針について決定づけるものではない

# 東部

松江市、安来市、出雲市、雲南市、奥出雲町、飯南町、 斐川宍道水道企業団、島根県企業局

# ○技術部門の業務委託経費の試算について

浄水場等の維持管理業務について、

- ①単独で発注した場合
- ②共同発注した場合
- ③組織統合することを前提とした場合 について試算し、効果額を算出。

# 【前提条件】

- ・現況の委託状況に関わらず、①をベースに効果額を比較。
- ・簡易的に試算することを目的に比較しており、統合にかか る整備費を考慮していない。
- ・組織統合の場合は、拠点を4ヶ所に集約することと仮定。 【試算結果】
- ・共同発注により単独発注と比較して年間27百万円縮減
- ・組織統合により単独発注と比較して年間475百万円縮減

# ○営業部門の業務委託経費の試算について

検針、窓口業務等の営業部門を委託する場合について、

- ①単独で発注した場合
- ②共同発注した場合

について試算し、効果額を算出。(組織統合については前 提条件により②と同様となるため省略)

#### 【前提条件】

- ・現況の委託状況に関わらず、①をベースに効果額を比較。
- ・電算開発、運用業務については試算の対象外としている。
- ・共同発注の場合は、拠点を3ヶ所に集約することと仮定。
- ・拠点設置にかかる整備費や維持管理費等を考慮していない。 【試算結果】
- ・共同発注により単独発注と比較して5年間で240百万円縮減

# ◯施設の最適化(ダウンサイジング)による財政収支について

圏域内の水道施設について、それぞれ単独で水道施設を同 じ規模能力のまま更新した場合と、統廃合により浄水場を 集約した場合の事業費について試算し、効果額を算出。

#### 【前提条件】

・直近の施設稼働実績等から4.000m3/日以上の浄水能力を有す る浄水場10施設に集約し、新たに送水管等の施設を整備す ることで既存の浄水場を廃止すると想定した場合の事業費 を試算。

浄水場の集約 119施設 → 10施設

#### 【試算結果】

- ・各事業体の単年建設改良事業費の合算額:178.88億円
- ・統廃合による更新費及び整備費を考慮した単年建設改良事 業費:175.96億円(2.92億円の縮減)
- ・また、浄水場数の減により維持管理費用等が2.99億円縮減

## 中部

大田市、江津市、浜田市、川本町、美郷町、邑南町、島根県企業局

# ○水道施設の統合について┤╮

隣接する事業体間の水道施設を 統合し、既存の浄水施設を廃止 することにより、施設更新費や 維持管理費の削減を図る。



# ○緊急時連絡管整備による災害リスクの軽減について

自然流下方式による配水が見込 まれる近隣事業体間や用水供給 事業者との連絡管接続により、 災害時の断水リスクや給水の安 定性の向上を図る。



# ○災害時における相互連携について

災害時に応急給水や復旧作業に迅速に対応するために、隣接する 事業体が連携することにより緊急時の応急給水及び応急復旧に必 要な資材、機材、物資等の提供や連絡・応援体制の確立を図る。

# ○料金システム等の共同購入及び統一化について

料金システム等を共同購入等の方法により統一化することで導入 費用及び維持管理費の軽減を図る。

## ○施設の維持管理業務の共同委託について

維持管理業務を共同委託することによってコスト縮減を図る。

#### 西部

益田市、津和野町、吉賀町

#### ○保守点検をはじめ維持管理体制の連携について

保守点検等、共通する業務の共同化や技能の標準化をすることに より、業務効率化や技術力・サービス水準の向上、危機管理の強 化を図る。

## ○水質検査業務の共同化について

水質検査について検査体制が整備されている益田市に集中させる ことにより、検査費用の縮減を図る。

# ○薬品(次亜塩素酸ソーダ)の共同購入について

次亜塩素酸ソーダを共同購入することにより、購入単価の引き下 げによる薬品購入費の縮減を図る。

## ○量水器の共同購入について

量水器の仕様の統一や発注時期を調整し、共同購入を実施するこ とにより購入費用の縮減を図る。

## ○災害時における相互連携について

災害時の相互応援協定を締結することにより、応急給水及び施設 の応急復旧に必要な資機材、物資、車両等の提供、職員の派遣等、 災害発生時の迅速な対応能力の強化を図る。

# ○公営企業会計研修の実施について

公営企業会計に対する指導・助言・研修等を通じて、職員の実務 技能の向上と継承を図る。

## ○包括的委託業務について

圏域での包括業務委託により、水道の安定供給と住民サービスの 向上を図るとともに、職員の負担軽減をはじめ経費の縮減等を図

#### 隠岐

# ○薬品の共同購入について「隠岐の島町、海土町、西ノ島町、知夫村

各町村それぞれに購入している薬品を共同購入することによって単価の引き下 げや輸送コストの削減による資材購入費の削減を検討。



# ○今後の取組

#### ○国の動向

- 水道法の改正(厚生労働省)
- 県の青務の明確化:広域的な連携の推進 『水道基盤強化計画』
- ←国の基本方針を基に策定することができる ←広域的連携等推進協議会を設置することが できる
- ・水道財政のあり方に関する研究会(総務省) 中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化を促進 『広域化推進プラン』
- ←広域化の基本的な考え方やスケジュール等につい て定める

# ○今後の取組

・引き続き、連携について取組が必要

# 県の役割一

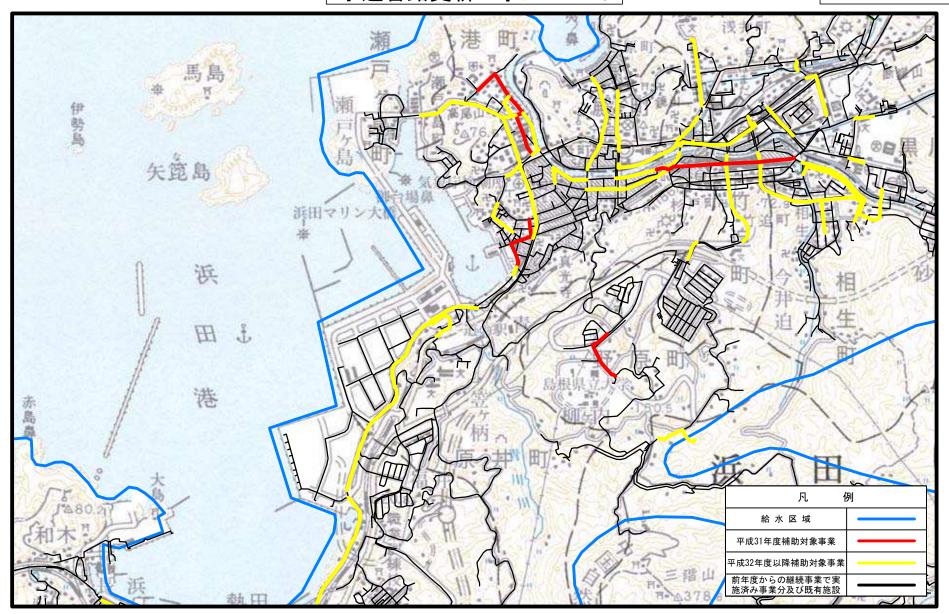
・事業体間の連携の調整役 ・検討の段階に応じた支援・調整

←引き続き検討の場を設置し、国の動向

に注視しつつ、連携の取組を推進

# 平成31年度浜田市街地 水道管路更新工事について

平成31年3月1日 福祉環境委員会資料 上下水道部工務課



平成31年3月1日 福祉環境委員会資料 上下水道部 下水道課

# 下府町における下水道管破損事故について

■状況 市民からの通報に基づき、2月8日13時40分頃、現地を調査したところ浜田市下府町港橋に添架されている下水道管から汚水が流出していることを確認した。

漏れた汚水は、推定で約200リットル 下府川に流出したが、河川に希釈されるので公共水域への影響はないレベルである。

14時40分頃、圧送ポンプの運転を止めると同時に、バキュームカーによる下水の搬送を開始し、下水道利用者に影響の無いように対応した。

20時45分、破損箇所の応急修理が終わり、通水を開始する。

■対応 8日 13:40 汚水流出を確認

14:40 下水の送水を止めた。以降、汚水の流出はない。 バキュームカーによる汚水の搬送を開始。

18:30 高所作業車にて破損部分の補修にとりかかる。

18:50 報道発表(FAX)

20:45 破損箇所の応急修理完了。通水開始







#### ■事故後の対応

12日~13日 市内の橋梁に添架されている下水道管全箇所の点検を実施

点検箇所:71箇所 点検延長:2,275m

点検結果:漏水の要因となりそうな腐食・破損はなかった。

# ■復旧方針

調査結果:漏水した箇所には、管路内の空気を抜くための装置が設置してあり、その箇所のみ

前後の添架管と違う材質の鋼管が使用されていた。(防食対策はされていた。)

破損原因: 想定を超える海水の影響を受け、管路に塩害が生じたため。

対策工事:漏水した箇所(材質の違う箇所)を撤去し、腐食対策のされた管へ交換する。

漏水筒所以外で錆が発生している筒所などは、詳細調査を行い対策を実施する。

# 浜田市自死対策総合計画

~誰も自死に追い込まれることのない浜田の実現を目指して~

【平成 31 年度 (2019 年度) ~平成 34 年度 (2022 年度)】

平成31年3月島根県 浜田市

# はじめに

本市は、浜田市総合振興計画の7つの「まちづくりの大綱」の中で、「健康でいきいきと暮らせるまち」を掲げ、保健・医療・福祉サービスの充実に努めてまいりました。また、自死対策については、浜田市健康増進計画において、心の健康づくりとして取り組んでまいりました。

しかし、自死の背景は、健康問題だけではなく、経済問題や教育や就 労など、様々な要因が複雑に絡み合っており、自死対策は社会的な取り 組みとして実施されることが必要です。

こうしたことから、国では「自殺対策基本法」が改正され、すべての 県や市町村で計画を策定することとなりました。

本計画の策定にあたりましては、基本理念の「だれも自死に追い込まれることのない浜田の実現」を目指して、保健・医療・福祉・教育・産業分野の関係者や、自死遺族の会などの皆様のご協力のもと、様々な視点から施策の検討をしていただきました。厚くお礼申し上げます。

今後は、多くの市民や関係団体の皆様との連携が不可欠になります。 皆様のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 31 年(2019年)3 月

浜田市長 久保田 章市

# 目 次

第 1	言	計画の策定にあたって	1
	1	計画策定の趣旨及び基本方針	1
	2	計画の位置づけ	· 1
	3	計画の期間	2
	4	計画の策定及び推進体制	2
	5	計画の進捗管理	4
	6	計画の見直し	4
	7	他の計画との整合	4
	8	「自殺」と「自死」について	4
第 2	浜	兵田市の自死をめぐる現状	5
	1	自死の現状	5
	2	現状のまとめ	
	3	取り組むべき課題	13
第3	4	う後の浜田市における自死対策の方向性	
	1	計画の体系	
	2	数値目標	
	3	6 つの基本施策	
		基本施策1 地域におけるネットワークの充実	17
		基本施策2 自死対策を支える相談支援体制の充実	
		基本施策3 市民への啓発と周知	
		基本施策4 生きることの促進要因の支援	
		基本施策 5 遺された人への支援	20
		基本施策6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 -	
	4	4つの重点施策	
		重点施策1 高齢者の自死対策の推進	
		重点施策2 生活困窮者の自死対策の推進	23
		重点施策3 勤務・経営問題に関わる自死対策の推進	24
		重点施策4 子ども・若者の自死対策の推進	25
参	考資	料	27
	1	自殺対策基本法	
	2	自殺総合対策大綱の概要	
	3	浜田市保健医療福祉協議会規則	
	4	計画の策定経過	37
	5	第3次浜田市健康増進計画 関連部分抜粋	38
	6	関係団体や相談機関の一覧	40

# 第1 計画の策定にあたって

# 1 計画策定の趣旨及び基本方針

自死は、その多くが追い込まれた末の死です。自死の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自死に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

自死対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と有機的な連携が図られ「生きることの包括的な支援」として実施するべきであることを改めて確認し、「いのち支える自死対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自死に追い込まれることのない浜田の実現」を目指します。

国の自殺総合対策大綱では、自殺総合対策の基本方針として、以下の 5 点を掲げています。

- 1) 生きることの包括的な支援として推進
- 2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- 3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- 4) 実践と啓発を両輪として推進
- 5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

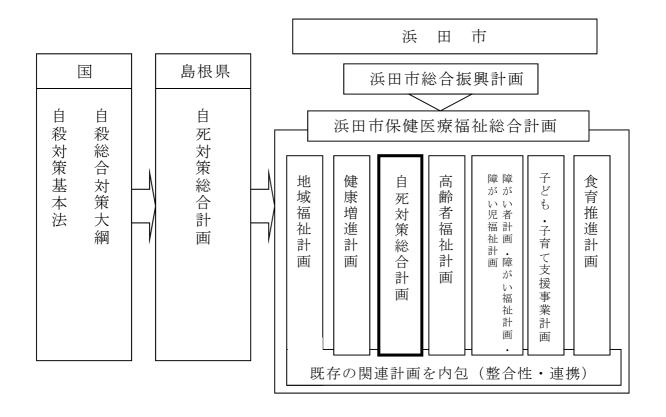
以上のように、自死対策は、社会における「生きることの阻害要因(自死のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自死に対する保護要因)」を増やすことを通じて、社会全体の自死リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」のそれぞれにおいて効果的に、かつそれらを総合的に推進する必要があります。

# 2 計画の位置づけ

この計画は、自殺対策基本法(以下「基本法」という。)第13条第2項に基づく市町村自殺対策計画です。国や島根県の計画との整合性を持ちながら、浜田市の自死対策施策を推進するための基本となる計画です。

# (参考) 基本法第13条第2項

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。



# 3 計画の期間

この計画の期間は、平成31年度(2019年度)から平成34年度(2022年度)の4年間とします。

1 十 向 C し み う 。									
	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度			
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)			
健康増進計画	#III	計画期間:30 (2018) ~34 年度 (2022 年度)							
自死対策総合計画	新規策定	計画期間	引: 31 (2019)	~34 年度 (20	22 年度)	次期計画			
《参考》島根県 自死対策総合計画	th'n	十画期間:30	(2018) ~34年	度 (2022年度)		次期計画			

# 4 計画の策定及び推進体制

[浜田市における策定及び推進体制]

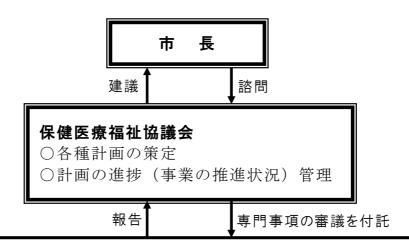
自死対策の推進にあたっては、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、 育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因に対する取り組みや自死者 の遺族(以下「自死遺族」という。)への支援など、総合的な取り組みが必要です。 浜田市保健医療福祉協議会の専門部会として、自死対策総合計画策定専門部会を 開催し、計画を策定します。また、関係機関と連携し、対策の推進を図ります。

# [圏域における連携及び協力の確保]

自死対策の実施にあたっては、地域全体で予防の必要性に対する意識の高揚を図り、地域の実情に応じた継続的な取り組みが必要です。

そのため、圏域ごとに開催される浜田圏域自死総合対策連絡協議会に参加し、地域におけるネットワークの構築により、対策の推進を図ります。

# 組織体制図



# 自死対策総合計画専門部会

○自死対策総合計画の策定・見直し

# 地域保健医療専門部会

○健康増進計画の策定・見直し

# 地域福祉専門部会

○地域福祉計画の策定・見直し

# 高齢者福祉専門部会

○高齢者福祉計画の策定・見直し

# 食育推進計画専門部会(食育推進ネットワーク会議)

○食育推進計画の策定・見直し

# 障がい者福祉専門部会

○障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定・見直し

# 子ども・子育て支援専門部会

○子ども・子育て支援事業計画の策定・見直し

# 5 計画の進行管理

本計画を推進するため、毎年度の事業計画を策定し、その事業の実施を通じて課題の分析や評価を行います。併せて浜田市保健医療福祉協議会で進捗管理を行います。

# 6 計画の見直し

本計画は、自死をめぐる状況の変化や目標達成状況等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

# 7 他の計画との整合

この計画は、第2次浜田市総合振興計画に基づく浜田市保健医療福祉総合計画を上位計画とし、浜田市健康増進計画、浜田市高齢者福祉計画、浜田市子ども・子育て支援事業計画、浜田市障がい者計画等、市の各種計画や国、島根県の計画との整合性を図ります。

# 8 「自殺」と「自死」について

「自殺」は広く社会に定着している言葉ですが、平成 24 年度に島根県が計画を改定する際、遺族の方から、「殺」という文字が使われているため大変辛い言葉であり、偏見にも繋がるため、できるだけ使用しないで欲しいという要望がありました。

一方、「自死」は、遺族等の心情に寄り添った言葉として、**多**くの場面で使われるようになっています。

このことから、島根県では「自殺」という言葉は遺族に配慮して「自死」と言い換えて使用しています。

浜田市も関係者の心情をくみ、「自死」を使用します。

# 【浜田市での取扱い】

(1) この計画での取扱い

計画本文中は、法律の名称等一部の例外を除き、「自死」を用います。 (注) この計画において例外的に「自殺」という語を用いるケース

①法律、大綱の名称等

自殺対策基本法、自殺総合対策大綱、自殺予防週間、自殺対策強化月間

- ②統計用語
  - 自殺死亡率、人口 10 万人当たりの自殺者数
- (2) 市行政における一般的な取扱い

市行政における一般的な取扱いとしては、「自死」を基本としつつ、2つの言葉を状況に応じて使用します。

# 第2 浜田市の自死をめぐる現状

# 1 自死の現状

## (1) 自死者数の推移

平成 24 年から平成 28 年までの 5 年間の合計でみると、浜田市の自死者は男性 62 人、女性 14 人、合計 76 人でした。

## (2) 自死をした人の特徴及び概要

自死をした人の特徴や概要については、表 1、図 1 のとおりです。男性が多く、背景としては、失業、生活苦、介護の悩みなどの理由により、自死に追い込まれています。また、「浜田市地域自殺実態プロファイル $^{*1}$ 【2017】」によると、浜田市の自死の特徴から重点的に取り組むべき項目として、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」の 3 つをあげています。

表1 自死の特徴(平成24年から平成28年までの合計)

X1 1000 N X (+ 1, X 21 + 1 X 5 + 1, X 20 + X C 5 1 H)										
上位 5 区分	自殺者数 5 年計	割合	自殺率* (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路**						
1位:男性 60歳以上無職同居	20	26. 3%	86. 1	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲 れ)+身体疾患→自殺						
2位:男性 40~59 歳有職同居	9	11.8%	34. 1	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み +仕事の失敗→うつ状態→自殺						
3位:男性 60歳以上無職独居	8	10.5%	178. 3	失業(退職) +死別・離別→うつ状態→ 将来生活への悲観→自殺						
4位:男性 40~59 歳無職同居	7	9. 2%	341.6	失業→生活苦→借金+家族間の不和→ うつ状態→自殺						
5位:女性60歳以上無職同居	6	7. 9%	15. 2	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺						

資料:自殺総合対策推進センター 浜田市地域自殺実態プロファイル【2017】自殺日・居住地から \*自殺率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計 \*\*「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考



図 1 自死の概要(平成 24 年から平成 28 年までの合計)

資料:自殺総合対策推進センター 「浜田市地域自殺実態プロファイル【2017】」から

#### (\*)用語注

国の自殺総合対策推進センターにおいて、市町村の計画策定を支援するため、市町村の自死の実態を分析した自殺実態のプロファイルを作成し、市町村に提供された資料。ここでの資料は、公表可能な数字をのせています。

<sup>1</sup> 地域自殺実態プロファイル

表 2 有職者の自死の内訳 (平成 24 年から平成 28 年までの合計)

職業	自殺者数	割合	全国割合	
自営業・家族従業者	6	24.0%	21.4%	
被雇用者・勤め人	19	76.0%	78.6%	
合計	25	100.0%	100.0%	

(性・年齢・同居の有無の不詳を除く)

資料:自殺総合対策推進センター 「浜田市地域自殺実態プロファイル【2017】」から

## (3) 自殺年齢調整死亡率\*1の推移

人口 10 万人当たりの自殺者数を示す自殺年齢調整死亡率の全年齢の推移について、 図 2 は浜田市、図 3 は島根県を示し、各年を中間年とした 5 年の平均の推移です。

男性では浜田市、島根県とも自殺率が高く、特に昭和60年にピークを迎え、一時減少傾向でしたが、平成8年から平成20年まで高い状態が続き、以後減少傾向となっています。

女性では、島根県は昭和50年をピークに以後横ばいが続いていますが、浜田市は昭和50年から昭和60年までの間と平成9年から平成13年までの間にピークを迎えています。

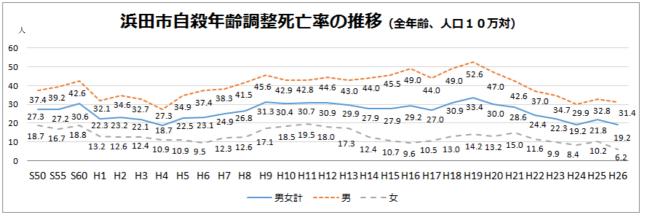


図2 浜田市の全年齢の年齢調整死亡率の推移(各年を中間年とした5年の平均)

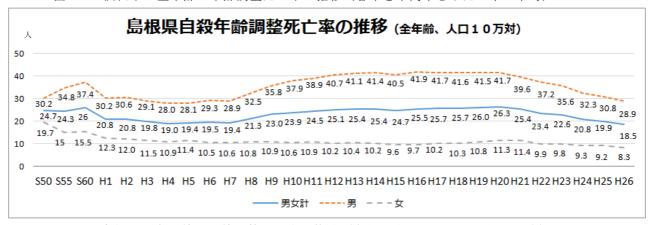


図3 島根県の全年齢の年齢調整死亡率の推移(各年を中間年とした5年の平均)

資料:島根県健康指標データベースシステム\*\*2

#### (\*)用語注

<sup>1</sup> 年齢調整死亡率 人口規模や年齢構成が異なる地域の死亡数について、基準人口(昭和60年モデル人口)で補正して求める 死亡率。

<sup>2</sup> 島根県健康指標データベースシステム 島根県が提供している健康指標データのこと

次に、40歳から64歳の推移について、図4は浜田市、図5は島根県を示しています。 浜田市の男性では、平成9年と平成19年をピークがあり、いずれも島根県より高い傾向を示しています。浜田市の女性も島根県の女性より高い傾向がありましたが、平成23年 以降は島根県より低くなっています。

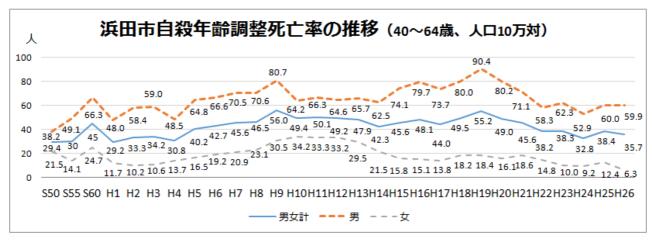


図 4 浜田市の 40~64 歳の年齢調整死亡率の推移(各年を中間年とした 5年の平均)

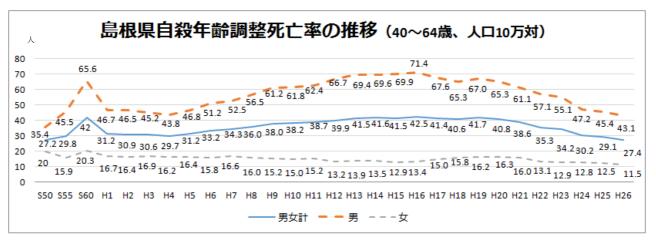


図5 島根県の40~64歳の年齢調整死亡率の推移(各年を中間年とした5年の平均)

資料:島根県健康指標データベースシステム

平成16年、21年、26年を中心とする5年間の年齢調整死亡率を全国、島根県、浜田市別に示しています。(図6、図7 但し、全国は単年です。)

浜田市の男性は 39 歳以下を除く年代では、全国、島根県より高い傾向が続いています。特に、 $40\sim64$ 歳、65歳以上の年代で高い傾向です。(図 6-1、図 6-2、図 6-3) 浜田市の女性は、一部の年代で平成 21年にやや高くなりましたが、平成 26年は、いずれの年代も全国、島根県より概ね低い状況です。(図 7-1、図 7-2、図 7-3)

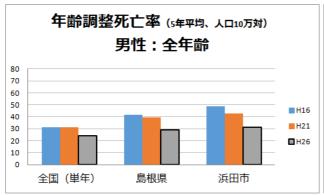


図 6. 年齢調整死亡率 (男性全年齢)

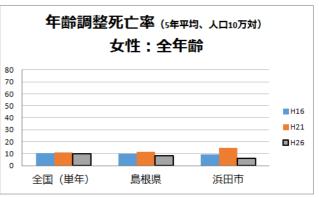


図 7. 年齢調整死亡率(女性全年齢)

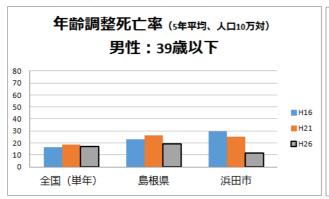


図 6-1. 年齢調整死亡率 (男性 39 歳以下)

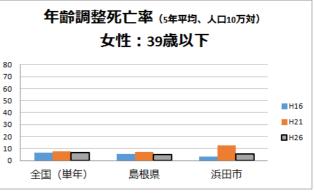


図 7-1. 年齢調整死亡率(女性 39 歳以下)

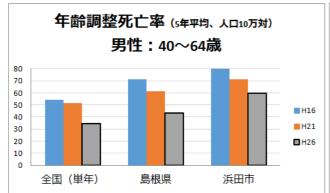


図 6-2. 年齢調整死亡率 (男性 40~64 歳)

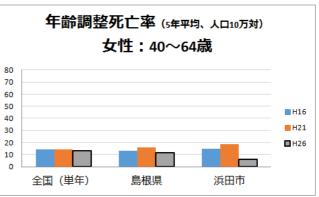


図 7-2. 年齢調整死亡率 (女性 40~64 歳)

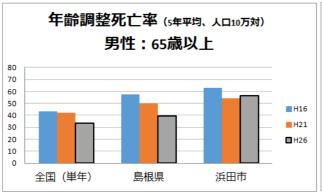


図 6-3. 年齢調整死亡率 (男性 65 歳以上)

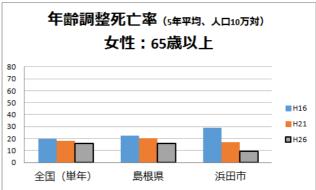
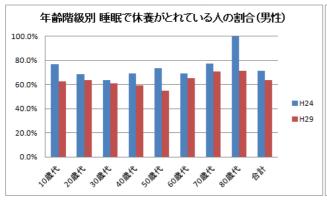


図 7-3. 年齢調整死亡率 (女性 65 歳以上)

資料:島根県健康指標データベースシステム

## (4) 休養・睡眠・ストレス等の状況

浜田市が実施した健康増進計画策定時のアンケート調査\*1によると、睡眠で休養が取れている人の割合は男性が 63.4%、女性が 62.2%であり、男女とも平成 24年と比べ減少しています。年齢階級別にみると、男女とも 50歳代の割合が最も低く、それ以上の年代では年代が上がるにつれ増加しています。(図 8、図 9)



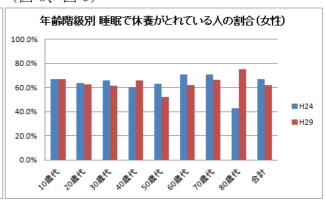
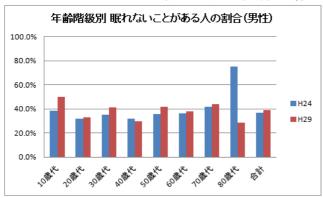


図 8. 年齢階級別睡眠で休養が取れている人の割合 (男性)

図 9. 年齢階級別睡眠で休養が取れている人の割合(女性)

眠れないことがある人の割合は、男女とも平成24年に比べて増えています。特に男女とも10歳代、50歳代、60歳代、70歳代の割合が多いです。また、10歳代で男女とも眠れないことがあると答えた人の割合が増加しています。(図10、図11)



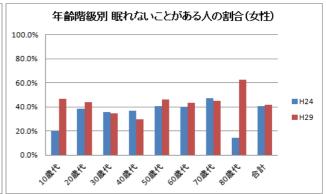


図 10. 年齢階級別眠れないことがある人の割合(男性) 図 11. 年齢階級別眠れないことがある人の割合(女性) ストレスを感じた時に相談できる人がいない人の割合は、男女とも、60 歳代、70 歳代、80 歳代が多い状況です。(図 12、図 13)

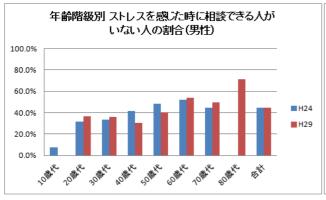




図 12. 年齢階級別ストレスを感じた時に相談できる人がいない人の割合(男性)

図 13. 年齢階級別ストレスを感じた時に相談できる人がいない人の割合 (女性)

#### (\*) 用語注

<sup>1</sup> 健康増進計画・食育推進計画調査票 浜田市健康増進計画策定時の独自調査。アンケート形式で無作為抽出した 18 歳から 80 歳の男女に送付。平成 24 年は 2, 201 人、平成 29 年は 2, 438 人の回答を得た。

#### (5) 産後うつ病の状況

浜田市では、赤ちゃん訪問時に、「エジンバラ産後うつ病質問票」\*1を産婦に記載してもらっています。その質問票を採点した結果、合計点数が9点以上となると、産後うつ病状態と推測されるため、産婦への継続的支援が必要と判断し、フォローにつなげています。平成29年度の状況でみると産婦の8.1%が9点以上の産後うつ病状態となっています。(図14)また、里帰りの有無でみると、里帰りなしの産婦が産後うつ病の傾向が強いことが認められました。(図15)育児疲労感の有無でみると、育児疲労感のある産婦が産後うつ病の傾向が強いことが認められました。(図16)



図 14. 平成 29 年度エジンバラ産後うつ病質問票の結果 (n=322 平均点数 3.4 点)

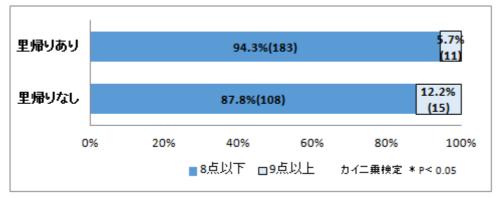


図 15. 平成 29 年度エジンバラ産後うつ病質問票の結果と里帰りの有無について (n=317 不明 5)

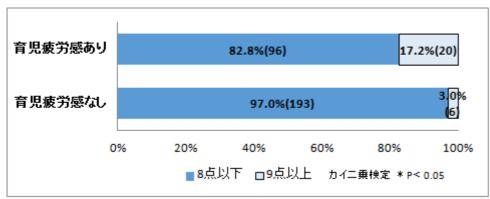


図 16. 平成 29 年度エジンバラ産後うつ病質問票の結果と育児疲労感の有無について (n=315 不明 7)

#### (\*)用語注

1 エジンバラ産後うつ病質問票

産後うつ病のスクリーニング(選別する)を目的とした質問紙。10項目あり、0~3点までの点数をつけ、合計30点満点中9点以上が産後うつ病の可能性が高いと言われている。

## 2 現状のまとめ

- ・自死の特徴としては、平成 24 年から平成 28 年までの 5 年間の合計自死者数 76 人の うち、「男性 60 歳以上無職同居」が 20 人 (26.3%) と一番多く、次いで「男性 40~ 59 歳有職同居」「男性 60 歳以上無職独居」の順で多い傾向でした。背景としては、 「失業」「生活苦」「介護の悩み」「身体疾患」「過労」「職場の人間関係の悩み」 「配置転換」「仕事の失敗」「うつ状態」など複合的な背景による自死でした。
- ・浜田市地域自殺実態プロファイル【2017】によると、重点的に取り組みが必要なこと として「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」の3つをあげています。
- ・全年齢の年齢調整死亡率の推移では、男女とも平成9年以降、高い状態でしたが、平成22年以降は減少傾向を示しています。また、島根県と比べると男女とも高い傾向で推移しています。
- ・年齢区分を全年齢、39歳以下、40~64歳、65歳以上の4つの区分の平成26年を中間年とした5年の平均でみると、男性の自殺死亡率は、39歳以下を除くほぼ全ての年齢区分で全国の値より高く、女性は全ての年齢区分では全国の値より低くなっています。また、平成16年、平成21年、平成26年の各年を中間年とした5年の平均の推移をみると男性は65歳以上を除く年齢区分で減少傾向にありますが、女性は平成21年を中間年とした5年の平均では65歳を除く年代区分で増加傾向となり、以後減少に転じています。
- ・睡眠で休養がとれている人は、減少傾向にあり、特に男女とも50歳代の割合が最も低い状況でした。また、眠れないことがある人の割合も増えており、男女とも10歳代、50歳代、60歳代、70歳代の割合が多く、ストレスを感じた時に相談できる人がいない人の割合は、男女とも60歳代、70歳代の割合が多い状況です。また、10歳代での睡眠で休養がとれている人の割合の減少や眠れないことがある人の割合の増加、ストレスを感じた時に相談できる人がいない女性の割合の増加など、若い年代の心の健康に関して不安な要素が見受けられます。
- ・エジンバラ産後うつ病質問票により、9点以上の回答をし、産後うつ病状態と推測される産婦は全体の8.1%でした。里帰りをしていない産婦や育児疲労感がある産婦が 産後うつ病の傾向が強いことが認められました。

## 3 取り組むべき課題

浜田市の自死による死亡率は、減少傾向にありますが、男性は島根県と比べて依然と して高い状況です。自死をした人の特徴から、重点的に取り組むべき項目としては「高 齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」の3つがあがっており、若年層の死因に占める自死 の割合は少ないものの、約1割弱の産婦が産後うつ病傾向の状態にあることや10歳代の男 女とも眠れないことがあると答えた人の割合が増えているなど、次世代を担う「子ども・若 者」についても同様に取り組んでいく必要があります。

自死の問題は、市民誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて、市民の 理解を促進するとともに、自死に対する誤った認識や偏見を払拭するための啓発を行う ことが重要です。自死者や遺族のプライバシーに配慮しつつ自死の地域実態を把握し、 市民への情報提供を行うとともに、自死の多くが追い込まれた末の死であることを共通 認識し、必要に応じて関係機関が連携した取り組みを充実していきます。

自死や自死関連事象に関する正しい知識を普及し、自死の危険を示すサインに「気づ き」、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家に「つなぎ」、「見守る」等の「ゲー トキーパー\*1」的な支援者を増やす取り組みを推進する必要があります。

併せて、追い込まれている人が相談できる機関について事前に知ることができるよう 各種相談窓口の情報提供に努めていく必要があります。

地域の自死対策を進める上で、関係団体の活動は不可欠であることから、関係団体への活 動の支援や連携の推進に努めていく必要があります。

このように自死対策は、社会における「生きることの阻害要因(自死のリスク要因)」 減らし、「生きることの促進要因(自死に対する保護要因)」を増やすことを通じて、 社会全体の自死リスクを低下させる方向で実施する必要があります。

<sup>1</sup> ゲートキーパ- 自死を考えている人のサインに気づき、適切な対応をとることができる人材。

# 第3 今後の浜田市における自死対策の方向性

浜田市における自死対策は、健康増進計画の重点目標の一つの「心の健康づくりの推進」 の項に明記して、取り組みを行ってきました。

平成 28 年 4 月に自殺対策基本法が改正され、全ての都道府県及び市町村で自死対策の計画を策定することとなり、今回「自死対策総合計画」として策定をするものです。

一人で悩みを抱えてしまう背景となる「自死そのものや多重債務、うつ病等の関連事象は不名誉で恥ずかしいものである」という間違った認識からの脱却や、自死に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、その場合には誰かに援助を求めることが大切であるということが社会全体の共通認識となることが求められています。このため、市及び関係機関・団体では自死や精神疾患に対する偏見をなくすよう引き続き積極的に啓発を行います。

また、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づき、見守り、支え合いができるようにするなど、市民や関係機関・団体が主体的に対策に取り組む必要があります。

浜田市の自死者数は減少傾向にありますが、依然として自殺死亡率は島根県より高い状況です。このため、「だれも自死に追い込まれることのない浜田の実現」を基本理念として、6つの基本施策と4つの重点施策に取り組みます。目標達成するためには、関係機関と関係者が共通認識し、連携・協働できる体制を構築していくことが重要です。

### 1 計画の体系

基本理念

# だれも自死に追い込まれることのない浜田の実現



基本施策

- 1 地域におけるネットワークの充実
- 2 自死対策を支える相談支援体制の充実
- 3 市民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因の支援
- 5 遺された人への支援
- 6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育



重点施等

- 1 高齢者の自死対策の推進
- 2 生活困窮者の自死対策の推進
- 3 勤務・経営問題に関わる自死対策の推進
- 4 子ども・若者の自死対策の推進

の条件

関係機関と関係者が共通認識し、連携・協働できる体制

### 2 数値目標

平成34年(2022年)までに自殺の年齢調整死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を以下のとおりとします。

〇男女計の全年齢の死亡率を平成 26 年(2014年)を中間年とする 5 年の平均と 比べて 20%以上減少させる。

○男性の 40 歳から 64 歳までの壮年期の死亡率を平成 25 年 (2013 年) を中間年とする 5 年の島根県の平均値の 45.4 以下とする。

#### (参考)

#### 国の目標値

先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年(2026年)までに、自殺死亡率を平成27年(2015年)と比べて30%以上減少させる。

#### 島根県の目標値

平成34年(2022年)までに自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を平成27年(2015年)と比べて20%以上減少させる。

### 3 6つの基本施策

### 【基本施策1】地域におけるネットワークの充実

#### (1) 地域における連携の推進

・浜田圏域自死総合対策連絡会、浜田圏域健康長寿しまね推進会議(心の健康づくり部会)、地域職域連携推進会議等を通じ、関係機関との連携を推進します。

#### (2) 地域のグループや団体との連携

・自死遺族やグリーフケア\*1等死別した遺族の会の自助グループや、アルコール依存症の本人及び家族等の自助グループ、精神関連のボランティア組織等、地域のグループや団体が実施する各種事業に対して支援を行うとともに、連携を図ります。

#### (3) 地域資源の把握と周知

・地域の自助グループや団体等の発掘とその取り組み内容の把握により、地域での支える場と人材を知り、周知に努めます。

#### (4) 大規模災害等予期しない事象での心のケアの推進

・大規模災害等の際には島根県をはじめとする関係機関や医療機関との連携に努めると ともに、市民や地域のネットワークを活用し、被災者等の対象者の支援に努めます。

## 【基本施策 2】自死対策を支える相談支援体制の充実

#### (1) スクリーニング※2や相談支援体制の充実

・相談や訪問時に、高齢者の基本チェックリストやエジンバラ産後うつ病質問票等を活用し、対象者の心の状態を把握し、必要な支援につなげます。

# (2) 関係者や関係機関への情報提供と自死リスクに「気づき」、「見守り」、「つなげる」 取り組みの推進

- ・子どもや高齢者、障がい者、生活困窮者等に対しての関係者や関係機関により行われている事例検討会やケース検討会が自死防止につながることの理解を深め、関係機関との連携に努めます。
- ・県のゲートキーパー養成講座等を周知し、関係者の気づきを増やし、見守り、つなげ る取り組みを推進します。
- ・市内で開催されている研修会や検討会において、関係機関に情報提供を行い、支援者の「気づき」「見守り」「つなげる」取り組みを推進します。

<sup>(\*)</sup>用語注

<sup>1</sup> グリーフケア 親族や家族、友人などの親しい人との死別を体験した人に寄り添い、深い悲しみから立ち 直れるよう支援すること。

<sup>2</sup> スクリーニング ある集団の中から、ふるいわけ、選別すること。

#### (3) 医療機関との連携

・希死念慮<sup>※1</sup>のある人やうつ病傾向の強い人に対しては、医療機関への受診を促し、適切な治療につなげます。また、受診後は、本人及び家族や医療機関との連携を密にとり、回復への支援につなげます。

#### (4) 関係機関とのネットワークの強化と見守りや支え合いを行う支援者の拡大

- ・地域・職域・学校等での見守りや支え合いを拡大するため、それぞれに必要な情報を 提供し、支援者の拡大に努めます。
- あらゆる場面を通じて、自死リスクについて周知し、見守りや支え合いを行う支援者を増やす取り組みを推進します。
- ・家族や関係機関との連携を密に行い、自死未遂者の再度の自死企図を防ぐよう努めます。
- ・庁内組織の心の健康づくりネットワーク会議等において、子どもから高齢者までのライフステージ\*2に応じた課題や、生活困窮、多重債務、過労など、分野ごとの課題を情報共有し、連携に努めます。

### 【基本施策3】市民への啓発と周知

#### (1) うつ病予防、自死防止に関する普及啓発

- ・自死予防週間や自死対策強化月間を活用し、企画展示や関係機関と連携して普及啓発 活動を実施します。
- ・パンフレットや広報、ホームページ、SNS\*\*3により、うつ病予防や自死リスクに関する情報、相談支援先等の周知を図ります。
- ・地域、職域、学校等への出前講座を開催し、普及啓発に努めます。
- ・イベントでの普及啓発を行います。

#### (2) 子どもから高齢者までの生涯を通じた心の健康づくりの推進

・睡眠・運動・ストレス・アルコール等についての正しい知識の普及啓発を図ります。 特に、子どもの時期は「早寝、早起き、朝ごはん」といった規則正しい生活習慣の実 践が大切であることを周知啓発していきます。

#### (3) 自死リスクの原因に応じた相談機関の周知

・原因に応じた相談機関の一覧の作成、更新、周知に努めます。また、浜田保健所が開催する会議等といった情報交換の場を活用し、連携した対応ができる体制に努めます。

(\*)用語注

1 希死念慮 自死したい、死にたいと思うこと。

2 ライフステージ 人の一生における世代ごとの意味。

ここでは、青少年(30歳未満)・中高年(30歳~64歳)・高齢者(65歳以上)とし、中高年には、出産、子育て、更年期など女性特有の要因から心の健康を損ないやすい時期も含んでいる。

3 SNS Facebook, Twitter, LINE等を総称したものでソーシャルメディアのこと。Facebookで「浜田市健康情報」と検索してもらうと健康情報を発信しています。

#### (4) 多様性な価値観を認め合う社会の推進

・人権教育等を通じて、多様な価値観を知り、お互いの違いを認め合えるような地域を 目指します。

### 【基本施策4】生きることの促進要因の支援

#### (1) 自死リスクの原因に応じた支援

#### ①高齢者への対策

・高齢者に対しては、高齢者の介護等に関する総合的な相談窓口である浜田市地域包括 支援センターの周知を図ることにより、早期の相談対応や適切な支援につなげていき ます。

#### ②生活困窮者への対策

- ・多重債務者の早期発見と債務整理等の早期解決を図るため、関係機関と連携し相談窓口から法律専門家にスムーズに引き継ぎ、多重債務者の精神的負担感の軽減と解決方法について必要な支援を行います。
- ・失業者には、浜田市無料職業紹介所、ハローワークなどによりきめ細やかな職業相談 を実施するほか、失業に直面した際に生じる心の悩み相談など様々な生活上の問題に 関して、関係機関と連携を図ります。
- ・生活困窮者に対しては、生活保護やあんしん生活相談窓口を紹介します。

#### ③勤務・経営に関しての対策

- ・事業存続の可能性がある中小企業や小規模事業所が、一時的に経営環境の悪化等の要因により安易に廃業・倒産に至らないようにするため、経営相談や制度融資等の紹介を行います。
- ・ 浜田商工会議所や石央商工会を通じて、経営の危機に直面している中小企業や小規模 事業所を対象とした相談事業を紹介します。
- ・長時間労働や雇用不安、職場でのトラブル等、個別労働相談に対し、労使双方から気 軽に相談できる体制や制度について周知を図ります。
- ・ストレスによるうつ病傾向にある人に対しては、産業医や衛生管理者又は地域産業保 健センターの保健師による相談につなげます。

#### ④子ども・若者への対策

- ・ひきこもり支援は、相談者の状態や問題に応じて、適切に必要な関係機関につなげます。
- ・児童虐待やDV\*1等の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子ども、DV等の被害者の適切な保護・支援を図るため、浜田児童相談所や女性相談センター等との連携に努めます。また、必要時、一時保護等の体制がとれるよう関係機関との連携に努めます。

#### (\*)用語注

1 DV (ドメスティック・バイオレンス) 配偶者からの暴力。配偶者は、婚姻届出をしていないいわゆる「事実婚」や離婚後、引き続き暴力を受ける場合も含む。交際相手からの暴力は「デート DV」という。

- ・出産に対する不安や産後うつ病、育児不安など、妊娠期から出産、子育てについての様々な不安や悩みについては、子育て支援センターや子育て世代包括支援センターにおいて切れ目のない支援を行います。
- ・経済的にも精神的にも負担が大きいひとり親に対しては、母子父子自立支援員が、きめ細かい相談に応じ、個々の状況やニーズに応じた支援に努めます。併せて、必要時、 就労支援も行います。

#### ⑤その他の対策

- ・民生児童委員や地域の人たちによる支え合いや、見守りの体制づくりを推進し、配慮 を要する方への適切な支援につながるよう連携に努めます。
- ・悩みを抱える人がいつでもどこでも相談ができ、適切な支援を迅速に受けられるためのよりどころとして、24 時間 365 日の無料電話相談(よりそいホットライン)を周知するほか、全国共通ダイヤル(こころの健康相談統一ダイヤル)の周知を行います。

#### (2) 人と人との交流を通じ、つながりや生きがいが感じられる地域づくり

- ・市民が自分の居場所や役割を見出し、安心した生活が送れるよう、子どもから高齢者 まで集える場の提供、支援を行います。
- ・高齢者に対しては、地域の中で生きがい・役割を持って生活できる地域づくりを推進することが重要であり、高齢者の介護予防や社会参加の推進等のための多様な通いの場の整備など、地域の実情に応じた介護予防の取り組みを促進します。
- ・地域の主体的なまちづくり活動を支援し、市民が安心して暮らせる地域社会を目指します。

# 【基本施策5】遺された人への支援

#### (1) 自死遺族やグリーフケア等の自助グループへの支援

- ・自死遺族やグリーフケアの団体が開催する定例会、講演会、体験発表、啓発活動など の各種事業の周知、支援等を行います。
- ・自死遺族の悲嘆からの再生に向けた取り組みを支援します。
- ・自助グループからの相談やニーズ把握を行いながら、寄り添った支援を行います。

#### (2) 各種支援情報の提供

- ・大切な人を亡くされた遺族に対し、手続き等で訪れる関係窓口の担当者が、遺族の心情に配慮のない言動をとり、遺族がより深い悲しみを受けるようなこと(二次被害) を引き起こさないよう、相手の立場に立った対応ができるよう周知に努めます。
- ・各種相談先の情報や、相談会の開催等、自死対策の関連情報を市の広報やホームページに掲載し、自死遺族の方に対して情報を周知することに努めます。

### 【基本施策 6】児童生徒のSOSの出し方に関する教育

#### (1) いじめを苦にした自死を未然に防ぐ

- ・いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針、浜田市いじめ防止基本方針による取り組みを推進します。いじめは決して許されないことであり、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ことを共通理解し、周知徹底に努めます。
- ・支援者は児童生徒が相談来所しやすいよう雰囲気や場所などの環境に配慮するととも に、来所が困難な場合は電話相談の周知を図ります。
- ・発達障がいや性的マイノリティ\*1等により、周囲の環境になじめない児童生徒を発見した際には、必要な支援を講じます。
- ・教職員向けに開催する研修会において、市内の児童生徒の実態や、全国的な若者の自 死の実態やリスク、SOSの出し方に関する教育等の情報を提供し、教職員の理解の 促進を図ります。
- ・子どもが困難やストレスに直面したときにSOSを他者に表出でき、適切に対処できる力や生きる力を身につけられるよう、思春期からの心身の発達や心の健康の保持増進に関する指導、講座を開催します。

#### (2) 安心な居場所づくりの支援

- ・青少年サポートセンター等での居場所づくりや社会体験等の支援事業を実施し、子どもや若者の内的エネルギーを高める支援を行います。
- ・スクールソーシャルワーカー\*\*2やスクールカウンセラー\*\*3などを活用し、子どもの相談しやすい体制づくりを促進します。
- ・地域における相談先の情報を掲載したリーフレットなどの配布により、相談先の周知 を図ります。

#### (3) 一人ひとりの個性の尊重

- ・児童生徒を対象にした人権教育により、一人ひとりの個性を尊重できる心をはぐくみます。
- ・発達障がいや性的マイノリティ等への理解を促し、当事者やその家族が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

#### (4) 命の大切さを実感する教育の推進

- ・子ども一人ひとりに命について考える機会をもち、命の大切さの教育の機会を設けます。
- ・人権教育やがん教育等を通じて、命の大切さについて考える機会を設けます。

(※) 用語注

1 性的マイノリティ 異性愛を一般的としている社会から少数とされる同性愛者や両性愛者、性同一性障がいなど の人々のこと。

2 スクールソーシャルワーカー 子どもと家族を支えるために、子どもの家庭環境による問題に対処するため、関係機関と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。

3 スクールカウンセラー 教育機関において、心理相談業務に従事する心理職専門家。

#### 4 4つの重点施策

### 【重点施策1】高齢者の自死対策の推進

#### 高齢者の現状と課題

平成 24 年から平成 28 年までの 5 年間の合計の自死者数 76 人でみると、浜田市の自死者のうち、60 歳以上の人は、男性 33 人、女性 7 人、合計 40 人であり、全体の 53%を占めています。

平成30年8月1日の住民基本台帳データによると、65歳以上の高齢者の世帯構成員割合の状況をみても、独居世帯が31%、高齢者世帯が41%であり、72%が高齢者のみの世帯構成です。

高齢者は加齢に伴う身体機能の低下や新たな病気の発症等で、介護や生活困窮等の問題を抱え込むケースが多くみられます。また、家族との死別や離別をきっかけに独居となり、地域で孤立してしまうケースでは自死リスクが高まる恐れがあります。

高齢者の自死を防止するには、高齢者本人のみならず、家族や地域、関係機関等の支援者が連携し、対策に取り組んでいく必要があります。

#### 高齢者の自死防止に向けた施策の方向性と対策

#### (1) 高齢者とその支援者に対して、支援先情報の周知の充実

- ・地域包括支援センターを中心に相談先等の情報を掲載した啓発リーフレット等を配布 します。
- ・独居高齢者や高齢者世帯等への訪問活動を通じて、困りごとを抱える住民を早期に発 見し、必要な相談、支援につなげます。
- ・研修や出前講座を通じて、民生児童委員、公民館、自治会等との連携を強化します。

#### (2) 支援者の「気づき」の力を高める

- ・心の健康づくりや、自死リスクをテーマにした出前講座や健康教室等を実施します。
- ・自死リスクに関する情報提供を行い、自死リスクを抱えた高齢者の早期発見と対応に 努めます。

#### (3) 支援者を支える見守りと適切な支援の充実

- ・認知症の受診、介護等に関する相談等、市民の様々な悩みに地域包括支援センターの 職員が対応し、高齢者を抱える家族の不安や負担の軽減を図ります。
- ・認知症の当事者とその家族や支援者等認知症に関心のある市民が交流できる場を設けて、課題の解決や悩みの解消を図ります。
- ・身体面の虚弱な高齢者や援護を必要とする高齢者が安心して自立した生活を地域で送 れるよう各種生活支援サービスを提供します。

#### (4) 生きがいと役割が実感できる居場所や通いの場を通じた地域づくりの推進

- ・介護予防に資する住民主体のグループ活動(運動、栄養、認知症予防等)への支援を 実施します。
- ・地域サロン活動への支援を実施し、地域での孤立化を防止します。

#### 【重点施策 2】生活困窮者の自死対策の推進

#### 生活困窮者の現状と課題

生活困窮は、リストラ、倒産等による失業や、パート労働者などの低賃金、病気による 就労困難、ひとり親家庭やDV被害者等での経済困窮、借金など様々な原因により陥りま す。

生活困窮者や生活保護受給者の自死のリスクは深刻であり、生活困窮者による自死を防ぐには、生活保護等の経済的な支援に加えて、就労支援や疾患に対する治療等、関係機関が連携し支援していく必要があります。生活困窮者の中には適切な支援制度につながらず、自死へのリスクを抱えこんでしまう人は少なくありません。これらの人を早い段階で発見するとともに、問題が深刻化する前に支援へとつなぐ取り組みを推進します。

#### 生活困窮者の自死防止に向けた施策の方向性と対策

#### (1) 生活困窮者が相談しやすい環境や支援先の周知を図る

- ・失業、借金、病気等により生活困窮となる原因に応じた各種相談機関の周知を実施します
- ・支援者は、相談しやすい雰囲気に努め、問題の原因の整理と方策について相談者と一緒に検討します。

#### (2) 生活困窮者への必要な支援を行い、生きづらさの軽減を図ります

- ・必要に応じて、社会福祉協議会が実施している生活支援や、生活保護、法律相談等の制度の活用による支援を実施します。
- ・ハローワーク等への相談による職業相談を実施するとともに、失業に直面した際に生じる心の悩み相談など様々な生活上の問題に関して、関係機関と連携を図り対応します。
- ・ひとり親家庭、DV被害者等に対する支援を実施します。
- ・経済的理由により就学が困難な児童生徒に対する制度を紹介します。

#### (3) 支援が必要な人を早期に支援へとつなぐための取り組みの推進

- ・地域の民生児童委員や地域、職域、学校等での見守りと気づきによる取り組みを推進 します。
- ・DV等の発生予防、早期発見、早期対応等、児童相談所や女性相談等関係機関との連携を強化します。
- ・学校から家庭へ就学援助資金等経済的支援に関するチラシ等の配布及び周知を行います。

#### (4) 関係諸機関の切れ目ない連携による取り組みの推進

- ・民生児童委員や主任児童委員等に心の健康づくりや自死対策に関する知識の普及を図り、住民主体の気づきや見守りが出来るよう地域の取り組みを支援します。
- ・医療従事者、法律専門家、商工会議所、商工会等の関係職員、生活保護担当部署、社会福祉協議会の生活支援、保健所等関係機関のスムーズな情報共有と連携による自死 防止の推進を図ります。

#### 【重点施策3】勤務・経営問題に関わる自死対策の推進

#### 勤務・経営問題の現状と課題

従業員では、職場での人間関係や長時間労働、転勤や異動等の環境変化等、勤務上の問題をきっかけに退職や失業に至った結果、生活困窮や、多重債務、家庭内不和などの問題が発生し、最終的に自死のリスクが高まるケースが少なくありません。一方、雇用主である、経営者もリーマンショック後の経営状況の悪化、倒産、多重債務などにより自死に追い込まれたケースがありました。また、小規模事業所では従業員のメンタルヘルス対策の遅れが指摘されています。勤務上の悩みを抱えた人が適切な相談先、支援先につながるよう、相談体制の強化や、相談機関の周知を図るとともに、自死リスクを生まないような労働環境を整備することが大切です。

経営者、労働者一人ひとりが心身ともに健康で、やりがいを持って働き続けることのできるように経営状態の安定と職場環境づくりを推進します。

#### 勤務・経営問題の自死防止に向けた施策の方向性と対策

#### (1) 勤務問題による自死リスクの低減に向けた相談体制の充実

- ・職場におけるストレスチェック等の実施による、職場のストレス要因の把握と対応を 図ります。
- ・セクシュアルハラスメント\*1、マタニティハラスメント\*2、パワーハラスメント\*3等 の相談窓口を周知します。
- ・関係機関と連携し、心の健康づくりの推進体制づくりや研修会を開催します。

#### (2) 相談機関の周知の充実

- ・法律相談等、相談できる機関の周知を実施します。
- ・心の健康づくりや、自死リスクに関する健康教育等を実施します。
- ・個別相談等による、保健所のこころの相談や、医療機関等を紹介し、適切な関係機関 につなげます。
- ・経営者に対する相談機関の周知を行います。

#### (※) 用語注

- 1 セクシャルハラスメント 性的な言動による嫌がらせ行為。
- 2 マタニティハラスメント 妊婦に対して行われる嫌がらせ行為。
- 3 パワーハラスメント 職場内の人間関係において発生するいじめや嫌がらせ。上司が部下に行うものや、高い職能を もつものがそうでない者に対して行う行為。

#### (3) 健康経営の理念の普及

- ・出前講座等を通じて、働き方改革等職場におけるワークライフバランスや健康経営についての基本理念を啓発します。
- ・有給休暇、育児、介護休暇等の必要な休暇の取得がしやすい環境づくりを推進しま す。
- ・職場復帰訓練等、メンタル不調で休業した労働者が職場復帰しやすい、働きやすい職 場環境の整備を推進します。
- ・事業主を対象とした、心の健康づくりに対する知識の普及啓発を実施します。

### 【重点施策 4】子ども・若者の自死対策の推進

#### 子ども・若者の現状と課題

少子高齢化や核家族化が進み、親子の孤立化、産後に育児不安を持つ養育者が増えています。養育者の子どもへの過剰な干渉、過度の期待、無関心や虐待等、愛着形成が確立できないことによる子どもの自立性の阻害や自己肯定感の低下が課題になっています。あわせて発達障がい、性的マイノリティ、ひきこもり、メディア依存等、現代社会を生きる若者が生きづらさを抱える原因となっている問題は、複雑化・閉鎖化・拡大化しています。

さらに、ひきこもりの長期化等により親が高齢化し、支援につながらないまま孤立し、様々な問題が深刻化する、いわゆる「8050(はちまるごーまる)問題<sup>\*1</sup>」等も今後課題となってきます。

子ども・若者が SOS を発信しやすい環境づくりを推進します。

#### 子ども・若者の自死防止に向けた施策の方向性と対策

#### (1) 相談しやすい環境整備

- ・子育て世代包括支援センターや子育て支援センターにおいて、妊娠期から出産・育児 期までの切れ目のない支援を行います。
- ・乳幼児健診、発達クリニック、保育所巡回訪問等により子どもの発達に関する相談の 機会の提供と充実を図ります。
- ・学校現場でのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用による相談 体制の充実に努めます。
- ・青少年サポートセンター、保健所、心と体の相談センター、専門医、学校と家庭との 情報共有等に努めます。
- ・学校、家庭、地域、専門機関等との連携を図ります。
- ・こころの相談等の相談できる場の紹介を実施します。
- ・ひきこもりの会等といった当事者や家族が集え、相談できる場の紹介を実施します。
- •「ヤングテレホン/けいさついじめ 110 番」、「みこぴーヤングメール」等の相談窓口を周知します。

#### (※) 用語注

1 8050 問題 ひきこもりの子をもつ家庭が高齢化し、50歳の子を80歳の親が面倒をみている家庭が増えているという社会 問題をいう。

・青少年サポートセンターやしまね若者サポートステーション\*1等の関係機関と連携し、若者のひきこもり、未就労者への職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援を行います。

#### (2) 安心できる居場所の確保

- ・放課後の居場所、公民館活動、子育て支援センター、子育てサロン等地域の集いの場 の提供による居場所の確保に努めます。
- ・青少年サポートセンターによる不登校児やひきこもりの人に対する居場所づくりや社 会体験等の支援事業を実施します。

#### (3) 睡眠、休養等のよい生活習慣や生活リズムの獲得

- ・乳幼児健診における睡眠時間の確保等の指導等、生活習慣確立に向けて養育者への理解と実践に向けた取り組みにつながるよう支援します。
- ・保護者、児童、生徒向け出前講座等による生活習慣確立に向けての意識啓発を行いま す。
- ・若者の睡眠時間や活動時間等の生活習慣の確立に向けての周知の充実を図ります。
- ・メディアとの関わり方についての普及啓発を実施します。
- ・支援や啓発については家庭の実情に配慮して実施します。

<sup>-----</sup>

<sup>(※)</sup> 用語注

<sup>1</sup> しまね若者サポートステーション 15歳から40歳前半までの働くことに不安や悩みを抱える若者の総合相談窓口。

# 参考資料

#### 1 自殺対策基本法

自殺対策基本法(平成18年法律第85号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第2条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。
- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景 に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければなら ない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、 単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければ ならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自 殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなけれ ばならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図 られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第3条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他 の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

- 第4条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (国民の責務)
- 第5条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第6条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民 の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

- 第7条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。
- 2 自殺予防週間は9月10日から9月16日までとし、自殺対策強化月間は3月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、 それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第8条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号) 第1条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第17条第1項 及び第3項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、 自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとす る。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第9条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第10条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第11条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する 報告書を提出しなければならない。

第2章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第12条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第23条第2項第1号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

- 第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域 内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」 という。)を定めるものとする。
- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、 当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策 計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第14条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況 に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道 府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺 対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲 内で、交付金を交付することができる。

第3章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

- 第15条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第16条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

- 第17条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当 たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第18条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のお それがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者 が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。) の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身 体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医 との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科 医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専 門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第19条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第20条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂 者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第21条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及 ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要 な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第22条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等 に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものと する。

第4章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

- 第23条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。) を置く。
- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
  - (2) 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

- 第24条 会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣 総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。 (必要な組織の整備)
- 第25条 前2条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の 整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める 日から施行する。

附 則 (平成27年9月11日法律第66号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日法律第11号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

### 2 自殺総合対策大綱の概要

自殺総合対策大綱の概要(H29年7月25日閣議決定)

#### 【自殺総合対策の基本理念】

○誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの 促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

・阻害要因:過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等 ・促進要因:自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

#### 【自殺の現状と自殺総合対策における基本認識】

- ○自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ○年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ○地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

#### 【自殺総合対策の基本方針】

- 1. 生きることの包括的な支援として推進する
- 2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 4. 実践と啓発を両輪として推進する
- 5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

#### 【自殺総合対策における当面の重点施策】

- 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
- 2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
- 4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
- 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 9. 遺された人への支援を充実する
- 10. 民間団体との連携を強化する
- 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
- 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

#### 【自殺対策の数値目標】

○先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年(2026年)までに、自殺死亡率を平成27年(2015年)と比べて30%以上減少させる(平成27年(2015年)18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏 15.1(2013)、米 13.4(2014)、独 12.6(2014)、加 11.3(2012)、 英 7.5(2013)、伊 7.2(2012))

#### 【推進体制等】

- 1. 国における推進体制
- 2. 地域における計画的な自殺対策の推進
- 3. 施策の評価及び管理
- 4. 大綱の見直し

### 3 保健医療福祉協議会

#### 浜田市保健医療福祉協議会規則

平成 17 年 12 月 22 日 規則第 241 号

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市附属機関設置条例(平成17年浜田市条例第18号)第3条の規 定に基づき、浜田市保健医療福祉協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営等に関 し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

- 第2条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第3条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 協議会の議事に当たり、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (専門部会)
- 第5条 協議会に、専門事項を調査審議するために専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、協議会から付託された事項及び保健、医療、福祉の各種計画に関する事 項等について調査研究し協議会に報告する。
- 3 専門部会の委員は、協議会の委員のほか、必要に応じて市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 前3条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、「委員」とあるのは「専門部会員」と、「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は地域福祉課において処理し、専門部会の庶務は関係主務課において 処理する。

(平 20 規則 5·一部改正)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる協議会の会議は、第4条 第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則(平成20年4月1日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 【参考】

浜田市附属機関設置条例 (浜田市保健医療福祉協議会部分の抜粋)

1 担任事項

市長の諮問に応じ、高齢者保健福祉計画、障害者福祉計画、健康増進計画、地域福祉計画、次世代育成支援計画等の策定及びその計画に基づく事業の実施に関する重要な事項を調査審議すること。

市長が行う事業の推進状況について審議し、市長に建議すること。

2 委員等の定数

識見者 2 人以内

医療関係団体代表 5 人以内

福祉関係団体代表 6 人以内

関係行政機関代表 3 人以内

学校教育関係代表 2 人以内

その他市長が特に必要と認める者 5 人以内

3 委員等の任期:2年。ただし、再任を妨げない。

4 会議の定足数:委員の半数以上

5 表決の方法:出席委員の過半数

浜田市保健医療福祉協議会委員名簿

関係団体	職名等		氏	名		備考
浜田市医師会	会長	齌	藤	寛	治	
浜田市社会福祉協議会	会長	大	谷	克	雄	副会長
島根県立大学	講師	齌	藤	曉	子	
リハビリテーションカレッジ島根	学校長	吉	村	安	郎	
浜田歯科医師会	会長	竹	原	茂	央	
浜田薬剤師会	顧問	Ш	神	裕	司	
浜田医療センター	院長	石	黒	眞	吾	
浜田市民生児童委員協議会	会長	木	村	豪	成	会 長
浜田市保育連盟	会長	彐	П	記	由	
浜田市手をつなぐ育成会	会長	室	崎	富	恵	
浜田市高齢者クラブ連合会	事務局長	舩	附	克	己	
浜田保健所	所長	竹	内	俊	介	
浜田警察署	署長	永	瀨	英	昭	
浜田児童相談所	所長	眞	邊	玲	子	
浜田市校長会	会長	中	Щ		隆	
浜田自治区地域協議会	委員	肥	塚	由	美子	
金城自治区地域協議会	副会長	岩	田	博	子	
旭自治区地域協議会	委員	馬	場	真	由美	
弥栄自治区地域協議会	委員	小笠	笠原	詞	子	
三隅自治区地域協議会	委員	髙	橋	富	子	

自死対策総合計画専門部会 委員名簿 (団体名昇順)

団体名	職名	氏名	備考
グリーフケア芳縁	代表	植 田 由香理	
しまね分かち合いの会・虹		河 上 八千代	
心療内科田中クリニック	院長	田中新一	医師会
清和会 西川病院	医療相談室長	山本直紀	
石央商工会	事務局長	的 場 秀 夫	
のぞみの会	会長	福 原 誠	副部会長
浜田教育事務所	指導主事	山 本 康 治	
浜田警察署	生活安全係長	藤田達也	
浜田公共職業安定所	統括職業指導官	板倉雅夫	
浜田市教育委員会	指導主事	塩 谷 覚	
浜田市社会福祉協議会	生活福祉課長	向 原 仙 子	
浜田市民生児童委員協議会	副会長	小 原 誠	
浜田商工会議所	事務局長	恵美須 淳 二	
浜田地域産業保健センター	保健師	亀 谷 みゆき	
浜田保健所	健康増進課長	杉 谷 亮	部会長

# 4 計画の策定経過

開催日	内容
平成 30 年	〇第1回浜田市保健医療福祉協議会
8月10日(金)	・浜田市自死対策総合計画の策定について
9月18日(火)	〇第1回心の健康づくりネットワーク会議
9月10日(久)	・浜田市自死対策総合計画の策定について
11月29日(木)	〇第1回浜田市自死対策総合計画策定専門部会
11月29日(木)	・浜田市自死対策総合計画の策定について
12月18日(火)	〇第2回浜田市保健医療福祉協議会
開催中止となるが資料送付	・浜田市自死対策総合計画(素案)について
平成 30 年 12 月 25 日 (火)	〇パブリックコメント
~平成 31 年 1 月 30 日 (水)	<b>しハフリックコメフト</b>
平成 31 年	〇第2回浜田市自死対策総合計画策定専門部会
2月6日(水)	・浜田市自死対策総合計画(素案)について
2月14日(木)	〇第3回浜田市保健医療福祉協議会
2月14日(木)	・浜田市自死対策総合計画(素案)について

※「浜田市自死対策総合計画」に関連する部分のみ

# 心の健康づくりの推進

### 重点課題

#### 重点計画

- 1 相談窓口の啓発とスク リーニングや相談支援 体制の充実
- 2 心の健康づくりに関す
- る市民への普及啓発
- 3 専門機関や関係機関 との連携による自死総

合対策の体制づくり

4 関係者の見守り体制 の充実と従事者のス キルアップ

# 早期 発見 ·早期対応

傾向ですが島根県と比較すると、県より高い状況で す。特に男性の壮年期、老年期とも高い状況にあり ます。

〇自死による年齢調整死亡率は全年齢において改善

- ○早期介入による必要な支援体制の構築が必要で
- ○産後に育児不安をもつ養育者が増えており、母子と も安定した状態で子育てできる養育環境を整えられ るよう支援することが重要です。
- ○自死総合対策による関係機関が連携し、見守りや早 期介入する体制づくりが必要です。
- 〇自立支援医療受給者が増加しています。

# 生活改善

〇アンケート結果より、男性の 38.9%に毎日飲酒習慣 があります。また、1日飲酒量が1合未満は 47.6%、 3合以上は 6.8%と前回に比べて改善傾向にありま す。



1 睡眠・運動・ストレス解 消・アルコール等につ いての正しい知識の普 及



○アンケート結果から、「相談できる人がいない」が増加 し、「地域の人たちとのつながりがあると感じている 人」は減少しています。地域のつながりの希薄化が 進行しています。



1 地域・職域・学校等で の見守り支えあい支援 者の拡大

#### 目標指標

#### 〇自死者の減少

・男性の壮年期(40~64歳)の年齢調整死亡率(人口 10 万対)の減少 【現状:平成 23~27年】60.0 →【目標:平成 34 年(2022年)】45.4

#### 具体的な事業

#### 1 相談窓口の啓発とスクリーニングや相談支援体制の充実

- 1)相談窓口の充実、周知
  - ・心の健康相談等相談機関の周知、イベント時の啓発活動
- 2)スクリーニングや相談支援体制やフォロー体制の充実
- ・相談や訪問時に高齢者の基本チェックリストやエジンバラ産後うつ質問票等の活 用
  - ・必要時継続支援等のフォローによる重症化予防
  - 3) 断酒会・自死遺族への支援
    - ・相談窓口の紹介や講演会、イベント時の啓発支援
- 2 心の健康づくりに関する市民への普及啓発
  - 1)うつ病予防、自死防止に関する普及啓発
    - ・パンフレットの活用、作成、広報への掲載や講演会や健康教育の実施
  - 2)子どもから高齢者までの生涯を通じた心の健康づくりの推進
    - ・閉じこもり予防、産後うつ、認知症予防、うつ予防の取り組みの実施
    - ・サロン活動の支援
    - ・育児不安や思春期保健、メンタルヘルス、高齢者のうつ等の普及啓発
    - ・親子のふれあいによる愛着形成の確立や自己肯定感の醸成の推進
- 3 専門機関や関係機関との連携による自死総合対策の体制づくり
  - 1) 浜田圏域自死総合対策連絡会、浜田圏域健康長寿しまね推進会議(運動・心の健康づくり 部会)、関係機関との連携
    - ・実態把握、分析、情報の共有、対策、方針について関係機関の意思統一
  - 2)保健所との連携による地域職域機関との連携
  - 3)専門機関・関係機関との連携
    - ・保健所、心と体の相談センター、専門医、断酒会、自死遺族の会、学校との情報共 有、連携の推進
- 4 関係機関の見守り体制の充実と従事者のスキルアップ
  - 1) 浜田市心の健康づくりネットワーク会議の開催
    - ・関係機関との情報共有と研修会の開催による見守り体制の充実
  - 2) 事例検討会やケース検討会を通じ、関係機関の役割の明確化と連携
    - ・事例を通じ、学びや理解を深め、今後の対応に生かす
- 1 睡眠・運動・ストレス解消・アルコール等についての正しい知識の普及
  - 1) 生活習慣の改善と正しい知識の普及
    - ・ホームページやパンフレット等による普及啓発の充実

#### 1 地域・職域・学校等での見守り支えあい支援者の拡大

- ・研修等による地域、職域、学校等での見守り体制の充実
- ・サロンや趣味など社会参加の機会や地域、職域、学校等での声かけの推進

# 6 関係団体や相談機関の一覧

# 相談窓口一覧

(平成30年5月1日現在)

# こころの悩み

相談窓口	内容	電話番号	受付時間等
島根いのちの電話	人生の様々な悩	0852-26-7575 0570-783-556	月曜~金曜 9:00~22:00 土曜 9:00~日曜 22:00 ※年中無休
フリーダイヤル 「自殺予防いのちの電 話」	み	0120-783-556	毎月 10 日 8:00~翌日 8:00 ※24 時間・通話無料
心のダイヤル (島根県立心と体の相 談センター)	心の健康、ひき こもり、アルコ ール依存、薬物 依存、ギャンブ ル依存	0852-21-2885	月曜〜金曜 8:30〜17:15 (祝日、年末年始を除く)
精神科救急情報センタ ー (島根県立こころの医 療センター)	精神科救急医療に関する相談	0853-30-2100	休日のみ8:30~17:15 夜間のみ17:15~8:30 ※平日8:30~17:15 は除く
浜田保健所	心の健康、思春 期、アルコール、 物忘れ等(一般 相談及び医師等 による専門相 談)	0855-29-5550	月曜〜金曜 8:30〜17:15 (祝日、年末年始を除く)
浜田市地域医療対策課		0855-25-9311	
浜田市 金城支所市民福祉課		0855-42-1235	
浜田市 旭支所市民福祉課	こころの健康	0855-45-1435	月曜〜金曜   8:30〜17:15   (祝日、年末年始を除く)
浜田市 弥栄支所市民福祉課		0855-48-2656	
浜田市 三隅支所市民福祉課		0855-32-2806	

# 経済・生活に関する相談

相談窓口	内容	電話番号	受付時間等
島根県消費者センター	消費者相談ヤミ金融・多重	0852-32-5916	日曜~金曜 8:30~17:00 (祝日、年末年始は除く) 日曜日は電話相談のみで 12:00~13:00を除く
島根県消費者センター 石見地区相談室	債務など	0856-23-3657	月曜~金曜 8:30~12:00、 13:00~17:00 (祝日、年末年始を除く)
島根県弁護士会 松江・出雲法律相談センター 島根県弁護士会 島前法律相談センター	有料法律相談 (30分5,000円) 無料法律相談 (同一相談3回目 から有料)	0852-21-3450 (予約電話)	月曜~金曜 9:00~12:00、 13:00~17:00 (祝日、年末年始を除く)
島根県弁護士会 多重債務無料相談	多重債務問題	0852-21-3450 (予約電話)	月曜~金曜 9:00~12:00、 13:00~17:00 (祝日、年末年始を除く)
島根県弁護士会 石見法律相談センター	無料法律相談 (同一相談3回目 から有料)	0855-22-4514 (予約電話)	月曜~金曜 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除く)
法テラス・サポート ダイヤル	法的トラブル	0570-078374	月曜~金曜 9:00~21:00 土曜 9:00~17:00
島根県司法書士総合相 談センター	電話無料相談	0852-60-9211	毎週月・火・木曜 12:00~15:00 (祝日を除く)
多重債務相談窓口 (中国財務局)	多重債務問題	082-221-9206	月曜~金曜 9:00~12:00、13:00~17:00 (祝日、年末年始を除く)
島根県悪質商法110 番 (各警察署相談窓口で も受付しています)	ヤミ金・悪質商 法等	0852-27-4649	月曜~金曜 8:30~17:15 (夜間、土日、祝日、年末年始は 当直員が対応)
島根県警察相談センター	生活の安全に関する不安・悩み	#9110 (0852-31-9110)	月曜~金曜 8:30~17:15 (夜間、土日、祝日、年末年始は 当直員が対応)
島根被害者サポート センター	事件・事故の被 害に関する相談	0120-556-491	月曜~金曜 10:00~16:00
松江地方法務局・島根 県人権擁護委員連合会 みんなの人権110番	人権問題	0570-003-110	月曜~金曜 8:30~17:15 (祝日、年末年始を除く)

相談窓口	内容	電話番号	受付時間等
浜田市消費生活相談	商品やサービス に関する苦情や トラブルなど	0855-23-3160 (相談専用電話)	月〜金曜日 10:00〜15:00 (祝日、年末年始を除く)
あんしん生活相談窓口 (浜田市社会福祉協議会)	生活困窮者自立 支援 (経済的な理由で 生活に困っている 方からの相談)	0855-25-1755	月曜~金曜 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除く)

# 女性・家族に関する相談

相談窓口	内容	電話番号	受付時間等
女性相談センター	女性が抱えているさ	0852-25-8071	月曜~金曜 8:30~17:00(祝日、
女性相談センター 西部分室 (あすてらす女性相 談室)	まざまな問題や悩み についての相談(DV、 離婚、夫のこと、家 庭内の不和、近所や 職場などの人間関係	0854-84-5661	年末年始を除く) ◆女性相談センター では土日も電話相談 を行っています ◆各女性相談窓口:
浜田児童相談所	等)	0855-28-3434	◆名女性相談ぶ日: 女性の相談員がご相 談に応じます
性暴力被害者支援 センターたんぽぽ (女性相談センター内)	性暴力被害について の相談	0852-25-3010	月曜~金曜 8:30 ~ 17:15 (祝日、年末年始を除く)
島根県母子家庭等就 業・自立支援センター	母子・父子・寡婦の 方の就業相談	0852-32-5920	月曜~金曜 8:30~17:00 (祝日、年末年始を除く)
しまね性暴力被害者 支援センターさひめ	性暴力被害についての相談 ※ご利用は島根県内の方に限ります	0852-28-0889	毎週火、木、土 18:00~22:00 (メール相談もあります)
性犯罪110番	性犯罪被害に関する 女性相談	0120-110-267	2 4 時間対応 ◆平日の昼間は女性 職員が対応します
女性の人権 ホットライン 松江地方法務局・島根県 人権擁護委員連合会	夫やパートナーから の DV,セクハラ、ス トーカーなど女性の 人権に関する相談	0570-070-810	月曜~金曜 8:30~17:15 (祝日、年末年始を除く)

# 子どもに関する相談

相談窓口	内容	電話番号	受付時間等
子どもと家庭電話相談室	育児、しつけ、子ど もとの関わり、とも だち、学校での困り ごと等	TEL 0120-258-641 FAX 0120-874-112	毎日 9:00~21:30 (祝日、年末年始を除く) FAX 毎日 24 時間受付
育児電話相談 (松江赤十字乳児院)	乳幼児の子育てに関 する悩み、育児不安 等	0852-24-6418	月曜~金曜 9:00~16:30 (5/1、祝 日、年末年始を除く)
いじめ相談テレフォン (島根県教育委員会) 24 時間子供 SOS ダイ	いじめ問題をはじめ とする悩みや心配ご とに関する相談	0120-779-110 0120-0-78310	24 時間 (年中無休)
ヤル (島根県教育委員会) 子どもの人権 1 1 0 番 松江地方法務局・島根県 人権擁護委員連合会	いじめ、体罰、虐待 など子どもの人権に 関する相談	0120-007-110	月曜~金曜 8:30~17:15 (祝日、年末年始を除く) メール相談も可
ヤングテレホン /けいさつ・いじめ 110番 (島根県警察本部)	子どもや保護者の悩 み、困りごとについ ての相談	0120-786-719	月曜~金曜 8:30~17:15 (土日、祝日、年末年始及び 時間外は当直員が対応)
みこぴーヤングメー ル (島根県警察本部)	子どもや保護者の悩 み、困りごとについ ての相談		メールの受信確認は 8:30~17:15 です。 返信は翌日以降。 (土日、祝日、年末年始は除く) 島根県警察本部 HPにアクセス
助産師ダイヤル 〈子育て・女性健康支援 センター・しまね〉 (一般社団法人島根県助産師会)	子育ての不安・女性 の不安・10 代の性の 不安	【毎月1日~15日】 090-7135-4637 【毎月16日~31日】 090-7136-4609	年中無休
子どもほっとライン もしもしにゃんこ 【足あと型図形】 (NPO 法人ほっと・ すペーす21)	18 歳までの子ども 専用電話	0120-225-044	毎週日曜 14:00~18:00
チャイルドライン (NPO 法人チャイルドライ ンしまね)	18 歳までの子ども の専用電話	0120-99-7777	毎日 16:00~21:00 (年末年始を除く)
浜田児童相談所	子どもや子育ての悩 み	<b>189</b> ⇒転送 0855-28-3560	月曜~金曜 8:30~17:15 (祝日、年末年始を除く)

相談窓口	内容	電話番号	受付時間等
浜田市青少年サポー トセンター	40 歳までの子ども・ 若者とその家族の不 登校・ひきこもりの 相談	0120-783-419	月曜~金曜 8:30~17:15 (祝日、年末年始を除く)
島根県西部発達障害 者支援センターウイ ンド	子どもの発達や行動 面の相談	0855-28-0208	月曜~金曜 8:30~17:15 (祝日、年末年始を除く)
山びこ学級	不登校、生活、学習 に関しての相談	0855-22-4748	月曜~金曜 8:30~14:00 (祝日、年末年始を除く)

# 自死遺族に関する相談

相談窓口	内容	電話番号	受付時間等
自死遺族相談専用ダ			月曜~金曜
イヤル	/III □ II +II ∋k	0050 01 0045	
(島根県立心と体の	個別相談	0852-21-2045	8:30~17:15
相談センター)			(祝日、年末年始を除く)
自死遺族自助グルー			
プ	・鬼がっトフ+ロ**	000 4000 5000	O.4. II+: 88
「しまね分かち合い	遺族による相談	090-4692-5960	24 時間
の会・虹」			

# 経営に関する相談

相談窓口	内容	電話番号	受付時間等
島根県商工会連合会		0852-21-0651	
経営安定特別相談室		0852-21-0051	
島根県商工会連合会			月曜~金曜
石見事務所経営安定	経営に関する相談	0855-22-3590	9:00~17:00
特別相談室			(祝日、年末年始を除く)
石見産業支援センタ		0055 04 0201	
ー「いわみぷらっと」		0855-24-9301	

# 仕事・職場に関する相談

相談窓口	内容	電話番号	受付時間等
島根産業保健総合支 援センター	産業保健に関する様 々な相談 (各地域窓口では5	0852-59-5801	月曜~金曜 8:30~17:15 (祝日、年末年始を除く)
浜田地域窓口 (浜田地域産業保健 センター)	0人未満の事業所を 対象)	0855-22-0967	月曜~金曜 9:30~15:30 (祝日、年末年始を除く)
浜田総合労働相談コーナー	解雇・労働条件・い じめ等	0855-22-1840	月曜~金曜 9:15~16:45 (祝日、年末年始を除く)
島根労働局雇用環境 ・均等室	解雇・労働条件・い じめ等	0852-20-7009	月曜~金曜-8:30~17:15
総合労働相談コーナ	セクハラ・マタハラ ・男女差別等	0852-31-1161	(祝日、年末年始を除く)
しまね西部若者サポ ートステーション (サポステ浜田)	若者の就労について の悩み	0855-22-6830	月曜~金曜 9:30~17:30 (祝日、年末年始を除く) ※ 毎 週 木 曜 の み 19:00 まで ※第 2・第 5 土曜は 開所(翌週月曜は休 み)
島根障害者職業センター	<ul><li>○障害者の企業就労に係る相談・支援</li><li>○うつ病等による休職者の職場復帰支援</li><li>○メンタル不調者の就職相談・支援</li></ul>	0852-21-0900	月曜~金曜 8:45~17:00 (祝日、年末年始を除く)
島根県労働委員会・ 労働相談	解雇・パワハラなど の労働に関する困り ごと	0852-22-5450	月曜~金曜 8:30~17:15 (祝日、年末年始を除く)
ハローワーク 浜田公共職業安定所	求人情報の提供な ど、仕事に関する様 々な相談	0855-22-8609	月曜~金曜 8:30 ~ 17:15 (祝日、年末年始を除く)

# 高齢者・介護に関する相談

相談窓口 (担当地区)	内容	電話番号	受付時間等	
浜田市地域包括支援 センター (浜田市)		0855-25-9321		
浜田市地域包括支援 センター サブセンター金城	介護・健康・福祉・医療の心配事や悩み事、経済的な問題、介護者の過剰な負担など介護保険や福祉サービスの利用に関する相談	0855-42-1235		
浜田市地域包括支援 センター サブセンター旭		0855-45-1435	月曜~金曜 8:30~17:15 (祝日、年末年始を除く)	
浜田市地域包括支援 センター サブセンター弥栄		0855-48-2656		
浜田市地域包括支援 センター サブセンター三隅		0855-32-2806		
島根県弁護士会 高齢者・障がい者の ための弁護士無料電 話法律相談	高齢者・障がい者が かかえる法的問題一 般	0120-448-110 (相談電話番号)	火曜 13:30~16:00	

引用先:島根県相談機関一覧等

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/jishi/jisitaisaku\_joho\_c/soudanma doguchi-icihran.html

# 定例会

名称	内容	開催日時	開催場所	連絡先
		毎月第一火曜日 19:00~21:00 毎月第三火曜日 19:00~21:00	浜田合同庁舎 浜田市総合 福祉センター	22-2495 (山口さん)
	お酒にまつわ	毎月 第二第四日曜日 13:30~15:00	西川病院	西川病院 22-2390
断酒会	る相談と断酒 への支援	毎月第三金曜日 19:00~21:00	みどりかいかん	金城支所 市民福祉課
		毎月第一木曜日 19:00~21:00	旭保健センター	旭支所 市民福祉課
		毎月第二火曜日 19:00~21:00	弥栄会館	弥栄支所 市民福祉課
		毎月第二金曜日 19:00~21:00	三隅公民館	34-0303 (川本さん)
グリーフケア 芳縁	さ失ら一をちら人び支まなどグ嘆人きえと、などが嘆人きえといえ、を共おありたづる。	毎月第二日曜日 14:00~16:00	浜田市田町 1520番地 佐々木宅 (22-1382)	090-7548-4941 (植田さん) 27-4966 (NPO 法人あった かいいねっと) 月曜〜金曜
NPO 法人 あったかいい ねっと	生きづらさを 抱える人たち の交流の場	サロン活動 毎月第三土曜日 13:30~16:00 SST (ソーシャルス キルトレーニング) 毎月第三土曜日 11:00~12:00	浜田市熱田町 1129番地1	27-4966 (NPO 法人あった かいいねっと)
分かち合いの会・虹	自死遺族が集 える場所	奇数月 第三土曜日 14:00~	浜田市総合 福祉センター	090-4692-5967 (桑原さん)

名称	内容	開催日時	開催場所	連絡先
がんサロン	がん当事者及 びその家族が 集える場所	毎月第一第二 第三第四水曜日 (祝日除く) 13:00~15:30	浜田医療 センター	浜田医療 センター がん相談支援
サロンひまわり	女性だけのが ん当事者が集 える場所	毎月第三金曜日 (祝日除く) 13:00~15:30	6階 多目的室	センター 0855-28-7096
AA (アルコホー	飲酒しない生	毎週月曜日		AA 中四国セント
リクス・アノニ	き方を手にし、	19:30∼	浜田カトリッ	ラルオフィス
マス)島根西部	継続するため		ク教会	082-246-8808
地区	に自由意志で		(殿町 133)	※浜田カトリック協
浜田マンディ	参加する世界			会への問い合わせは
ミラクル	的な団体			ご遠慮ください。

# 団体紹介

名称	活動内容	連絡先
のぞみの会	【目的】	X // 11 / 1
	¶ 1177     病気等で心が沈んでいる本人や家族とともに支え合い	
	夢と希望を求めた相互交流と会員の資質の向上を図っ	
	ています。	
	【取組】	TEL 32-0046
	<ul><li>・定例会</li></ul>	FAX 32-0046
	佐四五   毎月第1土曜日 10:00~12:00 石見公民館	
	- 江津のたんぽぽクラブ、三隅のアウトドアで当事者	携帯
	在体のたんははブラブ、二柄のブラドドブでヨザイ   さんと相互交流を実施。 (1回/週)	090-5693-1933
	・ほっとサロン益田に参加して相互交流	
	その他、バザーや自死予防月間でのチラシの配布な	
	と と を と と を を と に い に い に い に い に い に い に い に い に い に	
はまだ CAP	家庭・学校・地域で子どもの人権を守るために、活動	
VA A /C OM	をしています。	
	CAP (キャップ) とは、子どもがいじめ・虐待・性暴力	
	・犯罪など様々な暴力から自分の心とからだを守る暴	
	力防止のための予防教育プログラムのことです。	電話
	【プログラム】	090-8069-3331
	【 ´ ロ ´ ´ ´ ´ ´	090 0009 3331
	《保護者、教職員、地域の方々)	FAX 23-4213
	<ul><li>・子どもワークショップ</li></ul>	TAX 23 4213
	・サともソークショッフ   (就学前プログラム、小学生プログラム、中高生プロ	
	グラム、障がいのある子どもや児童養護施設へのプロ   ガラハ	
	グラム)	

浜田市自死対策総合計画

~誰も市に追い込まれることのない浜田の実現を目指して~

発行年月/平成 31 年 (2019 年) 3 月 発行編集/浜田市 健康福祉部 地域医療対策課 〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地 電話 (0855) 25-9311 FAX (0855) 22-9733

# 浜田市人口状況(平成30年11月末現在)

平成31年3月1日 福祉環境委員会資料 市民生活部 総合窓口課

#### 1.人口の状況

	日本人				外国人		숌 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
11月末	25,801	27,969	53,770	172	453	625	25,973	28,422	54,395
10月末	25,814	27,999	53,813	169	452	621	25,983	28,451	54,434
増減	Δ 13	△ 30	△ 43	3	1	4	Δ 10	△ 29	△ 39

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

#### 2.世帯数の状況

	11月末	10月末	増減
日本人	25,861	25,887	△ 26
複数国籍	134	132	2
外国人	419	415	4
合計	26,414	26,434	△ 20

#### 3.自治区別人口・世帯数 (外国人を含む)

		人口		世帯数				
	11月末	10月末	増減	11月末	10月末	増減		
浜田	40,115	40,129	△ 14	19,645	19,660	△ 15		
金城	4,242	4,243	Δ1	1,901	1,897	4		
旭	2,739	2,741	Δ 2	1,339	1,338	1		
弥栄	1,288	1,292	Δ4	673	674	Δ1		
三隅	6,011	6,029	Δ 18	2,856	2,865	△ 9		

#### 4.異動事由別増減(11月1日~30日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計
占	85	1		40	126

:=t:	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
減	87	5	1	72	165

#### 5.異動事由別月別件数

	用私本本	4 🗆		о <b>п</b>		0 -	0 0	100	440	100	40	0.0	0 🗆	<b>∧</b> =1
	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	転入等	478	80	87	135	130	103	73	86					1,172
平	転出等	330	120	84	120	124	95	107	93					1,073
成	①社会増減	148	Δ 40	3	15	6	8	△ 34	Δ7	0	0	0	0	99
30	出生	26	27	40	34	39	28	29	40					263
年	死亡	70	84	60	61	77	58	66	72					548
度	②自然増減	△ 44	△ 57	△ 20	△ 27	△ 38	△ 30	△ 37	△ 32	0	0	0	0	△ 285
	1)+2	104	△ 97	Δ 17	Δ 12	△ 32	△ 22	△ 71	△ 39	0	0	0	0	△ 186
	転入等	472	103	102	104	88	60	79	57	66	86	81	404	1,702
平	転出等	397	105	84	118	117	95	83	97	102	86	128	763	2,175
成	①社会増減	75	Δ2	18	△ 14	△ 29	△ 35	Δ4	Δ 40	△ 36	0	△ 47	△ 359	△ 473
29	出生	36	34	24	27	33	35	39	37	34	34	25	38	396
年度	死亡	76	74	76	64	62	61	66	72	76	94	103	66	890
	②自然増減	△ 40	△ 40	△ 52	△ 37	△ 29	△ 26	△ 27	△ 35	△ 42	△ 60	△ 78	△ 28	△ 494
	1)+2)	35	△ 42	△ 34	△ 51	△ 58	△ 61	△ 31	△ 75	△ 78	△ 60	△ 125	△ 387	△ 967
	転入等	536	118	108	95	126	102	92	85	94	89	109	440	1,994
平	転出等	376	90	90	121	108	97	89	100	73	88	130	750	2,112
一成	①社会増減	160	28	18	△ 26	18	5	3	△ 15	21	1	△ 21	△ 310	Δ 118
28	出生	30	31	28	42	31	35	34	29	34	26	33	39	392
年	死亡	80	71	42	67	63	72	70	81	73	102	73	82	876
度	②自然増減	△ 50	△ 40	Δ 14	△ 25	△ 32	△ 37	△ 36	△ 52	△ 39	△ 76	△ 40	△ 43	△ 484
	1)+2)	110	Δ 12	4	△ 51	Δ 14	△ 32	△ 33	△ 67	Δ 18	△ 75	△ 61	△ 353	△ 602

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

# 浜田市人口状況(平成30年12月末現在)

平成31年3月1日 福祉環境委員会資料 市民生活部 総合窓口課

#### 1.人口の状況

	日本人				外国人		合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
12月末	25,777	27,943	53,720	168	440	608	25,945	28,383	54,328
11月末	25,800	27,969	53,769	172	453	625	25,972	28,422	54,394
増減	△ 23	△ 26	△ 49	Δ4	Δ 13	Δ 17	△ 27	△ 39	△ 66

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

# 2.世帯数の状況

	12月末	11月末	増減
日本人	25,828	25,861	△ 33
複数国籍	134	134	0
外国人	407	419	Δ 12
合計	26,369	26,414	△ 45

#### 3.自治区別人口・世帯数 (外国人を含む)

		人口		世帯数			
	12月末	11月末	増減	12月末	11月末	増減	
浜田	40,065	40,115	△ 50	19,608	19,645	△ 37	
金城	4,242	4,242	0	1,901	1,901	0	
旭	2,727	2,739	Δ 12	1,333	1,339	Δ 6	
弥栄	1,285	1,288	Δ 3	673	673	0	
三隅	6,009	6,011	Δ 2	2,854	2,856	Δ 2	

#### 4.異動事由別増減(12月1日~31日)

抽	転入	資格取得	転出取消等	出生	計
増	73		2	31	106

: <del>-1:</del>	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
減	75	16		81	172

#### 5.異動事由別月別件数

	田新市山	4 🗆		c =	7 0	0 -		100	110	100	10	0 -	0 🗆	Λ <del>ε</del> ι
	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	転入等	478	80	87	135	130	103	73	86	75				1,247
平	転出等	330	120	84	120	124	95	107	93	91				1,164
成	①社会増減	148	Δ 40	3	15	6	8	△ 34	Δ7	Δ 16	0	0	0	83
30	出生	26	27	40	34	39	28	29	40	31				294
年	死亡	70	84	60	61	77	58	66	72	81				629
度	②自然増減	△ 44	△ 57	△ 20	△ 27	△ 38	△ 30	△ 37	△ 32	△ 50	0	0	0	△ 335
	1)+2	104	△ 97	Δ 17	Δ 12	△ 32	△ 22	△ 71	△ 39	Δ 66	0	0	0	△ 252
	転入等	472	103	102	104	88	60	79	57	66	86	81	404	1,702
平	転出等	397	105	84	118	117	95	83	97	102	86	128	763	2,175
成	①社会増減	75	Δ2	18	△ 14	△ 29	△ 35	Δ4	Δ 40	△ 36	0	△ 47	△ 359	△ 473
29	出生	36	34	24	27	33	35	39	37	34	34	25	38	396
年度	死亡	76	74	76	64	62	61	66	72	76	94	103	66	890
	②自然増減	△ 40	△ 40	△ 52	△ 37	△ 29	△ 26	△ 27	△ 35	△ 42	△ 60	△ 78	△ 28	△ 494
	1)+2)	35	△ 42	△ 34	△ 51	△ 58	△ 61	△ 31	△ 75	△ 78	△ 60	△ 125	△ 387	△ 967
	転入等	536	118	108	95	126	102	92	85	94	89	109	440	1,994
平	転出等	376	90	90	121	108	97	89	100	73	88	130	750	2,112
一成	①社会増減	160	28	18	△ 26	18	5	3	△ 15	21	1	△ 21	△ 310	Δ 118
28	出生	30	31	28	42	31	35	34	29	34	26	33	39	392
年	死亡	80	71	42	67	63	72	70	81	73	102	73	82	876
度	②自然増減	△ 50	△ 40	Δ 14	△ 25	△ 32	△ 37	△ 36	△ 52	△ 39	△ 76	△ 40	△ 43	△ 484
	1)+2)	110	Δ 12	4	△ 51	Δ 14	△ 32	△ 33	△ 67	Δ 18	△ 75	△ 61	△ 353	△ 602

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

# 浜田市人口状況(平成31年1月末現在)

平成31年3月1日 福祉環境委員会資料 市民生活部 総合窓口課

#### 1.人口の状況

	日本人			外国人			合 計			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
1月末	25,730	27,902	53,632	172	463	635	25,902	28,365	54,267	
12月末	25,777	27,944	53,721	168	440	608	25,945	28,384	54,329	
増減	△ 47	△ 42	△ 89	4	23	27	△ 43	△ 19	△ 62	

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

# 2.世帯数の状況

	1月末	12月末	増減
日本人	25,793	25,828	△ 35
複数国籍	134	134	0
外国人	434	407	27
合計	26,361	26,369	Δ 8

### 3.自治区別人口・世帯数 (外国人を含む)

		人口		世帯数			
	1月末	12月末	増減	1月末	12月末	増減	
浜田	40,040	40,065	△ 25	19,612	19,608	4	
金城	4,227	4,242	△ 15	1,896	1,901	△ 5	
旭	2,727	2,727	0	1,335	1,333	2	
弥栄	1,280	1,285	△ 5	669	673	Δ4	
三隅	5,993	6,009	Δ 16	2,849	2,854	△ 5	

#### 4.異動事由別増減(1月1日~31日)

抽	転入	資格取得	転出取消等	出生	計
増	84		6	26	116

)=lt	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
減	94		1	83	178

#### 5.異動事由別月別件数

	用私本本	4 🗆		о <b>п</b>		0 -	0 0	100	440	100	40	0.0	0 🗆	<b>∧</b> =1
	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	転入等	478	80	87	135	130	103	73	86	75	90			1,337
平	転出等	330	120	84	120	124	95	107	93	91	95			1,259
成	①社会増減	148	Δ 40	3	15	6	8	△ 34	Δ7	Δ 16	△ 5	0	0	78
30	出生	26	27	40	34	39	28	29	40	31	26			320
年	死亡	70	84	60	61	77	58	66	72	81	83			712
度	②自然増減	△ 44	△ 57	△ 20	△ 27	△ 38	△ 30	△ 37	△ 32	△ 50	△ 57	0	0	△ 392
	1)+2)	104	△ 97	Δ 17	Δ 12	△ 32	△ 22	△ 71	△ 39	Δ 66	△ 62	0	0	△ 314
	転入等	472	103	102	104	88	60	79	57	66	86	81	404	1,702
平	転出等	397	105	84	118	117	95	83	97	102	86	128	763	2,175
成	①社会増減	75	Δ2	18	△ 14	△ 29	△ 35	Δ4	Δ 40	△ 36	0	△ 47	△ 359	△ 473
29	出生	36	34	24	27	33	35	39	37	34	34	25	38	396
年	死亡	76	74	76	64	62	61	66	72	76	94	103	66	890
度	②自然増減	△ 40	△ 40	△ 52	△ 37	△ 29	△ 26	△ 27	△ 35	△ 42	△ 60	△ 78	△ 28	△ 494
	1)+2)	35	△ 42	△ 34	△ 51	△ 58	△ 61	△ 31	△ 75	△ 78	Δ 60	△ 125	△ 387	△ 967
	転入等	536	118	108	95	126	102	92	85	94	89	109	440	1,994
平	転出等	376	90	90	121	108	97	89	100	73	88	130	750	2,112
一成	①社会増減	160	28	18	△ 26	18	5	3	△ 15	21	1	△ 21	△ 310	Δ 118
28	出生	30	31	28	42	31	35	34	29	34	26	33	39	392
年	死亡	80	71	42	67	63	72	70	81	73	102	73	82	876
度	②自然増減	△ 50	△ 40	Δ 14	△ 25	△ 32	△ 37	△ 36	△ 52	△ 39	△ 76	△ 40	△ 43	△ 484
	1)+2)	110	Δ 12	4	△ 51	Δ 14	△ 32	△ 33	△ 67	Δ 18	△ 75	△ 61	△ 353	△ 602

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

平成31年3月1日 福祉環境委員会資料 健康福祉部地域福祉課

### 民生児童委員に関する状況について

平成31年2月1日現在

#### 1 民生児童委員の定数、担当地区世帯数等について

	定数 (うち、欠員数)	委員1人当たりの 最多担当世帯数	委員1人当たりの 最少担当世帯数
浜田地区	26 (2)	412	29
石見地区	30 (1)	416	20
長浜地区	12 (0)	314	102
周布地区	12 (0)	410	39
美川地区	9 (0)	138	53
国府地区	15 (0)	373	59
金城地区	16 (0)	220	61
旭地区	17 (0)	233	31
弥栄地区	11 (0)	92	14
三隅地区	27 (1)	267	17
合計	175 (4)		

※地区ごとの定数には、主任児童委員20名を含まない。

#### 《厚生労働省通知による配置基準》

▶人口10万人未満の市については、「120世帯~280世帯に1人」

#### 《県のめやす》

世帯に占める「高齢者世帯の割合」及び世帯数を面積で割り戻した「世帯密度」によって「120世帯~280世帯に1人」を細かく区分することとしている。

#### 2 民生児童委員欠員地区について

浜田地区	殿町(2.3.4.5.6町内)	平成28年12月1日~ 欠員		
供田地区	真光町(全域)、原町(全域)	平成28年12月1日~ 欠員		
石見地区	後野町(1.2.3.4町内)	平成31年1月1日~ 欠員		
三隅地区	井川(黒沢4区)、下古和(黒沢5区.黒沢6区)	平成31年1月19日~ 欠員		

#### 3 報酬について

給与・報酬の支給はありませんが、活動費として、1人当たり島根県から59,000円/年、 浜田市から39,000円/年を支給しています。

# 胃がんリスク検査(ピロリ菌検査)事業について

対象者 : 平成30年度に満40歳に達する者(603人)

検査方法 : 便中ヘリコバクター・ピロリ抗原検査

実施期間 : 平成30年11月下旬~12月下旬

自己負担金: 無料

実施方法 : 市から検査容器を対象者に郵送

 $\downarrow$ 

受診者は自宅で検査容器に採便し、市役所・各支所に提出

 $\Downarrow$ 

市から受診者全員に結果通知

受診結果 : 受診者 111 人 (受診率 18.4%)

→陽性者 15 人 (陽性率 13.5%)

→医療機関からの精密検査結果返信数 6人

4内訳(治療開始:1人 治療不要:3人 要経過観察:2人)

#### ○胃がんリスク検査の性別、居住地別結果

	浜田自治区		金城自治区		旭自治区		弥栄自治区		三隅自治区		全市計	
<b>社各学</b> 粉(】)	453 人		49 人		28 人		12 人		61 人		603 人	
対象者数(人)	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	225	228	30	19	19	9	9	3	35	26	318	285
	85 人		11 人		4 人		4 人		7 人		111人	
受診者数(人)	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	28	57	5	6	2	2	2	2	2	5	39	72
	18.8%		22. 4%		14. 3%		33. 3%		11.5%		18.4%	
受診率(%)	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	12.4	25.0	16. 7	31.6	10.5	22. 2	22. 2	66. 7	5. 7	19. 2	12.3	25. 3
	11 人		3 人		1人		0人		0人		15 人	
陽性者数(人)	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	3	8	2	1	1	0	0	0	0	0	6	9
RE U. + (O/)	12.9%		27.3%		25.0%		0.0%		0.0%		13.5%	
陽性率(%)	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	10.7	14.0	40.0	16. 7	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15. 4	12. 5

平成31年3月1日 福祉環境委員会資料 健康福祉部子育て支援課

# ひとり親家庭支援対策について

ひとり親家庭支援対策について、次のとおり報告します。

#### 【市が実施している主なもの】

〇 母子父子相談

子育て支援課内に母子父子自立支援員を3人配置し、ひとり親家庭の皆さんが抱えている様々な悩み事の相談相手となり、問題解決の手助けを行っています。また、子どもの養育に関する相談は、子育て世代包括支援センターの保健師が対応を行っています。

児童扶養手当の現況届提出時には、個別に面談を行い、悩み事の対応を 行っています。

○ ハローワークの協力による就労相談窓口の開設 児童扶養手当の現況届受付時期に、ハローワークの協力による就労相談 窓口を市役所内に開設しています。

平成30年度開設日 8月8日、15日、22日の3日間

○ 島根県弁護士会の協力による養育費に関する相談窓口の開設 児童扶養手当の現況届受付時期に、島根県弁護士会の協力による養育費 に関する無料相談窓口を市役所内に開設しています。

平成30年度開設日 9月6日

〇 就労相談

就労を希望するひとり親家庭の親と面談を行い、その方の状況やニーズ に応じてハローワークなどの関係機関と連絡調整を取りながら、自立に向 けた就労支援計画の策定や情報提供などを行っています。

#### 【県が実施している主なもの】

○ ひとり親家庭無料法律相談

奇数月の第4水曜日に養育費、財産分与、消費者金融のことなど法律的 な知識を必要とする問題に対して、弁護士が無料で相談に応じています。

○ 「島根ひとり親家庭支援情報」メールマガジンの発行

ひとり親家庭への福祉制度のPR、求人情報の提供などを行うメールマガジンを発行しています。

その他別紙のパンフレットを作成し、ひとり親家庭に対する支援制度の周知を行っています。

# ひとり親家庭となられた方へ

平成 30 年 4 月改訂



1. 児童扶養手当の申請(申請者・同居親族の所得制限あり。)

児童1人月額 42,500円~10,030円

第2子は10,040円~5,020円加算、第3子以降は一人あたり6,020円~3,010円加算 ※所得に応じて決定されます。(平成30年4月~額改定)

【申請・問い合わせ先】 子育て支援課 ⑪番窓□ ☎25-9331

2. 児童手当の受給者の変更(H24.4 法改正。中学校修了前の児童を養育している方。)

現在の受給者からの消滅届、今後の受給者からの申請が必要

3歳未満、3歳~小学生以下の第3子以降(月額15,000円)

3歳~小学生以下の第1子・第2子、中学生(月額10,000円)

【申請・問い合わせ先】 子育て支援課 ⑪番窓□ ☎25-9331

3. 福祉医療〔前年度、所得税非課税世帯で、18 歳未満または高等学校第3学年まで(20歳未満)の児童を養育する方および児童〕

医療費の自己負担額が、原則医療費の 1 割となります

【申請・問い合わせ先】 医療保険課 ⑥番窓□ ☎25-9411

4. 保育台帳変更(保育園をご利用の方)

【手続先】子育て支援課 ⑫番窓口 ☎25-9330

5. 学校に係る費用の免除・減免

準要保護世帯・・・各小・中学校で申請(収入制限あり)。給食費等が免除となります。 【問い合わせ先】 就学校または学校教育課 ☎25-9711

6. 放課後児童クラブ負担金の減免

児童扶養手当受給者の方は、放課後児童クラブの減免があります。

【申請・問い合わせ先】子育て支援課 ⑫番窓口 ☎25-9330

7. 寡婦(夫)控除(所得税、市民税・県民税の軽減)

婚姻歴のない方は控除対象とはなりません。詳しくはお問い合わせください。 【問い合わせ先】 浜田税務署 **☎**22-0360、または税務課 **☎**25-9232

- 8. 母子家庭等自立支援給付金事業(平成25年4月より父子家庭の父も対象)
  - ①自立支援教育訓練給付金

対象講座の受講経費の60%を支給します。(授業料及び、入学料に限ります)

※雇用保険制度の教育訓練給付を受けている場合は、上記の額から給付金の額を引いた額となります。

②高等職業訓練促進給付金

専門的な資格取得のため、養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が 見込まれる方に、修業期間中の生活費として、給付金を支給します。

※①②とも事前相談が必要です。早めにご相談ください。

【申請・問い合わせ先】 子育て支援課 ⑪番窓□ ☎25-9331

8. 母子父子寡婦福祉資金貸付(平成26年10月より父子家庭の父も対象)

ひとり親家庭の方や寡婦の方などを対象に、経済的に自立していくために必要な資金を、低利子または無利子でお貸しする貸付制度です。

【申請・問い合わせ先】 子育て支援課 ⑪番窓口 ☎25-9331

#### 9. その他

①ファミリー・サポート・センター 利用料半額助成(会員登録が必要)

【申請・問い合わせ先】

はまだファミリー・サポート・センター 子育て支援センター内 22-8912

#### ②母子会

ひとり親家庭がお互いに協力し合って福祉の向上を図っていく団体です。

年間行事もたくさん用意されています。年会費800円

【申請・問い合わせ先】 子育て支援課 ⑪番窓口 ☎25-9331

③ひとり親家庭法律相談

奇数月第4水曜日(13:30~15:30)

いわみーる・要予約・無料・1人30分(1日4人まで)

【申請・問い合わせ先】 島根県母子寡婦福祉連合会 ☎0852-32-5920

4母子家庭等就業相談

ハローワーク同行・履歴書の書き方等、随時対応します。

【申請・問い合わせ先】 子育て支援課 ⑪番窓口 ☎25-9331

⑤住民票•戸籍等証明手数料免除

児童扶養手当証書を窓口で提示することで、受給者及び支給対象要件児童に係るものについては手数料免除になります。

⑥JR 通勤定期券の割引制度

児童扶養手当受給者または同一世帯員で<u>通勤</u>定期乗車券を必要とする方に、普通定期券 運賃の3割引で通勤定期券を購入できます。(全部支給停止の方は対象外)

手続きに必要なもの~児童扶養手当証書、定期券購入者の写真(最近6ヶ月以内のもの、 正面上半身縦4cm×横3cm)、印鑑

【申請・問い合わせ先】 子育て支援課 ⑪番窓口 ☎25-9331

⑦小額貯蓄非課税制度(新マル優制度)

児童扶養手当受給者や寡婦の方などの預貯金利子が、一定の金額までは非課税となります。 【問い合わせ先】 各金融機関

⑧遺族基礎年金、遺族厚生(共済)年金

年金制度に加入していた被保険者が死亡したとき、遺族に支給されます。

【問い合わせ先】遺族基礎年金~医療保険課 ⑥番窓□ ☎25-9411

遺族厚生年金~浜田年金事務所 お客様相談室 四22-0672

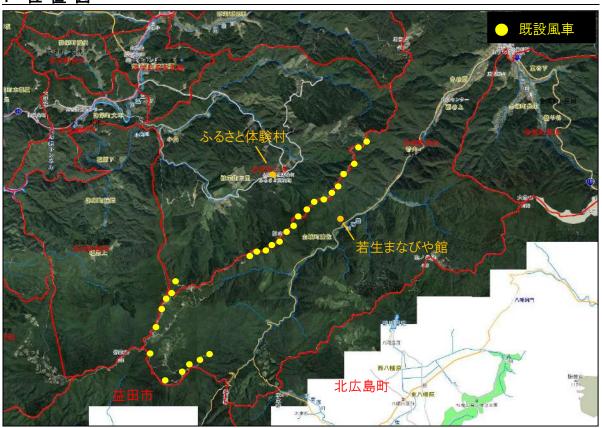
遺族共済年金〜被保険者が勤務していた職場

ご不明な点・お困りの事は、お気軽にご相談ください。 浜田市役所子育て支援課 ☎25-9331

### 「ウィンドファーム浜田」に対する住民の意見等について

現在、弥畝山付近において稼働中の風力発電施設「ウィンドファーム浜田」に対する住民からの意見について、次のとおり報告します。

### 1 位置図



#### 2 事業の概要

事業者名	株式会社グリーンパワー浜田
発電所出力	48, 430kW(1, 670kW×29 基)
施設の所在	浜田市金城町及び弥栄町の町境付近
運転開始年月	平成 28 年 6 月

# 3 住民説明会等における住民意見

# <金城自治区>

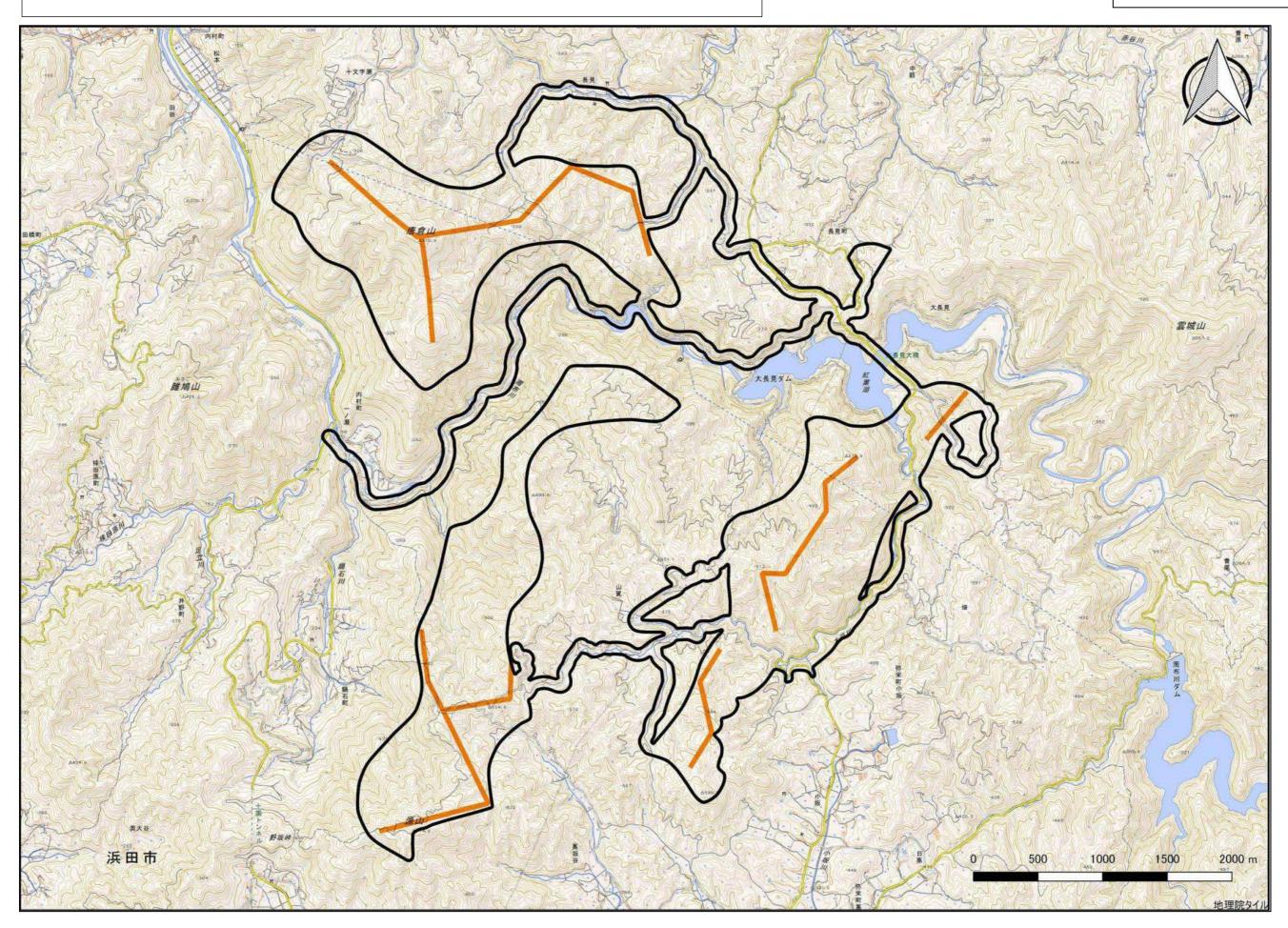
	開催日・会議名	意見等
1	平成 29 年 5 月 1 日 平成 29 年度 金城自治区地域協議会 【第 1 回】	・弥畝山の風力発電の工事の際に災害 (濁流) が起き、周布川の魚がほとんどいない状況。
2	平成 29 年 7 月 14 日 (仮称) 大佐山風力発電事業説明会 【波佐地区】	・弥畝山の風力発電の工事の際は、豪雨により 周布川でハプニング(濁流)が起きた。 ・濁水等の影響から川のコケが悪くなってきて いる。 ・イノシシが出始めている。
3	平成 29 年 9 月 25 日 平成 29 年度 金城自治区地域協議会 【第 3 回】	・巷では健康問題、環境問題で風力発電のことは話題になって、問題が発生している。 ・茶色い水が出て、鮎が何年もだめになった。 今でも、波佐で雨が降ると茶色い水が出る。
4	平成 29 年 11 月 28 日 平成 29 年度 金城自治区地域協議会 【第 5 回】	・300mの近くに住んでいる人から、今頃になって鳥獣被害等があると聞き及んでいる。

### <弥栄自治区>

	開催日・会議名	意見等
1	平成 29 年 11 月 28 日 (仮称)島根風力発電事業説明会 【安城地区】	・天候によってはかなり音が聞こえてくる。 ・弥畝山にあれだけのものが建ち、実際に地元 住民には生活に困っている方も居る。イノシシ が餌を食べたり、熊が出て来て、電柵をしなけ ればならない状況が起きている。 ・田舎に暮らしている者とするとメチャクチャ な違和感を覚える。
2	平成 29 年 11 月 29 日 (仮称)島根風力発電事業説明会 【杵東地区】	・弥畝山の風力発電を作る際には、山肌が現れるようなことになっていた。
3	平成 29 年 11 月 30 日 平成 29 年度 弥栄自治区地域協議会 【第 4 回】	・弥畝に風力発電ができたことで熊やイノシシが人里に出没しており、電気事業によって弥栄 町ほど被害を受けたところはない。
4	平成30年2月14日 (仮称)島根風力発電事業説明会 【弥栄自治区】	・弥畝山に風力発電が建っていて、地元から苦情を聞いている。
5	平成 30 年 10 月 31 日 平成 30 年度 弥栄自治区地域協議会 【第 6 回】	・弥畝山の風車から、ある程度離れた所に住んでいるが、風車の音を感じることがある。
6	平成 30 年 11 月 29 日 平成 30 年度 弥栄自治区地域協議会 【第 7 回】	・弥栄の多くの方も反対の意見を持たれると思う。既存の施設が出来た後、景観や風切り音などの騒音を目の当たりにしているからである。
7	平成31年1月30日 新浜田ウィンドファーム発電事業説明会 【杵東地区】	・現在稼働している風車は、ふるさと体験村から数基見える状態である。景観上、非常に良くない。 ・谷筋によっては風車の羽音が非常にうるさく、個人的には寝られない時がある。

(備考) 影響については、直接の因果関係が確認されているかは不明です。

# ○ (仮称)島根風力発電事業対象事業実施区域図(環境影響評価方法書より)



# ○ (仮称) 新浜田ウインドファーム発電事業対象事業実施区域図 (環境影響評価方法書より)

